

山梨市地域防災計画

総 則 編
一 般 災 害 編
地 震 編

令和3年3月

山梨市防災会議

目	次
---	---

〔目次〕

総則編

第1章	計画の目的と編成	1
第2章	防災計画の性格	2
第3章	防災の基本理念及び施策の概要	3

一般災害編

第1章	一般災害編の概要	7
第1節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	7
第2節	山梨市の概況	16
第2章	災害予防計画	19
第1節	防災組織の充実計画	19
第2節	防災知識の普及計画	23
第3節	防災訓練計画	27
第4節	防災施設及び防災資機材の整備・拡充計画	30
第5節	消防予防計画	32
第6節	風水害等災害予防対策計画	35
第7節	雪害予防対策	43
第8節	原子力災害予防対策計画	45
第9節	火山災害予防対策計画	46
第10節	建築物災害予防対策計画	47
第11節	文化財災害予防対策計画	49
第12節	特殊災害予防対策計画	50
第13節	情報通信システム整備計画	52
第14節	防災拠点整備計画	55
第15節	業務継続計画（BCP）	57
第16節	要配慮者対策の推進計画	59
第3章	災害応急対策計画	65
第1節	応急活動体制計画	65

目 次

第2節	職員配備計画	79
第3節	応援要請計画	84
第4節	自衛隊災害派遣要請計画	88
第5節	県消防防災ヘリコプター出動要請計画	92
第6節	予報及び特別警報・警報・注意報等の受理・伝達計画	97
第7節	被害状況等報告計画	111
第8節	災害広報計画	118
第9節	災害通信確保計画	121
第10節	雪害対策計画	124
第11節	消防対策計画	126
第12節	原子力災害応急対策計画	131
第13節	緊急輸送対策計画	133
第14節	交通対策計画	136
第15節	災害救助法による救助計画	145
第16節	避難対策計画	153
第17節	医療対策計画	166
第18節	防疫対策計画	172
第19節	食料供給対策計画	174
第20節	生活必需物資供給対策計画	177
第21節	飲料水確保対策計画	180
第22節	応急教育対策計画	183
第23節	廃棄物処理計画	186
第24節	応急住宅対策計画	191
第25節	救出計画	193
第26節	死体の検索、処理及び埋葬計画	196
第27節	障害物除去計画	198
第28節	生活関連事業等の応急対策計画	200
第29節	民生安定事業計画	205
第30節	災害ボランティア支援対策計画	213
第4章	災害復旧・復興対策計画	214
第1節	災害復旧事業計画の作成	214
第2節	激甚災害の指定に関する計画	216

地 震 編

第1章	地震編の概要	217
第1節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	217
第2節	山梨市の地盤の特質と過去の地震災害	225

第3節	被害想定を活用	225
第4節	南海トラフ地震及び首都直下地震対策	225
第2章	災害予防計画	226
第1節	防火組織の充実計画	226
第2節	地震に強いまちづくり推進計画	226
第3節	大震火災対策推進計画	230
第4節	生活関連施設の安全対策推進計画	232
第5節	地震災害の防止・軽減対策推進計画	237
第6節	防災施設及び防災資機材の整備・拡充計画	240
第7節	広域応援体制整備計画	241
第8節	防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進計画	242
第9節	災害ボランティア育成強化計画	247
第10節	防災訓練計画	248
第11節	要配慮者対策の推進計画	249
第12節	防災拠点整備計画	249
第3章	災害応急対策計画	250
第1節	応急活動体制計画	250
第2節	職員配備計画	253
第3節	応援要請計画	257
第4節	自衛隊災害派遣要請計画	257
第5節	県消防防災ヘリコプター出動要請計画	257
第6節	地震災害情報等の収集伝達計画	258
第7節	被害状況等報告計画	262
第8節	災害広報計画	267
第9節	災害通信確保計画	269
第10節	消防対策計画	270
第11節	緊急輸送対策計画	273
第12節	交通対策計画	273
第13節	災害救助法による救助計画	273
第14節	避難対策計画	274
第15節	医療対策計画	279
第16節	防疫対策計画	279
第17節	食料供給対策計画	279
第18節	生活必需物資供給対策計画	279
第19節	飲料水確保対策計画	279
第20節	応急教育対策計画	280
第21節	廃棄物処理計画	281
第22節	応急住宅対策計画	282

目 次

第23節	救出計画	286
第24節	死体の捜索、処理及び埋葬計画	287
第25節	障害物除去計画	287
第26節	生活関連事業等の応急対策計画	288
第27節	民生安定事業計画	291
第28節	災害ボランティア支援対策計画	291
第4章	東海地震に関する事前対策計画	292
第1節	東海地震に関する事前対策計画の目的	292
第2節	東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時（東海地震予知情報）の対策体制及び活動	294
第3節	情報活動	297
第4節	広報活動	301
第5節	避難活動	304
第6節	市民生活防災応急活動	306
第7節	防災関係機関の講ずる措置	311
第8節	交通対策	316
第9節	事業所等対策計画	319
第5章	南海トラフ地震に関する事前対策計画	321
第1節	計画作成の趣旨	321
第2節	防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱	321
第3節	南海トラフ地震臨時情報等について	321
第4節	時間差発生等における円滑な避難の確保等	323
第6章	災害復旧・復興対策計画	328
第1節	災害復旧事業計画の作成	328
第2節	激甚災害の指定に関する計画	328

総 則 編

第 1 章 計画の目的と編成

第 1 目的

本市は、標高 2,000m級の山岳等、多くの山々に囲まれているため急峻な地形が多く、特に、中山間地域には急傾斜地が多く、地震をはじめ、集中豪雨等による洪水、崖崩れ、地すべり等の自然災害が発生しやすい箇所が点在している。

また、牧丘地域、三富地域については、主要路線沿いに集落が点在しているため、災害時の交通遮断により集落が孤立するおそれもあり、災害に強い安全なまちづくりが求められている。

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、国、県、市、公共機関、住民それぞれが防災に向けて積極的かつ計画的な行動と相互努力の地道な積み重ねにより達成するものである。

これらを踏まえ、「山梨市地域防災計画」(以下、「防災計画」という。)は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、本市の防災に関する基本的事項を総合的に定め、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、山梨市防災会議が策定する計画である。

第 2 構成

この防災計画の構成は、次の 4 編からなる。

なお、地震編の各節において、一般災害編と内容が共通する計画については、一般災害編を準用することとする。

総則編

一般災害編

地震編

資料編

第 2 章 防災計画の性格

第 1 防災計画の性格

この防災計画は、市、県及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にするとともに、これら関係機関相互の密接な連絡整備を図るために必要な基本的事項を示すものであり、その実施細目、マニュアル(実践的応急活動要領)等については、別途それぞれが果たすべき役割・地域等の実態を踏まえ、災害対策本部の分掌事務により担当する班等が中心となり定めるものとする。

第 2 防災計画の修正

この防災計画は、中央防災会議の定めた「防災基本計画」、山梨県防災会議が作成した「山梨県地域防災計画」及び山梨県が公表した「山梨県東海地震被害想定調査報告書」を踏まえ、さらに阪神・淡路大震災や東日本大震災を教訓に、震度 7 を視野に入れた見直しを行うものであり、今後も必要に応じ修正を加え内容の充実を期すものとする。

第 3 山梨市強靱化計画の反映

本市は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第 13 条に基づき、平成 28 年 9 月に「山梨市強靱化計画」を策定した。

このため、本計画においても、山梨市強靱化計画の基本目標である「一人の犠牲も出さないまちづくり」「市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される」「市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する」「迅速に粘り強く復旧復興できる」を踏まえ、防災計画の策定及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

第 4 防災計画の推進対策

1 市職員への周知徹底等

市の危機管理対策担当である防災危機管理課をはじめとする市職員は、この防災計画を効果的に推進するため、他課等との連携、また他機関との連携を図りつつ、次の事項を実行するものとする。

- (1) 各種防災対策のマニュアルの作成や防災訓練等を通じた防災計画の職員への徹底周知
- (2) 防災対策、マニュアルの定期的な点検
- (3) 他計画(開発計画等)に対する防災の観点からのチェック

2 住民に対する防災意識の一層の高揚推進

この防災計画が効果的に推進されるためには、市職員のみならず、住民の防災に関する自覚と自発的協力を得ることが重要であるので、市は、住民等の防災意識の高揚に一層の努力を傾注するものとする。

第3章 防災の基本理念及び施策の概要

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、市街地への人口の集中、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件をあわせもつ本市の、地勢並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念としていく必要がある。

いつ、どこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による「公助」はもとより、個々人の自覚に根ざした「自助」、身近な地域コミュニティ等による「共助」が必要である。

このため、国が決定した国民運動の推進の主旨を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行い、その推進にあたっては、時機に応じた重点課題を設定し課題解決に積極的に取り組むとともに、関係機関等の連携の強化を図ることが必要である。

災害対策の実施にあたっては、関係機関はそれぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、関係機関や住民等が一体となって、最善の対策をとる必要がある。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大のモーメントマグニチュード9.0を記録し、地震により発生した津波や原子力発電所の事故は、東北地方及び関東地方の太平洋沿岸部に甚大な被害をもたらした。本市を含む山梨県においては、切迫性が指摘されている南海トラフ地震（東海地震）をはじめ、断層型地震等の大規模地震や、富士山噴火等の大規模災害の発生が懸念されることから、日頃から住民の生命と暮らしを守るための備えをしておかなければならない。このため、東日本大震災等、多くの大災害の様々な教訓を生かすとともに、本市の地域特性や災害史を踏まえ、災害による被害を最小限にとどめられるよう、具体的な防災施策を実施していく必要がある。

男女双方の視点や多様な性にも配慮した防災を進めるため、防災に関する政策等の方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することが必要である。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において国、地方公共団体、公共機関、住民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進するものとする。

災害に対する備えとして、県、市、公共機関等の災害予防責任者は、法令又はそれぞれ防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に必要な物資及び資材の備蓄を図るとともに、応援・受援体制の確立に向け、相互応援に対する協定の締結、共同防災訓練の実施その他必要な措置を講じ、円滑な相互応援が図られるよう努めるものとする。

また、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、指定避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

各段階における基本理念及びこれにのっとり実施すべき施策の概要は、以下のとおりである。

第1 災害予防

- 1 災害に強いまちづくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、治山治水事業及び市街地再開発事業等による災害に強いまちの形成、並びに公共施設、ライフライン機能の安全性の確保等を行う。
- 2 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、平時から施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄、関係機関（民間企業、ボランティア、NPO及びNGO等を含む。）相互の協力体制の構築に向けた、協同での実践的な訓練や研修、及び協定の締結等を行う。
- 3 住民の防災活動を促進するため、住民への防災思想・防災知識の普及、防災教育、防災訓練の実施、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援並びに自主防災会の育成強化、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進等を行う。
また、市民は、自ら災害教訓を伝承し、平時から防災意識の涵養に努めるとともに、災害発生時には相互の協力により、被害が最小限になるよう努める。
- 4 高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児等その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を効果的に支援するため、要配慮者の状況把握、避難・救助対策等を推進する。
- 5 公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。
- 6 複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、防災体制の構築に努める。

第2 災害応急対策

- 1 南海トラフ地震に関連する情報等の伝達、住民の避難誘導及び災害未然防止活動を行う。
- 2 発災直後の被害規模の早期把握に関する情報の迅速な収集及び伝達、並びにそのための通信手段の確保を行う。
- 3 被災による本市の行政機能の低下等により被災状況の把握等が行えないと認められる場合、市の被災情報を的確に把握するため、県と連携し収集体制の確立を行う。
- 4 災害応急対策を総合的、効果的に行うため、市の活動体制の確立、並びに他機関との連携による応援体制の確立を行う。
- 5 災害の拡大を阻止するための消火・水防等の災害防止活動を行う。
- 6 被災者に対する救助・救急活動と負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動を行う。
- 7 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。
- 8 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等による交通の確保、並びに優先度を考慮した緊急輸送等を行う。
- 9 被災者の安全な指定避難所への誘導、指定避難所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供等避難

収容活動の調整等を行う。

- 10 要配慮者に配慮した避難支援、指定避難所運営、情報提供、相談支援等を行う。
- 11 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給を行う。
- 12 被災者の健康状態の把握、並びに必要な応じた救護所の開設、仮設トイレの設置、廃棄物処理等の保健衛生活動、防疫活動、並びに迅速な死体の処理等を行う。
- 13 防犯活動等による社会秩序の維持、物価・物資の安定供給のための施策を実施する。
- 14 被災者の生活確保に資するライフライン、交通施設等の応急復旧を行う。
- 15 流言・飛語等による社会的混乱を防ぎ、適切な判断と行動を促すため、報道機関及び電子情報提供事業者・情報通信運営機関に協力を求めながら、被災者等への的確な情報伝達を行う。
- 16 二次災害の危険性を見極め及び必要に応じ住民の避難、応急対策を行うとともに、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。
- 17 受援計画に基づき、ボランティア、義援物資・義援金、市外からの支援の適切な受け入れを行う。

第3 災害復旧・復興

- 1 被災地域の復旧・復興の基本方針の早急な決定と事業の計画的推進を行う。
- 2 被災施設及び設備の迅速な復旧を行うとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。
- 3 二次災害の防止と、より快適な生活環境を目指した防災まちづくりを行う。
- 4 迅速かつ適切ながれき処理を行う。
- 5 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建の支援を行う。
- 6 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けての経済復興の支援を行う。

第4 国、県等の連携

大規模災害にも対応しうる即応体制を充実強化するため発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、国、県、他市町村等との相互応援体制を構築するため、各機関が連携した災害対応の推進を図る。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

一般災害編

第1章 一般災害編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 防災関係機関の役割

1 山梨市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は事務の実施を助け、かつその調査を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。また、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施する。また、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施する。

また、市及び県その他防災関係の防災活動に協力する。

注 指定行政機関：国の行政機関で内閣総理大臣の指定するもの

指定地方行政機関：指定行政機関の地方支分部局その他国の地方行政機関で内閣総理大臣の指定するもの

指定公共機関：東日本電信電話㈱等の公共的機関及び電気、ガス等の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣の指定するもの

指定地方公共機関：土地改良区等の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス等の公益的事業を営む法人で、当該都道府県知事の指定するもの

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

市は、次の災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸対策を樹立し、災害に対処する。ただし、災害救助法適用後は知事の補助機関として災害救助にあたるものとする。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から組織の体制及び国（指定地方行政機関）、県等の関係機関との間の連絡体制等を整備する。

(1) 災害予防

- ア 防災組織の整備
- イ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓の伝承及び広報
- ウ 防災訓練の実施
- エ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検
- オ 防災に関する施設の整備、点検
- カ 自主防災会等の指導育成
- キ 前各号のほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善

(2) 災害応急対策

- ア 災害対策本部の設置及び運営
- イ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- ウ 防災資機材及び人員等の配備
- エ 特別警報、警報の発令及び伝達
- オ 避難の勧告又は指示及び避難者の保護
- カ 被災者への食料、飲料水、生活必需品等の供給
- キ 消防、水防その他の応急措置
- ク 被災者の救出、救助その他の保護
- ケ 応急教育の実施
- コ 被災施設及び設備の応急復旧
- サ 医療・介護、清掃、防疫その他の保健衛生・福祉活動
- シ 防犯、交通規制その他災害における社会秩序維持の措置
- ス 緊急輸送の確保
- セ 応急仮設住宅の建設と施設及び設備の応急復旧
- ソ 県その他関係機関に対する応援要請
- タ 広域一時滞在に関する協定の締結
- チ 前各号のほか、災害発生の防衛又は拡大防止のための措置

(3) 災害復旧

- ア 被災した施設等の原型復旧
- イ 災害の再発防止
- ウ 前各号のほか、将来の災害に備える措置

2 県

県は、次の事項を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。

(1) 災害予防

- ア 防災組織の整備
- イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- ウ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
- エ 防災訓練の実施

- オ 防災に必要な物資及び資材の設備、整備及び点検
- カ 防災に関する施設の整備、点検
- キ 過去の災害に係る情報の収集及び整理等
- ク 前各号のほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善
- (2) 災害応急対策
 - ア 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
 - イ 警報の発令及び伝達並びに、避難の勧告又は指示並びに市が避難勧告又は指示を行う際に必要な助言の実施
 - ウ 消防、水防その他の応急措置
 - エ 被災者の救出、救助その他の保護
 - オ 被災者等からの相談窓口の設置
 - カ 応急教育の実施
 - キ 被災施設及び設備の応急復旧
 - ク 清掃、防疫その他の保健衛生活動
 - ケ 犯罪の予防、交通規制その他の社会的秩序維持の措置
 - コ 緊急輸送の確保
 - サ 広域一時滞在に関する協定の締結
 - シ 前各号のほか、災害発生の防衛又は拡大防止のための措置
- (3) 災害復旧
 - ア 被災した施設等の原型復旧
 - イ 災害の再発防止
 - ウ 前各号のほか、将来の災害に備える措置
- 3 指定地方行政機関
 - (1) 関東農政局（山梨県拠点）
 - ア 災害予防
 - (ア) ダム、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導
 - (イ) 防災ダム、ため池、湖岸堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地浸食防止等の施設の整備
 - イ 災害応急対策
 - (ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告
 - (イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保
 - (ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給
 - (エ) 災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除
 - (オ) 土地改良機械の緊急貸出し及び技術者の把握と動員
 - (カ) 応急用食料の調達・供給対策
 - ウ 災害復旧
 - (ア) 査定の手やかな実施と必要な場合の緊急査定の実施
 - (イ) 災害による被害農林漁業者に対する資金の融通

(2) 関東森林管理局（山梨森林管理事務所）

- ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）の維持・造成
- イ 民有林直轄治山事業の実施
- ウ 災害復旧用材（国有林財）の供給

(3) 東京管区气象台（甲府地方气象台）

- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う
- イ 気象、地象、（地震にあつては発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う
- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める
- エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める

(4) 山梨労働局（甲府労働基準監督署）

- ア 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導及び特殊設備の安全確保のための検査
- イ 事業場内労働者の二次被害の防止
- ウ 被災事業場に対する労働保険料の徴収猶予
- エ 災害復旧工事における安全の確保

(5) 国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所）

管轄する河川、道路について計画、工事及び管理を行うほか、災害対策について下記の事項を行う。

- ア 防災対策の基本方針等の策定
- イ 災害予防
 - (ア) 災害対策の推進
 - (イ) 危機管理体制の整備
 - (ウ) 災害、防災に関する研究、観測等の推進
 - (エ) 防災教育等の実施
 - (オ) 防災訓練
 - (カ) 再発防止対策の実施
- ウ 災害応急対策
 - (ア) 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
 - (イ) 活動体制の確立
 - (ウ) 政府本部への対応等
 - (エ) 災害発生直後の施設の緊急点検
 - (オ) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保
 - (カ) 災害発生時における応急工事等の実施
 - (キ) 災害発生時における交通の確保等
 - (ク) 緊急輸送

- (ケ) 代替輸送
- (コ) 二次災害の防止対策
- (サ) ライフライン施設の応急復旧
- (シ) 地方自治体等への支援
- (ス) 被災者・被災事業者に対する措置
- (セ) 災害発生時における広報
- (ソ) 自発的支援への対応
- (タ) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施
- エ 災害復旧・復興
 - (ア) 災害復旧・復興の基本方針
 - (イ) 災害復興の実施
 - (ウ) 復旧・復興資機材の安定的な確保
 - (エ) 都市の復興
 - (オ) 借地借家制度等の特例の適用
 - (カ) 被災者の居住の安定確保に対する支援
 - (キ) 被災事業者等に対する支援措置
 - (ク) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施
- 4 自衛隊（陸上自衛隊第1特科隊）
 - (1) 平時における準備
 - ア 防災関係資料の整備
 - イ 関係機関との連絡・調整
 - ウ 災害派遣計画の作成
 - エ 防災に関する教育訓練
 - オ その他
 - (ア) 防災関係資機材の点検・整備
 - (イ) 隊員の非常参集態勢の整備
 - (2) 災害派遣の準備
 - ア 災害派遣初動の準備
 - イ 災害等情報の収集
 - ウ 通信の確保
 - エ 要請等の確認及び派遣要領の決定
 - (3) 災害派遣の実施
 - 要請又は被災の状況に応ずる部隊の派遣
 - (4) 撤収及び撤収後の措置
- 5 指定公共機関
 - (1) 東日本旅客鉄道株式会社（甲府地区センター）
 - ア 災害による不通の場合の列車の迂回運転
 - イ 台風、大雨、豪雨豪雪時における列車運転の混乱防止のための運転規則（安全輸送の確保）
 - ウ 災害警備発令基準に基づく警戒

- エ 災害発生のおそれのある河川の水位観測
- オ 応急資材の確保及び重機械類の民間借上げ
- カ 災害時における不通区間の代行又は振替え輸送
- キ 生鮮食料品及び生活必需物資の輸送確保
- (2) 東日本電信電話株式会社（山梨支店）、㈱NTTドコモ（山梨支店）
 - ア 平時から設備自体を物理的に強固な状態を保ち、災害に強く信頼性の高い通信設備を構築する
 - イ 電気通信システムの一部への被災が他に重要な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る
 - ウ 災害時に重要通信を疎通させるための手段を確保する
 - エ 災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧する
 - オ 災害復旧及び被災地における情報流通について顧客、国、地方自治体、ライフライン事業者及び報道関係機関等と連携を図る
- (3) 日本赤十字社（山梨県支部）
 - ア 被災者に対する医療、助産、死体の処理その他の救助の実施
 - イ 応援救護班の体制確立とその整備
 - ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置
 - エ 赤十字奉仕団（日赤防犯ボランティア）による救護活動の連絡調整
 - オ 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
 - カ 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
 - キ 義援金の募集及び配分
- (4) 日本放送協会（甲府放送局）
 - ア 災害対策基本法、気象業務法、日本赤十字社法その他の法令の定める放送又は通信
 - イ 災害対策基本法に定める対策措置
- (5) 日本通運株式会社（山梨支店）
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送
 - ウ 災害応急活動のための知事の車両借上げ要請に対し、可及的に即応しうる体制の整備
- (6) 東京電力パワーグリッド株式会社（山梨総支社）
 - ア 電力供給施設の災害予防措置
 - イ 被災電力供給施設の状況検査とその早期復旧
 - ウ 災害発生時及びその前後における電力供給の確保
- (7) 日本郵便株式会社（市内各郵便局）
 - ア 地方公共団体又は日本郵便株式会社が収集した被災者の指定避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
 - イ 指定避難所における臨時の郵便差出箱の設置
 - ウ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - エ 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - オ 郵便局窓口業務の維持
 - カ 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。）
 - キ 郵便局ネットワークを活用した広報活用

ク 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

6 指定地方公共機関

(1) 放送機関（株式会社山梨放送、株式会社テレビ山梨、株式会社エフエム富士）

- ア 地域住民に対する防災知識の普及と各種予報、警報及び特別警報の報道
- イ 地域住民に対する災害発生の情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道
- ウ 社会事業団体等による義援金品の募集、配分への協力

(2) 輸送機関（一般社団法人山梨県トラック協会）

- ア 安全輸送の確保
- イ 災害対策用物資等の輸送
- ウ 災害応急活動のための知事の車両借上げ要請に対し、可及的速やかに即応する体制の整備

(3) ガス供給機関（一般社団法人日本コミュニティーガス協会関東支部山梨県部会、一般社団法人山梨県LPGガス協会）

- ア ガス供給施設の耐震設備
- イ 被災地に対するガス供給の確保
- ウ ガス供給施設の被害調査及び復旧

(4) 医師会・薬剤師会（山梨市医師会・東山梨薬剤師会）

- ア 被災者に対する救護活動の実施
- イ 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び配達

(5) 山梨県道路公社

- ア 有料道路の耐震整備
- イ 災害時の有料道路における輸送路の確保
- ウ 有料道路の早期災害復旧

7 日下部警察署

- ア 災害広報並びに避難の指示及び誘導
- イ 被災者の救出、救護
- ウ 行方不明者の検索
- エ 死体の検視（見分）
- オ 交通規制及び交通秩序の確保
- カ 緊急通行車両の確認及び証明書等の交付
- キ 治安の維持、犯罪の予防、その他社会秩序の維持

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 農業協同組合、森林組合等農林業関係団体

- ア 市が行う農林関係被害検査、応急対策に対する協力
- イ 農林物産等の災害応急対策に対する指導
- ウ 被害農家に対する資金の融資又はその斡旋
- エ 農林業生産資材等の確保、斡旋

(2) 商工会（山梨市商工会）

- ア 市が行う商工業関係被害調査、応急対策に対する協力

- イ 災害時における物価安定についての協力
- ウ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、凱旋
- (3) 病院等医療施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における収容者の保護及び誘導
 - ウ 災害時における病人等の収容及び保護
 - エ 災害時における被災者の収容及び助産
- (4) 社会福祉施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における入所者の保護及び誘導
- (5) 学校施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における応急教育対策計画の樹立と実施
 - ウ 児童・生徒の避難誘導
 - エ 避難計画、マニュアルの策定
- (6) 公共施設等の施設管理者
 - ア 避難訓練の実施
 - イ 災害時における応急対策
- (7) (公財) 山梨県下水道公社
 - ア 災害発生時の情報収集、緊急点検、緊急調査、緊急対応の策定
 - イ 緊急対应用資機材の整備、配置計画
 - ウ 関係機関との連絡調整

9 その他の公共的団体

- (1) 社会福祉協議会（山梨県社会福祉協議会、山梨市社会福祉協議会）
 - ア 市社協福祉救援対策本部設置、運営
 - イ 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - ウ ボランティアの登録・受付及びその受入体制の確保
- (2) 山梨県ボランティア協会、山梨市ボランティア協会
 - ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - イ ボランティアの登録・受付及びその受入体制の確保

10 市民・企業等

- (1) 市民
 - ア 減災・防災に向けた自助・共助の実践
 - イ 地域における自主防災組織等の防災活動への参加
- (2) 自主防災組織
 - ア 防災及び災害に関する知識の普及啓発
 - イ 地域における防災訓練、避難、救助、初期消火その他の災害応急対策の実施
 - ウ 市が実施する防災対策への協力

(3) 企業等

- ア 来所者、従業員及び企業の周辺地域に生活する住民の安全確保対策
- イ 災害時において事業を継続することができる体制の整備
- ウ 地域における自主防災組織等の防災活動への協力
- エ 災害応急対策の実施
- オ 市が実施する防災対策への協力

第2節 山梨市の概況

第1 自然的条件

1 位置及び面積

本市は、山梨県の北部中央に位置し、北は埼玉県秩父市・長野県川上村に接し、東は甲州市、南は笛吹市、西は甲府市に接し、東西 19.9km、南北 27.7km、総面積 289.8 km²で、山梨県の面積の約 6.5%を占めている。

2 地勢

本市は、北部の山岳地帯が秩父多摩甲斐国立公園に指定されており、河川沿い、東部地区の一部、南部地区以外は急峻な山岳を抱えるなど、本市の総面積の約 8割を山地が占めている。

本県の幹川である笛吹川は、その源を国師ヶ岳・甲武信ヶ岳・奥千丈岳に発し、本市の北部山岳地帯からほぼ南流し、甲州市に接してから市境沿いに、また市街地に入りやや西に流れを変え、笛吹市境で重川・日川と合流し、笛吹市へと注いでいる。

3 地質・地盤

本市の地質・地盤は、笛吹川等の河川周辺や南部の平坦地には沖積層が分布し、北部等の山地・丘陵地には小仏層部・花崗岩類・火山岩類等が分布している。花崗岩類は、奥秩父連峰に広く分布しているが、風化が進み、崩壊を起こしている箇所もあり、降雨が流水する際には地下に浸透せず、ほとんど表面を流出するため、豪雨時にはマサ土を一気に土石流として下流部に運び出す危険性がある。

また、市域の北西部を甲府構造線が走っている。

4 気候

本市は、太平洋気候に属し、また周囲を山に囲まれているため、典型的な内陸性気候にある。地形的条件のため、気温の年較差は大きく、特に山地においては日較差が大きい。年降水量は概して少なく、約 1,300mm（令和元年）である。

第2 社会的条件

1 人口

本市の人口は、平成 12 年以降減少傾向が続いている。また、世帯数は増加しているものの、1世帯当たりの人数は年々減少している。

年齢階層別では、年少人口（0～14 歳）の割合が減少し、高齢者人口（65 歳以上）の占める割合の増加が顕著となっている。平成 27 年の老年人口割合は 31.3%に達し、高齢化が県割合、全国割合よりも早いペースで進んでいる。また、一人暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加し、特に後期高齢者（75 歳以上）の増加が目立ってきている。

女性の社会参加、また核家族の進行のうえ高齢化が進むなど、家族の介護力の低下が懸念される。

人 口 等 の 推 移

年	人 口 人	増 加		世帯数 世帯	1世帯当 たり人数 人	老年人口			
		数 人	率 %			人口 人	割 合 %	県割合 %	全国割合 %
昭和 55 年	39,142	—	—	10,480	3.73	5,481	14.0	11.6	9.1
60 年	39,482	340	0.87	10,874	3.63	6,128	15.5	12.9	10.3
平成 2 年	39,263	△119	△0.55	11,123	3.53	6,986	17.8	14.8	12.0
7 年	39,521	258	0.66	12,066	3.29	8,016	20.3	17.1	14.5
12 年	39,797	276	0.70	12,846	3.10	8,931	22.4	19.5	17.3
17 年	38,686	△1,111	△2.79	12,994	2.98	9,715	25.1	21.9	20.1
22 年	36,832	△1,854	△4.79	13,039	2.98	10,144	27.6	24.6	20.2
27 年	35,141	△1,691	△4.81	12,961	2.71	10,976	31.3	28.4	26.6

注 昭和 55 年～平成 27 年は国勢調査

2 産業

(1) 農業

本市は、肥沃な土壌と穏やかな気候に恵まれ、果樹栽培を中心とした農業が基幹産業となっており、特に桃やぶどうは日本有数の生産量、出荷量を誇っている。

また、林業は、構造的不況等林業を取り巻く状況は厳しいものがあるが、本市の約 8 割を占める森林を生かし、椎茸・舞茸等の特用林産物の生産、木材生産や木工加工品の生産を行っている。

(2) 工業

山梨地域内では交通網の整備に伴い、近年エレクトロニクス関連企業も進出しているが、他の地域内は地形的条件等により企業の誘致は計画通りには進んでいない状況にある。

(3) 商業

山梨地域内は、市街地に進出した大型店・専門店の影響で商業活動は活発化しているが、他の地域内はほとんどの商店が経営規模の小さい個人店舗のため、消費者ニーズに応えることができず、都市等へ消費購買力の流出が拡大するなど厳しい状況下にある。

3 土地利用

本市は、豊かな自然と美しい景観に恵まれ、果樹栽培を中心とした産業の展開による土地利用等、個性ある市土を形成している。

市街地は、加納岩地区・日下部地区を中心に形成され、このうち JR 中央本線山梨市駅、市役所周辺等 335ha を用途地域に指定し、計画的に市街地の形成を進めている。しかし、近年、甲府市等近郊都市のベッドタウンの様相の強まり、また道路整備、農業の後継者不足による農地のミニ開発等により、新たな住宅地の形成が見られ、農地と住宅地の混在やそれに伴う様々な問題が生じるなど、住環境に影響を及ぼしている状況もある。

特に、市の中心拠点や副次拠点として位置づけられている（通称）南反保地域や、地区拠点として位置づけられている東山梨駅周辺、山梨厚生病院周辺等は、山梨市都市計画マスタープランに基づき、地域それぞれの特性にあった計画的な土地利用を進める必要がある。

4 交通

（1）道路交通

本市には、笛吹川沿いを南北にはしる西関東連絡道路を含む国道 140 号を中心として、これに接続する県道、フルーツライン、また市の最南端を東西にはしる国道 411 号があり、本市の広域幹線道路としての役割を果たしている。

市道は、毎年計画的に改良を行っているが、生活道路においては緊急車両が通行できない狭隘な道路や危険な箇所もあり、防災上の観点からも継続的に拡幅・改良整備を推進していく。

また、現在整備が進められている新山梨環状道路へのアクセス強化、リニア中央新幹線山梨県駅の開業も見据え、西関東連絡道路を含む国道 140 号を骨格に、主要な都市計画道路など、道路網の再編・強化を促進する必要がある。

（2）公共交通

本市には、JR 中央線山梨市駅、東山梨駅の 2 駅があり、通勤・通学の足として利用されているが、車社会の進展と道路整備により、利用客数は減少傾向にある。

本市では、民間バス路線の廃止に伴い、市民バス 3 路線（山梨循環線、牧丘循環線、西沢溪谷線）が市内を運行している。しかし、利用者の細かい要望に対して十分に応えられない状況にあるため、新たな運行ルート等の検討を行っていく。

道 路 の 現 状

（令和 2 年 12 月現在）

	路線数	実延長	改良済延長（改良率）	舗装済延長（舗装率）
国 道	2	55,057m	43,468m（79.0%）	55,057m（100.0%）
県 道	13	65,246m	53,432m（81.9%）	63,997m（98.1%）
市 道	1,990	510,208m	260,141m（50.9%）	485,118m（95.0%）
農 道	738	201,285m	—	170,025m（84.5%）

第 3 過去の災害履歴

主な災害記録は、資料編に記載のとおりである。

資料編 ・過去の災害履歴

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の充実計画

第1 山梨市防災会議

1 設置の根拠

災害対策基本法第16条

2 所掌事務

山梨市防災会議条例第2条の定めに基づき、次の事務を行う。

- (1) 山梨市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

3 組織

山梨市防災会議条例第3条の定めに基づき、次のとおり会長及び委員をもって組織する。

	会 長	市 長
山 梨 市 防 災 会 議	委 員	<ul style="list-style-type: none"> ○指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者 ○山梨県の知事部局の職員のうちから市長が委嘱する者 ○山梨県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者 ○市長がその部内の職員のうちから任命する者 ○山梨市教育委員会の教育長 ○山梨消防署長及び山梨市消防団正副団長 ○指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者 ○自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 専門委員 </div>

資料編 ・山梨市防災会議条例
 ・山梨市防災会議運営要領
 ・山梨市防災会議委員名簿

第2 山梨市災害対策本部 （本編第3章第1節「応急活動体制計画」参照）

第3 山梨市水防本部 （別冊「山梨市水防計画」参照）

第4 山梨市地震災害警戒本部 （地震編第4章第2節「東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時（東海地震予知情報）の対策体制及び活動」参照）

第5 自主防災組織

1 設置の目的

災害対策基本法第5条に基づき、「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本に、地域住民の自発的防災組織として、行政区を単位として自主防災会が組織されている。

2 住民の責務

地域住民は、地域の防災訓練への参加や、食料、飲料水その他生活必需物資の備蓄等自発的な防災活動に努めるものとする。

その際、男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮した対応を行うものとする。

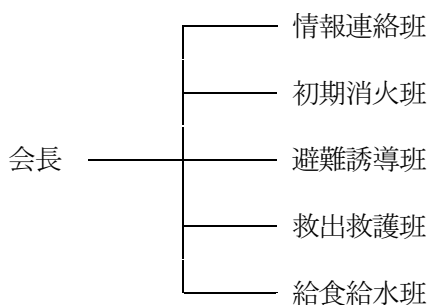
3 組織の編成及び活動

自主防災会は、組織や地域の状況に応じた規約を作成するとともに、災害発生時に効果的な防災活動が行えるよう、平時から準備、訓練に努める。

(1) 構成

各組織の規約の定めるところによるが、例示すると次のとおりである。地域住民は、地域の防災訓練への参加や、食料、飲料水その他生活必需物資の備蓄等自発的な防災活動に努めるものとする。

その際、男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮した対応を行うよう努めるものとする。



(2) 活動内容

平時の活動内容	災害発生時の活動内容
<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者の把握 ○情報の受伝達体制の確立 ○防災知識の普及 ○防災訓練の実施 ○過去の災害から得られた教訓の伝承 ○火気使用設備器具等の整備・点検及び物資等の備蓄 ○防災用資機材の備蓄及び管理・点検 ○災害危険箇所の調査 ○防災マップの作成・配布 ○必要に応じて、活動している各地区における自発的な防災活動に関する計画書の作成及び、これを地区防災計画の素案として市防災会議への提案 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域内の被害・避難状況等の情報の収集 ○住民の安否確認 ○住民に対する避難勧告・指示の伝達 ○初期消火等の実施 ○救出・救護の実施及び協力 ○避難誘導及び集団避難の実施 ○炊き出しや救助物資の配布に対する協力 ○指定避難所の運営・管理

4 市の事業

市は、地域の防災活動の推進や組織強化を図るため、自主防災会が行う防災訓練及び自主防災会の運営に対して補助を行うとともに、指導者の知識・技術の向上等、自主防災会の中心となる人材の育成を行う。

その際、女性の参画の促進に努めるとともに、市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう、一定の地区内の住民等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

5 市の指導

市は、防災関係機関と連携して次の措置を推進し、自主防災会の充実強化に努めるとともに、研修等の実施にあたっては、男女共同参画の視点に立った災害対応について、指導・助言を行うものとする。

- (1) 市と県が連携し、自主防災組織の育成強化を図り、消防団とこれらの組織との連携などを通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、資格取得講座の開催や研修会を開催することにより、地域における防災啓発活動や住民主体の防災対策を積極的に推進できる人材を養成するとともに、地域住民が地域の防災訓練など防災活動に参加するように促す。
- (2) 衛生や育児・介護のニーズやプライバシーの問題等にきめ細やかに対応していく必要があるため、女性の積極的な参画を進める。特に平常時から女性の指定避難所運営リーダーを育成し、女性の視点から、指定避難所の運営に必要な設備等を事前に検討するとともに、災害時にも指定避難所運営において、指導力が発揮できるように努める。
- (3) 市は、自主防災組織の活動を推進し、防災資機材等の配備についても計画的に行うなど、自主防災組織の育成強化に努める。
- (4) 市は、それぞれの地区の実情に応じて居住者や事業者が共同して行う防災活動に関して規定した「地区防災計画」を、地区居住者等からの計画提案により作成が進められるように、地区を積極的に支援・助言する。

6 地区防災計画の策定

自主防災組織は、災害時等に迅速且つ的確な活動を行うために、市の一定の地区内の居住者等が行う自発的な防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）の策定の促進に努め、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進を図る。

市防災会議において、地区居住者や自主防災組織等から地域防災計画に地区防災計画を定める提案が行われた時は、当該計画提案を踏まえて、本計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、地区居住者等の自発的な防災活動の内容を最大限尊重した上で、その必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

市は、地区防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域における防災体制の強化に関する事項等の地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めることとする。

第6 受援体制

大規模災害時に市外関係機関等からの応援を受け入れる受援体制の整備を進める。

受援体制の整備にあたって、市は、受援計画を作成するとともに、定期的な計画の点検や点検に基づく研修・訓練等を行うものとする。

第2節 防災知識の普及計画

自らの安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民がその自覚を持ち食料・飲料水等の備蓄など、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また住民が、災害時には初期消火や近隣の負傷者及び避難行動要支援者の支援、指定避難所で自ら行動、あるいは市等の防災活動に協力するなど防災への寄与が必要となる。このため、市は、防災に携わる職員の資質を高めることと合わせて、住民に自主防災思想の普及を図っていく。

この際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点や多様な性にも十分配慮するよう努める。

また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

第1 職員に対する防災教育

1 講習会、研修会の開催

学識経験者、防災関係機関の防災担当者等を講師とした講習会、研修会等を実施し、防災知識の普及徹底を図る。

また、各職場においては、適宜研修会を開き災害時における業務内容、連絡方法等の認識を深める。

2 見学、現地調査

防災関係施設、防災関係研究機関等の見学並びに災害危険地域等の現地調査を行い、現状の把握と対策の検討を行う。

3 職員防災マニュアル等の配布

市は、災害時に職員が迅速かつ適切な行動がとれるよう、職員等に配布している「職員防災マニュアル」等を活用し、災害時における職員各自の任務等の習熟を図る。

「職員防災マニュアル」の内容は、概ね次のとおりとする。

① 災害に対する心構え	④ 災害対策本部の組織
② 災害時の行動指針	⑤ 非常配備体制の配備基準
③ 初動体制の確立方法	⑥ 各部班の初期応急活動内容

4 先進自治体等の研究、調査

防災対策の先進事例を行っている自治体、関係団体等の取り組み内容の研究・調査を行い、市の施策への活用方策の検討を行う。

第2 住民に対する防災知識の普及

- ・市の災害予防責任者（防災危機管理課消防防災担当）は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立ち退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立ち退き避難を求めるなど、その危険性を周知し、普及啓発を図る。

特に気候変動等の影響により今後ますます水害リスクが増加する傾向にあることにかんがみ、住民が水害リスクに向き合い被害を軽減する契機となるように努める。

1 普及の方法

- (1) 「広報やまなし」の活用
- (2) 市ホームページの活用、山梨CATV㈱への協力依頼
- (3) 社会教育の場の活用
- (4) 県立防災安全センターの活用
- (5) 防災関係資料（「市民防災マニュアル、ハザードマップ」等）の作成、配布
- (6) 防災ビデオ等の貸出し
- (7) 出前講座の活用
- (8) 防災・気象情報のインターネットへの配信
- (9) 防災訓練の実施
- (10) SNSを利用した防災・気象情報の配信

2 普及内容

- (1) 防災に関する一般的知識
- (2) 気象、災害発生原因等（大雨、台風、噴火等）に関する知識
- (3) 災害予防措置
- (4) 非常食料等の備蓄
- (5) 非常持ち出し品の準備
- (6) 災害危険箇所、避難場所、避難路等の周知
- (7) 避難方法及び避難時の心得
- (8) 建築物の点検及び補強方法
- (9) 災害用伝言ダイヤル等、安否情報の確認のために使用するシステムの効果的、効率的な活用に関する知識
- (10) 指定避難所の運営・管理
- (11) 災害関係情報（災害発生状況、避難状況等）の市への報告手順・手段
- (12) 火災発生防止及び初期消火の心得
- (13) 救助・救護、応急手当の方法
- (14) 要配慮者対策の必要性と取り組み方法
- (15) 過去の災害に係る教訓
- (16) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

- ・市は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- ・市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と医療・介護・福祉関係機関との連携により、高齢者等の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- ・市は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を

推進する。

第3 学校教育における防災教育

市は、次により幼児・児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）に対し、災害に関する過去の教訓を生かした防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して災害時の避難、保護の措置等について、知識の普及を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

1 教育課程内の指導

災害の種類、原因、実施、対策等防災関係の事項をとりあげる。

2 防災訓練

学校行事等の一環として実施し、消火等の実践活動、避難行動等について習得させる。

3 課外活動における防災教育

防災関係機関、施設並びに各種催し等の見学を行う。

第4 社会教育における防災教育

生涯学習講座等において、その学習内容に防災教育を組み入れ、徹底を図る。

具体的な教育内容としては、気象情報等の基礎知識、防災に対する一般的知識、災害時にとるべき措置、集団行動時の心得、要配慮者へのサポート等について、防災関係機関や施設等の見学、パンフレットの配布、映画・テレビ・体験談等を教材として習得されるものとする。

第5 防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育

市は、独自に、又は防災関係機関と協力して、危険物を有する施設等、防災上重要な施設の管理者に対して災害時の防災教育を実施する。教育内容については、本節第2 住民に対する防災知識の普及「2 普及内容」に準じたものとする。

第6 県立防災安全センターによる防災知識の普及

県立防災安全センターでは、次のような展示室や訓練室等が整備されている。市は、市職員だけでなく、児童・生徒等の課外活動にも当該施設を活用し、また住民に対しても当該施設の周知、利用を推進し、防災知識の普及を図る。

展示室	地震体験コーナー	震度1から7までの地震、過去に発生した主要な地震、今後発生が想定される地震を体験できるコーナー
	地震の恐怖	突発地震の際の体験装置
	燃焼の経過	アイロンの発火、燃焼拡大を学べる装置
	消火体験コーナー	消火器を使った初期消火の体験ができるコーナー
	情報提供コーナー	各種防災関係情報を提供するコーナー
	耐震木造家屋建築模型	地震に強い家屋、家具取付け方法の模型
	119番通報・災害用伝言ダイヤル171体験コーナー	119番の通報体験と災害用伝言ダイヤル171の利用体験ができるコーナー

亀裂断層発生システム	直下型地震と横ゆれ地震を組み合わせ、直下型地震の構造を学べる装置
地震のメカニズム	プレート理論を学べる装置
地球儀	世界の地震分布、地球の内部を学べる地球儀
Q&A	防災、消防等の知識を試す装置
展示品	防災関連品
視聴覚教室	120人収容、ビデオ、映写装置等
図書、相談室	400冊
訓練、実習室	応急救急措置、消火実習、危険物爆発実験等

第7 企業防災の促進

- ・企業は、災害時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献、男女共同参画の視点を重視した対応等）を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者及び建設事業者等災害応急対策等に従事する企業は、関係機関との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策に協力するよう努める。

このため、市は、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業の防災意識の高揚を図るため、さまざまな機会を捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動へ積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。

- ・商工会は、市と共同して、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。
- ・企業は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3節 防災訓練計画

市は、災害発生時等に効果的な防災活動が実施できるよう、複合的な災害を視野に入れた次の訓練を実施する。

また、訓練の実施にあたっては、要配慮者に十分配慮し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点や多様な性にも十分配慮する。

さらに、災害は、時間や季節、天候を問わず発生することから、それぞれの状況に対応できる訓練を実施する。

なお、訓練後には事後評価を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて改善を行う。

第1 総合防災訓練

市は、自衛隊、山梨消防署、日下部警察署等の防災関係機関と合同して、また消防団、日赤奉仕団のほか、学校、幼稚園、保育園その他関係団体及び地域住民の参加を得て、大規模災害を前提とした総合防災訓練を年1回実施する。

1 実施期間

9月1日を中心とする「防災週間」の間に実施する。

2 実施場所

訓練会場は、市役所及び市役所周辺会場で訓練を実施する。また自主防災会を中心とした防災訓練は、各地域の会場で実施する。防災訓練指定地区の会場については、毎年地区を持ち回りで選定し、訓練を実施する。

3 実施内容

関係機関との協議により、その都度実施要綱を定めて実施する。

訓練重点事項		
○非常参集	○救出・救護	○給水
○情報通信連絡	○消防	○応急復旧
○災害対策本部設置・運営	○水防	○炊き出し
○避難	○救援物資調達・輸送	○その他
○避難所開設運営訓練	○防疫	

第2 非常通信訓練

非常災害時における有線通信の途絶等の事態に備え、非常通信の円滑な運用を図るため、次により非常通信訓練を実施する。

1 参加機関

- (1) 山梨市
- (2) 東山梨消防本部
- (3) 住民（自主防災会）

2 実施機関及び実施方法

関係機関との協議によりその都度定める。

第3 避難訓練

学校、病院、工場、事業所、スーパーマーケットその他消防法による防火対象物の管理者は、避難訓練を行い、人命、身体を災害から保護するように努める。

また、防火管理者を置かない程度の施設の管理者も前記に準じて行うものとする。

この場合、外国人、観光客、障害者等の要配慮者に対しても、必要な対策を講ずるよう努め、男女共同参画についても留意するものとする。

なお、学校等（保育園を含む）においては、次のことに留意する。

- 1 災害の種類や規模、発生時間等、様々な場面を想定し、地域の自主防災会等と連携するなどして訓練を実施する。
- 2 実施の回数は、年間を通じて季節や他の安全指導との関連及び生徒等の実態を考慮して決定する。
- 3 人命、身体の安全の確保を基本とする。

第4 防疫訓練

1 職員の訓練

常に防疫作業の修習を図るとともに、随時防疫演習を行う。

2 機材器具等の整備

必要な器具、機材等は計画的に整備し、随時点検を行い、いつでも使用できるよう保管する。

第5 消防訓練

消防機関は、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じて消防機関相互の合同訓練を行い、また他の避難訓練と併行して行うものとする。

1 実施時期

火災の起こりやすい季節、又は訓練効果のある適当な時期に実施する。

2 実施場所

火災のおそれのある地域、又は訓練効果のある適当な場所を選んで行う。

3 実施方法

あらかじめ作成された火災想定により、訓練場所に最も適した消火活動その他関連活動を実施する。

第6 水防訓練

市は、山梨市水防計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、年1回以上、県水防指導員の指導により水防訓練を行う。

1 実施時期

洪水が予想される時期前で、訓練効果の最もある時期を選んで実施する。

2 実施場所

洪水のおそれのある河川危険箇所を選んで実施する。

3 演習要領

市の演習要領は、峡東建設事務所水防支部長と協議のうえ、水防本部長（市長）が定める。

第7 機関別訓練例

市域全体の防災力の向上を図るため、市内関係機関・団体等は、次のような防災訓練を定期的に実施する。また、市が実施する防災訓練について積極的に参加する。

機関名	訓練内容
自主防災会	①避難訓練 ②消火訓練（消火器、可搬ポンプ、消火栓の取扱い） ③起震車による震度体験訓練 ④救急救命訓練 ⑤情報伝達訓練 ⑥炊き出し訓練 ⑦避難所開設・運営訓練 ⑧要配慮者の避難・誘導・搬送・保護訓練
社会福祉協議会	災害ボランティアセンター設置訓練
事業所	①情報収集・伝達訓練 ②営業停止周知訓練 ③避難訓練 ④自主防災会との協働（支援）訓練
医療機関	①避難誘導訓練 ②消火訓練 ③傷病者の受け入れ・治療優先順位の決定等、医療機能の確保・復旧訓練
施設	①避難誘導訓練 ②消火訓練 ③避難所対応訓練（避難所に指定されている施設）
学校	①避難訓練 ②関係機関への伝達訓練 ③保護者への引渡し訓練 ④引渡しができない児童・生徒の保護訓練 ⑤自主防災会と一体の避難所開設訓練
幼稚園・保育園	①避難誘導訓練 ②保護者への引渡し訓練 ③引渡しができない児童の保護訓練
土砂災害警戒区 域内の地域住民	避難訓練

第8 訓練後の検証

防災訓練実施後には、訓練の検証を行う検討会を行い、訓練状況の確認、問題等の洗い出し等を行い、必要により活動体制の見直し等を行う。

第4節 防災施設及び防災資機材の整備・拡充計画

災害時に円滑な災害応急活動ができるよう、防災施設、防災資機材の整備・拡充を推進する。

第1 防災施設の整備

1 市役所・各支所

災害発生時に災害情報等を迅速に収集し、関係機関・住民等への確に伝達できるよう、通信施設の整備、充実に努める。

また、突発的な災害にも迅速に対応できるよう、防災対策用資機材等の備蓄に努める。

2 食料備蓄倉庫

山梨市役所及び両支所にアルファ化米が備蓄されている。「山梨県東海地震被害想定調査報告書」の本市の避難所生活者数等を参考にし、また、スムーズな供給ができるよう、計画的に備蓄を図っておく。

3 防災倉庫

避難所に指定してある主要な小・中学校、公民館等 30 か所に毛布・発電機・浄水器・簡易トイレ等を配備している。今後、県が発表した「山梨県東海地震被害想定調査報告書」等を参考にし、必要な防災資機材の整備を図っていく。

資料編 ・防災倉庫備蓄品一覧

4 水防倉庫

市内には、笛吹川、日川、重川の重要な河川沿い等に、水防倉庫が水防本部の置かれる市役所を含め 11 か所設置されている。水防倉庫の資機材は消防団が定期的に点検を行っており、今後も計画的に水防資機材の整備、拡充を図る。

資料編 ・水防倉庫一覧

5 避難場所及び避難所

市においては、資料編に掲載のとおり指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指示しているが、施設の老朽化・耐震性不足、人口動態の変動等により適宜見直しを図るものとする。その際には、災害に対し安全な場所、建物等を充て、さらにバリアフリー化した施設等、障害者にとって避難や避難生活が容易な施設を選定するよう考慮する。

また、避難所において多人数の避難者が生活することを考慮し、施設の規模や地域の状況に見合った食料や物資等の備蓄に努める。

資料編 ・指定緊急避難場所・指定避難所一覧

第2 防災資機材の整備

防災資機材等を適切に保管するため、点検責任者を定める。点検責任者は、点検整備計画を作成し、これに基づき定期的に点検整備を実施する。

1 点検整備を要する主な防災資機材と保管機関

資機材	保管機関
水防用備蓄資機材	防災危機管理課、消防団
救助用資機材及び医薬品	健康増進課
消防用資機材及び施設	防災危機管理課、消防団
防疫用資機材	健康増進課、環境課
給水用資機材	水道課
湛水防除用資機材	防災危機管理課
備蓄食料・生活必需品	防災危機管理課
災害警備活動用資機材	日下部警察署
自主防災会備蓄資機材	自主防災会
ライフライン復旧資材	各事業者

2 点検内容

資機材等	機械類
1 規格ごとに数量の確認	1 不良箇所の有無及び故障の整備
2 不良品の取替	2 不良部品の取替
3 薬剤等の効果測定	3 機能試験の実施
4 その他必要な事項	4 その他必要な事項

第5節 消防予防計画

第1 消防力の充実強化

1 市消防力の充実強化

(1) 消防組織の充実強化

市は、消防施設・設備の拡充強化に努めるとともに、地域消防の要である消防団組織の充実強化を図る。また、自主防災会との連携を強め、初期消火を徹底し、火災の延焼防止を図る。

さらに、消防団員の増員と設備の強化を図るとともに、消防署との連携を強化し、消防体制の充実を図る。

(2) 消防施設等の整備強化

市及び東山梨消防本部は、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」に基づき、計画的な消防施設等の整備強化に努める。

また、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、発災直後の初期消火活動や救助活動を円滑に進めるため、施設の耐震化にも努める。

資料編 ・ 消防施設等実施計画一覧

(3) 消防団員の教育訓練

市は、救急業務の高度化に対応するため、消防団員等の応急手当普及員の養成に努める。

また、総合訓練等を通じて、救急救助技術等、消防団員の専門的技術の向上を図る。

2 地域の自主防災会の充実強化

(1) 市は、自主防災会の育成、強化を図り、組織の核となる自主防災会長等に対して研修を実施し、これら組織の日常訓練の実施を促す。

(2) 市は、平時には自主防災会の研修、訓練の場となり、災害時には避難、備蓄等の活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助救護資機材の充実を図る。

(3) 防火対象物の関係者は、自衛消防組織を整備充実させ、従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献等を十分認識し、災害時行動マニュアルの作成、防災対策の整理、防災訓練等を実施し、防災活動の推進を図る。

3 市消防計画の策定

市は、消防団が大規模災害発生時に迅速かつ的確な対処ができるよう、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、消防活動の万全を期することを主眼として

- | | |
|-----------|------------------|
| ①消防力等の整備 | ④災害の予防、警戒及び防御方法 |
| ②防災のための調査 | ⑤災害時の避難、救助及び救急方法 |
| ③防災教育訓練 | ⑥その他災害対策に関する事項 |

を大綱とした「市町村消防計画の基準」に基づき消防計画を策定し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

第2 火災予防対策の指導強化

1 一般家庭に対する指導

市は、自主防災会等各種団体を通じて、一般家庭に対して消火器具、消火用水及び防火思想の普及徹底を図るとともに、住宅用火災警報器の普及・促進を図り、これらの器具等の取扱い方法を指導する。

また、初期消火活動の重要性を認識させ、火災発生時における初期消火活動の徹底と、防災訓練への積極的な参加促進を図る。

2 防火対象物の防火体制の推進

市は、山梨消防署と連携して次の措置を行い、防火対象物の防火体制を推進する。

不特定多数の者が利用する防火対象物は、火災が発生した場合の危険が大きい。このため、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させる。

防火管理者に対して消防計画を策定させ、自衛消防訓練の実施、消防用設備等の整備点検及び火気使用等について指導を行う。

3 建築同意制度の効果的活用

山梨消防署は、建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安全性を確保できるよう、建築基準法第6条に基づく建築確認申請と同時に、消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行い、建築面から火災予防の徹底を図る。

4 予防査察の指導強化

(1) 山梨消防署は、防火対象物の計画的予防査察を行い、実態を把握するとともに、防火安全対策について適切な指導を行う。

(2) 山梨消防署は、管轄内の荒廃地、空家等の関係者に対し、防火管理の万全を期するよう指導する。

5 危険物等の保全確保の指導

山梨消防署は、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配備、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について必要の都度、消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

また、山梨消防署は、東山梨行政事務組合火災予防条例に規定されている少量危険物等の管理及び取扱いについても、所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努める。

6 防火防災思想、知識の普及

防災関係機関、関係団体、山梨CATV(株)等の協力を得て、火災予防週間及び防災週間において各地で開催される消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火防災思想並びに防火知識の普及を図る。

第3 林野火災予防計画

林野火災は、ひとたび発生すると立地条件等から短期間に広範囲に燃え広がり、簡単に鎮火しないため、森林関係者、関係機関、地域住民と連携協力して、火災の予防、消火体制の整備を図り、林野火災対策の万全を期する。

1 林野火災予防思想の普及、啓発

市は、住民や入山者の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努めるとともに、林野のパトロール強化、防火施設の整備等林野火災防止対策を推進する。また、火災警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発する時期には横断幕、広報、ポスター等有効な手段を用いて、住民に強く周知徹底を図る。

2 林野所有（管理）者に対する指導

市は、林野所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等を積極的に行い、林野火災の予防対策の確立に努めるよう指導する。

3 林野火災消防計画の確立

市は、防災関係機関と緊密な連絡をとり、次の事項について計画の確立を図る。

区分	計画内容
防火管理計画	○特別警戒区域 ○特別警戒時期 ○特別警戒実施要領等
消防計画	○消防分担区域 ○出動計画 ○防御鎮圧計画 ○他市町村等応援計画 ○資機材整備計画 ○防災訓練実施計画 ○啓発運動推進計画等

4 自衛消防体制の確立

市は、国、県、恩賜林保護組合、峡東森林組合等と連絡を密にとり、管理する森林の火災予防及び火災発生時における消火体制等についてあらかじめ消防計画を策定し、自衛消防体制の強化を図る。

5 関係職員の指導

市は、予防対策、消火対策について、より万全を期するため、森林組合職員等関係者への指導を行う。

第4 消防相互応援協定

市は、近隣自治体と資料編に掲げるとおり消防相互応援協定を締結している。市は、災害時には協定に基づき迅速に応援要請ができるよう、連絡体制・受入体制の整備に努める。

資料編 ・ 応援協定締結先連絡担当部署一覧

第6節 風水害等災害予防対策計画

第1 山地の災害予防

本市北部等に広がる地は、地形、地質等の特質から、崩壊に起因する災害が発生するおそれが高い。このため、次に掲げる治山事業の積極的な推進を県に働きかけ、森林の持つ保全機能の維持増大を図るとともに、崩壊等の自然災害の危険頻度の高い山地災害危険地区とその流域の保全対策に努める。

また、森林の持つ土砂災害防止等の公益的機能を十分発揮させるため、森林の適正な管理が必要であることから、森林環境税等を活用する県の事業に、市は積極的に協力するとともに、森林環境譲与税を活用し、荒廃が進んでいる民有人工林の整備・推進を図る。

1 山地災害の未然防止

集落周辺の山地災害を未然に防止するため、崩壊の可能性のある山地又は荒廃のきざしのある溪流等に対し、小規模治山事業を重点的に実施する。

特に、福祉施設、病院、保育園等「要配慮者関連施設」周辺で、山地災害の危険性のある箇所については、施設管理者へ周知するとともに、山地災害の予防対策として積極的に治山事業の実施を県に働きかけていく。

2 荒廃山地等の復旧

山崩れを起こした崩壊地、浸食されたり異常な堆積をしている溪流等に対し、復旧治山事業・総合治山事業等の推進を県に働きかけ、土砂崩壊、流出による下流の災害の阻止を図る。

3 地すべりの防止

地すべりによる被害を防止、軽減するため、「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止区域の指定により、積極的な保全工事の施工を促進するよう、県に働きかけていく。

4 保安林の整備

指定目的の機能が十分発揮されていない保安林について、改植、補植、本数調整伐等による森林整備を行い、森林機能の維持向上を図る。

資料編 ・ 山地災害危険地一覧

第2 河川対策

1 河川改修計画

市内には、笛吹川、重川、平等川、日川、琴川、鼓川をはじめとする多くの河川が流れ、過去において幾度となく水害に見舞われてきたが、近年では、ダム建設や河川の改修により氾濫の危険性はかなり減少している。

今後も、洪水等の災害から守り、住民が安心して生活できるようにするため、中小河川や水路の改修整備を進めるとともに、一級河川等の改修事業の促進を施設管理者に働きかけていく。

また、出水の早期予知や災害時の状況把握に必要な正確な情報を収集し、住民へ迅速に連絡ができるよう、市内に設置されている雨量観測所や水位観測所からの情報収集・伝達体制の確立、また関係団体との連絡体制の確立を図る。

2 警戒避難体制の整備、ハザードマップの公表

市は、市内を流れる笛吹川・重川・日川・平等川が概ね1,000年に1度の頻度で起こる大雨（想定最大規模降雨）によって増水し堤防が壊れた場合の浸水の広がる範囲を示した「山梨市土砂災害・洪水ハザードマップ」を公表している。なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

市長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

3 ダムによる洪水調節

笛吹川上流には広瀬ダムがあり、また琴川の上流には琴川ダム、日川の上流には上日川ダムがある。

洪水調節のための貯水放流の際には、地域住民の安全と河川施設等の保全を図るため、県、関係市町村及び防災関係機関との密接な情報収集体制の整備に努める。

第3 砂防対策

本市の森林地域は、急峻な地形に加え地質的にも脆弱な地層が多く荒廃しやすい要因が重なっているため、豪雨等の際に土石流や地すべりが発生する危険性が高い。

豪雨の際の溪流における生産土砂の抑止、流出土砂の貯留、調節、流路の安定、地すべり防止等のため、県に次の砂防事業の実施を要請していく。

1 土石流対策

市内には土石流危険溪流が132溪流あるが、近年各地で土石流による災害が発生していることに鑑み、これらの土石流危険溪流に対し砂防ダムの設置等の砂防事業を推進するよう、県に働きかけていく。

2 地すべり防止対策

市内には、地すべり危険箇所が6か所あり、このうち1か所が「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止区域に指定されている。「地すべり等防止法」に基づき地すべり防止区域に指定されると、県により次のような対策がとられる。

- (1) 地すべり防止工事の施工
- (2) 地すべり防止区域を表示する標識の設置
- (3) 地すべりを助長し、誘発する一定の行為の制限
- (4) 防災パトロールの実施

このため、市は、未指定の地すべり危険箇所については、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定の促進を働きかけていく。

資料編 ・地すべり防止区域一覧
 ・土石流危険渓流一覧

第4 急傾斜地崩壊防止対策

本市は地形的、地質的に崩れやすい地域が多く、そのうち急傾斜地付近に存在する人家も多いため、豪雨の際の急傾斜地の崩壊による人的、物的被害の発生が予想される。

このため、県等関係機関と連携して次の対策を推進する。

1 危険箇所の巡視等の強化

市は、豪雨の際、事前に適切な措置がとれるよう随時巡視を実施し、必要に応じて危険箇所の土地の所有者、管理者、占有者に対し、防災工事を施すなどの改善措置をとるよう強力に指導する。

2 急傾斜地崩壊危険区域の指定

市内には、急傾斜地崩壊危険箇所が61か所あり、このうち17か所が「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき急傾斜地崩壊危険区域として指定され、崖崩れを助長したり誘発したりする行為の規制や標識の設置等が県により行われている。

今後、未指定の急傾斜地崩壊危険箇所については、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定の促進を図っていく。

3 警戒避難体制の確立

市は、急傾斜地崩壊危険箇所ごとに災害警報の発令、又は避難誘導員の配備や、土砂災害の前兆現象に基づく自主避難等の警戒避難体制の確立を図る。

4 簡易雨量計の設置及び観測

簡易雨量計の設置推進によって雨量を観察し、県の公表する災害発生想定危険雨量と比較し、緊急時における警戒避難の目安とする。

雨量観測計の設置状況は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ・市内気象観測施設一覧

5 急傾斜地の崩壊に対する知識の普及

市は、集中豪雨により災害発生のおそれのある場合に、危険地区の住民等が、速やかに避難等の措置がとれるよう、市ホームページや「市民防災マニュアル」等を活用し、又は土砂災害等の前兆現象等を付記した土砂災害区域図（ハザードマップ）やパンフレット等を配布し、急傾斜地等危険地の現状等の周知、急傾斜地の災害予防対策事項、急傾斜地に係る法令等に関する知識の普及を図る。

6 防災のための集団移転促進事業

市及び県は、災害の発生地又は建築基準法に定める災害危険区域のうち、住民の居住に適当でない認められる区域内にある住居の集団的移転を助長し促進する。

7 崖地近接等危険住宅移転事業

市及び県は、災害による危険から人命を守るため、建築基準法の規定による災害危険区域等に

ある住宅の除去・転移を助長し促進する。

8 急傾斜地崩壊防止対策

急傾斜地崩壊危険区域内の自然崖に対し、急傾斜地の所有者等が防災工事を行うことが困難又は不適当な場合は、県に対して急傾斜地崩壊防止工事の実施を要請する。

資料編 ・ 急傾斜地危険区域一覧

第5 土砂災害警戒区域等における対策

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

令和3年2月現在、市内には458の土砂災害警戒区域、387の土砂災害特別警戒区域が指定されている。

市は、土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、これら土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発表及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制を確立する。また、土砂災害警戒区域内に主として要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。なお、市長は、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難体制を確保するうえで必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

大規模な土砂災害（地すべり）が急迫している状況において、国及び県が緊急調査を行った場合、市は調査結果を速やかに入手し、近隣住民に周知する。

2 土砂災害警戒情報

（1）土砂災害警戒情報の目的

大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援すること、また、住民の自主避難の判断等に活用できることを目的とする。

（2）土砂災害警戒情報の発表

気象庁の作成する降雨予測が、設定された監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と気象庁が共同で作成し発表する。

（3）土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意点

土砂災害警戒情報は、土砂災害発生の危険度を降雨予測に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものではない。

また、発表対象とする土砂災害は、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表対象としない。

（4）土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

ア 発表基準

大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測で監視を行い、監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と気象庁が協議のうえ、市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。

イ 解除基準

監視基準について、その基準を下回り、一連の降雨をもたらす気象現象が過ぎ去ったことを確認し、併せて土壌雨量指数の2段目タンク貯留高の減少傾向を確認した場合とする。

(5) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の伝達は、本編第3章第6節「予報及び特別警報・警報・注意報等の受理・伝達計画」第1「予報及び特別警報・警報・注意報等の種類等」1「(6) 甲府地方気象台の伝達経路」のとおりとする。

第6 孤立集落対策

平成16年の台風災害や新潟県中越地震、平成23年東北地方太平洋沖地震、平成26年の山梨県全県的な豪雪では、電気、電話、道路等のライフラインが寸断されたことで孤立集落が発生し、被害状況の把握や救援物資の輸送等の面で大きな課題を残した。このため、市は、孤立するおそれのある集落に衛星携帯電話や臨時ヘリポート等の整備を検討するほか、大規模災害時の情報伝達や物資輸送の手段を確保するなど、迅速な応急対策を可能にする体制を整備する。

市は、災害時の孤立集落発生に備え、次の措置を行う。

1 孤立予想集落の事前把握

市は、災害発生時に孤立が予想される集落を事前に調査し、実態の把握に努める。

2 孤立危険性に関する住民への周知

市は、孤立が発生した場合に備え、当該住民に対して、平時から必要量の食料、飲料水の備蓄の推進、携帯ラジオ等の備え等を行うよう、広報紙等を通じて周知を図る。

3 通信設備等の整備

孤立集落と外部との通信手段として、孤立が予想される17集落と市役所が市防災行政無線による双方向通信が可能となっている。

今後は、移動系防災行政無線や衛星携帯電話の配備に努めるとともに、通信設備等の非常用電源の確保に努める。

4 空路による緊急輸送の確保

陸路の寸断により孤立が発生した場合、空路による緊急輸送が確保できるよう、臨時ヘリポートの整備を検討するなど、緊急輸送手段の整備を推進する。

資料編 ・飛行場外離着陸場等一覧
 ・ヘリコプター主要発着場一覧

5 集団避難の検討

孤立状況が長期化した場合、孤立集落住民に対して集団避難の勧告・指示の実施基準等を検討しておく。

第7 農業災害対策

1 農業用施設対策

市は、常に施設の巡視点検に努め、施設の適切な維持管理を図るとともに、現地の状況を的確

に把握しておき、地震及び大雨等の際に関係機関との連絡を密にした体制がとれるよう、平時から必要な協議を行う。

（1）浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

ア 湛水防除事業等により、農地の浸水・浸食被害対策を推進するとともに、整備済みの農業用水利施設について、長寿命化や耐震化を見据えた点検・調査を行い、計画的に整備・補修を行うものとする。

イ 湛水防除用及び灌漑排水用のポンプについては、燃料、オイル等を常に補給し、有事の際に確実に作動するよう点検する。

（2）土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備、用排水施設の整備

農地や農業用施設等の農業生産基盤に係る災害の未然防止や低下した機能を回復するため、これまで 緊急性の高い箇所に対して土砂災害防止対策や地すべり対策等を実施し、農業生産の維持及び農家経営の安定と国土の保全、農村地域の安全、安心な生活環境の実現を図っているが、一方で、老朽化が著しい農業用施設も存在していることから、継続した農業生産基盤の整備を行う。

（3）農道

道路の崩壊等危険箇所を把握するとともに、側溝及び法面の整備を図る。また、老朽化の著しい橋梁及びトンネルについて、耐震化や長寿命化に向けて、計画的な整備を行う。

（4）農地保全

急傾斜又は特殊土壌地帯の農地、主として樹園地や畑作地帯の基盤を整備し、降雨による土壌の流亡や崩壊を防止する。

（5）農用施設

ハウス、農舎、共同利用施設等について、最小限に災害を防止するため、補強等の措置をとる。

なお、豪雪に対する農業施設等の強化対策、保全等については、県の「農業用ハウスと果樹棚の雪害防止対策指針」の活用を図るものとする。

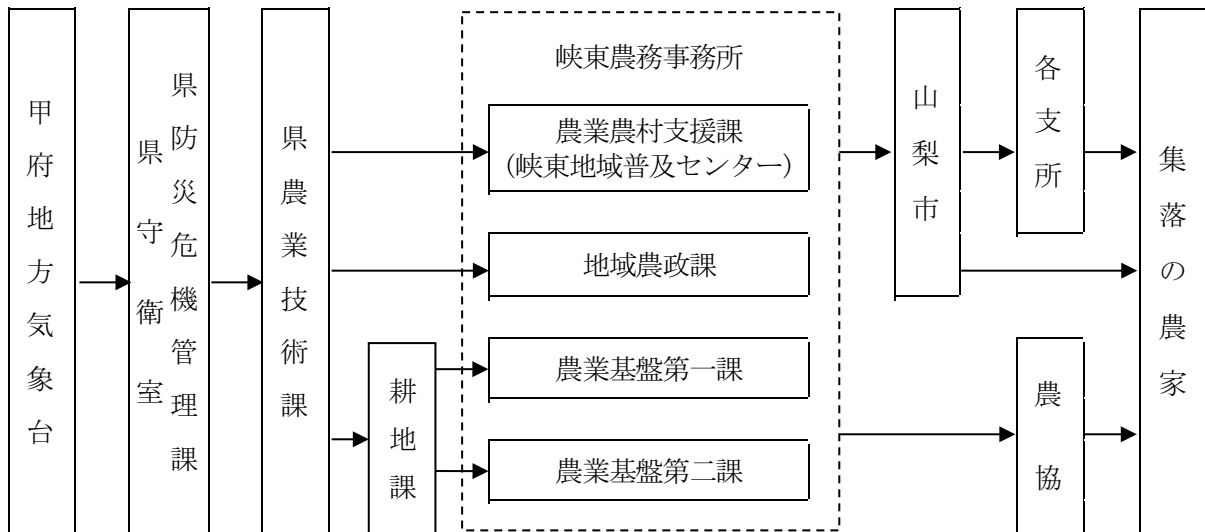
2 農作物対策

農作物の災害予防については、「山梨県農業災害対策要領」に基づき万全を期するとともに、凍霜害については、発生の危険が長期にわたるため、あらかじめ警戒期間（概ね3月下旬～5月下旬）を設け、別途予防対策要領等を定め、災害防止に努める。

また、台風や豪雨等に対しては、気象情報に留意して常に予防措置を講ずる。

農作物の風水害等予防については、時期別、作物別の技術的な面についての予防措置並びに対策を指導する。

勤務時間外における気象情報等の伝達網



3 農業用ため池の防災・減災対策

市内には、下表のとおり老朽ため池が1か所ある。

県は、受益面積が2ha以上の農業用ため池のうち「決壊した場合に人家や病院、学校等の重要な公共施設への影響を与えるおそれがあるものであって、ハード又はソフト対策を講じる必要のあるもの」を防災重点のため池として位置づけ、計画的に整備を行い、地域の防災・減災対策を推進していくこととしている。

ため池は、災害の際に決壊流失すると、家屋や公共施設等に人的被害をもたらす可能性もある。

このため、市は、引き続き定期的な調査を実施し、老朽化や耐震不足のため池については速やかに必要な整備等を行う。

市内老朽ため池の所在地及び整備状況

名称	形式	所在地	貯水量 (m ³)	整備及び老朽状態
ちどり湖	コンクリート堰堤	山梨市万力	22,000	漏水無

4 家畜対策

畜産施設、特に家畜者の骨組みを強化するとともに、病気の防疫（予防接種等）を徹底しておく。なお、災害発生時には飼料確保が困難なため、事前に十分確保しておくことに留意する。

第8 林業対策

1 林業対策

林道、治山施設の災害を防止するため、林道施設及び治山施設をあらかじめ調査、補強を行う等、適正な措置をとる。

2 林地保全

森林は無立木地に比較して、保水力が大きいので、その取扱いいかんによっては、その機能を

そう失し、林地荒廃の原因にもなりかねないため、その林地に順応した適正な森林整備を図り、災害の未然防止を期する。

第7節 雪害予防対策

平成26年2月14日、山梨県全域において観測史上最大の大雪となり、大きな被害が発生し各ライフラインに大きな影響を受けた。

昨今の極端な気象災害の発生状況を考慮すると、今後も、同様な雪害が発生する可能性がある。

こうした豪雪においても、住民生活の安心・安全を確保し、円滑な社会・経済活動が確保されるよう、市は、関係機関と連携し、早期に体制を整え、豪雪による被害を未然に防止、又は、被害の軽減を図るため、関係機関は交通、通信及び電力等のライフライン関連施設の確保、雪崩災害の防止、要配慮者の支援等に関する対策を実施する。

第1 雪害予防対策の整備

市は、雪害対策の即応性を図るため、「山梨市豪雪対応マニュアル」を策定しており、今後必要に応じて随時見直し、職員の配備体制や情報連絡体制、関係機関との協力体制の整備・改善を図る。

また、気象情報を収集し、雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡や情報交換を行い、雪害の発生に備えるものとする。

第2 雪害安全対策

1 公共施設の安全確保

(1) 施設管理者は、雪害における建築物の損壊を防ぐため、必要に応じて、修繕等を実施するとともに、除排雪対策を整備する。

(2) 施設管理者は、雪庇（建物の屋上等の積雪が張り出しているもの。落下の危険性がある。）の発生状況を点検するとともに、人の出入りのある場所で雪庇が落下するおそれがある場合は、立入禁止や雪庇除去等の応急対策を講じる。

2 住民の安全対策

市は、建物等の所有者に対し、雪止めの設置等、雪庇や雪の滑落、雪下ろし作業による二次的災害防止のための措置を図るよう啓発に努める。

第3 ライフライン確保対策

ライフライン管理者は、停電、通信障害、輸送の確保等、早期復旧対策等、事前の災害予防措置について、対策を進めていくこととしている。

市は、ライフライン管理者に協力し、必要な対策の推進に努める。

第4 集落雪崩防止対策

県は、雪崩危険箇所において、雪崩による災害から人命を守るため、集落の保護を目的として、必要に応じて雪崩防止工事を実施することとしている。

市は、危険箇所の周辺地域住民に対して、その危険性の周知に努めるとともに、県に対して早期の対策推進を要請するものとする。

第5 避難行動要支援者の安全確保

災害発生後、在宅の避難行動要支援者の安全確保や避難行動を支援する支援者について、市は、迅速に安否確認、除排雪の協力、避難誘導、救助活動等が行えるよう、地域社会の連帯や相互扶助等による組織的な取り組みが実施されるよう啓発する。

また、必要があれば、ボランティア等の協力を得つつ、除排雪の協力等を行うものとする。

第6 広報活動

市及び防災関係機関は、住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及啓発、除排雪等に係る注意喚起に継続的に努めるものとする。

また、住民に対し、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備等、家庭で実施する予防・安全対策及び降積雪時にとるべき行動等について、防災知識の普及啓発を図る。

第7 農業関係雪害予防対策

1 災害予防対策

予知することが難しい気象災害を未然に防止するため、気象情報の迅速な伝達と被害の回避又は最小限の抑止ができるような応急的技術手法の提供、耐雪性等、気象災害に強い施設や栽培技術の普及等、諸対策を講ずる。

なお、豪雪に対する農業施設の強化対策、保全対策については、県の「農業用ハウスと果樹棚の雪害防止対策指針」の活用を図るものとする。

(1) 気象情報伝達の迅速化と対策指導の徹底

- ア 伝達システムの構築
- イ 気象災害の被害予測の確立
- ウ 気象観測網の充実
- エ 被害ほ場の追跡調査

(2) 気象に強い施設の普及

- ア 農業用施設の安全構築
- イ 既存施設の点検及び補強の促進

(3) 気象災害に強い栽培・技術管理

- ア 気象災害に強い仕立て方法、栽培様式の開発と普及

(4) 地域ぐるみ災害対応システムづくりの推進

- ア 共同作業、就園システムづくりの推進
- イ 地域農業ボランティアの育成

(5) 農業共済制度への加入促進

- ア 農業共済制度への加入促進活動への支援

第8節 原子力災害予防対策計画

山梨県内には、原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関する「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」にも本県の地域は含まれていない。本県に最も近い中部電力株式会社浜岡原子力発電所においても、本県南部県境までの距離は約70キロである。

しかし、放射性物質及び放射線は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、万一、不測の事態が発生した場合であっても対処できるような体制を整備することが重要となる。

1 本県に隣接する原子力事業所

本県の隣接県である静岡県には、中部電力株式会社浜岡原子力発電所が所在する。

事業所名	浜岡原子力発電所				
事業者名	中部電力株式会社				
所在地	静岡県御前崎市佐倉 5561				
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機
運転開始年月日	S51. 3. 17	S53. 11. 29	S62. 8. 28	H5. 9. 3	H17. 1. 18
運転終了年月日	H21. 1. 30		—	—	—

2 情報の収集及び連絡体制の整備

県と連携し、国、市町村、中部電力浜岡原子力発電所が所在する静岡県、原子力事業者、その他防災関係機関等と原子力防災に関する情報の収集に努める。

3 原子力災害に関する住民等への知識の普及と啓発

住民等に対し原子力災害に関する知識の普及と啓発に努める。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 隣接県の原子力発電所の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- (6) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること

4 防災業務職員に対する研修

市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、次に掲げる事項等について、消防職員等の防災業務職員に対し、必要に応じ県から研修を受ける。

- (1) 原子力防災体制に関すること。
- (2) 隣接県の原子力発電所の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) モニタリング実施方法及び機器に関すること。
- (6) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること。
- (7) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (8) その他緊急時対応に関すること。

第9節 火山災害予防対策計画

山梨県地域防災計画では、火山災害について活火山としての富士山を想定している。富士山と本市の間には御坂山地があり、大規模な被害はないものと想定される。

同計画が対象としている富士山の火山現象は、溶岩流、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流、噴石、降灰及び降灰後の降雨による土石流の6種類であるが、本市に影響があるものは降灰であり、市内全域で概ね2～10cmの堆積があると予想される。

1 情報の収集及び情報伝達体制の整備

県と連携し、富士山噴火に関する情報の収集に努めるとともに住民への迅速かつ的確な情報伝達を行う。

2 富士山噴火に関する住民等への知識の普及と啓発

富士山が活火山だという認識に立ち、噴火警戒時の具体的な避難行動等の周知を図るため、次により火山防災知識、富士山に関する基礎知識を普及する。

(1) 広報誌・ホームページ等の活用

(2) 学校教育の場の活用

(3) 社会教育の場の活用

3 降灰対策

(1) 市は、気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、若しくは市内に降灰があったときは、降灰分布を把握するとともに、甲府地方气象台等から降灰に係わる風向・風速情報を収集し、降灰状況を住民等へ周知する。

(2) 住民等は、降灰時には、できるだけ外出を控え、やむを得ず外出するときは、ヘルメット、防災ずきん、マスク、ゴーグル等を着用する。

(3) 民有地内の降灰除去は、各家庭及び各事業者による対応を原則とし、各家庭から排出された灰の回収は、市が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置場までの搬入を各事業者の責任において実施するものとする。

(4) 市は、清掃、集積した火山灰の一時的仮置場、火山灰の利用、処分等について、事前に検討を行う。

(5) 市は、あらかじめ、道路除灰作業に活用可能な資機材の所有状況を把握するとともに、富士山噴火に伴う道路除灰作業計画の策定に努める。

なお、大量の降灰や広範囲の降灰で、除灰機材の確保や作業方針の調整が必要な場合には、関係機関と連携を図り、道路除灰作業の方針を決定するものとする。

第10節 建築物災害予防対策計画

第1 不燃建築物の建設促進対策

市街地には建築物が密集しており、火災が発生した際には大火災につながるおそれ大きい。

これに対処するため、火災が起きた場合に、その火災を極力他の建築物に及ぼさないよう、建築物の構造を制限することによって不燃化を図り、大火災の発生を防止することを目的として防火地域及び準防火地域の指定がなされている。

防火地域・準防火地域は、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地の区域に指定することとなっている。防火地域内の新規の建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることと規定されており、準防火地域内の新規の大規模建築物又は高層ビルは耐火建築物、中規模のものは耐火建築物又は準耐火建築物とし、小規模のものは木造建築物でも外壁等を防火構造とすることと規定されている。

本市には、次のとおり準防火地域と建築基準法第22条の規定に基づく指定地域がある。この制度を活用して建築物の不燃化を促進し、安全な市街地の形成を図っていく。

防火地域	準防火地域	建築基準法第22条の地域指定
—	8.3ha	172ha

第2 土地区画整理事業の促進

令和2年に山梨市駅前土地区画整理事業が完了したが、今後も健全な市街地の形成と防災機能の一層の充実を図るため、他の地域においても拡幅等の道路整備と連携した土地区画整理事業を計画的に推進していく。

第3 公共施設災害予防計画

1 老朽化公共施設の適正化

老朽化が進んだ公共施設については、山梨市公共施設マネジメント計画の基本方針に基づき、その中で行われているサービスの必要性を十分検討するとともに、指定避難所等の防災上必要な施設については、代替施設の設置等の対策を講じたうえで解体する。

また、他の公共施設についても定期的にメンテナンスを行うことで、施設の性能を保ち災害の防止に努める。

2 木造市営住宅の解消

老朽度の著しい木造市営住宅については、住民の理解と協力を得る中で耐震耐火構造住宅への転居等を勧める。

3 建物以外の施設の補強及び整備

建物以外の施設については次の措置を行い、災害発生の防止に努める。

- (1) 国旗掲揚塔、野球用バックネット等の著しく高いもの又は容量の大きいものは、その安全度を常時確認し、危険と認められるものは必ず補強工事を実施する。
- (2) 移動又は飛散しやすい機械・器具等は常時格納固定できるようにする。

- （3）消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。
- （4）定期点検及び臨時点検を実施して、要補修箇所は補修又は補強して災害の防止に努める。

第11節 文化財災害予防対策計画

第1 保護の対象

市内には数多くの史跡や文化財等が残されており、また伝統行事や郷土芸能等も、地域固有の文化として受け継がれている。これらの歴史的文化遺産は、先人が残した市民共通の財産であり、保存、継承して後世に確実に伝えていくものとする。

第2 文化財保護対策

1 国指定の文化財

文化庁、県及び市の教育委員会は、「文化財保護法」によって指定された国宝等の文化財が、適切に保存されるよう取り組んでいる。

2 県及び市指定の文化財

「山梨県文化財保護条例」及び「山梨市文化財保護条例」によって指定された文化財の保護は、県及び市がそれぞれ独自に重要な文化財を指定し、適切に保存されるよう取り組んでいる。

3 文化財の管理責任

文化財の管理については、所有者、管理団体及び管理責任者にその責任を義務づけている。

所有者及び管理責任者の変更、指定物件の滅失、毀損、亡失、盗難あるいは指定物件の現状の変更等の場合は、市教育委員会を経て、国指定文化財については文化庁に、県指定文化財については県教育委員会に、また市指定文化財については市教育委員会に届け出るものとする。

第3 文化財の防災施設

指定文化財の防災施設（防火施設、保存庫）等については、所有者または管理者の申請に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する。

第4 文化財災害予防計画及び対策

- ・市指定以上の文化財建造物（土木工作物、石造物等の防火対策を講じる必要のない建造物を除く）については、消防法令に基づく消防用設備の設置を指導するものとし、周辺環境などの特性や災害リスクにより、必要に応じて個別の防災対策を協議または指導する。
- ・消防法令に基づく消防用設備の保守点検を定期的実施するよう指導する。
- ・大規模な修理に伴い、耐震診断の実施とその結果に基づく耐震補強工事の実施を指導する。
- ・上記の指導等により所有者または管理者が講じる措置について、予算の範囲内において補助金を交付する等の支援を行う。
- ・文化財防火デー等を通じ、消防用設備等の取扱い及び適正な維持管理、災害時の活動体制（自衛消防体制）及び指定文化財周辺における火気取扱い等に関する指導を行う。また消防演習により、消防署・消防団と自衛消防組織との連携強化を図る。
- ・所有者・管理者による定期的な防災訓練の実施を指導する。
- ・防災対策マニュアルの作成と配布を行う。

第12節 特殊災害予防対策計画

第1 火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の災害予防対策

市及び防災関係機関は、火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の爆発、漏洩等による災害の発生を未然に阻止するため、相互に連携を図り、次のとおり予防対策を推進する。

1 保安思想の啓発

災害の未然防止のため、関係法令遵守の徹底を図るとともに、次の計画を実施する。

- (1) 各種の講習会及び研修会の開催
- (2) 災害予防週間等の設定
- (3) 防災訓練の徹底

2 規制及び指導の実施

各施設の維持や技術基準の従った作業方法が遵守されるよう、規制及び指導を行う。

- (1) 製造施設、貯蔵所等の保全検査及び立入検査の実施
- (2) 関係行政機関との緊密な連携
- (3) 各事業所の実情把握と各種保安指導の推進

3 自主保安体制の充実

各事業者は、自主的に保安体制の充実に取り組み、保安体制の自立的確保の精神を醸成する。

- (1) 取扱責任者の選任
- (2) 防災資機材の整備及び化学消火薬剤の備蓄
- (3) 自衛消防組織の整備
- (4) 隣接事業所との相互応援に関する協定締結の促進

4 消防体制の整備

市は、消防団員の確保と資質の向上を図るとともに、山梨消防署とのなお一層の連携強化を図るものとする。また、東山梨消防本部は、化学消防自動車等の整備に努め、化学消防力の強化を図る。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

第2 ガス事業施設の災害予防対策

1 ガス小売事業（旧簡易ガス）の措置

ガス小売事業（旧簡易ガス）は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施する。

- (1) ガス施設については、ガス事業法による保安規程（旧簡易ガス）に定める検査又は点検基準に基づく保安点検の実施
- (2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化

- (3) 特定製造所の耐震化の促進及び容器等の転倒防止措置の強化
- (4) ガス使用者に対して震災時の知識普及
- (5) 地震防災に係る訓練の実施

資料編 ・ 市内簡易ガス事業者一覧

2 市の措置

市は、県及びガス事業者と協力して、次の対策を実施する。

- (1) 災害予防の知識の啓発
- (2) 消費施設の改善及び安全装置付器具、ガス漏れ警報器等各種安全装置類の普及
- (3) ガス漏れ事故が発生し、又は発生するおそれのあるとき、必要と認める地域の住居者、滞留者その他の者に対し、避難のための立退きの警告又は指示

第13節 情報通信システム整備計画

防災関係機関等が相互に連携し、災害の予防及び災害発生時にあっては事態の認識を一致させ、迅速な意志決定を行い、応急対策を実施するうえで必要な情報の収集伝達を円滑に行うため、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）の活用等情報通信システムの整備に努める。

第1 市防災行政無線システム及び簡易無線機の整備

市は、災害情報等を的確に住民に伝達できるよう、防災行政無線（同報系）のデジタル化を行った。これにより、災害時に孤立が想定される地域17か所と市役所とで双方向通信が可能になった。

また、災害現場等との通信を確保するため、市役所及び両支所にデジタル簡易無線（登録局）を配置している。

通信整備の正常な機能維持を確保するため、定期的に保守点検を実施するとともに、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため通信訓練を実施して、非常災害発生に備えるものとする。

第2 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

市は、総務省消防庁から発せられる緊急災害等の情報を防災行政無線の自動起動により住民に伝達するシステム（全国瞬時警報システム：J-ALERT）の整備を完了しているが、誤作動や動作不良が起これないように保守点検を実施する。

第3 衛星携帯電話の整備

災害時には、一般加入電話及び携帯電話については使用困難になることが予想されるため、孤立が想定される集落との情報伝達を可能にするため、衛星携帯電話を切差、赤芝、塩平、徳和、広瀬の5地区に配備している。

第4 県防災行政無線システム

市役所に県防災行政無線が設置されている。

災害時に県及び県関係出先機関等からの情報収集、被害状況等の報告が速やかに行えるよう、通信訓練の実施等を通して運用の習熟に努める。

第5 災害時優先電話の周知及び活用

災害時には、一般加入電話の通話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能となるので、市は、災害発生時に市内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況を収集するため、あらかじめNTTに災害時優先電話として登録している。

市は、災害時に有効に活用できるよう、平時から次の措置を行い、職員に周知を図るものとする。

周知事項

- ① 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- ② 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

第6 他の関係機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状況になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、消防署等の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続きにより利用して通信することができるので、平時から最寄りの専用通信設備を有している機関と利用の手続き、通信の内容等について、具体的に協議を行い、利用の手続き、通信の内容等について具体的に協定しておくとともに、訓練等を通じて、災害時の個人情報の取扱いや運用について検討に努めるものとする。

市内で利用可能な関係機関の無線施設は、次のとおりである。

- 1 消防無線（山梨消防署、牧丘分署）
- 2 警察無線（日下部警察署）

第7 非常通信協議会の利用

自ら所有する無線設備が使用不可能となった場合に、他の機関の無線設備を利用することを目的として非常通信協議会が組織されている。

このため、市は、平時から非常通信協議会の構成員への非常通信の依頼方法等について、周知を図っておくものとする。

第8 その他通信設備の整備

1 市ホームページ、SNSの整備

市は、インターネットホームページやSNSにアカウントを開設し、市の広報活動を行っているが、災害時に市の被災状況や市民への協力依頼等の広報手段として活用できるよう、平時から整備を図っていく。

- (1) トップページへの防災情報の掲示
- (2) 防災行政無線放送内容の掲示
- (3) 山梨市駅デジタルサイネージへの情報連携
- (4) 長野県飯山市と、それぞれの地域で災害が発生した際に、被災情報等をそれぞれのホームページ上で掲載することができるよう連携を行う。
- (5) SNSを活用した情報の情報収集・発信

2 CATVの有効活用

市は、行政情報・生活情報・イベント情報等の広報番組を制作し、山梨CATV(株)に委託して放送している。また、CATVデータ放送による情報提供もあわせて行っている。

災害時において被害状況、生活情報等の地域に密着した情報の伝達手段として、また字幕付き放送、手話放送、文字放送等要配慮者に対する情報伝達手段としても非常に有効であるので、今

後、その有効活用について、山梨CATV㈱と協議を図っていくものとする。

第14節 防災拠点整備計画

大規模災害発生時に迅速、的確な災害応急対策が実施できるよう、消火、救出、救助活動、医療活動、避難等の面から重要な役割を担う防災拠点を計画的に整備していくものとする。

第1 活動拠点の指定

市は、大規模災害時に災害対策活動の拠点となる次の施設を市の活動拠点として位置づけ、必要な整備を推進する。

市の活動拠点	
○災害対策活動拠点	⇒ 市役所
○支所対策活動拠点	⇒ 牧丘支所・三富支所
○本部代替施設拠点	⇒ ①山梨市民会館、②山梨市勤労者福祉センター
○避難拠点	⇒ 指定緊急避難場所・指定避難所
○福祉避難拠点	⇒ 山梨市老人健康福祉センター
○物資備蓄拠点	⇒ 市防災倉庫、牧丘支所、三富支所、市水防倉庫
○物資集積拠点	⇒ 山梨市民総合体育館、山梨市花かげホール、山梨市三富温泉休憩施設「みとみ笛吹の湯」
○物資輸送拠点	⇒ 飛行場外離着陸場等、ヘリコプター主要発着場
○応援受入拠点	⇒ 自衛隊宿泊予定施設
○医療活動拠点	⇒ 市内医療機関等
○消防活動拠点	⇒ 消防団詰所

資料編	・ 指定緊急避難場所・指定避難所一覧
	・ 防災倉庫備蓄品一覧
	・ 水防倉庫一覧
	・ 飛行場外離着陸場一覧
	・ ヘリコプター主要発着場一覧
	・ 自衛隊宿泊予定施設一覧

第2 耐震化の推進

災害対策本部が設置され、災害時の活動拠点となる市庁舎、支所災害対策本部が設置され、各地区の活動拠点となる支所等の公共施設においては、計画的に耐震診断を実施し、その調査結果を基に補強工事等を行い、耐震化・不燃化を図る。

特に、指定避難所においては、避難者の安全性の確保のため、未耐震化の施設の耐震化を推進する。

第3 活動拠点の整備

1 施設等の整備推進

大規模災害に備えて、計画的に災害対策活動拠点及び避難拠点等に、備蓄倉庫、耐震性貯水槽の設置、非常用自家発電機等の整備を図る。

2 連絡手段の構築

災害時に防災拠点施設間の迅速な連絡が図られるよう、各防災拠点施設への無線機等の通信システムの配置を推進する。また、各防災拠点への災害時優先電話の登録等を推進する。

3 要配慮者に配慮した整備

避難路となる歩道、避難地・避難所となる公園や公共施設の出入口等の段差解消を図るとともに、公共施設内への障害者用トイレや手すり等の設置を推進する。

4 備蓄の推進

（1）市庁舎、支所への備蓄

市庁舎、支所に災害応急対策要員用の食料、生活必需品等の備蓄を推進していく。

（2）学校等への備蓄

避難所に指定されている学校、公民館等の公共施設に避難所開設に必要な非常用自家発電機、仮設トイレ等の備蓄に努める。

第4 活動拠点を結ぶ道路の整備

災害発生時には、各活動拠点間を人や物資を迅速かつ効率的に輸送しなければならない。

各活動拠点及び県の指定する緊急輸送道路を結ぶ市道については、橋梁の耐震化を含め計画的に改良を行う。

第15節 業務継続計画（BCP）

災害発生時に応急対策を行う一方で、通常市の行う行政サービスのうち、継続すべき優先度の高いものについては、一定のレベルを確保し適切に提供できるようにするため、業務継続計画（BCP）を策定し、業務の継続性の確保を図る。

通常業務のうち、地震災害による被害を受けた状況にあっても、住民の生命・身体・財産・経済活動等を守るための観点から継続が必要な行政サービスを「非常時優先業務」とする。

第1 非常時優先業務従事時の配慮

職員を非常時優先業務に従事させるにあたっては、次の事項に十分配慮する。

1 安全確保

被害調査や連絡等のため現場に出る職員に対しては、危険情報の伝達、安否確認手段の確保（衛星携帯電話、ラジオの携行等）、安全装備の充実など、職員の生命、身体の安全を第一とする。

2 健康管理

大規模な災害が発生し、長期間の対策が必要と判断された場合には、総務部は各対策部に対して勤務のローテーション計画を作成することを指示する。

また、各対策部において職員の休憩所、食料、簡易トイレ等の確保など、職員の業務を持続可能とするための環境整備が行えるよう関係対策部との調整を行う。

ローテーション計画の作成にあたっては、1日の作業時間は12時間、1週間の作業時間は60時間を超えないようにする。原則として、1週間に最低1日は休みを確保する。また、1人の職員が帰宅しない日が3日を超えることがないようにする。

疲労は、本人の健康を損ねて作業効率を悪くするばかりでなく、ミスや事故の原因にもなる。また、作業時間が長時間に及ぶことは、脳血管疾患（脳梗塞、脳出血）、心筋梗塞などやストレス症状の引き金になるため、疲労の予防が重要である。

- 作業の合間に十分な休憩がとれるよう、作業時間を調整する。
- 6時間以上の睡眠を確保する。
- 安全な休憩場所やトイレを確保する。
- 危険に対する備えをきちんとし、作業の負担をできるだけ減らす。
- 持病があるものは治療を受け続けられるよう支援する。

3 メンタルヘルスケア

応急対応に従事する職員には、責務や長期間の業務従事などから大きな心理的負担が生じることから、メンタル面での影響が懸念される。

このため、災害時の「心の回復」の時間的経過に応じた情報提供を行うとともに、疲労のコントロールのための休暇取得を促進し、職員のメンタルヘルスに係る問題等の予防、早期発見、治療及びフォローアップと職場の環境改善に係る対策を講じる。

継続的かつ計画的な「3つのメンタルヘルスケア」の推進

- 1 セルフケア（職員自身の自己管理）
 - ・ストレスやメンタルヘルスに対する正しい理解を持つ。
 - ・疲労やストレスに早期に気づくことができるようにする。
 - ・適切にストレスの対処ができるようにする。
- 2 管理職によるケア
 - ・安全な休憩場所やトイレの確保、職場環境への配慮を行う。
 - ・職員の疲労回復のための休暇・休養の取得を促進する。
 - ・職員の健康不調を早期に気づき、適切に対応する。
- 3 庁外資源の活用
 - ・問題への対応や必要とするサービスについて専門的な知識や人的資源が必要な場合には、庁外資源を活用する。

第16節 要配慮者対策の推進計画

災害時において、要配慮者（高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児その他の特に配慮を要する者）及び要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者、いわゆる避難行動要支援者について、以下の対策を推進する。

第1 避難行動要支援者名簿の作成等

1 避難行動要支援者名簿の作成

市長は、災害対策基本法49条の10に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

2 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

市においては、災害対策基本法49条の10第1項に定める避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、次のとおりとする。

- ① 要介護認定3～5を受けている者
- ② 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）
- ③ 療育手帳Aを所持する知的障害者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ⑤ 市の生活支援を受けている難病患者
- ⑥ 要支援又は要介護認定の一人暮らし高齢者、又は高齢者世帯でいずれもが要支援者、又は要介護認定の方
- ⑦ 上記以外で、市長が支援の必要を認めた者

3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市長は、避難行動要支援者に該当する者について、市の関係部局で把握している要介護者や障害者等の情報を集約するとともに、避難行動要支援者名簿への掲載を求める者については、避難支援等関係者と協議し、その情報を入手する。

また、必要に応じて、関係都道府県等に情報の提供を求めることとする。

避難行動要支援者名簿には、次の情報を記載する。

- ①氏名 ②生年月日 ③性別 ④住所又は居所 ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする事由 ⑦その他、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

4 名簿の更新に関する事項

市長は、避難行動要支援者名簿について、原則として、年1回以上更新することとする。

更新は、新たに市に転入してきた避難行動要支援者に該当する者や新たに要介護認定等で、該当となった者を追加するとともに、避難行動要支援者の転居や死亡等による住民登録の変更や、社会福祉施設への長期間の入所等が確認された者を削除する等、掲載情報を再確認する。

5 避難支援等関係者となる者

市において、災害対策基本法第49条の11第2項に定める、災害の発生に備え、避難行動要支

援者名簿を提供する避難支援等関係者は、次に掲げるものとする。

なお、名簿の提供にあたっては、本人の同意を得ることとし、得られない場合には、提供を行わないこととする。

ただし、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に係わらず、避難等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿を提供する。

- ① 山梨消防署
- ② 日下部警察署
- ③ 民生委員・児童委員
- ④ 山梨市社会福祉協議会
- ⑤ 各自主防災組織
- ⑥ その他市長が定める者

6 名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

- (1) 避難行動要支援者名簿の提供については、避難支援等関係者に対し、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- (2) 避難行動要支援者名簿は必要以上に複製せず、施錠可能な場所に保管するなど、避難支援等関係者に対し、情報セキュリティに関する指導を十分行う。
- (3) 避難行動要支援者名簿を提供する際には、原則として、担当する地域の避難支援等関係者に限り提供することとし、別の地域の名簿は提供しない。
- (4) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。

7 避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、次のとおり配慮する。

- (1) 高齢者や障害者等にもわかりやすい言葉や表現、説明等により、必要な情報を一人ひとりに的確に伝達する。
- (2) 高齢者や障害者等に合った、必要な情報を選んで伝達する。

日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達を活用するなど、避難行動要支援者に合わせた多様な情報伝達手段を活用する。

8 避難支援等関係者の安全確保

市長は、各地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義等を説明するとともに、避難支援等関係者等の安全確保にも理解を得られるよう、平時より、説明を行う。

避難支援等関係者にあつては、避難行動要支援者の救助に際し、自身の生命が危険にさらされることのないよう、地域内でのルールづくりを促進する。

第2 高齢者・障害者等の要配慮者対策

国（内閣府）が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）及び山梨県が作成した「障害者と高齢者のための災害時支援マニュアル」等に基づき、市は、「避

難行動要支援者支援マニュアル」（行動計画）を作成し、特に次の点に重点を置いた要配慮者対策に取り組むものとする。

1 要配慮者の生活支援等を行う人材の育成

- (1) 福祉関係部局を中心とし、関係機関と連携して、要配慮者の避難支援業務を実施する。
- (2) 小地域単位での住民参加型の防災学習会を開催し、住民の意識啓発と併せ、自主防災リーダー等の人材育成を推進する。なお、その際には女性の参画の促進に努めるものとする。
- (3) 自主防災活動や災害時に障害者等の救援を担う人材を育成するほか、自主防災会等において地域の防災活動を継続的に担う適任者（防災専門員）を選任し、組織内での位置づけを確立し、その活用を図る。
- (4) 地域住民が参加して行う自主防災マップづくりを通じて、災害危険箇所等のほか要配慮者を把握し、また支援員が障害者や高齢者等を避難誘導する防災訓練を反復実施する。

2 プライバシー保護に配慮した避難行動要支援者把握と避難誘導体制の確立

- (1) 自主防災会や民生委員・児童委員、関係団体等を通じ、避難行動要支援者を把握する。把握にあたっては、避難行動要支援者のプライバシーを十分に配慮する。
- (2) 個々の避難行動要支援者に複数の支援員を配備し、個別の「避難支援プラン」を作成する。
- (3) 直接本人に伝える情報伝達体制を構築する。
- (4) 南海トラフ地震に関連する情報発表時や、市長の判断で出す「避難準備・高齢者等避難開始」発表時に、健常者に先がけて要配慮者を安全な場所に早期に避難誘導する仕組みづくりを図る。

3 緊急通報システム（ふれあいペンダント）の活用

市は、65歳以上の虚弱な一人暮らし高齢者、65歳以上の高齢者夫婦世帯でいずれかが虚弱な者等に対して、急病や災害の緊急時に迅速かつ適切に対応するため、緊急通報システム（ふれあいペンダント）を導入している。

災害時に的確かつ迅速な救助活動等が行えるよう、引き続き住民に対して当該システムの周知を図り、なお一層の整備・拡充の促進を図るとともに、協力員の確保のほか、災害時に地域住民等の協力を得られるよう、平時から協議等をしておく。

4 防災知識の普及啓発と地域援助体制の確立

- (1) 市は、在宅高齢者、障害者等の地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけるとともに、市が作成する「要配慮者防災マニュアル」等を活用し、地震災害に関する基礎的知識等の普及啓発に努める。

なお、啓発資料の作成にあたっては、点字資料の作成等障害者への啓発に十分配慮する。

- (2) 市は、訓練等を通じて地域の自主防災会が援助すべき要配慮者をあらかじめ明確にしておくとともに、移動等が困難な障害者等については、防災情報の伝達、介助体制の確立に努める。

5 指定避難所における対応

市は、指定避難所を中心に被災者の健康維持に必要な措置を行う。

特に、高齢者、障害者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ社会福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパー、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。

6 介護等を必要とする要配慮者対策

- (1) 福祉避難所の整備等

一般の避難者との共同生活が困難な介護等を要する者に対しては、次の施設を福祉避難所として開設し、収容するため、当該施設に必要な設備の整備に努めるものとする。

また、市は、平時から社会福祉施設等と、災害時における要配慮者の受け入れ等の協力体制・連携体制の構築に努める。

資料編 ・ 福祉避難所開設予定施設一覧

(2) 福祉避難室の整備

状況によって、指定避難所の一面、あるいは一部の部屋等を要配慮者用の福祉避難室として開設できるよう、避難所運営マニュアルを作成しておく。

(3) 福祉避難所相談員の確保

平時から福祉避難所開設時に要配慮者の健康管理や相談等を担当する福祉避難所相談員として、健康増進班の職員を指名しておく。

7 被災者への情報伝達体制の構築

市は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、各防災関係機関が講じている施設に関する情報、交通規制等、被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供できるよう、平時から情報伝達体制の構築等に努める。

8 応急仮設住宅設置時における対応

市は、応急仮設住宅への収容にあたっては、優先的入居等高齢者や障害者等の要配慮者に十分配慮するとともに、FAX、伝言板、障害者仕様トイレ等必要な設備を整備する。

また、高齢者・障害者向けの応急仮設住宅の設置等に努める。

第3 在住外国人及び外国人観光客対策

(1) 在住外国人及び外国人観光客（以下「外国人」という。）の災害時の混乱や被害を抑制するため、平常時から防災情報の提供や防災知識の普及を図る。

ア 防災訓練の実施

イ 外国人への災害時対応マニュアルの整備

ウ 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成

(2) 大規模災害が発生し、又は、その恐れがあると認められた場合には、通訳ボランティア等と連携し、外国人の混乱や不安の拡大を抑制する。

ア 災害時外国人支援情報コーディネーターを活用した情報の収集及び整理

イ 外国語での情報の提供

ウ 市からの要請への対応

エ 外国人との連携

通訳ボランティアの主な活動

- ①災害情報等各種情報の伝達
- ②被害外国人の要望等の収集、報告
- ③災害応急活動状況・復旧状況の説明

第4 乳幼児、児童・生徒等保護対策

学校等（保育園を含む。）の管理者は、災害の発生に備え、平時から通学路等の安全性の検証を行うとともに、災害対策本部の設置基準、応急対策に関する実施責任者、教職員等の任務分担等の応急活動体制をあらかじめ明確にしておくとともに、乳幼児の保護者や幼児、児童・生徒の防災教育に努める。

1 応急活動体制

学校等の災害対策を次により推進する。

(1) 災害発生時の行動マニュアル

発生時間別に教職員及び幼児、児童・生徒のとるべき行動をマニュアル化し、教職員及び幼児、児童・生徒の生命と身体の安全を確保する。

(2) 学校の災害対策組織

多様な災害に適切に対処できるよう、防災体制及び組織の整備に努める。

勤務時間外の災害発生を想定し、初動体制が円滑に機能できるよう、あらかじめ災害対策応急要員を指名しておく。

また、電話回線の途絶等を想定し、保護者、教育委員会、防災関係機関等との連絡方法を整備する。

(3) 幼児、児童・生徒の安全対策

在校時、通学時等発生時間別の避難方法や教職員の指示及びとるべき対策をあらかじめ明らかにし、防災訓練や職員の研修等を通じて安全対策の周知徹底を図る。

(4) 教育活動の再開に向けて

学校施設の被災状況を速やかに把握するとともに、幼児、児童・生徒及び教職員の安否確認を行い、早期に教育活動が再開できるよう努める。

(5) 指定避難所としての学校の対応のあり方

学校に指定避難所が開設される場合は、教職員が重要な役割を担うとともに、その運営についても支援する必要があることから、市及び市教育委員会と連携して、避難所運営マニュアルを作成するなど、避難所運営組織の運営及び管理活動が円滑に機能するよう体制づくりに努める。

2 災害に関する防災教育

幼児、児童・生徒等への災害に関する防災教育を次により推進する。

(1) 幼児、児童・生徒に対する災害に関する防災教育の基本的な考え方

状況に応じた的確な判断と行動ができるよう、発生時間や災害の種類、規模等多様な想定に基づく防災・避難訓練を実施する。

(2) 防災に関する教職員の研修のあり方

災害及び防災に関する専門的知識の涵養及び機能の向上を図るため、防災に関する研修を校内研修として位置づける。

(3) 災害に関する防災教育の指導内容の概要

ア 各教科、領域等と相互に関連を図った防災教育

イ 防災ボランティア活動の進め方

- ウ 応急救護、看護の実践的学習
- エ 防災訓練のあり方

第5 要配慮者利用施設等における防災体制の充実

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他防災上特に配慮を要する者が利用する施設）の所有者又は管理者は、①防災体制に関する事項、②避難誘導に関する事項、③避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、④防災教育・訓練に関する事項、⑤水防法及び土砂災害防止法に基づき設置した自衛防災組織の業務に関する事項等の具体的計画（避難確保計画）の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

資料編 ・ 要配慮者利用施設一覧

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制計画

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害の状況等により直ちに災害対策本部を設置し、県、防災関係機関等と緊急な連携のもと、応急活動体制を確立する。

第1 山梨市災害対策本部の設置

災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、市長は、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、山梨市災害対策本部（以下「市本部」という。）を設置する。

1 市本部の設置基準

次の各号のいずれかに該当する場合に市本部を設置する。

- ①災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするとき。
- ②災害が広域な地域にわたり、又、わたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき。
- ③震度6弱以上の地震が市内に発生したとき。
- ④「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。
- ⑤その他、市長が必要と認めるとき。

2 市本部廃止の時期

市本部は、市内において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は応急措置が概ね完了したと認められるときに廃止する。

3 設置及び廃止の通知

市本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表する。

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通知及び公表先	連絡方法
庁内職員	庁内放送、電話、口頭
牧丘支所・三富支所	衛星携帯電話、消防無線、電話、FAX、連絡員
市出先機関	電話、FAX、連絡員
一般住民	市防災行政無線、広報車、市ホームページ、SNS、データ放送、CATVへの依頼、口頭（区長等を通じて）
近隣市町村	県防災行政無線、電話、山梨県総合防災情報システム（Lアラート）
県・県関係出先機関	県防災行政無線、電話、FAX、山梨県総合防災情報システム（Lアラート）
東山梨消防本部	県防災行政無線、消防無線、電話、FAX、山梨県総合防災情報システム（Lアラート）
日下部警察署	電話、連絡員、山梨県総合防災情報システム（Lアラート）
報道機関	電話、FAX、文書、口頭、山梨県総合防災情報システム（Lアラート）

4 市本部の標識の掲出

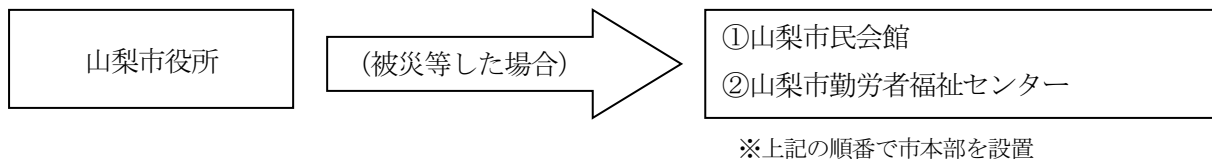
市本部を設置した場合は、市役所庁舎に「山梨市災害対策本部」の標識を掲げる。

本部長、副本部長、各部長、各班長、各班員は、災害応急活動に従事するときは、それぞれ所定の腕章を着用し、自動車を使用する際には所定の標旗を自動車の前部に掲げるものとする。

資料編 ・ 山梨市災害対策本部活動要領

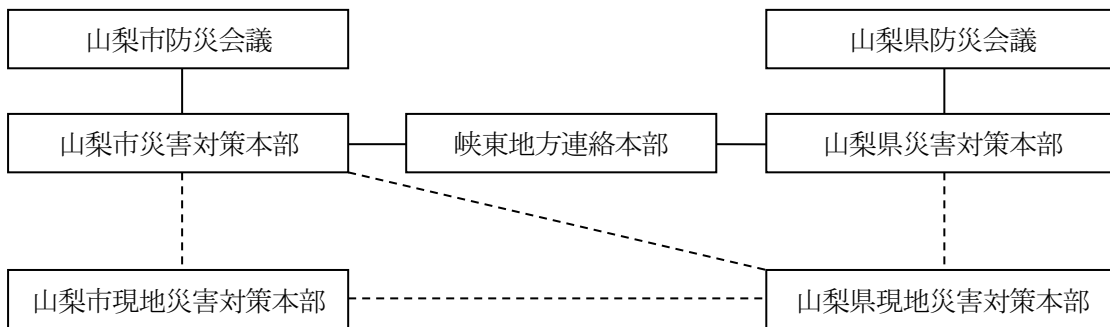
5 市本部の設置場所

山梨市役所西館4階401会議室に設置する。ただし、市役所庁舎が被災した場合には、次の施設に設置する。



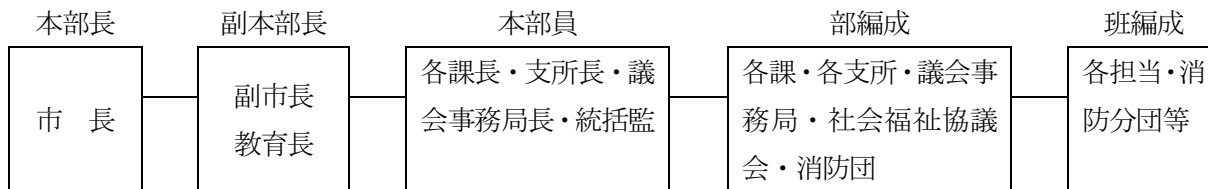
第2 市本部の概要

1 山梨市の防災組織系統図



(注) 災害の状況に応じて、現地災害対策本部を置くことができる。組織、編成等は、その都度本部長が定める。

2 市本部の編成



3 市本部の分担任務

(1) 本部長

市長を市災害対策本部長（以下「本部長」という。）とし、本部長は、市本部の事務を総括し、各部を指揮監督する。

(2) 副本部長

副市長・教育長を市災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）とし、副本部長は、本部

長を補佐し、本部長に事故等がある場合は、その職務を代理する。

(3) 支所本部長

牧丘支所長、三富支所長を支所災害対策本部長（以下「支所本部長」という。）とし、支所本部長は、市本部と緊密に連携して支所班員を指揮監督し、支所管内の応急対策にあたる。

(4) 本部長

本部長は、各課長、支所長、議会事務局長、統括監をもって充てる。

(5) 部、班

ア 市本部に部及び班を置き、部に部長、班に班長を置く。

イ 部長は、本部長の命を受け、部に所属する応急対策を掌理し、所属の各班を指揮監督する。

ウ 班長は、当該班の所属事項について、班員を指揮して応急対策の処理にあたる。

エ 各班に属する職員は当該班員として、班長の命を受けて応急対策にあたる。

(6) 連絡員

第二配備体制又は第三配備体制発令時に、本部長会議等で決議された事項を班員に周知するため、班長の中から部長が指名する者をもって充てる。

(7) 初動活動要員

市役所・牧丘支所・三富支所に30分以内に駆けつけることができる職員を初動活動要員として充て、災害発生初期の応急活動にあたる。

4 本部長の職務代行

本部長（市長）が出張中、又は災害を被るなど、本部の指揮監督をとることができない場合は、直ちに次の順位により本部長の職務を代行し、本部の指揮監督をとるものとする。

第1順位 副市長（副本部長）

第2順位 教育長（副本部長）

第3順位 防災危機管理課長

5 市本部の組織及び分掌事務

市本部の組織及び分掌事務は、別表のとおりであるが、市本部が分掌する事務の主なものは、次のとおりである。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①災害情報、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達②被災者の救助・救護、その他の保護活動の連絡調整③災害発生防止及び水防体制の整備と災害時の消防、水防その他の応急措置の指示④県、自衛隊、その他防災関係機関に対する支援の要請⑤被害者からの要請による物資等の供給、凱旋及び備蓄物資の放出⑥災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報⑦緊急輸送道路の確保⑧施設及び設備の応急復旧⑨交通の規制、その他被災地における社会秩序維持の措置⑩前各号のほか、災害発生の防衛又は拡大防止のための措置 |
|--|

6 事務局

市本部の事務を処理するため、市本部設置と同時に防災危機管理課に事務局を設置する。

(1) 事務局に局長、次長及び局員を置く。

- (2) 局長には防災危機管理課長を、次長には消防防災担当リーダーを、局員には本部長から任命された職員をもって充てる。

7 本部員会議

- (1) 市本部に本部員会議を置き、本部長が招集する。
(2) 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害情報の分析及び災害応急対策の基本方針その他災害に関する重要事項を協議する。

本部員会議における主な協議事項

- ①緊急応急活動方針の決定に関する事。
- ②市本部の配備体制の決定・切り替えに関する事。
- ③県、他市町村等への応援要請に関する事。
- ④自衛隊の災害派遣要請依頼に関する事。
- ⑤災害救助法の適用に関する事。
- ⑥市本部の廃止に関する事。
- ⑦その他災害対策の重要事項に関する事。

8 部長会議

- (1) 部間の連絡調整等を行うため、部長会議を置く。
(2) 部長会議は各部長をもって構成し、本部長が招集する。

9 連絡班長会議

- (1) 市本部に各班の連絡調整のため、連絡班長会議を置く。
(2) 連絡班長会議は、各部長が部から1名ずつ指名した班長（連絡員）をもって構成し、事務局長が招集する。

10 市本部運営上必要な資機材等の確保

消防防災班は、市本部が設置されたときは、他班の協力を得て直ちに必要な資機材等を確保する。

(1) 市本部開設に必要な資機材等の準備

- ア 管内地図
- イ ラジオ・テレビ
- ウ パソコン・FAX・コピー機
- エ 防災関係機関・関係団体等の名簿
- オ ホワイトボード
- カ 筆記用具
- キ その他必要資機材

(2) 通信手段の確保

- ア 県防災行政無線
- イ 市防災行政無線
- ウ デジタル簡易無線（登録局）
- エ 電話（携帯電話を含む。）
- オ 衛星携帯電話

（3）非常用発電設備の確保

停電に備え非常用発電設備の再点検を行い、電源の確保を図る。

11 現地本部の設置

本部長は、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

（1）現地本部の構成

現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

（2）現地本部の設置場所

現地本部は、必要に応じ、災害地に近い学校、公民館等公共施設に設置する。この場合、できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とする。

（3）現地本部の任務

現地本部は、防災関係機関と連携し、災害現場の被害状況の収集等、本部長の特命事項を処理するものとする。

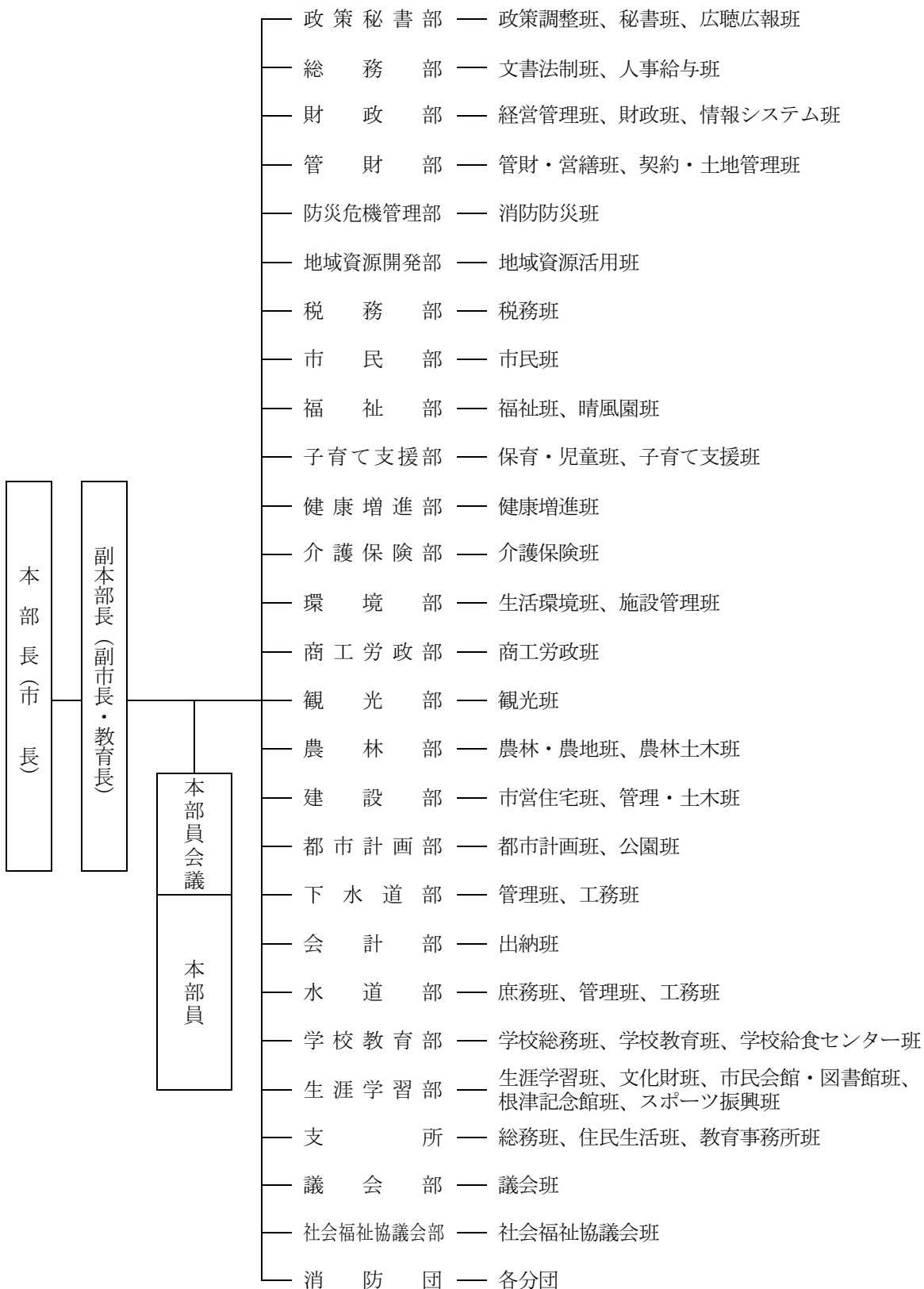
（4）県の現地災害対策本部との連携

市本部は、市内に大規模災害が発生し、県の現地災害対策本部が設置される場合は、県の現地災害対策本部を山梨市役所西館4階401会議室において受け入れ、密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。

別表

山梨市災害対策本部の組織

令和3年4月以降



山梨市災害対策本部分掌事務

部名 (部長)	班名 (班長)	所属	分掌事務
政策秘書部 (政策秘書課長)	政策調整班 (政策調整担当 リーダー)	政策調整担当	○災害復旧・復興計画の策定に関すること ○国土利用計画に関すること
	秘書班 (秘書担当 リーダー)	秘書担当	○本部長及び副本部長の秘書に関すること ○国、県等の災害視察者への応援に関すること ○部内又は他部への応援に関すること
	広聴広報班 (広聴広報担当 リーダー)	広聴広報担当	○市民への広報活動に関すること ○ホームページ、SNS等による各種災害情報等の提供に関すること ○CATVへの緊急放送要請に関すること ○臨時広報誌の発行に関すること ○報道機関に対する記者会見等の対応に関すること ○災害現場記録の収集、保管に関すること
総務部 (総務課長)	文書法制班 (文書法制担当 リーダー)	行政担当 文書法制担当	○災害関係文書の収受、管理等に関すること ○自主防災会との連絡調整に関すること ○応援自治体との連絡調整に関すること ○消防防災班への応援に関すること
	人事給与班 (人事給与担当 リーダー)	人事給与担当	○職員の配備状況の把握、報告に関すること ○各部における不足要員の調整に関すること ○職員等の安否確認に関すること ○災害対策活動従事者の食料等の確保に関すること ○被災職員に対する福利厚生及び健康管理に関すること ○部内又は他部への応援に関すること
財政部 (財政課長)	経営管理班 (経営管理担当リ ーダー)	経営管理担当	○災害状況に応じた公共施設全体の運営方針に関する こと ○部内又は他部への応援に関すること
	財政班 (財政担当リ ーダー)	財政担当	○災害対策の予算編成に関すること ○災害応急復旧活動費の経理に関すること ○部内又は他部への応援に関すること
	情報システム班 (情報システム担 当リーダー)	情報システム担当	○電算情報システムの被害調査、災害対策に関する こと ○消防防災班との各種情報についての相互調整に 関すること ○部内又は他部への応援に関すること

部名 (部長)	班名 (班長)	所属	分掌事務
管財部 (管財課長)	管財・営繕班 (管財・営繕担当 リーダー)	管財・営繕担当	<ul style="list-style-type: none"> ○庁舎及び市有財産の被害調査、災害対策に関すること ○市有自動車の管理、配車及び緊急調達に関すること ○緊急通行（輸送）車両の確認申請等に関すること ○災害時の緊急電話の確保に関すること ○市管理の機器、整備及び庁舎停電時の対策に関すること ○来庁者の被災状況の取りまとめに関すること
	契約・土地管理班 (契約担当リーダー)	契約担当 土地管理担当 指導検査担当	<ul style="list-style-type: none"> ○工事等の請負契約及び委託契約に関すること ○物品・資材の購入、修理等の契約に関すること ○災害地籍の調査、相談に関すること ○部内又は他部への応援に関すること
防災危機管理部 (防災危機管理 課長)	消防防災班 (消防防災 担当リーダー)	消防防災担当	<ul style="list-style-type: none"> ○本部の設置に関すること ○本部員会議の庶務に関すること ○各部及び支所との連絡調整に関すること ○県、防災関係機関との連絡に関すること ○本部長の指示等の伝達に関すること ○県、他市町村、自衛隊等への応援要請に関すること ○関係機関との連絡、応援協力に関すること ○県、消防庁への被害報告に関すること ○気象情報に基づく配備態勢に関すること ○災害救助法に基づく活動の実施に関すること ○災害情報等の収集に関すること ○応急対策用資機材等の調達に関すること ○被害状況等の取りまとめに関すること ○防災行政無線に関すること
地域資源開発部 (地域資源開発 課長)	地域資源活用班 (地域資源活用担当 リーダー)	地域資源活用担当 ふるさと納税推進 担当 交流促進担当	<ul style="list-style-type: none"> ○帰宅困難者の受け入れに関すること ○街の駅における被災者受け入れに関すること ○外国人の救援救護に関すること ○多文化共生の推進に関すること

部名 (部長)	班名 (班長)	所属	分掌事務
税務部 (税務課長)	税務班 (市民税担当 リーダー)	市民税担当 固定資産税担当 収納担当	<ul style="list-style-type: none"> ○救護物資の仕分け、配分等の協力に関する事 ○市民税の減免措置に関する事 ○国民健康保険税の減免措置に関する事 ○固定資産税の減免措置に関する事 ○被災住民への税関係の相談に関する事 ○罹災証明発行の調査に関する事 ○罹災証明書の発行に関する事 ○他部への応援に関する事
市民部 (市民課長)	市民班 (市民担当 リーダー)	市民担当 国保年金担当	<ul style="list-style-type: none"> ○行方不明者相談窓口の設置に関する事 ○行方不明者リストの作成に関する事 ○被災者台帳の作成に関する事 ○埋火葬許可証の発行に関する事 ○外国人罹災者への対応に関する事 ○他部への応援に関する事
福祉部 (福祉 課長)	福祉班 (障害福祉担当 リーダー)	生活保護担当 社会福祉担当 障害福祉担当	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉避難所の統括及び開設に関する事 ○社会福祉施設の被害状況の取りまとめ、報告に関する事 ○社会福祉協議会との連絡調整に関する事 ○救護物資の受け入れの協力に関する事 ○災害ボランティアの受け入れの協力に関する事 ○災害弔慰金の支給等に関する事 ○社会福祉団体との連絡、応援協力に関する事 ○関係機関の被害調査、災害対策に関する事 ○避難行動要支援者の安否確認に関する事
	晴風園班 (晴風園担当リーダー)	晴風園担当	<ul style="list-style-type: none"> ○入園者の安全確保対策に関する事 ○園施設関係の被害調査、災害対策に関する事
子育て支援部 (子育て支援 課長)	保育・児童班 (保育・児童担当 リーダー)	保育・児童担当	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の安全確保対策、安否確認に関する事 ○幼稚園、保育園、認定こども園、児童センターの被害調査、災害対策に関する事 ○応急保育に関する事 ○他班への応援に関する事
	子育て支援班 (子育て支援担当 リーダー)	子育て支援担当	<ul style="list-style-type: none"> ○管理施設の被害調査、災害対策に関する事 ○児童センターの被害調査、災害対策に関する事 ○福祉避難所の開設に関する事 ○他班への応援に関する事

一般災害編（第3章 防災の基本理念及び施策の概要）

部名 (部長)	班名 (班長)	所属	分掌事務
健康増進部 (健康増進課長)	健康増進班 (健康企画担当 リーダー)	健康企画担当 健康支援担当	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関の被害調査、災害対策に関すること ○医療機関との連絡に関すること ○医療救護所の設置に関すること ○指定避難所開設等の協力に関すること ○感染症予防対策に関すること ○福祉避難所の開設に関すること ○臨時健康診断・予防接種の実施に関すること ○被災者への臨時健康相談に関すること ○指定避難所への巡回相談に関すること ○被災住民に対する心のケア対策に関すること
介護保険部 (介護保険課長)	介護保険班 (介護保険担当 リーダー)	介護保険担当 介護予防推進担当 地域包括支援担当	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関の被害調査、災害対策に関すること ○在宅寝たきり高齢者等要配慮者の安全確保対策、安否確認に関すること ○福祉避難所の開設に関すること
環境部 (環境課長)	生活環境班 (生活環境担当 リーダー)	生活環境担当	<ul style="list-style-type: none"> ○被災地の防疫に関すること ○死体収容(安置)所の開設に関すること ○死体の埋火葬に関すること ○死亡獣畜の処理に関すること ○ペット対策に関すること ○環境センターとの連絡に関すること
	施設管理班 (施設管理担当 リーダー)	施設管理担当 新エネルギー推進 担当	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ及びし尿の収集、処理等に関すること (がれき等の災害廃棄物の処理に関すること) ○甲府・峡東クリーンセンターとの連絡調整に関するこ と ○仮設トイレの設置に関すること ○管理施設の被害調査、災害対策に関すること ○放射線量測定等に関すること
商工労政部 (商工労政課長)	商工労政班 (商工労政担当 リーダー)	商工労政担当 企業立地担当	<ul style="list-style-type: none"> ○管理施設の被害調査、災害対策に関すること ○商工業の被害調査、災害対策に関すること ○生活必需物資、燃料等の調達に関すること ○救援物資の受け入れ、仕分け、配分等に関すること ○商工業者、中小企業者への災害資金貸付等の相談に関 すること
観光部 (観光課長)	観光班 (観光企画担当 リーダー)	観光企画担当 観光施設担当	<ul style="list-style-type: none"> ○施設利用者の安全確保対策に関すること ○管理施設の被害調査、災害対策に関すること ○観光協会等との連絡調整に関すること ○観光客、帰宅困難者等滞留旅客の安全確保対策に関す ること ○避難所開設等の協力に関すること ○救援物資集積所開設等の協力に関すること

部名 (部長)	班名 (班長)	所属	分掌事務
農林部 (農林課長)	農林・農地班 (農林担当 リーダー)	農林担当 農地担当	<ul style="list-style-type: none"> ○農作物、農業用施設の被害調査、災害対策に関するこ と ○家畜及び畜産施設の被害調査、災害対策に関するこ と ○林産物、林産施設の被害調査、災害対策に関するこ と ○応急食料の調達に関するこ と ○被災農家の農地相談に関するこ と ○被災農林業者への災害資金貸付等の相談に関するこ と
	農林土木班 (農林土木担当 リーダー)	農林土木担当	<ul style="list-style-type: none"> ○農道、林道、農業用水路等の被害調査、災害対策に関 すること ○治山事業に関するこ と ○被災農地の測量に関するこ と
建設部 (建設課長)	市営住宅班 (市営住宅担当リー ダー)	市営住宅担当	<ul style="list-style-type: none"> ○市営住宅の被害調査、災害対策に関するこ と ○応急仮設住宅の建設に関するこ と
	管理・土木班 (土木担当 リーダー)	管理担当 土木担当	<ul style="list-style-type: none"> ○公共土木施設の被害調査、災害対策に関するこ と ○水位、雨量の観測に関するこ と ○水防活動に関するこ と ○道路障害物の除去・運搬に関するこ と ○緊急輸送道路の確保に関するこ と ○建設業者との連絡、応援協力に関するこ と
都市計画部 (都市計画課長)	都市計画班 (都市計画担当 リーダー)	都市計画担当 都市整備担当 まちづくり推進室	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画施設の被害調査、災害対策に関するこ と ○災害復興都市計画、都市復興基本計画等の策定に関す ること ○被災建築物の危険度判定に関するこ と ○被災住宅の応急修理に関するこ と ○被災宅地の危険度判定に関するこ と ○部内又は他部への応援に関するこ と
	公園班 (公園担当 リーダー)	公園担当	<ul style="list-style-type: none"> ○入園者の安全確保対策に関するこ と ○公園施設の被害調査、災害対策に関するこ と ○動物園の被害調査、災害対策に関するこ と

部名 (部長)	班名 (班長)	所属	分掌事務
下水道部 (下水道課長)	管理班 (管理担当 リーダー)	管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道施設の被害状況の取りまとめ、報告に関するこ と ○峡東地域流域下水道との連絡に関するこ と ○下水道施設の応急復旧計画の策定に関するこ と ○下水道等に係る災害予算及び経理に関するこ と ○市町村設置型合併浄化槽の被害状況の取りまとめ、報 告に関するこ と
	工務班 (工務担当 リーダー)	工務担当	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道施設の被害調査、応急復旧対策に関するこ と ○排水設備指定工事店との連絡、応援協力に関するこ と ○市町村設置型合併浄化槽の応急復旧対策に関するこ と
会計部 (会計課長)	出納班 (出納担当 リーダー)	出納担当	<ul style="list-style-type: none"> ○災害関係経費の出納に関するこ と ○義援金、見舞金の受付、保管に関するこ と ○他部への応援に関するこ と
水道部 (水道課長)	庶務班 (庶務担当 リーダー)	庶務担当	<ul style="list-style-type: none"> ○上水道施設の被害状況の取りまとめ、報告に関するこ と ○上水道に係る災害予算及び経理に関するこ と ○水道関係の出納等の会計事務に関するこ と ○市民への広報に関するこ と ○峡東地域広域水道企業団との連絡に関するこ と ○他水道事業者からの応援の受け入れに関するこ と
	管理班 (管理担当 リーダー)	管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ○水源の確保に関するこ と ○上水道施設の被害調査、応急復旧対策に関するこ と ○応急復旧資材等の調達、保管に関するこ と ○水質管理に関するこ と ○上水道施設の応急復旧計画の策定に関するこ と
水道部 (水道課長)	工務班 (工務担当 リーダー)	工務担当	<ul style="list-style-type: none"> ○災害に伴う水道工事に関するこ と ○応急給水の実施に関するこ と ○指定給水装置工事事業者との連絡、応援協力に関する こ と ○水源の確保に関するこ と ○簡易水道施設の被害調査、応急復旧対策に関するこ と ○応急給水の実施に関するこ と ○簡易水道施設の応急復旧計画の策定に関するこ と ○水質管理に関するこ と

一般災害編（第3章 防災の基本理念及び施策の概要）

部名 (部長)	班名 (班長)	所属	分掌事務
学校教育部 (学校教育課長)	学校総務班 (学校総務担当リーダー)	学校総務担当	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員の確保等県教育委員会との連絡等に関する事 ○幼稚園園児、児童・生徒の安全確保対策、安否確認に関する事 ○応急教育の実施に関する事 ○被災児童・生徒に対する学用品等の給与に関する事
	学校教育班 (学校教育担当リーダー)	学校教育担当 学校管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園、学校教育施設の被害状況の取りまとめ、報告に関する事 ○幼稚園、学校教育施設の被害調査、災害対策に関する事 ○避難所の開設に関する事
	学校給食センター班 (学校給食センター担当リーダー)	学校給食センター担当	<ul style="list-style-type: none"> ○炊き出しに伴う給食施設の利用、管理に関する事
生涯学習部 (生涯学習課長)	生涯学習班 文化財班 市民会館・図書館班 根津記念館班 (各担当リーダー)	生涯学習担当 文化財担当 市民会館・図書館担当 根津記念館担当	<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育施設の被害状況調査、報告に関する事 ○社会教育関係団体との連絡、応援協力に関する事 ○施設利用者の安全確保対策に関する事 ○避難所の開設に関する事 ○文化財の被害調査、災害対策に関する事 ○救援物資集積所開設等の協力に関する事
	スポーツ振興班 (スポーツ振興担当リーダー)	スポーツ振興担当	<ul style="list-style-type: none"> ○社会体育施設の被害状況調査、報告に関する事 ○社会体育団体との連絡、応援協力に関する事 ○施設利用者の安全確保対策に関する事 ○避難所開設等の協力に関する事 ○救援物資集積所開設等の協力に関する事
支所 (支所長)	総務班 (総務担当リーダー)	総務担当	<ul style="list-style-type: none"> ○支所内の被害状況の取りまとめ、報告に関する事 ○現地災害対策本部の設置、運営に関する事 ○地区住民への広報に関する事 ○自主防災会との連絡、応援協力に関する事 ○市民税等の税の減免措置に関する事 ○被災住民への税関係の相談に関する事 ○救援物資の受け入れ、仕分け、配分等の協力に関する事

一般災害編（第3章 防災の基本理念及び施策の概要）

部名 (部長)	班名 (班長)	所属	分掌事務
支 所 (支所長)	住民生活班 (住民生活担当 リーダー)	住民生活担当	<ul style="list-style-type: none"> ○支所来庁者の安全確保対策に関する事 ○行方不明者相談窓口の設置に関する事 ○行方不明者リストの作成に関する事 ○市民の要望、苦情等災害相談に関する事 ○臨時健康診断・健康相談・予防接種等の受付に関する事 ○罹災証明書の発行に関する事 ○埋火葬許可証の発行に関する事 ○支所総務班への応援に関する事 ○避難所開設等の協力に関する事
	教育事務所班 (教育担当 リーダー)	教育担当	<ul style="list-style-type: none"> ○施設利用者等の安全確保対策に関する事 ○支所総務班への応援に関する事
議会部 (議会事務局長)	議会班 (次長)	庶務担当 議事担当	<ul style="list-style-type: none"> ○市議会との連絡に関する事 ○他部への応援に関する事
社会福祉協議会部 (事務局長)	社会福祉協議会班 (福祉総務担当 リーダー)	福祉総務担当 地域福祉担当	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の被害調査、災害対策に関する事 ○福祉避難所の開設に関する事 ○災害ボランティアに関する事 ○救援物資の受け入れ、仕分け、配分等に関する事
消防団 (消防団長)	消防分団 (分団長)	各消防団	<ul style="list-style-type: none"> ○消防活動に関する事 ○水防活動に関する事 ○市民に対する避難勧告・指示等の伝達に関する事 ○避難誘導に関する事 ○行方不明者の捜索に関する事 ○救助救出に関する事

第2節 職員配備計画

災害応急対策活動の実施に必要な人員を配備し、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の充実・強化に努めるものとする。

市は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第1 職員の配備体制

市職員の配備体制は、次の配備基準による。ただし、雪害が発生しうる可能性があるときは、「第10節 雪害対策計画 第1 雪害対策体制・人員配備」によるものとする。

災害対策本部配備基準

体制	配備基準	活動内容	配備要員
第1配備	1 次の注意報が発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 大雪注意報 2 その他市長が配備を指示したとき。	1 気象情報等の収集・伝達 2 必要により住民への広報	次の所属は、2名以上の配備とする。 防災危機管理課、建設課、農林課 支所総務担当 *上記以外の所属においても被害状況により必要な場合は、所属長の判断で配備につくものとする。
第2配備	1 次の警報が発表されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 大雪警報 (4) 暴風警報 2 特別警報が発表されたとき。 3 その他市長が配備を指示したとき。	1 気象情報等の収集・伝達 2 住民への広報 3 応急資機材等の準備 4 関係機関・団体との連絡 5 必要な応急対策活動の実施	第1配備の所属を4名以上配備とする。 上記以外の所属は2名以上の配備とする。 *災害状況により必要な場合は、所属長の判断で配備につくものとする。
第3配備	1 大規模災害が発生したとき。 2 その他市長が配備を指示したとき。	情報収集・伝達、水防、避難 輸送、医療、救護等の応急対策活動の速やかな実施	各所属職員の全員の配備とする。

第2 職員への伝達及び配備

職員への伝達及び配備は、次により行う。

1 勤務時間内における伝達及び配備

気象情報等の通知を受け、災害発生が予想された場合は、上記の「災害対策本部配備基準」に基づいた自動配備とする。

防災危機管理部長（防災危機管理課長）は、庁内放送、電話等により職員への配備体制の周知の徹底を図り、当該職員は、速やかに配備につくものとする。

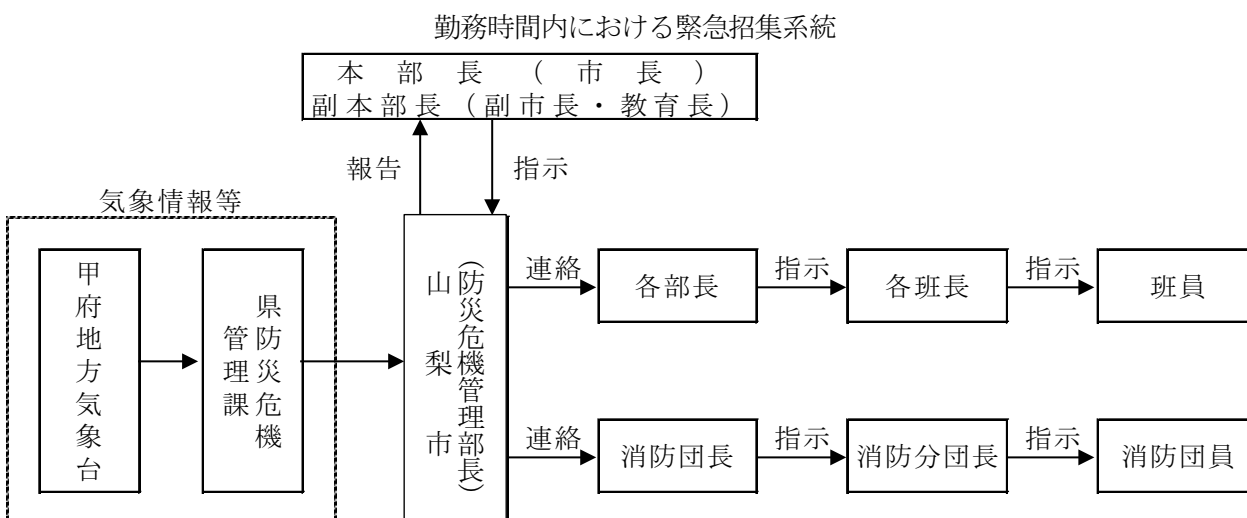
なお、急激な増水や突発的な事故等が発生し、本部長（市長）が当該「配備基準」と異なった配備体制を指示した場合は、防災危機管理部長は、直ちに次の配備をとるものとする。

- (1) 防災危機管理部長は、本部長の指示する配備体制を庁内放送、電話等により職員への周知を図る。
- (2) 各部長は、直ちに各班長に連絡し、班員にあらかじめ定められた所掌事務を行うよう指示する。
- (3) 配備を指示された職員は、速やかに所定の場所へ配備につき、指示された業務に従事する。
- (4) 配備該当職員以外の職員は、気象情報や市本部の活動状況等に留意しつつ、緊急招集に備える。
- (5) 班員の服務

班員は、配備体制がとられた場合、次の事項を厳守するものとする。

勤務時間内における遵守事項

- ①待機中には、常に災害に関する情報、市本部からの指示に注意する。
- ②不急の行事・会議・出張等を中止する。
- ③正規の勤務時間が終了しても、所属班長の指示があるまで退庁せず待機する。
- ④勤務場所を離れる場合には、所属班長と連絡をとり、常に所在を明らかにする。
- ⑤災害現場に出勤する場合は、所定の腕章を着用し、また、自動車には所定の標旗を使用する。



2 勤務時間外、休日における伝達及び配備

勤務時間外等においても、第1の「災害対策本部配備基準」に基づいた自動配備とする。該当職員は速やかに所定の場所へ配備につくものとする。

なお、突発的な事故等が発生した場合は、次により伝達及び配備を行う。

- (1) 宿直者は、突発的な事故等が発生したという連絡があった場合は、直ちに電話等により防災危機管理課長（防災危機管理部長）に報告する。
- (2) 宿直者から報告を受けた防災危機管理課長（防災危機管理部長）は、直ちに市長（本部長）に報告し、本部長の指示を副市長・教育長（副本部長）及び各部長に連絡する。
- (3) 各部長は、直ちに各班長に連絡し、班長は緊急連絡網により配備該当職員に緊急参集を指示する。
- (4) 参集を指示された班員は、事後の推移に注意し、直ちに登庁する。
- (5) その他の職員は、テレビの気象状況等に注意し、緊急参集命令に備える。
- (6) 参集場所

配備該当職員は、直ちに庁舎等に参集する。

区分	参集場所
市役所庁舎勤務職員	市役所
支所	支所
指定避難所勤務職員	当該施設
保育園、幼稚園勤務職員	当該施設が所在する市役所又は支所

参集時の留意事項

①参集時期

配備基準に該当する災害情報を感知したときは、参集指令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所に参集する。

②参集困難な場合の措置

病気その他やむを得ない状態により所定の場所へ参集が不可能な場合は、その理由を付して所属長に報告する。

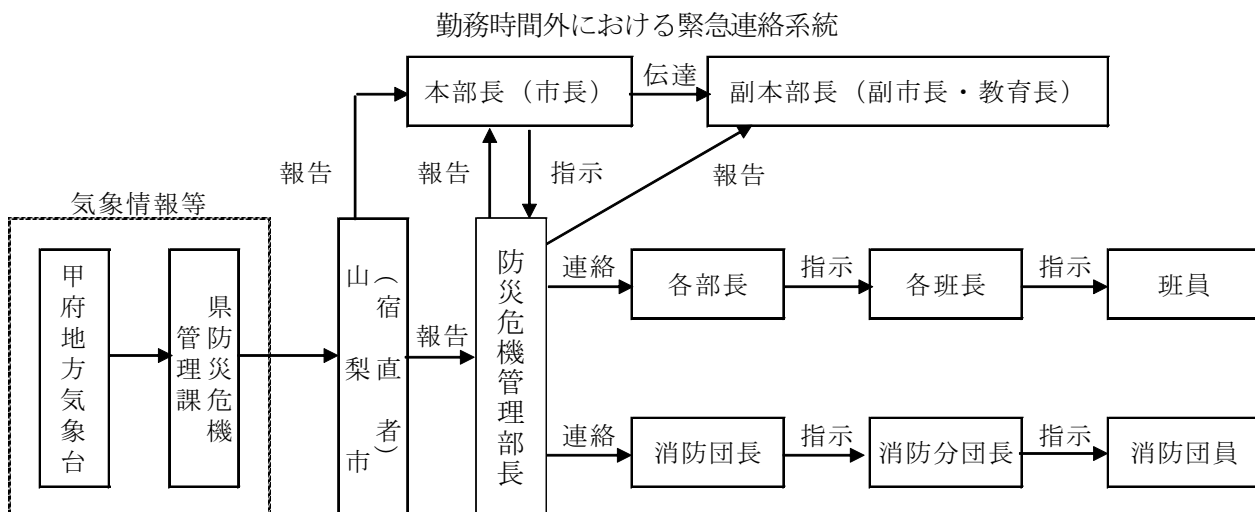
また、災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの支所又は公共施設に参集し、支所又は各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。

③参集時の服装等

応急活動に適した服を着用のうえ参集する。また、参集時の携行品は、身分証、手袋、懐中電灯等を努めて参集する。なお、職員は、速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れ、平時から準備しておく。

④参集途上の情報収集

参集途上においては、可能な限り河川の水位状況、道路の通行可能状況、各地区の被害発生状況等の災害情報の把握に努め、参集後直ちに所属長に報告する。



3 班員の配備・報告

(1) 各班長は、配備体制の指示を受けたときは、直ちに次の措置を講じる。

- 各班長が行う応急措置
- 班員の被害状況、参集状況の把握
 - 参集職員から市内の被害状況の収集
 - 所属部長の指示等の班員への周知
 - 所属部長、人事給与班（班員の被災状況、参集状況）、管財・営繕班（課内の被害状況）への報告

(2) 各班長から報告を受けた人事給与班は、所定の様式により職員の参集状況を取りまとめ、消防防災班に報告する。

(3) 消防防災班は、管財・営繕班からの被害状況報告とともに、職員の参集状況について防災危機管理部長を通じて本部長に報告する。

第3 部相互間の応援動員

災害応急対策を行うにあたって、対策要員が不足する場合は部内で調整するものとするが、部内の調整だけでは応急対策の実施が困難な場合は、次により他部からの応援を得て実施する。

1 動員要請

各部長は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して防災危機管理部長に要請し、実際の人員調整については防災危機管理部長が総務部（人事給与班）に指示を行う。

- 明示事項
- ① 応援内容
 - ② 応援を要する人数
 - ③ 応援を要する日時
 - ④ 出動場所
 - ⑤ その他必要事項

2 動員の措置

(1) 総務部（人事給与班）は、応援要請内容により、緊急の応急活動事務が少ない部から動員の指示を行う。

（2）応援のための動員指示を受けた部は、部内の実情に応じて、所要の応援を行う。

第4 初期応急対策の実施

市長は、被害が甚大で、速やかに応急対策を実施する必要がある等、開催の必要があると認める場合には、本部員会議を招集し、初期応急対策の実施に努めるものとする。

第3節 応援要請計画

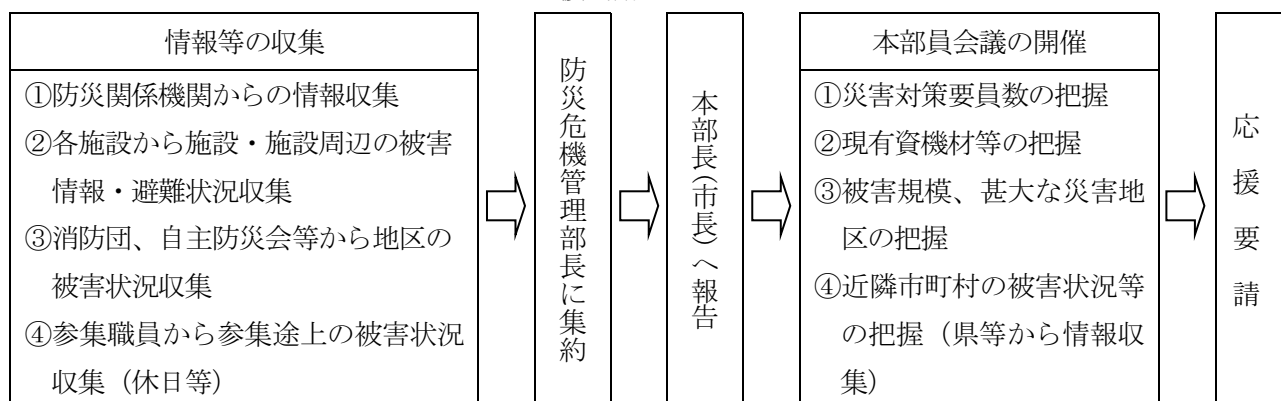
災害発生時に際し、市のみでは迅速な災害応急対策及び災害復旧の実施が困難な場合には、県、他の市町村等に応援を要請し、適切な対策を行うものとする。

第1 応援要請の決定

大規模災害が発生した場合は、次により本市の被害状況等を把握し、また応急資機材の現状等を確認し、本部員会議において応援要請の必要の有無を決定する。

- 1 県、警察、消防等の防災関係機関から、災害情報、被害状況等の情報を収集
- 2 支所・公共施設から、施設・施設周辺の被害状況、避難状況等を収集
- 3 消防団・自主防災会等から、地域の被害状況を収集
- 4 休日、勤務時間外においては、参集職員から参集途上の被害状況を収集

応援要請決定フロー



第2 知事及び他の市町村に対する応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第67条の規定により他の市町村長に対して応援を求める。また、災害対策基本法第68条の規定により知事に対して応援を求め、又は応急対策の実施を要請する。

なお、知事は市町村長等から災害応急対策を実施するための応援を求められた場合、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まないものとされている。

第3 指定地方行政機関等に対する応援要請

市長は、災害対策基本法第29条の規定により、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請する。

また、災害対策基本法第30条の規定により、市長は知事に対し、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣について斡旋を求める。

- 1 市長が直接派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文章により行う。（災害対策基本法施行令第15条）
 - (1) 派遣を要請する理由

- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする機関
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項
- 2 市長が、知事に対し職員の派遣について斡旋を求める場合は、下記の事項を記載した文章により行う。（災害対策基本法施行令第16条）
- (1) 派遣の斡旋を求める理由
 - (2) 派遣の斡旋を求める職員の職員別人員
 - (3) 派遣を必要とする機関
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣の斡旋について必要な事項

第4 応援協定等に基づく要請

1 応援協定等に基づく要請

市は、大規模災害の発生に備え、あらかじめ相互応援協定及び覚書を締結している。

大規模な災害が発生し、応援協定等に基づく応援が必要と判断した場合は、あらかじめ定められた手続きに従い、応援を求めるものとする。

資料編 ・ 応援協定締結先連絡担当部署一覧
・ 応援協定等に基づく要請内容一覧

2 広域応援体制の確立

県内市町村間で締結している相互応援協定の内容充実、具体化に努めるものとする。

市長は、近隣市町村及び県内市町村による応急活動及び復旧活動に関する相互応援協定の締結促進に努めるものとする。

関東近県の都市及び友好関係にある都市等との震災時の相互応援協定の締結の促進など、広域的な連携強化を図る。

市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

3 自衛隊の災害派遣要請

大規模な災害が発生し、自衛隊による救援活動の実施が適切と判断した場合には、本章第4節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより、知事に自衛隊の派遣要請を依頼する。

4 県消防防災ヘリコプターの出動要請

災害発生時に際し、県消防防災ヘリコプターの活動を必要とする場合には、本章第5節「県消防防災ヘリコプター出動要請計画」の定めるところにより、知事に県消防防災ヘリコプターの出動要請を行う。

第5 応援受入体制の確保

1 連絡窓口の明確化

市は、県及び他市町村等との連絡を速やかに行うため、総務部文書法制班に連絡窓口を設置す

る。

2 搬送物資受入施設の整備

県及び他市町村等から搬送されてくる救援物資を速やかに受け入れるため、次の救援物資集積予定施設の中から災害発生場所等を勘案して適切な施設を選定し、集積スペースの確保、仕分け・配分要員の配備等、必要な準備を行う。

救援物資集積予定施設

施設名	所在地	電話番号	責任者
山梨市民総合体育館	山梨市上石森 701	0553-22-5600	生涯学習課長
山梨市花かげホール	山梨市牧丘町窪平 453-1	0553-35-4888	牧丘教育事務所長
山梨市三富温泉休憩施設 「みとみ笛吹の湯」	山梨市三富下釜口 447	0553-39-2610	観光課長

3 受入体制の確立

動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所その他作業に必要な受入体制を確立しておく。

なお、応援部隊の宿泊場所は、自衛隊の宿泊予定施設として指定している施設のうち、自衛隊が宿泊している施設以外の中から、災害現場の状況、作業内容を勘案し、作業の実施に最も適切と思われる施設を選定する。

資料編 ・ 自衛隊宿泊予定施設一覧

第6 市域外からの避難者の受け入れ

1 県内他市町村からの受け入れ

(1) 避難者の受け入れ

県内他市町村において災害が発生し、避難者について、本市域における一時的な滞在の必要があるため、当該市町村の市町村長（以下「協議元市町村長」という。）から協議を受けた場合は、特別な理由がある場合を除き、避難者を受け入れる。

(2) 受入施設の決定及び通知

受け入れた避難者に対しては、本市避難所（候補施設）の中から、施設管理者と調整のうえ、受入施設を決定する。

受入施設を決定した際は、直ちにその内容を、施設管理者その他の内閣府令で定める者に通知するとともに、協議元市町村長あてに速やかに通知する。

(3) 避難者の受け入れが不要となった場合

協議元市町村長から、避難者の一時的な受け入れが必要なくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を施設管理者その他の内閣府令で定める者に通知する。

2 県外市町村からの受け入れ

(1) 避難者の受け入れ

県外市町村において災害が発生し、避難者について、本市域における一時的な滞在の必要があるため、県知事から協議を受けた場合は、特別な理由がある場合を除き、避難者を受け入れ

る。

(2) 受入施設の決定及び通知

受け入れた避難者に対しては、本市避難所（候補施設）の中から、施設管理者と調整のうえ、受入施設を決定する。

受入施設を決定した際は、直ちにその内容を、施設管理者その他の内閣府令で定める者に通知するとともに、県知事あてに速やかに報告する。

(3) 避難者の受け入れが不要となった場合

知事から、避難者の一時的な受け入れが必要なくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を施設管理者その他の内閣府令で定める者に通知する。

第4節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時において、人命及び財産の救援のため、必要があると認める場合は、知事に対して自衛隊の派遣の要請を依頼するものとする。

第1 災害派遣要請の派遣基準

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救護及び応急復旧までを範囲とするのが一般的である。

なお、派遣基準は以下の3要件を満たすものとする。

公共性	公共の秩序を維持するため、人命・財産を社会的に保護しなければならない必要があること。
緊急性	災害の状況から、直ちに対処しなければならない状況であること。
非代替性	他の機関では対処不能か、能力が十分ではなく自衛隊で対処する必要があるもの。

また、災害派遣の撤収（終了）段階においては、上記の3要件消失の程度、土木工事への転換の可否及び民間業者の圧迫の可能性等を考慮するとともに、「予定された作業の完了」、「民心の安定」、「復興機運の確立」等、努めて明確な派遣目的の達成段階において、派遣を要請した知事と調整を実施することとされている。

第2 災害派遣時に実施する救援活動

災害派遣時に自衛隊が実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊員の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

区 分	内 容
被害状況の把握 (情報収集)	車両、航空機等状況に適した手段により情報収集活動の実施により、被害状況を把握する。 広範囲：ヘリコプター映像伝送（東部方面航空隊） 詳細：偵察隊、情報中隊の有するオートバイ
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
避難者等の 検索救助	行方不明者等の捜索及び負傷者の救助
水防活動	堤防、護岸等が決壊したときの土のう作製、運搬、輸送、設置等
消防活動	利用可能な消防車（駐屯地に1台）及びその他の防水用具を利用した消防機関への協力及び山林火災等における航空機（中型・大型）による空中消火（不燃材等は通常関係機関が提供）
道路や水路の 障害物の除去	道路若しくは水路が破損又は障害物がある場合の啓開・除去
応急医療、救 護、防疫	被災者に対する応急医療及び感染症対策（薬剤等は通常関係機関提供）

通信支援	災害派遣部隊の通信連絡に支障をきたさない範囲で実施
人員及び物資の緊急輸送	被災者等のけが人、救急患者等の患者空輸及びトラック、航空機を利用した物資輸送
炊飯、給水	炊飯及び給水の支援
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与に関する省令」に基づき、災害による被害者で応急救助を要するものに対し、特に必要な救じゅつ品（消耗品に限る。）
危険物の保安又は除去	能力上可能なものについて、火薬類・爆発物及び不発弾等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力上対処可能なもの

第3 災害派遣要請の要求等

1 知事への災害派遣要請の要求

市長は、市の地域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を明記した文章をもって自衛隊の災害派遣要請を求めるものとする。ただし、事態が急迫して文章によることができない場合には、口頭又は電信若しくは電話によることができる。この場合においても事後速やかに、文書を提出する。

明記事項	
①災害の状況及び派遣を要請する事由	③派遣を希望する区域及び活動内容
②派遣を希望する期間	④その他参考となるべき事項

(1) 提出（連絡）先

山梨県防災局防災危機管理課（055-223-1432）

(2) 提出部数

1部

資料編 ・ 自衛隊災害派遣要請依頼書

2 県への要求不能時の応急措置

市長は知事の要求ができない場合には、その旨及び市の地域に係わる災害の状況を防衛大臣又はその指定する者（第1特科隊長）に通知する。この場合、市長は速やかにその旨を知事に通知するものとする。

なお、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第8条に規定する部隊を派遣することができる。

緊急時の連絡先

部隊名	電話番号	F A X	県防災行政無線番号
陸上自衛隊第1特科隊	(昼)0555-84-3135、3136 (内線238) (夜)0555-84-3135 (内線280又は302)	0555-84-3135、3136	(衛星系) 916-435 (地上系) 95-220-1-051

第4 災害派遣部隊の受入体制

1 派遣部隊が集結（野営）するための必要地積

派遣部隊	必要な地積		備 考
1コ中隊	2,500 m ²	50m×50m	駐車場、天幕展張及び炊事所等を含む。
1コ連隊（隊）	20,000 m ²	100m×200m	
1コ師（旅）団	160,000 m ²	400m×400m	
要支援内容	トイレ等の供与が必要		

※ 集結地（野营地）は、指揮・命令及び実行の確認等のため、やむを得ない場合を除き1コ中隊が同一地に集結できる地積を選定できることが望ましい。

2 ヘリコプター発着場の必要地積

種 類	必要な地積	安全確保に必要な地積	備 考
小型ヘリ ※1	30m×30m	100m×100m	離発着に必要な地積で、駐機地積は別とする。
中型ヘリ ※2	40m×40m	100m×100m	
大型ヘリ ※3	100m×100m	300m×300m	

※1 航空偵察又は指揮・連絡等に使用する小型ヘリ

※2 ※1の使用目的のほか、人員・物資を輸送に使用する中型のヘリ

※3 人員・物資を輸送するための大型ヘリ

資料編	・ヘリコプター主要発着場一覧 ・自衛隊宿泊予定施設一覧
-----	--------------------------------

第5 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣部隊の撤収要請を知事に依頼する場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、知事及び派遣部隊長と協議して行う。

第6 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた本市が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりである。なお、費用区分は、山梨県地域防災計画 第3章災害応急対策 第1節6「(10) 経費負担区分の参考例」を参考とする。

- 1 災害派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊の装備に係わるものを除く。）等の購入費及び修繕費

- 2 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用又は借上料
- 3 災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- 4 災害派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係わるものを除く。）
- 5 災害派遣部隊の輸送のための民間輸送機関に係わる運搬費
- 6 損害賠償費

第7 災害派遣部隊に付与される権限

- 1 人の生命・身体等に対する危害防止措置
 - (1) 警告・避難等の措置（警察官職務執行法）
 - (2) 警戒区域を設定し、立入りの制限・禁止、退去を命ずる等の措置（災害対策基本法）
- 2 危害防止、損害拡大防止、被災者救出のための措置
 - (1) 土地・建物等への立入り（警察官職務執行法）
- 3 緊急通行車両の円滑な通行を確保するための措置
 - (1) 妨害車両の移動等の措置（災害対策基本法）
- 4 消防、水防及び救助等災害発生の防衛、又は災害の拡大防止のために必要な措置
 - (1) 他人の土地、その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・収容する措置（災害対策基本法）
 - (2) 市長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合に限り、現場にある災害を受けた工作物、物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置（災害対策基本法）
 - (3) 住民又は現場にいる者を応急措置の業務に従事させる措置（災害対策基本法）

第5節 県消防防災ヘリコプター出動要請計画

災害の状況に応じ、県消防防災ヘリコプターによる応急活動が必要と判断した場合は、速やかに県に対し県消防防災ヘリコプターの出動を要請し、被害情報の収集、救出・救助活動等を依頼するものとする。

第1 要請の範囲

市長は、次のいずれかの事項に該当し、航空機の活動を必要と判断する場合には、「山梨県防災ヘリコプター応援協定」に基づき、知事に対し応援要請を行う。

- 1 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- 2 市の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- 3 その他救急救助活動等において航空機による活動が最も有効な場合

第2 県消防防災ヘリコプター緊急運航基準

1 基本要件

県消防防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、次の基本要件を満たす場合に要請するものとする。

公 共 性	災害等から住民の生命、身体財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
緊 急 性	差し迫った必要性があること。（緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合）
非 代 替 性	消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。（既存の資器材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合）

2 緊急運航基準

県消防防災ヘリコプターの緊急運航基準は、次のとおりである。

(1) 災害応急対策活動

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合
- イ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、緊急に救援物資・人員等を搬送する必要があると認められる場合
- ウ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合
- エ その他、消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

(2) 火災防御活動

- ア 林野火災等において、消防防災ヘリコプターによる消火が有効であると認められる場合
- イ 交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資器材等の搬送手段がない場合、又は消防防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合
- ウ その他、消防防災ヘリコプターによる火災防御活動が有効と認められる場合

(3) 救助活動

- ア 水難事故及び山岳遭難等における人命救助
- イ 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故における人命救助
- ウ その他、消防防災ヘリコプターによる人命救助の必要がある場合

(4) 救急活動

- ア 別に定める「山梨県消防防災ヘリコプターの救急出場基準」に該当する場合
- イ 交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合
- ウ 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合又は搬送時間の短縮を図る場合で、医師がその必要性を認め、かつ医師が搭乗できる場合

第3 緊急運航要請の方法

本部長は、山梨県防災局消防保安課消防防災航空担当（以下「消防防災航空隊」という。）に、電話等により次の事項を明らかにして速報後、「消防防災航空隊出場要請書」（資料編に掲載）により、ファクシミリを用いて緊急運航を要請するものとする。

要請時の明示事項
①災害の種別
②災害の発生場所及び災害の状況
③災害発生場所の気象状態
④飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
⑤災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
⑥応援に要する資機材の品目及び数量
⑦その他必要な事項

資料編 ・ 消防防災航空隊出場要請書

第4 受入体制の整備

緊急運航を要請した場合、本部長は消防防災航空隊と緊密な連携を図るとともに、必要に応じ次の受入体制を整えるものとする。

- 1 消防防災班への連絡窓口の設置
- 2 離着陸場所の確保及び安全対策
- 3 消火薬剤等の確保
- 4 その他必要な事項

資料編 ・ 飛行場外離着場等一覧

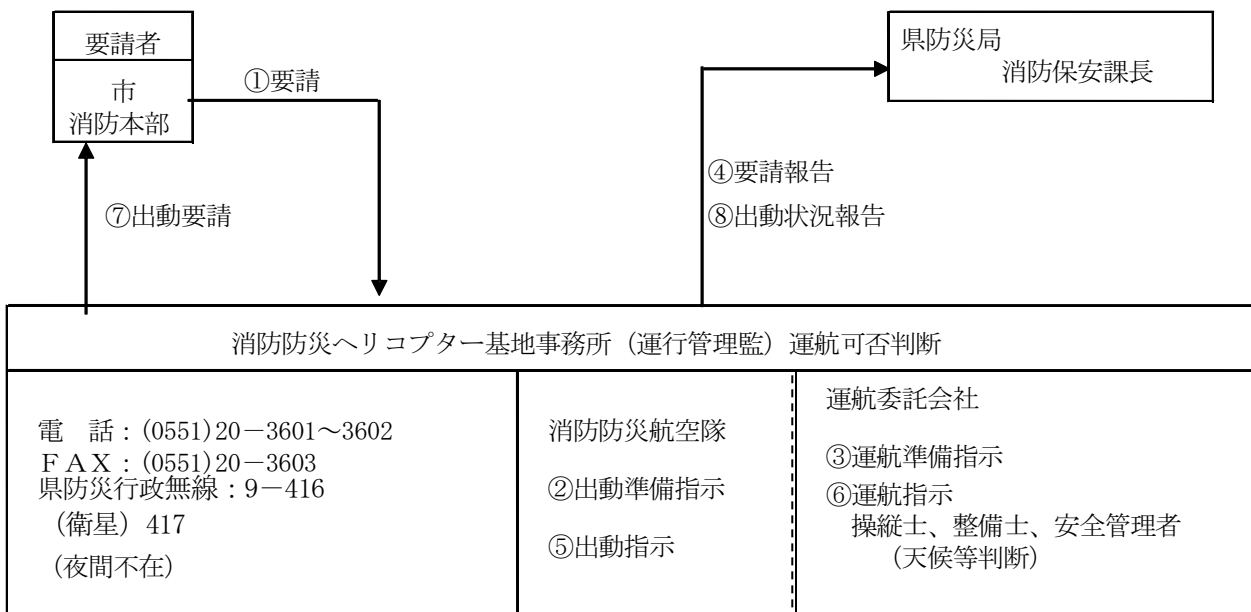
第5 経費負担

協定に基づき応援を要請した際に要する運航経費は、山梨県が負担するものとする。

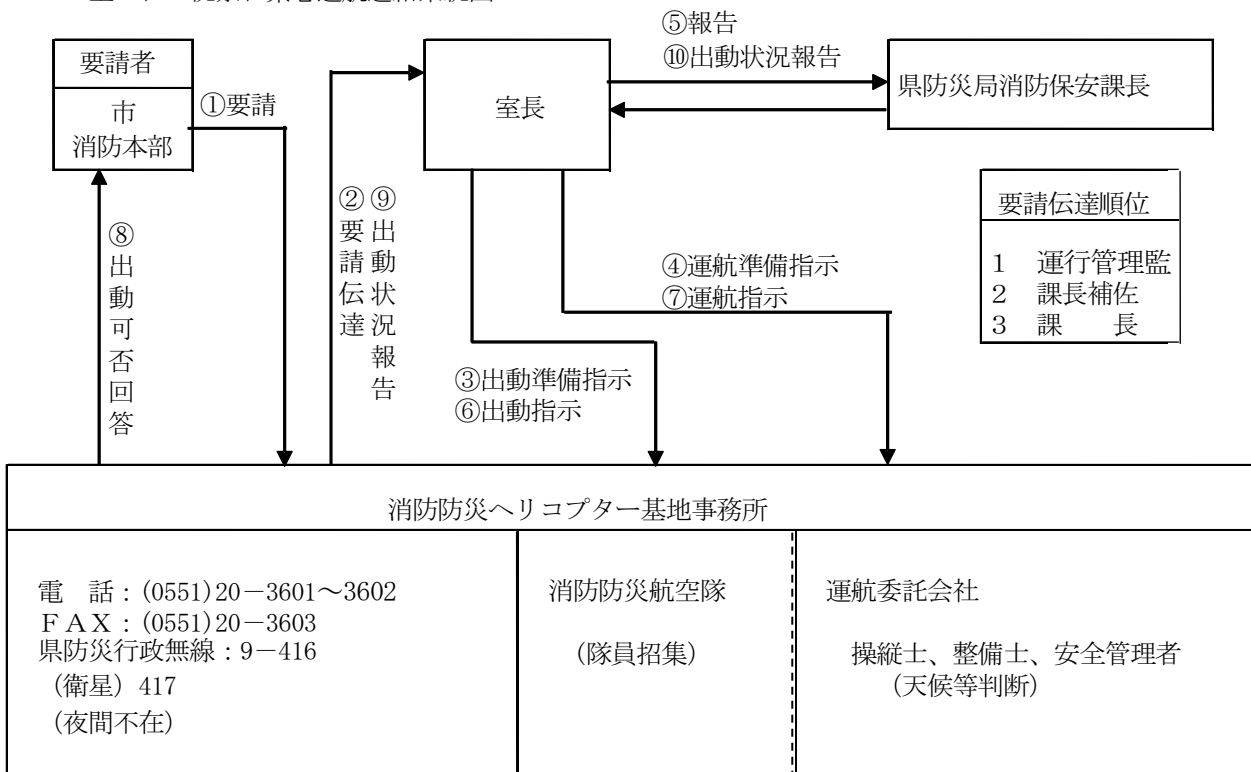
別表1

伝 達 系 統 図

1 緊急運航連絡系統図



2 土・日・祝祭日緊急運航連絡系統図



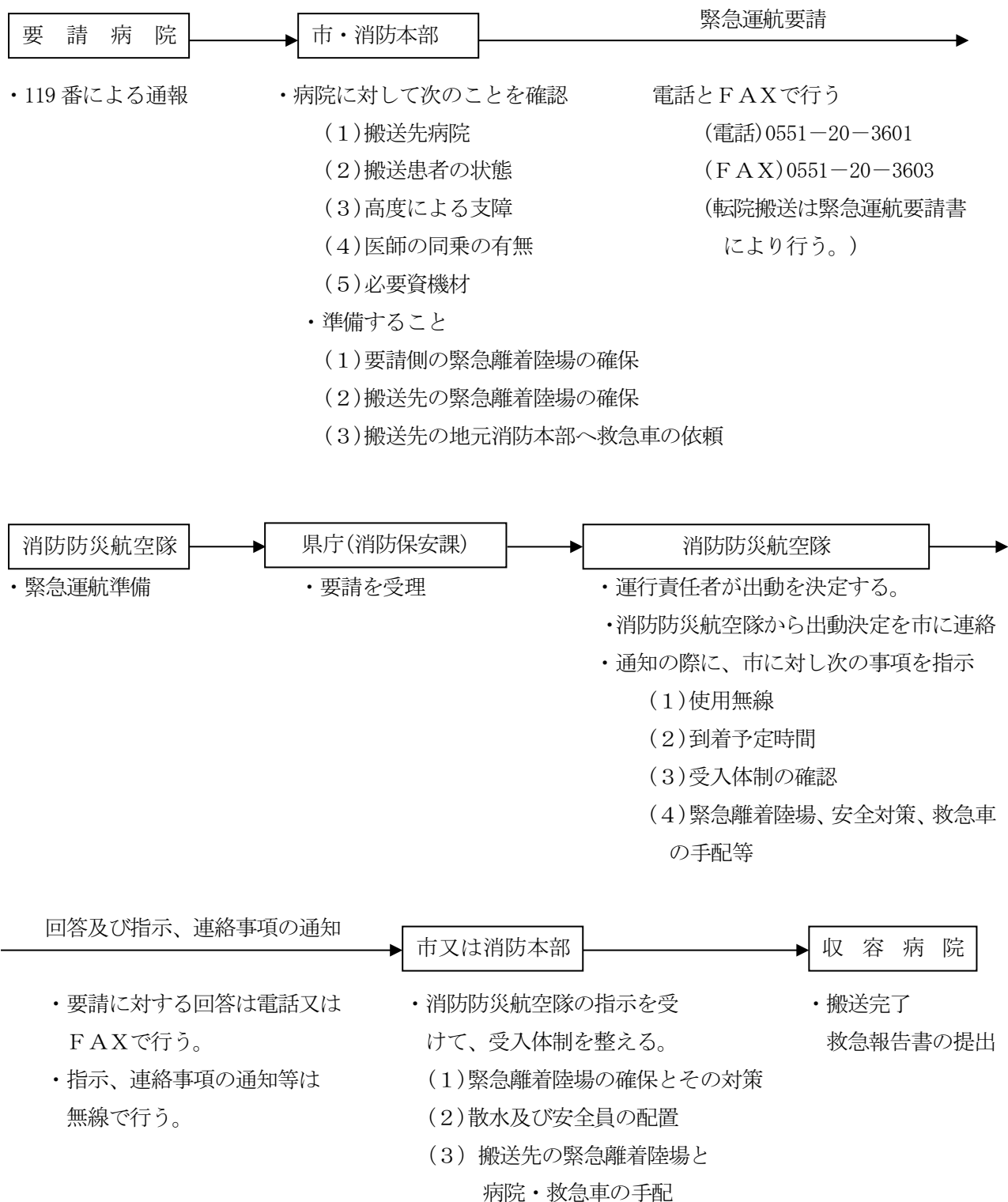
(夜間の場合)

災害等が発生し、翌朝日の出とともに運航を希望するときは、災害等の状況を室長に連絡し、室長は関係者に連絡する。

別表2

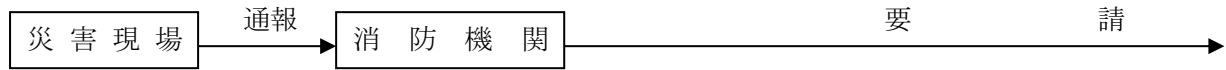
救急搬送の流れ（転院搬送の場合）

* 医師の同乗が必要

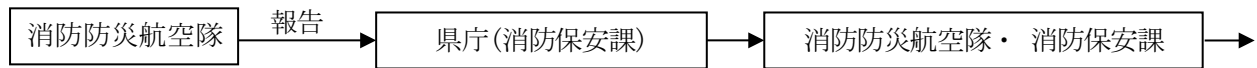


別表3

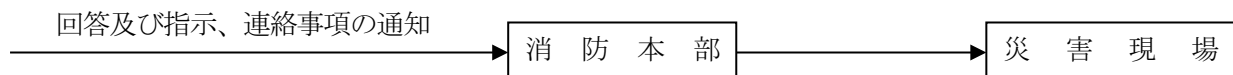
災害発生から応援出場までの流れ
（山林火災・人命救助の場合）



- ・山林火災発見
 - ・通報を受けて地元消防機関が出場する。
 - ・現地の状況を判断し、消防防災航空隊の応援が必要となる可能性がある判断した場合は要請する。
 - ・要請は「消防防災航空隊出場要請書」により行う。
(緊急運航要領第4第2項第1号様式)
- 要請は、電話とFAXで行う
(電話)0551-20-3601
(FAX)0551-20-3603



- ・災害状況の報告を受けて、出場準備を行う。
 - ・要請を受理し、消防防災課長に報告する。
 - ・消防保安課長が出場を決定する。
(緊急運航要領第5参照)
 - ・消防防災航空隊から出場決定を要請団体に回答する。(緊急運航要領第5参照)
- ①回答は「消防防災航空隊出場要請により行う。」
②回答の際に、要請団体に対し次の事項を指示
(1)消防防災航空隊(側)の指揮者
(2)無線の使用周波数・コールサイン
(3)到着予定時間及び活動予定時間
(4)必要な資器材、災害現場での活動予定等



- ・回答は電話又はFAXで行う。
- ・指示、連絡事項の通知等は無線で行う。
- ・消防防災航空隊の指示を受けて支援体制の確立を図る。
(1)現地での活動拠点となる場外離着陸場の確保
(2)必要な資器材の確保
- ・空中からの消火活動
- ・要救護者の救出

第6節 予報及び特別警報・警報・注意報等の受理・伝達計画

気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報等を迅速かつ正確に受理・伝達し、予防対策等を適切に実施し、被害発生の防止又は軽減を図る。

第1 予報及び特別警報・警報・注意報等の種類等

1 甲府地方気象台が発表する予報・警報

(1) 予報・特別警報・警報・注意報等の種類と定義

種 類	定 義
天 気 予 報	予報発表時から明後日までの風、天気、降水確率、気温等の予報
天 気 分 布 予 報	地方予報区を対象に、約 20km 格子で3時間単位の気象状態（天気、降水量、気温、降雪量）を、5時、11時予報は24時間先まで、17時予報は30時間先まで分布図形式で行う予報
地 域 時 系 列 予 報	代表的な地域又は地点を対象に、3時間単位の気象状態（天気、気温、風向、風速）を、5時、11時予報は24時間先まで、17時予報は30時間先まで時系列グラフで行う予報
週 間 天 気 予 報	発表日翌日から7日先までの天気、降水確率、気温等の予報（含む、信頼度）
警 報 級 の 可 能 性 （明日まで）	大雨、大雪、暴風（暴風雪）が明日までの警報級の現象になる可能性を、定時の天気予報の発表（毎日05時、11時、17時）に合わせて、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、[高]、[中]の2段階の確度を付して発表する予報
警報級の可能性 （明後日以降）	大雨、大雪、暴風（暴風雪）が2日先から5日先までの警報級の現象になる可能性を、週間天気予報の発表（毎日11時、17時）に合わせて、県単位で、[高]、[中]の2段階の確度を付して発表する予報
注 意 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがあるときに、その旨を注意する予報
警 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって重大な災害が起こるおそれがあるときに、その旨を警告する予報
特 別 警 報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
府 県 気 象 情 報	気象予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報
土 砂 災 害 警 戒 情 報	山梨県と甲府地方気象台が共同で発表する情報。大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報
記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報	数年に1回程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測又は解析したときに、府県気象情報の一種として発表する情報

竜巻注意情報	雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに発表する情報
指定河川 洪水予報	河川の増水や氾濫等に対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報

（2）警報・注意報等の種類と発表基準

令和2年8月6日現在

山梨市	府県予報区		山梨県	
	一時細分区域		中・西部	
	市町村等をまとめた地域		峡東地域	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	9
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	138
	洪水	流域雨量指数基準		平等川流域=5、日川流域=22.8、重川流域=19.3、鼓川流域=14.1
		複合基準		—
		指定河川洪水予報による基準		笛吹川[石和]
	暴風	平均風速		20m/s
	暴風雪	平均風速		20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	盆地	12時間降雪の深さ 15 cm
			山地	12時間降雪の深さ 30 cm
	波浪			
高潮				
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7	
		土壌雨量指数基準	100	
	洪水	流域雨量指数基準		平等川流域=4、日川流域=18.2、重川流域=15.4、鼓川流域=11.2
		複合基準		—
		指定河川洪水予報による基準		笛吹川[石和]
	強風	平均風速		12m/s
	風雪	平均風速		12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	盆地	12時間降雪の深さ 5 cm
			山地	12時間降雪の深さ 10 cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 25%で実効湿度 50%		
なだれ	1. 表層なだれ：24時間降雪が30 cm以上あって、気象変化の厳しいとき 2. 全層なだれ：積雪50 cm以上、最高気温15℃以上（甲府地方気象台）でかつ24時間降水量が20 mm以上			
低温	夏期：最低気温が甲府地方気象台 16℃以下又は河口湖特別地域気象観測所で 12℃以下が 2日以上続く場合 冬季：最低気温が甲府地方気象台で-6℃以下 河口湖特別地域気象観測所で-10℃以下			

注意報	霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下	
	着水	著しい着水が予想される場合	
	着雪	著しい着雪が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

<参考>

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に溜まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報を基に、5km四方の領域ごとに算出する。

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。

流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。河川流域を1km四方の格子（メッシュ）に分けて、降った雨水が、地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したもの。

(3) 警報・注意報の切替・解除

警報・注意報はその種類に係わらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報に切り替えられる。

(4) 記録的短時間大雨情報の発表基準

標 題	発 表 基 準
山 梨 県 記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報	県内気象官署、地域気象（雨量）観測所又は解析雨量で、1時間に100mm以上を観測又は、解析したとき。

(5) 特別警報の発表基準

現象	特別警報の基準	指標の種類
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	雨を要因とする特別警報の指標
	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	台風等を要因とする特別警報の指標
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	雪を要因とする特別警報の指標

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照

らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

ア 雨を要因とする特別警報の指標

以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報が発表される。

- ① 48時間降水量及び土壌雨量指数（※1）において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。
- ② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現。（ただし、3時間降水量が150mm（※2）を超える格子のみをカウント対象とする。）

土壌雨量指数（※1）：降った雨が地下の土壌中に溜まっている状態を表す値。この値が大きいほど、土砂災害発生の危険性が高い。

3時間降水量150mm（※2）：1時間50mmの雨（滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨）が3時間続くことに相当。

山梨県内市町村の「50年に一度の値」は以下のとおり。

令和2年5月26日現在

一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	48時間降水量 (mm)	3時間降水量 (mm)	土壌雨量指数
中・西部	中北地域	甲府市	352	108	222
中・西部	中北地域	韮崎市	369	108	224
中・西部	中北地域	南アルプス市	396	106	229
中・西部	中北地域	北杜市	329	98	205
中・西部	中北地域	甲斐市	335	100	212
中・西部	中北地域	中央市	388	118	240
中・西部	中北地域	昭和町	353	113	223
中・西部	峡東地域	山梨市	322	99	203
中・西部	峡東地域	笛吹市	382	111	233
中・西部	峡東地域	甲州市	391	106	224
中・西部	峡南地域	市川三郷町	471	135	274
中・西部	峡南地域	早川町	561	149	294
中・西部	峡南地域	身延町	624	182	336
中・西部	峡南地域	南部町	641	192	348
中・西部	峡南地域	富士川町	460	131	258
東部・富士五湖	東部	都留市	578	165	291
東部・富士五湖	東部	大月市	525	142	272
東部・富士五湖	東部	上野原市	558	148	287
東部・富士五湖	東部	道志村	679	189	325
東部・富士五湖	東部	小菅村	533	133	281

東部・富士五湖	東部	丹波山村	505	123	269
東部・富士五湖	富士五湖	富士吉田市	620	195	336
東部・富士五湖	富士五湖	西桂町	447	128	251
東部・富士五湖	富士五湖	忍野村	555	176	308
東部・富士五湖	富士五湖	山中湖村	587	190	326
東部・富士五湖	富士五湖	鳴沢村	636	193	339
東部・富士五湖	富士五湖	富士河口湖町	498	148	285

注1) 「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。

注2) 48時間降水量、3時間降水量、土壌雨量指数いずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。

注3) 特別警報は、府県程度の広がりや50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

注4) 特別警報の判定に用いる3時間降水量の値は、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。

イ 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、大雨・暴風の警報が、特別警報として発表される。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報が、特別警報として発表される。

ウ 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合

山梨県内観測地点の「50年に一度の積雪深」は以下のとおり。

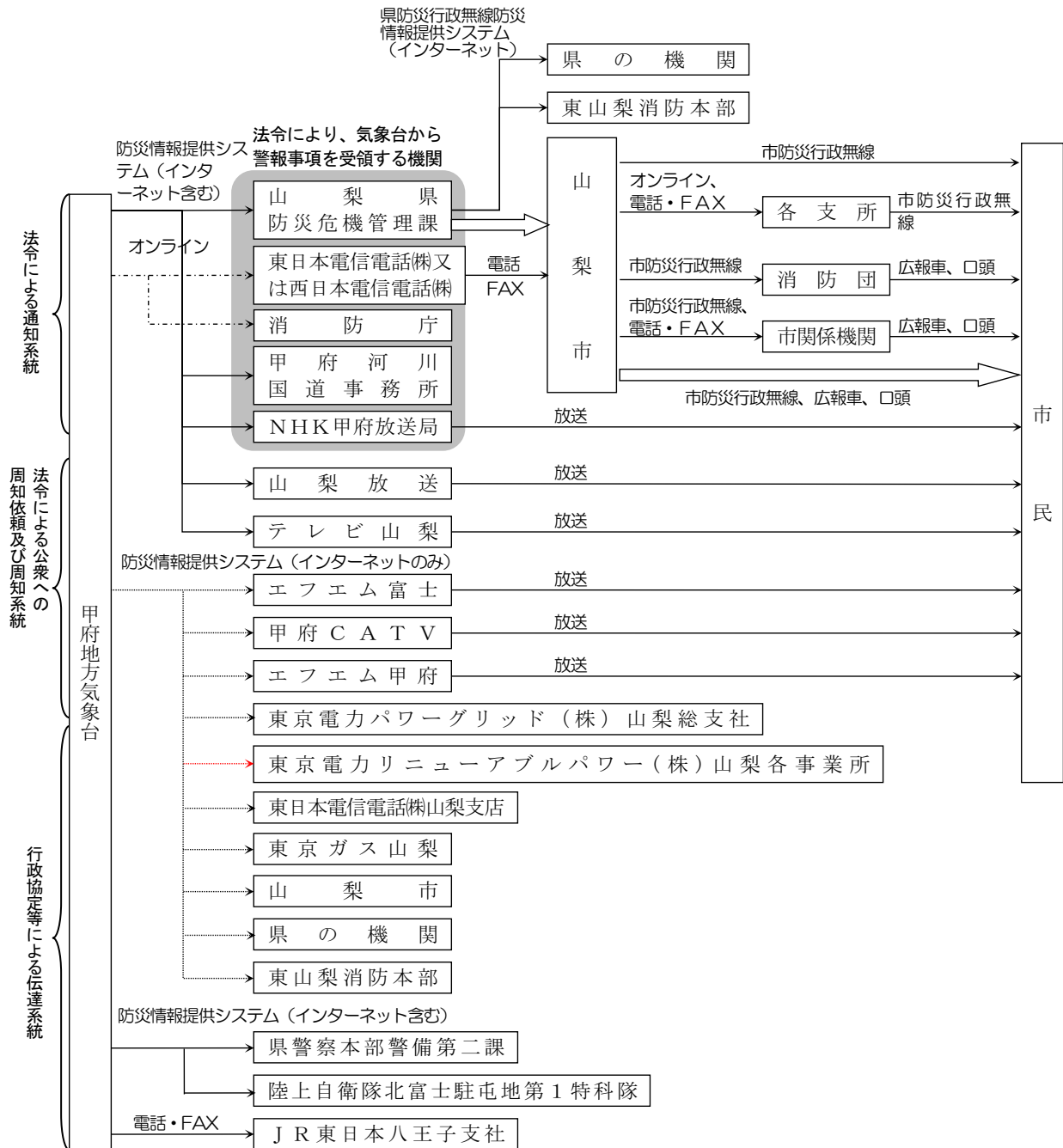
府県 予報区	地点名	50年に一度 の積雪深(cm)	備 考
山梨県	甲府	49	積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いので、あくまで参考値として扱う
山梨県	河口湖	89	

注1) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。

注2) 特別警報は、府県程度の広がりや50年に一度の値となる現象を対象。

個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

(6) 甲府地方気象台の伝達経路



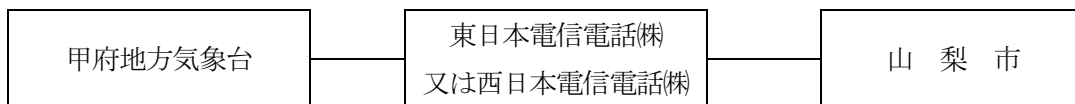
(注1) すべての警報、注意報は、全機関（東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社へは、警報に関する事項のみがオンライン伝達される。）に伝達。ただし、J R 東日本八王子支社へは指定河川洪水予報のみが伝達される。情報は、種類によって上記伝達先の一部を省略し、伝達することがある。

(注2) ⇨ 特別警報が発表された際に、山梨県に通知、市町村に周知の措置が義務づけられている伝達経路

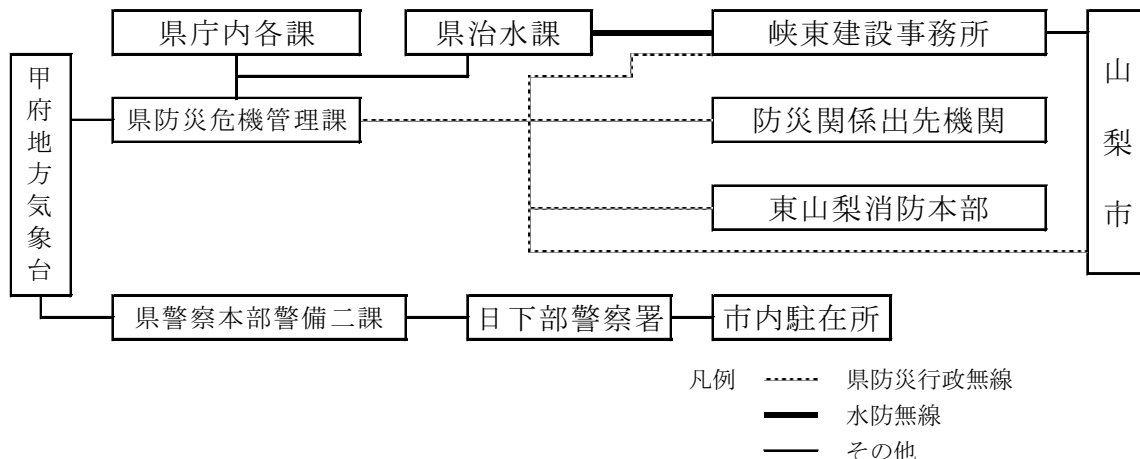
※防災情報提供システム（インターネット）

地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減により一層貢献するため、インターネットを活用したシステムにより県市町村や防災関係機関等に提供している補助伝達手段である。

(7) NTTの取り扱う気象警報・洪水警報の伝達



(8) 県の水防管理団体への伝達



2 山梨県（砂防課）と甲府地方気象台とが共同で発表する土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、市町村長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的とした情報である。

(1) 土砂災害警戒情報の発表対象地域

土砂災害警戒情報は、その目的及び現在の技術的水準等の諸制約から、市町村を最小単位とする。

(2) 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

ア 発表基準

大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測で監視を行い、監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と気象台が協議のうえ、市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。

イ 解除基準

監視基準について、その基準を下回り、一連の降雨をもたらす気象現象が過ぎ去ったことを確認し、併せて土壌雨量指数の2段目タンク貯留高の減少傾向を確認した場合とする。

(3) 伝達経路

土砂災害警戒情報の伝達は、本節第1「予報及び特別警報・警報・注意報等の種類等」1「(6) 甲府地方気象台の伝達経路」による。

3 国土交通省と気象庁とが共同して発表する洪水予報（笛吹川洪水予報）

(1) 洪水予報の発表

洪水予報は、国土交通省甲府河川国道事務所と甲府地方気象台が共同発表する。

(2) 洪水予報実施区間

笛吹川 : 山梨市の岩手橋上流端から富士川への合流点まで

(3) 洪水予報の発表及び解除の基準

洪水警報：氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報

洪水注意報：氾濫注意情報

種 類	情報名	発表基準
洪水警報（発表）又は洪水警報	氾濫発生情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	氾濫危険情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき
	氾濫警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき（一時的な水位の上昇・下降に係わらず、水位の上昇の可能性があるとき） ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）
洪水注意報（発表）又は洪水注意報	氾濫注意情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
洪水注意報（警報解除）	氾濫注意情報（警戒情報解除）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
洪水注意報解除	氾濫注意情報解除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

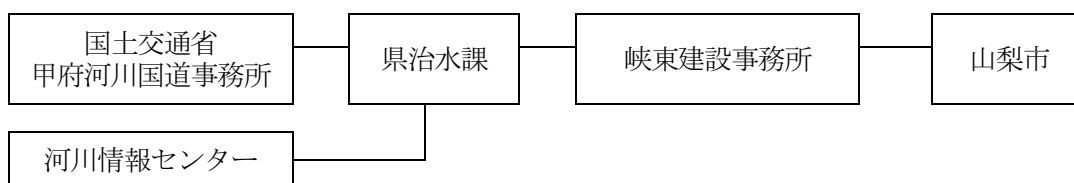
(4) 伝達経路

伝達経路等については、別に定める「山梨市水防計画」による。

4 国土交通省及び県の機関が発表する警報（水防警報）

(1) 水防警報の種類及び伝達系統

国土交通省及び県の機関が発表する水防警報の種類及び伝達系統は、「第4節、8 国土交通省が行う水防警報」、「第4節、9 山梨県が行う水防警報」による。



※河川情報センターの端末機を設置してある峡東建設事務所、水防管理団体も端末機から縦横法を得ることができる。

5 市の発令する警報（火災警報）

空気が乾燥し、かつ強風で火災の危険が予想されるとき、市長が火災警報を発令する。

（注） 甲府地方気象台は次の条件に該当すると予想されるとき、又は該当したときは、消防法第22条第1項に基づき、知事に「火災気象通報」を通報する。

火災気象通報基準

- ① 実効湿度60%以下で最小湿度35%以下となり、最大風速が7m/s以上吹く見込みのとき
- ② 実効湿度50%以下で最小湿度25%以下となる見込みのとき。
- ③ 最大風速12メートル（甲府地方気象台の観測値は14メートル以上を目安とする）以上吹く見込みのとき（降雨・降雪中、又はまもなく降り出すと予想されるときは通報しないこともある。）。

6 火山情報の受理、伝達

気象庁が富士山についての噴火警報・火山情報等を発表した場合、甲府地方気象台は、噴火警報・火山情報等について知事への通報及び県内関係機関への伝達を行う。

なお、県内への影響が予想される他火山の降灰予報についても同様の通報・伝達を行う。

本市における火山災害は降灰によるものが想定されているため、特に降灰について、重視する。

（1）噴火警報・火山情報等の種類

ア 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

イ 噴火予報

気象庁が、警報の解除を行う場合等に発表する。

ウ 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて「警戒の必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災行動対応」を5段階に区分して発表する指標である。噴火警報・予報に含めて発表する。富士山における噴火

警戒レベルの取扱いはおおりのとおりである。

名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報（居住地域） 又は噴火警報	周辺地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）。 顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲は危険）。
		4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）。
噴火警報（火口地域） 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼし、生命に危険を及ぼす（この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等 危険な地域への立入り規制等。状況によっては、今後の情報等に注意を促す。	<ul style="list-style-type: none"> 居住地域に影響しない程度の噴火の発生、又は地震、微動の増加等、火山活動の高まりがみられる。
	火口付近	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口付近への立入り規制等	<ul style="list-style-type: none"> 影響が火口付近に限定されるごく小規模な噴火の発生等。
噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。 火山活動の状態によっては、火口内で火山灰の噴出等がみられる。（この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ）	特になし。	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）。

※噴火の規模の区分は、噴出量により2～7億m³を大規模噴火、2千万～2億m³を中規模噴火、2百万～2千万m³を小規模噴火とする。

エ 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

(ア) 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表。
- ・噴火の発生に係わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表。
- ・18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

(イ) 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山に対して、直ちに発表。
- ・発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

(ウ) 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表。
- ・降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20～30分程度で発表。
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市町村を明示して提供。

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm 以上
やや多量	0.1mm 以上 1mm 未満
少量	0.1mm 未満

降灰量階級ととるべき行動等

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える	運転を控える	ガイシへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
				慢性のぜんそくや慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める	降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規則や速度制限等の影響が生じる	
やや多量	0.1mm ≤ 厚さ < 1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護	徐行運転する	稲等の農作物が収穫できなくなったり、鉄道のポイント故障等による
				ぜんそく患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えな	

					くなるおそれがある (鹿児島市では、およそ0.1~0.2mmで除灰作業開始)	り運転見合わせのおそれがある。
少量	0.1mm未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	窓を閉める	フロントガラスの降灰	航空機の運航不可
				火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	火山灰がフロントガラス等に付着し視界不良の原因となるおそれがある。	

オ 火山情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

(ア) 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表する。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し、発表する。

(イ) 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために、火山を24時間体制で観測・監視している火山を対象に発表する。

なお、以下のような場合には発表しない。

- ・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合
- ・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合

(ウ) 富士山の火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。

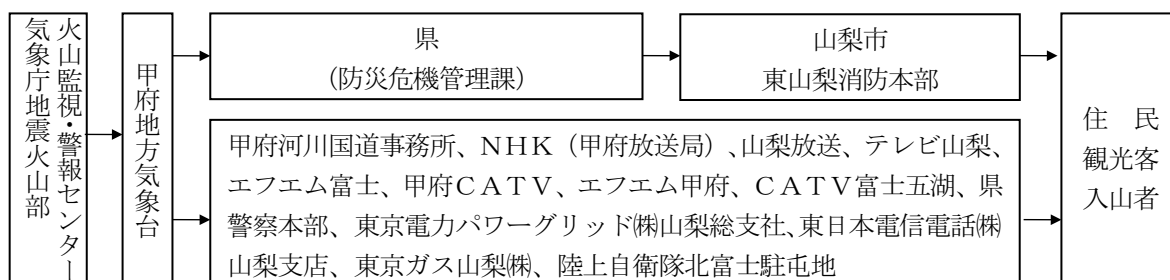
(エ) 月間火山概況

前月1か月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

(オ) 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。

(2) 伝達系統（降灰予報及び火山情報等）



第2 予報及び警報等の伝達

1 市職員への伝達

予報・警報等の周知伝達にあたっては、庁内は庁内放送により、また各支所、市関係出先機関については、電話等により速やかに行う。

2 住民その他関係団体への通報

住民、関係団体等に対しても、次の方法により速やかに予報・警報を伝達し、被害発生防止に努める。

- (1) サイレン又は警鐘
- (2) 市防災行政無線
- (3) 広報車
- (4) 市ホームページ・SNS等
- (5) 山梨CATV(株)へ放送依頼
- (6) その他

第3 異常現象発見時の通報、伝達

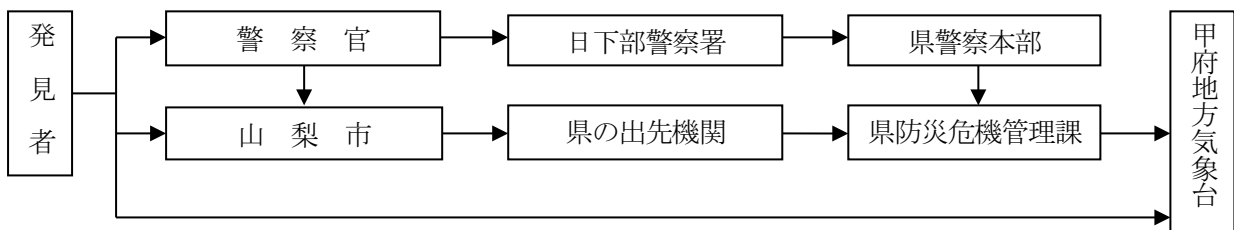
1 異常現象発生時の通報、伝達

- (1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市長又は警察官に通報する。通報を受けた市長又は警察官は、できるだけその現象を確認し事態把握に努めるとともに関係機関に伝達する。
- (2) 地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、市長はその状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。

2 通報を要する異常現象

区分	主な異常現象
気象関係	強い突風、竜巻、強い降雹、激しい雷雨、土石流、堤防の水漏れ、地割れ等
地震関係	頻発地震、地割れ、山崩れ、断層等の地変現象、地鳴り等の付随現象等
火山関係	噴煙、噴気、鳴動等の火口付近の異常、温泉、湧水、井戸等の異常

3 伝達系統



第7節 被害状況等報告計画

迅速かつ適切な災害応急復旧対策が実施できるよう、被害状況の調査を直ちに行うとともに、県等に被害状況の報告を行うものとする。

第1 被害状況の調査

被害状況の的確な情報は、災害応急対策等の基礎的要件として不可欠のものであるので、市は、次により災害情報を迅速かつ的確に収集する。

なお、収集・伝達にあたっては、人的被害の状況、建築物の被害状況、火災・土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）の活用に努める。

1 各部班における被害状況調査

各部班は、関係団体等の協力を得て、所管の被害状況を実施する。

なお、被害状況の調査を行うにあたっては、今後の応急復旧活動等を行ううえでの重要な資料となり、また災害救助法の適用基準等の資料ともなるので、被害調査を行うにあたっては、できるだけ正確に被害状況を把握する。

担当		協力団体等	調査事項
実施部	調査責任者		
防災危機管理部	消防防災班長		・一般被害及び応急対策状況の総括
総務部	人事給与班長		・職員の被災状況
管財部	管財・営繕班長		・庁舎及び市有財産の被害状況
健康増進部	健康増進班長	医師会等	・医療機関の被害状況 ・負傷者・死者等人命に関する情報
環境部	施設管理班長	甲府・峡東クリーンセンター	・ごみ処理施設等の被害状況
観光部	観光班長	観光協会	・観光施設、観光客の被害状況
農林部	農林・農地班長	農業委員会、農協、森林組合	・農作物、農業用施設の被害状況・林産物、林産施設の被害状況
	農林土木班長		・農道、林道、農業用水路の被害状況
商工労政部	商工労政班長	商工会、各事業所	・商工業関係の被害状況
建設部	市営住宅班長	自主防災会	・市営住宅の被害状況
	管理・土木班長	土木委員会、建設協力会	・道路、河川、橋梁等公共土木施設の被害状況
都市計画部	公園班長		・公園、動物園の被害状況
下水道部	工務班長		・下水道施設の被害状況
子育て支援部	保育・児童班長		・保育園、保育児童の被害状況 (幼保連携型認定こども園も含む)
	子育て支援班長		・児童センター、その他管理施設の被害状況
福祉部	福祉班長	民生委員・児童委員、社会福祉施設管理者	・社会福祉施設の被害状況
			・管理施設の被害状況
介護保険部	介護保険班長	介護保険施設管理者	・介護保険施設の被害状況

水道部	管理班長	自主防災会、水道建設協力会、牧丘町水道安全協力会	・上水道施設の被害状況
	工務班長		・簡易水道施設の被害状況
学校教育部	学校教育班長	学校長	・幼稚園児、児童・生徒の被災状況
			・幼稚園、小・中学校の被災状況
生涯学習部	生涯学習班長		・社会教育施設の被害状況
	文化財班長	文化財所有者	・文化財の被害状況
	市民会館・図書館班長		・市民会館の被害状況
	根津記念館班長		・根津記念館の被害状況
	スポーツ振興班長		・社会体育施設の被害状況
支所	総務班長	自主防災会、農協、森林組合、建設協力会	・支所管内の道路、河川、農林・商工関係等の被害状況
各担当部	各担当班長		・所管施設の被害状況

2 郵便局との連携強化

市は、山梨郵便局とあらかじめ締結している覚書に基づき、市及び市内の各郵便局が収集した被災状況等の情報を相互に情報交換し、市内及び市周辺の被災状況等を把握する。

資料編 ・災害時における山梨郵便局、山梨市間の協力に関する覚書

3 関係機関からの情報収集

市は、消防、警察、峡東地域県民センター等関係機関と連絡を密にし、必要な情報を収集する。

4 県への応援要請

被害が甚大なため、市において調査が不可能なとき、又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

第2 被害状況等の取りまとめ

各部が収集した被害状況や関係機関から入手した情報等は、危機管理対策部長が取りまとめ、本部長に報告する。

第3 災害情報の報告等

1 県等への報告

本部長は、危機管理対策部長からの報告に基づき、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

ただし、通信の途絶等により県に報告が不可能なとき、又は直接即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合には、直接消防庁に報告するものとする。

なお、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行う。

2 消防機関への通報殺到時の措置

市は、消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したときは、その状況を直ちに電話により県へ報告する。

県への連絡先

名 称	電話番号	F A X 番号	県防災行政無線番号
県防災局防災危機管理課	055-223-1432	055-223-1429	(地上系) 99-2513 (衛星系) 200-2513
峡東地域県民センター	0553-20-2700	0553-20-2705	(地上系) 9-300-2021 (衛星系) 916-300-2021

消防庁への連絡先

回線別	区分	通常時（9：30～18：15）	夜間・休日等
		※消防庁応急対策室	※消防庁宿直室
N T T 回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	916-048-500-90-49013	916-048-500-90-49102
	F A X	916-048-500-90-49033	916-048-500-90-49036

3 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、市本部の設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

4 報告の種類・様式

市は、県の定める「被害情報収集・伝達マニュアル」に基づき、次により県等に災害報告を行う。

(1) 「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告

市は、火災・災害等の即報にあたっては、次の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告する。ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められる。

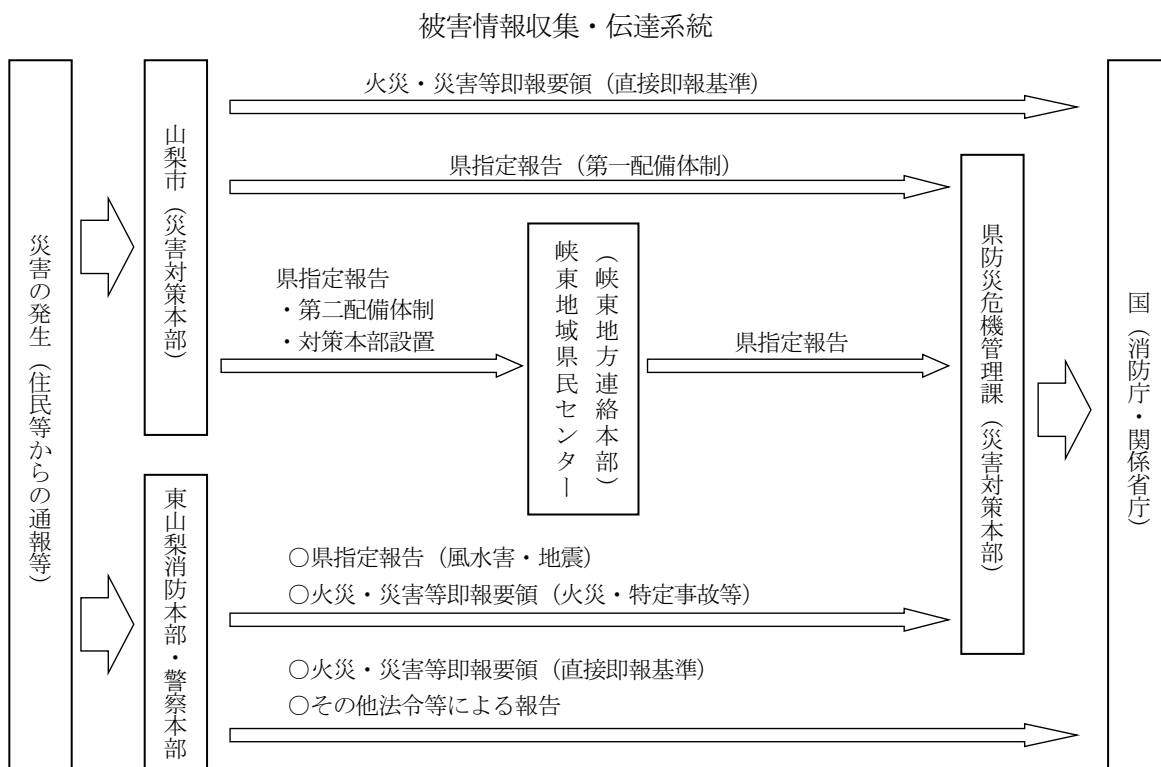
- ア 火災等即報・・・・・・・・第1号様式及び第2号様式
- イ 救急、救助事故報告・・・・第3号様式
- ウ 災害即報・・・・・・・・第4号様式（その1、2）

(2) 「災害報告取扱要領」に基づく被害報告

市は、「災害報告取扱要領」に基づき、把握した被害状況について必要な事項を県に報告する。

- ア 災害確定報告・・・・・・・・第1号様式
- イ 災害中間報告・・・・・・・・第2号様式
- ウ 災害年報・・・・・・・・第3号様式

(3) 県指定に基づく被害報告



ア 報告ルート

(ア) 大雨注意報、洪水注意報、大雪注意報、大雪警報発表時及び震度4の地震観測時

被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報	市 県警察本部 東山梨消防本部	市・県警察本部・消防本部→県防災危機管理課→消防庁等 [直接即報基準]
人、建物	市	市→県防災危機管理課→消防庁等
農水産物	市	市→峡東農務事務所→県農業技術課→県防災危機管理課
農業用施設	市 峡東農務事務所	市→峡東農務事務所→県耕地課→県農業技術課→県防災危機管理課
林業施設	市ほか	市ほか→県森林環境総務課→県防災危機管理課
道路、橋梁、河川砂防、ダム、都市、建築、崖崩れ	各管理者	管理者→ { 峡東建設事務所 } { ダム事務所 } → 県各主管課→県治水課 →県防災危機管理課
下水道	市	市→県都市計画課→県治水課→県防災危機管理課
ライフライン	各事業者	各事業者→県防災危機管理課

※各出先機関は、被害状況を本庁各主管課に報告すると同時に地域県民センターにも報告する。

(イ) 大雨警報、洪水警報、暴風警報発表及び震度5弱・強の地震観測時

被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報	市 県警察本部 東山梨消防本部	市・峡東地域県民センター→県防災危機管理課→消防庁等 [直接即報基準]
人、建物	市	市→県防災危機管理課 県警察本部・消防本部→県防災危機管理課
病院	各施設管理者	施設管理者→峡東保健福祉事務所→県福祉保健総務課 →県防災危機管理課

社会福祉施設	各施設管理者	施設管理者→峡東保健福祉事務所→県福祉保健総務課 →県防災危機管理課
水道、清掃施設	市	市→ $\left\{ \begin{array}{l} \text{峡東保健福祉事務所→県衛生薬務課→県福祉保健総務課} \\ \text{→県防災危機管理課} \\ \text{峡東林務環境事務所→県森林環境総務課} \end{array} \right.$
農水産物	市	市→峡東農務事務所→県農業技術課→県防災危機管理課
農業用施設	市 峡東農務事務所	市→峡東農務事務所→県耕地課→県農業技術課→県防災危機管理課
林業施設	市 峡東林務環境事務所	市→峡東林務環境事務所→県各主管課→県森林環境総務課 →県防災危機管理課
道路、橋梁、河川砂防、ダム、都市、建築、崖崩れ	各管理者	管理者→ $\left\{ \begin{array}{l} \text{峡東建設事務所} \\ \text{ダム事務所} \end{array} \right.$ →県各主管課→県治水課 →県防災危機管理課
下水道	市	市→県都市計画課→県治水課→県防災危機管理課
ライフライン	各事業者	各事業者→県防災危機管理課

※各出先機関は、被害状況を本庁各主管課に報告すると同時に峡東地域県民センターにも報告する。

(ウ) 災害対策本部設置時

被害区分	調査報告主体	報告ルート
被害状況	住民・自主防災組織 事業者・管理者 市	住民等→市災害対策本部→地方連絡本部→県災害対策本部 →国（消防庁、関係省庁等）

(エ) その他の被害状況の報告ルート

被害区分	調査報告主体	報告ルート
商工関係	商工会等	商工会→商工会連合会、商工会議所→県産業政策課→県防災危機管理課
文教施設	各管理者	市→教育事務所→県教・総務課→県防災危機管理課 私学管理者→県私学文書課→県防災危機管理課 県立学校管理者→県教・総務課→県防災危機管理課
県有施設	各管理者	教育委員会関係各管理者→県教・総務課→県防災危機管理課 企業局関係各管理者→県企・総務課→県防災危機管理課 上記以外各管理者→県管財課→県防災危機管理課

イ 県指定に基づく被害の報告は、次の様式によって行う。

(ア) 市町村被害状況票（様式3-4-2）

(イ) 市町村災害対策本部等設置状況・職員参集状況票（様式3-4-5）

(ウ) 避難所開設状況一覧表（様式3-4-6）

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式 ・「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式 ・県指定に基づく被害報告様式
-----	--

5 報告項目の順位

災害の種類、規模等により異なるが、被害状況の報告項目のうち、概ね人的被害及び住家の被害状況等を優先的に報告するものとする。

ただし、この順位によることができないときは、判明したものから逐次報告するものとする。

第4 被害程度の判断基準

被害程度の判断は、災害応急対策の実施に重大な影響を及ぼすものであるから、適正に行うよう努めるものとし、その基準は次のとおりである。

被害程度の判断基準等

1	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実なもの
2	行方不明者	所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの
3	重傷者・軽傷者	・重傷者～1月以上の治療を要する見込みのもの ・軽傷者～1月未満で治癒できる見込みのもの
4	住家	社会通念上の住家であるか否かを問わず、現実に居住に使用している建物
5	棟	建築物の単位で、独立した一つの建築物。渡り廊下のように2以上の母屋に付着しているものは、各母屋として扱う。
6	世帯	生計を一にしている実際の生活単位。同一家屋内の親子であっても生計が別々であれば2世帯となる。寄宿舎等共同生活を営んでいるものについては、寄宿舎等を1単位として扱う。
7	被害額	物的被害の概算額を千円単位で計上する。
8	住家全壊 (全壊、流出)	住家はその住居のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通り再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の重要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。 棟数及び世帯数、人員を報告する。なお、被害戸数は「独立して家庭生活を営むことができる建物、又は完全に区画された建物の一部」を単位とする。
9	住家半壊 (半焼)	住家はその住居のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部の損傷が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のものである、具体的には損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のものである、又は住家の重要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。
10	床上浸水	建物の床上以上に浸水したもの、又は全壊又は半壊に該当しないが、堆積物等のために一時的に住居できないもの
11	床下浸水	建物の床上に達しない程度に浸水したもの
12	一部破損	建物の損壊が半壊に達しない程度のものである、ただし、軽微なものは除く
13	非住家	住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないもの 非住家は、全壊又は半壊のもの
14	非住家 (公共建物)	国、県、市町村、JR、NTT等の管理する建物

15	非住家 （その他）	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物
16	文教施設	学校（含む各種学校）全壊及び半壊程度の被害を受けたもの
17	病院	医療法に定める病院（20人以上）
18	流出埋没	田畑の耕土が流出し、又は堆積のために耕作が不能となったもの
19	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水に漬かったもの
20	農業用施設	水路、ため池、揚水機、農道、ハウス等
21	林業用施設	治山施設、林道、林産施設、苗畑施設等
22	農産物	食料作物、園芸作物、工芸作物、肥・飼料作物、果樹等
23	畜産被害	家畜、畜舎等の被害
24	水産被害	養魚場、漁船等の被害
25	林産物	立木、素材、製材、薪炭原木、木炭、椎茸、わさび、竹等
26	商工被害	建物以外の商工被害、工業原材料、商品、生産機械器具等
27	道路	高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道
28	橋梁	市町村道以上の道路に架設した橋
29	河川	堤防、護岸、水制、床止等付属物を含む
30	砂防	砂防法適用の砂防施設及び同法準用の砂防施設
31	下水道	下水道法適用の公共下水道、流域下水道、都市下水路
32	林道	新生崩壊地、拡大崩壊地、新生地すべり地、拡大地すべり地
33	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能になった程度の被害
34	清掃施設	ごみ処理場及びし尿処理施設
35	通信被害	電話、電信が故障し通信不能になった回線数
36	被災世帯	通常の生活を維持することができなくなった世帯をいい、全壊、半壊及び床上浸水に該当する世帯を計上する。
37	被災者	被災世帯の構成員

第8節 災害広報計画

災害発生のおそれがある場合及び災害発生において、広報活動を通じて住民に正確な情報を提供し、民生の安定を図る。

第1 実施機関

災害時の広報活動は、政策秘書部広聴広報班において行う。

広聴広報班は、消防防災班から正確な災害情報、市域の被害状況等を収集、把握し、住民に対して適切な広報を行う。

なお、広報を行うにあたっては、報道機関等の協力を得て、被害者に役立つ正確かつきめ細やかな情報の適切な提供に努めるとともに、自主防災会等の協力による戸別訪問、市ホームページへの外国語併記による広報等障害者・高齢者や外国人等の要配慮者に対しても十分留意し、適切な広報に努める。

第2 広報の方法

災害の種類、災害発生時期等を勘案し、次の広報手段により、適切に行う。

- 1 市防災行政無線による放送
- 2 広報車の巡回広報
- 3 市ホームページ・SNS等への掲載

※市が被災し、インターネット回線が断線すると、ホームページの更新ができなくなることがあるので、こうした事態に対応するため、大規模災害時相互応援協定を締結している飯山市ホームページに、山梨市の被災状況・避難情報等を掲載する。

飯山市ホームページアドレス

https://www.city.iiyama.nagano.jp/soshiki/kikikanribousai/bousaisyoubou/bousaikyoutei/saigai_hp_renkei

- 4 NTTドコモ緊急エリアメール配信
- 5 山梨市防災防犯メール配信
- 6 山梨CATV(株)への放送協力要請
- 7 臨時広報誌・チラシの配布
- 8 掲示板への掲示等
- 9 Lアラート（災害情報共有システム）
- 10 スマートフォン用アプリ「Yahoo!防災速報」による配信

第3 広報資料の収集

災害情報の収集は、本章第7節「被害状況等報告計画」によるものとするが、正確な情報収集に努め、必要により広聴広報班・文書法制班は災害の状況に応じて取材班を編成し、取材等を行う。

第4 広報内容

広報は、概ね次の事項に重点をおいて広報を行うものとする。

なお、広報を行うにあたっては、関係機関等の協力を得て、被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報を、適切かつ公平・迅速に提供するよう努めるものとする。

- 1 災害時における住民の心構え
- 2 避難の勧告、指示事項
- 3 災害情報及び市の防災体制
- 4 被害状況及び応急対策実施状況
- 5 被災者に必要な生活情報
- 6 一般住民に必要な注意事項
- 7 避難所情報
- 8 避難者情報
- 9 被災者情報
- 10 その他必要な事項

第5 住民からの問い合わせへの対応

市（市民部、支所住民生活班）は、必要に応じ発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する相談窓口を市役所、支所等に開設し、住民等からの情報ニーズを見極め、必要な情報の収集・整理を行う。

また、被災者の安否について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に係わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に影響を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するものとする。

ただし、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

なお、平時からすべての住民に広報が伝達されるよう、防災行政無線の一斉メール（登録制）等、広報方法について随時検討に努めるものとする。

第6 要配慮者への広報

聴覚障害者に対しては、市ホームページへの掲載やチラシの配布等、視覚障害者に対しては、CATV放送、点字や音声コードを使用したチラシの配布等、外国人に対しては外国語教師や語学ボランティアの協力による外国語広報、在宅の要配慮者に対しては民生委員・児童委員、自主防災会、ボランティアの協力を得ての戸別訪問等による必要な情報提供等の実施を検討する。

第7 「災害用伝言ダイヤル」、「災害用伝言板」の周知

災害発生時には、東日本電信電話㈱が「災害用伝言ダイヤル」（※1）を、携帯電話各社が「災害用伝言板」（※2）を開設するので、活用方法を広報紙への掲載、市役所、避難場所等への掲示

等により、住民に周知を図るものとする。

- ※1 日本国内で大規模な災害が発生した場合に、声の伝言板の役割を果たす東日本電信電話(株)等が提供するシステムで、災害時の安否確認等による電話の輻輳状態に対処する。
- ※2 日本国内で震度6弱以上の地震等大規模な災害が発生した場合に、メッセージの伝言板を果たす携帯電話各社が提供するシステムで、一種の電子伝言板（BBS）で、災害時の安否確認等による電話の輻輳状態に対処する。

第9節 災害通信確保計画

予報、警報の伝達、災害情報の収集、被害状況等の報告その他災害応急対策の実施に必要な通知、要請等の通信を迅速かつ適切に行うため、市の所有する通信施設を活用するほか、状況により他の機関の所有する通信設備の優先利用、放送の要請等により、通信の確保を図る。

第1 災害時における通信の方法

本市の通信施設としては、次の施設が設備されている。この中から状況に適した通信施設を用い、必要な情報や被害状況等を的確に収集、伝達し、又は報告するものとする。

1 県防災行政無線

県防災行政無線は、県と県内各市町村、消防本部、県出先機関等とを有機的に結んでいる。

市は、県防災行政無線を活用して牧丘支所・三富支所との相互連絡のほか、県と情報連絡を密にするとともに、県出先機関や近隣市町村等との連絡に活用する。

2 市防災行政無線

市は、各地区住民等への広報、市本部と災害現場等との通信連絡等のため、市防災行政無線やデジタル簡易無線（登録局）を活用し通信の確保を図る。

3 消防団無線

市は、火災が発生した場合等には、消防団の幹部以上との通信連絡等にデジタル簡易無線（登録局）を活用し、直ちに市の消防活動体制の確立を図るものとする。

4 加入電話

市出先機関、関係団体等との通信には、加入電話を活用するものとするが、災害現場との通信や夜間等の勤務時間外での通信には、携帯電話を活用して通信の確保を図る。

なお、災害時、電話が輻輳し、かかりにくいときは、災害時優先電話を活用する。

5 衛星携帯電話

衛星携帯電話は、牧丘支所・三富支所及び災害時に孤立が想定される集落に配備している。孤立時に災害対策本部との連絡に活用する。

第2 非常電報の利用

災害の予防若しくは災害応急措置等に必要な事項を内容とした電報は、「非常電報」として取り扱われ、他の電報に優先して伝送及び配達される。この場合、指定された東日本電信電話㈱に「非常電報」であることを申し出るものとする。

第3 災害時優先電話の利用

災害時、電話が輻輳し、かかりにくい場合には、あらかじめ東日本電信電話㈱に登録してある災害時優先電話を使用して、防災関係機関、指定避難所、公共施設等との通信を確保する。

なお、災害時優先電話は受信用には使用せず、発信専用として活用することを職員に徹底する。

第4 他の機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、消防事務、警察事務、鉄道事業、電力事業を行う機関の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続きにより利用して通信することができるので、平時から最寄りの専用通信設備を有している機関と十分協議を行い、利用の手続き、通信の内容等について具体的に協議しておくものとする。

市域における関係機関の通信施設は、次のとおりである。

- 1 消防無線・・・・・・・・山梨消防署、牧丘分署
- 2 警察無線・・・・・・・・日下部警察署

第5 非常通信の利用

加入電話、防災行政無線及び他の機関の通信施設等が使用不能になったときは、山梨地区非常通信協議会の構成員の協力を得て、その通信施設を利用するものとする。

- 1 非常通信の依頼方法
一通の通信文の字数は 200 字以内とし、発信人及び受信人の住所、氏名、電話番号を記入し、余白に「非常」と記入する。
- 2 非常通信等の内容
人命の救助に関するもの、緊急を要する情報、市本部活動に必要なもの等とする。

第6 放送の要請

市長は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合で、利用できるすべての通信の機能がマヒしたとき、又は普通の通信方法では到底間に合わない等のときは、県があらかじめ締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて放送局に放送要請を求めることができる。

ただし、県を通じて放送要請を求めるいとまがないときは、市長が直接放送局に対して放送要請することができる。

放送局名	協定締結年月日	電話番号及び県防災行政無線番号		申込窓口
NHK (甲府放送局)	S58. 7. 1	(055)255-2113	9-220-1-058	放送部
山梨放送	S58. 7. 1	昼(055)231-3232 夜(055)231-3250 (090-1555-8222)	9-220-1-066	放送本部
テレビ山梨	S58. 7. 1	昼(055)232-1114 夜 080-3126-4455	9-220-1-067	放送部
エフエム富士	H2. 2. 28	(055)228-6969	9-220-1-068	—

資料編 ・ 放送要請様式

第7 インターネットシステムの活用

災害時には、インターネットにより、県から次の災害情報を取得することができる。

市もホームページやSNSのアカウントを開設しているので、災害時には各種災害情報等を掲載するものとする。

- 1 県ホームページに掲載される最新の気象情報・震度情報
- 2 県ホームページに掲載される災害情報に関する各種情報

山梨県庁URL⇒<https://www.pref.yamanashi.jp/>

山梨市役所URL⇒<https://www.city.yamanashi.yamanashi.jp/>

第8 SNSの活用

住民からの情報収集手段として、SNSの活用を検討する。

第9 急使による連絡

連絡網が全滅したときは、自動車、オートバイ、自転車、徒歩等により急使を派遣して連絡するものとするが、多くの場合、道路の不通が予想されるので、これらの連絡方法を具体的に定め要員を確保しておくものとする。

第10節 雪害対策計画

雪害が発生した場合、又は、発生のおそれがある場合、市は、県及び関係機関と連携し、被害拡大防止と被災者の救助救護に努める必要がある。このため、市は、雪害の規模や程度、拡大の可能性等を判断し、災害対策本部等を速やかに設置し、雪害応急対策を実施する。

なお、具体的な活動内容については、「山梨市豪雪対策マニュアル」に別途定める。

第1 雪害対策体制・人員配備

1 組織体制の設置及び廃止基準

市内において、雪害が発生しうる可能性があるときは、以下の基準により組織体制の設置及び廃止を行う。

種別	設置基準	廃止基準
市災害(豪雪)警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> 山梨市に大雪警報が発令され、市役所庁舎付近における今後の予定積雪深が40cmに達する気象予報が発令された場合。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生の危険性が治まり、警戒配備体制の必要がなくなった場合。
市災害(豪雪)対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 甲府地方気象台により発表される気象状況により、峡東地域に大雪又は暴風雪警報が発令され、大規模な雪害が発生するおそれがあり、その対策を必要とする場合。 市役所庁舎周辺における予定積雪深が50cm以上に達する可能性がある場合。 地吹雪や降雪により、日常生活に必要となる道路の使用ができるよう除排雪をするために2日以上を要する場合。 広域的に住民の救助を要する場合。 	<ul style="list-style-type: none"> 豪雪災害に係る警報、及び応急対策が概ね終了したと市長が認めた場合。 対策を講じるべき災害の発生しないことが明らかになった場合。

2 職員の配備体制

雪害時に係る配備体制は次のとおりである。

体制	配備基準	配備要員
第1配備	<ul style="list-style-type: none"> 大雪注意報等が発表されたとき。 その他、市長が配備を指示したとき。 	次の所属は、2名以上の配備とする。 防災危機管理課、建設課、農林課、支所総務担当 *上記以外の所属においても被害状況により必要な場合は、所属長の判断で配備につくものとする。
第2配備	<ul style="list-style-type: none"> 大雪警報、暴風雪警報等が発表されたとき。 その他、市長が配備を指示したとき。 	第1配備の所属を4名以上配備とする。 上記以外の所属は2名以上の配備とする。 *災害状況により必要な場合は、所属長の判断で配備につくものとする。
第3配備	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害が発生したとき。 その他、市長が配備を指示したとき。 	各所属職員の全員の配備とする。

なお、休日等の勤務時間外や夜間等において、短時間に警戒積雪深に相当する積雪があり、職員参集に危険が伴い、迅速な登庁が困難な状況下においては、本部長（市長）の指示により応急的な職員配備方法として、最寄りの市役所庁舎、支所に参集し、それぞれの職務に就くものとする。

3 関係機関との情報連絡

市は、国や県その他道路管理者、ライフライン施設管理者等と被災状況や除雪状況、交通状況等の情報連絡に努める。

第2 情報収集・情報配信等

1 情報収集、相談対応

- (1) 市は、国や県、近隣市町村、甲府地方気象台等と連携し、災害関連情報の収集を図る。
- (2) 市は、ライフラインや公共交通機関の各社と連携を図り、被害状況の収集を図る。
- (3) 市は、市民や市内に滞在する観光客等からの情報提供に対応できるよう窓口を設ける。

2 広報広聴活動

市は、市民生活の混乱を最小限にとどめるよう、収集した情報を整理し、速やかに市民に広報を行うものとする。

第3 道路等の除排雪

1 除排雪の基本方針

除排雪は、市民協働のもと、国や県、市建設協力会と連携を図り、効率的かつ的確に実施する。

2 道路の凍結防止対策

国と県は連携し、県外とのアクセス道路、及び県内の骨格となる道路について「除雪最優先道路」と「除雪優先道路」を定めており、優先的に除雪作業を実施する路線と位置づけている。

これらの道路のほか、坂道や橋梁等降雪や凍結等により事故発生の可能性が高い場所において、市は、県や区、消防団等と連携し、凍結防止対策に努めるものとする。

3 民有地の除排雪

住家等民有地の除排雪は、所有者及び管理者が、自ら及び協力者の安全に配慮しながら、各自行うものとする。

第11節 消防対策計画

各種災害の予防並びに防除に対処するため、消防活動が迅速、かつ適切に実施できるよう消防組織、施設及び活動等について定める。

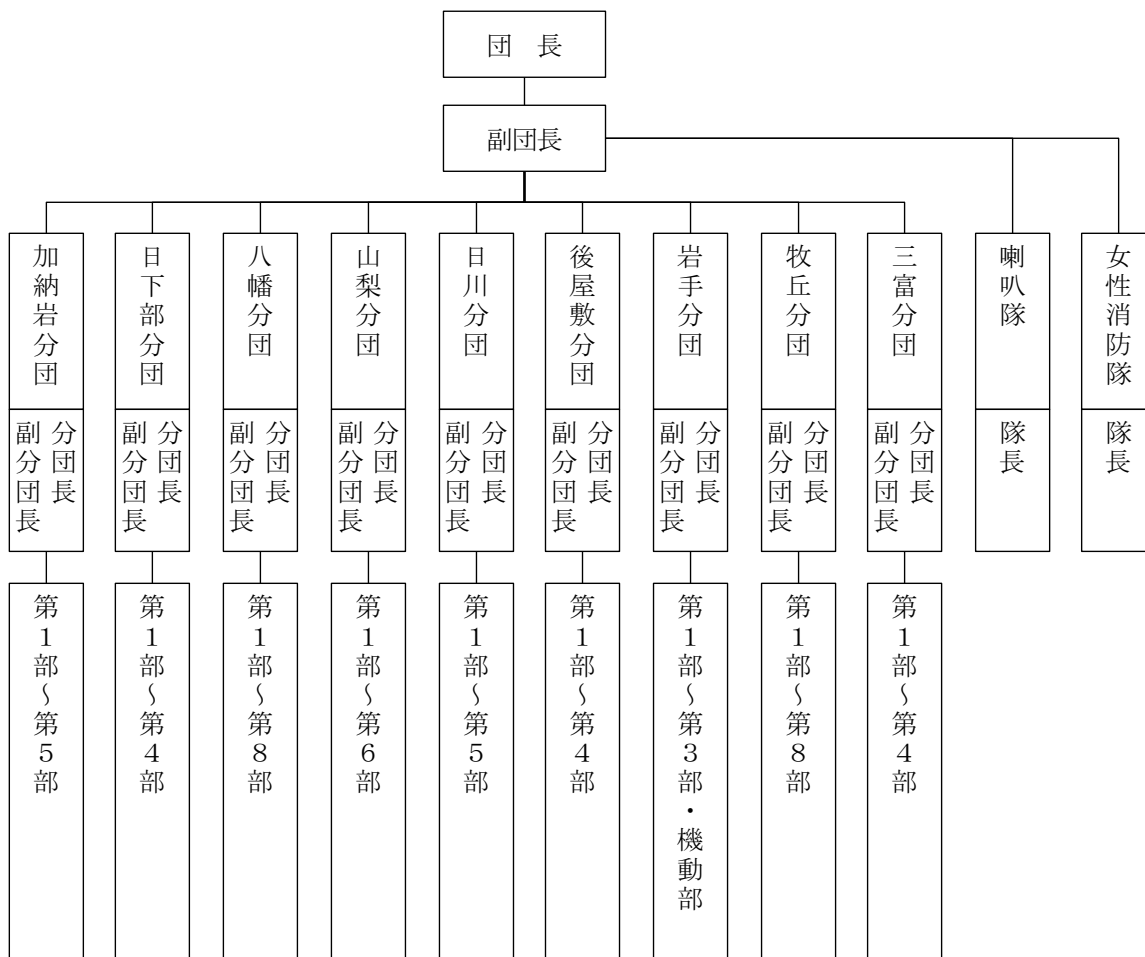
第1 組織

1 東山梨消防本部山梨消防署・牧丘分署

東山梨行政事務組合による常備消防として山梨消防署及び牧丘分署が設置されており、火災発生時の未然防止、発生時の早期鎮圧並びに救急救助等の業務を行っている。

2 山梨市消防団

非常備消防の消防団は、山梨市消防団が設置され、常備消防を補佐し、また地域に密着した消防活動等に当たっている。



第2 消防本部の活動計画

消防本部の活動計画は、東山梨消防本部消防計画の定めるところによる。

第3 消防団体の召集

1 非常召集

大規模な災害の発生が予想される場合、事前に消防団員の非常召集を実施する。

団員については、団長から分団長、各部長を通じてN T T回線、防災行政無線及び消防無線で伝達する。

団員は、招集がなくとも災害が発生し、又はそのおそれがあると認知したときには直ちに出勤しなければならない。

2 招集集結場所

団員は、各部詰所に集結すること。

第4 火災防御計画

1 火災警報発令時の計画

火災警報発令時における火災の事象は一般の防御計画では万全を期すことは困難なので、部隊の状況、風位、風速、重要度に応じた進入担当部署を考慮して、一般防御計画を基礎としていかなる火災の事象にも応じられるよう、次の事項に留意して計画を樹立するものとする。

留意事項

消防ポンプ車の運用について、最小出動要員を消防詰所等に待機させ、出動の迅速を図る。

2 隣接市との相互応援等

火災等の災害発生等には、峡東地域の隣接2市とあらかじめ締結している消防相互応援協定に基づき応援を要請し、協定市の消防力を活用して被害を最小限度に防止する。

資料編 ・ 応援協定締結先連絡担当部署一覧

3 災害防御に関する措置

消防組織法第43条による非常事態発生の場合、知事から市長に必要な指示があったときは、防御措置の早期確立を期するものとする。

大規模の火災又は爆発事故発生の場合で、近隣市町村の消防機関が市を応援する場合には、その指揮系統を乱すことのないよう、事前に協議をしておくものとする。

4 大火の際の応援部隊の誘導計画

気象その他の事象により、火災が延焼拡大して大火となり、延焼阻止の見込みがたたない場合には協定市町村に応援を要請するとともに、次の事項に留意し計画を樹立するものとする。

(1) 応援部隊の集結場所の指定

ア 応援部隊の集結場所を指定する。

イ 集結場所には地元の誘導班員を派遣しておく。

(2) 応援部隊の水利の誘導

ア 延焼阻止線に最も近い、しかも安全な道路を選んで誘導する。

イ 水利は、自然水利又は水量豊富なプール等に誘導する。

5 危険区域の防御計画

火災発生の場合、延焼拡大のおそれのある地域を危険区域とし、次の事項に留意し、小地域に

区画し、計画を樹立する。

(1) 危険区域の設定要件

ア 道路地形及び水利の状況

イ 公園、空き地、路面の有無

ウ 建築物の粗密及びその構造の種別

エ 爆発、引火物件その他、危険物取扱場所の有無等であって、この危険区域設定とともに、部隊の運用について計画を樹立しておくものとする。

(2) 防御計画の設定要件

ア 出動部隊数

イ 消防団詰所から防火対象物までの順路、距離及び出動から放水開始までの所要時間

ウ 各部隊到着順に水利統制

エ 各部隊の進入担当方面

オ 使用放水口数及び所要ホース数

カ 爆発物件、引火性物件その他危険物の所在

キ 避難予定地及び誘導方法並びに人的危険発生のおそれのある箇所における人命救助方法（地域内の危険区域図並びに説明書を作成する。なお、危険区域図には、消防車、人員、その他必要事項を記入し活用し便を図る。）

6 特殊建物の防御計画

木造建築物が密集した地域で火災が発生した場合、延焼が拡大し、人命に対する危険性も増大するため、特殊建物の防御計画を樹立するものとする。

なお、防御計画設定要件は、前記「5 危険区域の防御計画」の設定要件に準じ、防御上必要と認められる最小程度の消防車及び人員を予定しておくものとする。

7 消防水利の統制計画

地区ごとに、水道給水系統、鉄管、口径、給水能力、水圧等を考慮して、消火栓使用可能部隊を定め、到着順位に応じて消火栓と自然水利部隊とに区別した水利統制計画を、次により樹立する。

(1) 平時の統制計画

(2) 減水時の統制計画

(3) 断水時の統制計画

8 飛火警戒

市長は、飛火によって第2次、第3次の火災が続発して、大火を導引するおそれのあるときを考慮し、市域全般にわたって、あらかじめ警戒配備場所及び警戒方法並びに地元自衛団体の統制連絡を決定しておき、いずれの方向に火災が発生しても警戒配備につくことができるよう、飛火警戒計画を樹立するものとする。

(1) 飛火防御部隊の編成

飛火防御部隊は、飛火警戒隊と警戒巡ら隊とに区別する。

区 分	編成内容
飛火警戒隊	飛火によって第2次、第3次の火災が発生したとき出動防御する部隊であって、この部隊は概ね次により編成する。 ア 所定防御部隊以外の予備部隊をもって1ないし数隊編成する。 イ 前項のほか風下方面は、自衛団体による。
警戒巡ら隊	飛火によって発生する火災の危険を早期に発見するため、要所を巡回し警戒する部隊であって、概ね次による。 ア 消防団若しくは自衛団体をもって、これに充てる。 イ 消火器、バケツ、火叩き等の消火資材を携行する。

(2) 飛火警戒の配備基準

- ア 風下方面 400m以内は、飛火警戒隊を根幹とし、地元自衛団体等と飛火警戒にあたる。
- イ 前項アの飛火警戒隊は、風下方向概ね 200m内外の場所であって、通信連絡が至便で、高所見張りに適する地点を選んで配備する。
- ウ 風下方面 600m以上及び風下寄、風横方面であって、飛火危険のおそれのある地域に対しては、地元住民をもって警戒にあたる。

(3) 飛火警戒の要領

- ア 飛火警戒隊のうち1名を高所見張員として、飛火火災の早期発見に充てる。
- イ 自衛団体には、消火器、バケツ、火叩き等を携行させ、住宅等の屋上その他の高所に配備する。

9 防御線の計画

火災の延焼範囲が拡大し、通常の防御手段により難しい場合に応ずるための計画で、次の事項を考慮して樹立するものとする。

(1) 防御線の種別

- ア 大防御線、大火災を阻止する延焼阻止線
- イ 中小防御線、火焰、輻射熱、飛火等を防圧する所定の延焼阻止線

(2) 防御線の所定要件

次の事項に留意して定める。

- ア 地形、水利状況
- イ 道路、公園、空き地の有無
- ウ 建築物の粗密、耐火構造建物の有無
- エ 自衛消防の有無

(3) 部隊の配備

防御線には種別に応じ、次の事項に留意して必要な消防車、人員及び配備場所等を予定する。

- ア 要請部隊の配備と担当方面の指定
- イ 応援部隊の集結場所の指定
- ウ 各隊のとるべき水利と誘導方法の指定
- エ 各隊のホースの延長数、進入部署

(地域内の防御線図並びに説明書を作成する。なお、防御線図には消防車、人員その他必要事項を記入し、活用の便を図る。)

第5 林野火災の応急対策

1 関係機関への通報等

市長又は東山梨消防本部消防長は、林野火災が発生したときは、県森林環境部関係機関並びに林業関係団体等に早期に火災状況を通報するとともに、状況に応じ知事に県消防防災ヘリコプターの出動を要請するものとする。

2 林野火災防御計画の樹立等

市長又は消防長は、林野火災防御にあたって、事前に組織計画に基づく部隊編成、資器材の配備及び出動計画に基づく各部隊の出動等有機的連携を保つ林野火災防御計画を樹立するとともに、次の事項を検討して万全の対策を講ずるものとする。

- (1) 各部隊の出動地域（以下、消防団を含む。）
- (2) 出動順路及び防御担当区域
- (3) 携行する消防資器材
- (4) 指揮、命令、報告、連絡通信及び信号の方法
- (5) 隊員の安全確保
 - ア 気象状況の急変による事故防止
 - イ 落石、転落等による事故防止
 - ウ 進入、退路の明確化
 - エ 隊及び隊員相互の連携
 - オ 地理精通者の確保
 - カ 隊員の服装
- (6) 応援部隊の要請、集結場所及び誘導方法
- (7) 防火線の設定
- (8) 県消防防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターの出動要請基準
- (9) ヘリポートの設定及び給水場所の確保
- (10) 消火薬剤資器材等の確保
- (11) 救急救護対策
- (12) 食料、飲料水、資器材及び救急資材の運搬補給
- (13) 関係機関（山梨森林管理事務所、近隣市町村及び電力会社等）との連絡方法

3 資器材調整計画

本市が所有する消防水利及び資器材又は今後調整すべき資器材については、本編第2章第5節「消防予防計画」に定めるとおりであるが、市は林野火災を想定した資器材、水利等の整備に努めるものとする。

第12節 原子力災害応急対策計画

本節は、中部電力浜岡原子力発電所において原子力災害対策指針に基づく警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合（本市が緊急事態応急対策実施区域に指定された場合も含む。）の対応を示したものである。

なお、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められる場合は、本節に示した対策に準じて対応する。

第1 情報の収集及び連絡体制の確立

1 警戒事態発生後

警戒事態が発生した場合、市は、県を通じて国、静岡県から、原子力事業所の状況等に関する情報を収集し、必要に応じ、市内関係機関及び住民へ情報提供を行う。

2 施設敷地緊急事態発生後

施設敷地緊急事態が発生した場合、市は、県を通じて国、静岡県から、原子力事業所の状況、緊急時モニタリング情報、防護措置の実施状況等について情報を収集し、必要に応じ、市内関係機関及び住民へ情報提供を行う。

3 全面緊急事態発生後

全面緊急事態が発生した場合、市は、県を通じて国、静岡県から、原子力発電所周辺の状況、緊急時モニタリング情報、避難・屋内退避等の状況、緊急事態応急対策活動の状況を把握し、必要に応じ、市内関係機関及び住民へ情報提供を行う。

第2 市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ

原子力災害による県外から山梨県内への避難者については、関係都道府県からの協議を受け、県と協議のうえ、一時的に避難所を確保するとともに、市営住宅等を活用し避難者の受け入れに努める。

第3 屋内退避、避難誘導等の防護活動

原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第15条の規定に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、住民等に屋内退避や避難の勧告又は指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。

万一、本市に対して原災法第15条の指示があった場合、住民等に対し即時性のある正確かつきめ細やかな情報の提供を行うこととする。

なお、情報提供にあたっては、乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に十分配慮するものとする。

第4 飲料水・飲食物の摂取制限

市は、県が行う緊急時モニタリングの結果により汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等の要請を受けたときは、必要な措置をとるとともに、住民に対して速やか

に情報提供を行う。

また、県から要請を受けたとき、又は必要と判断したときは、汚染農畜産物の採取禁止、出荷制限等の措置をとる。

第5 医療活動

市は、県が実施する医療活動（メンタルヘルス対策、被ばくした住民に対する医療対策等）に協力するとともに、県が行う医療活動の情報を住民に提供し、住民の健康対策を支援する。

第6 住民等への的確な情報伝達活動

市は県と連携し、必要に応じ、相談窓口の設置をするなど速やかに住民等からの問い合わせに対応する。

また、住民等のニーズを見極めたうえで、多様な情報伝達手段により、即時性のある正確かつきめ細かな情報の伝達を行う。

第7 風評被害等の影響への対策

市は、県や報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、県が実施する緊急時モニタリング結果を迅速に公表し、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動に努める。

第8 除染活動の実施・支援

市内で、通常の値を超える放射線量が観測された場合、国、県にその旨を報告し、除染対策に努める。

第13節 緊急輸送対策計画

災害時における被災者の避難、応急対策要員の輸送、緊急物資等の輸送に迅速確実を期するための緊急輸送計画は、次により実施するものとする。

第1 実施責任者

市長は、適切な方法により、被災者の避難、応急対策要因並びに応急対策に要する緊急物資の輸送等を実施する。ただし、市で対処できないときは、県、他市町村、各輸送機関に、車両、要員等の応援を要請する。

第2 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の道路交通施設の被害状況等を総合的に勘案して、次のうち最も適切な方法により行う。

- 1 自動車による輸送
- 2 機関車及び列車による輸送
- 3 航空機による輸送
- 4 人力による搬送

第3 輸送力の確保

1 自動車による輸送

(1) 車両確保の順序

車両は、概ね次の順序により確保する。

- ア 市所有の車両
- イ 公共的団体所有の車両
- ウ 営業用の車両（日常的に運送業者との連絡をとり、緊急輸送体制を整備しておく。）
- エ その他の自家用車両

(2) 車両の確保

ア 市有車両

災害時における市有車両の集中管理及び配備は、管財部管財・営繕班が行い、各部は緊急輸送用の自動車を必要とするときは管財・営繕班に依頼するものとする。

管財・営繕班は、移動可能な車両を掌理し、要請に応じ配車を行う。

なお、配車を行うにあたっては、当該車両が緊急通行車両であることの確認手続きを警察署等で速やかに行うものとする。緊急通行車両の確認手続きの方法は、本章第14節「交通対策計画」に定めるところによる。

イ その他の車両

各部からの要請により、市有車両だけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、管財・営繕班は、直ちに市内の公共的団体の自動車、又は状況により輸送関係機関等の営業用自動車等を借上げて、必要数の車両を確保する。

ウ 応援協力要請

市内で自動車の確保が困難な場合には、「災害時における相互援助に関する協定」、「大規模災害発生時等における相互に関する協定」に基づき、締結市に必要な数の車両の提供を要請するほか、必要により（一社）山梨県トラック協会等に協力を要請し、あるいは他市町村又は県に調達斡旋を要請する。

資料編 ・ 応援協定締結先連絡担当部署一覧

2 機関車及び列車による輸送

自動車の使用が不可能な場合、又は機関車又は列車によることが適当な場合は、JR東日本㈱に協力を要請して行うものとする。

3 航空機による輸送

地上交通が途絶した場合、又は緊急輸送を要する場合等、ヘリコプターによる輸送が適切であると判断した場合は、本部長は知事に県消防防災ヘリコプターの出動を要請し、あるいは自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

県消防防災ヘリコプターの出動要請方法、自衛隊の災害派遣要請依頼方法は、本章第5節「県消防防災ヘリコプター出動要請計画」、第4節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

4 人力による搬送

前各号による輸送が不可能な場合には、賃金職員等を雇い上げるなどして人力搬送を行う。輸送のための労力の確保は、本章第29節「民生安定事業計画」の「第8 労働力確保対策」に定めるところによる。

第4 緊急輸送路の確保

1 基本方針

- (1) 道路管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止、又は制限して、緊急輸送道路を確保する。
- (2) 緊急輸送道路の確保にあたっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に十分配慮する。
- (3) 災害が発生した場合には災害対策基本法第76条の6の規定により、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることができる。

2 県による緊急輸送道路の指定状況

県は、大規模災害発生時に効率的な輸送活動を行うため、あらかじめ緊急輸送道路を選定している。

市域における県指定緊急輸送道路は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ・ 緊急輸送路一覧

3 緊急輸送道路の確保のための措置

市は、迅速かつ効率的な緊急輸送が行われるよう、甲府河川国道事務所・峡東建設事務所等と連携し、山梨市建設協力会等の協力を得て、県指定緊急輸送道路及び市の重要路線（次に示す市の防災活動拠点間を結ぶ市道）を優先して道路啓開を行い、緊急輸送路の確保を図る。

また、状況によっては、迂回路を設置し、緊急輸送を行う。

なお、放置車両について、以下に掲げる場合には、市は、必要に応じて車両移動を行う。

- ・車両の移動を命ぜられた運転者が当該措置をとらない場合
- ・車両の運転者が現場にいないため移動等の命令ができない場合
- ・市が道路の状況その他の事情により車両移動等の措置をとらせることができないと認めて、命令をしないこととした場合

さらに、放置車両の運転者その他物件の所有者に対し、車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動する措置をとることを命ずることができる。

市の防災活動拠点	
<ul style="list-style-type: none"> ○市役所・各支所 ○山梨厚生病院・加納岩総合病院・牧丘病院 ○指定緊急避難場所・指定避難所 	<ul style="list-style-type: none"> ○飛行場外離着陸場等 ○防災倉庫・水防倉庫 ○その他防災上重要施設

- | | |
|-----|--|
| 資料編 | <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所・指定避難所一覧 ・防災倉庫備蓄品一覧 ・水防倉庫一覧 ・飛行場外離着陸場等一覧 ・ヘリコプター主要発着場一覧 ・自衛隊宿泊予定施設一覧 |
|-----|--|

第5 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、輸送の範囲、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

- | | |
|-----|---|
| 資料編 | <ul style="list-style-type: none"> ・山梨県災害救助法施行細則（別表） |
|-----|---|

第14節 交通対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、住民等の避難の円滑化に努めるとともに、道路の被害状況、交通状況及び気象状況の把握に努め、警察と連携して迅速、的確な交通規制を行う。また、危険箇所への標示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての広報、危険防止、混雑緩和及び道路施設保全等のための措置を行うものとする。

第1 交通応急対策

1 交通支障箇所の調査及び連絡

(1) 市長は、自ら管理する道路について、災害時における危険予想箇所を平時から調査しておくものとする。

また、災害が発生した場合は、消防団や自主防災会から各地区の道路被害の状況を収集するとともに、建設部管理・土木班が道路の被害状況を調査する。

(2) 調査の結果、通行支障箇所を発見したときは、速やかに市本部に連絡するとともに、道路占用物件等に被害を発見した場合には、当該道路占用者にも通報するものとする。

(3) 市本部は、管理・土木班等から収集した情報を日下部警察署や他の道路管理者に連絡するなど、道路の被害情報を共有するものとする。

2 応急対策方法

災害による道路等の損壊、流失、埋没その他により交通途絶した場合には、山梨市建設協力会等の協力を得て速やかに道路の補強、障害物等の除去、橋梁の応急補強等、必要な措置を講じ、道路交通の確保を図る。

また、必要によっては日下部警察署や他の道路管理者と連絡・調整し、付近の道路網の状況により適当な代替道路を選定し、道路標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより、円滑な交通の確保を図る。

道路施設の被害が広範囲にわたるなど甚大な被害の場合には、県に自衛隊の災害派遣要請を依頼して交通の確保を図る。

第2 交通規制対策

1 異常気象時における道路通行規制

市域において異常気象時に規制を受ける道路の通行規制区間及び危険内容等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ・ 異常気象時における道路等通行規制基準

2 交通規制実施責任者

交通の規制は、次の区分により行う。

	実施責任者	範 囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 知事 市長	1 道路の破壊、決壊その他の事由により危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
警察	公安委員会	1 周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認める場合 2 道路における危険を阻止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認める場合	災害対策基本法第76条 道路交通法第4条第1項
	日下部警察署長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて交通規制を行う。	道路交通法第5条第1項
	警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法第6条第4項

3 交通規制の実施

(1) 警察の交通規制

日下部警察署は、被害状況に応じ、避難路、緊急輸送路の確保に重点をおいた交通規制を迅速、的確に実施する。

(2) 道路管理者の交通規制

道路管理者は、異常気象による道路施設の破損、施設構造の保全、交通の危険を防止する等、必要があると認めるときは、通行を規制する。

なお、道路管理者が行ったときは、地域を管轄する警察署長に通知する。

道路管理者	予定指定区間
国	20号 上野原市井戸尻から北杜市白州町山口（国界橋北詰） 52号 南巨摩郡南部町万沢（甲駿橋北詰）から甲府市丸の内2-31-8 138号 富士吉田市上吉田字上町から南都留郡山中湖村平野向切橋（県界） 139号 富士河口湖町富士ヶ峰（県境）から大月市大月町2丁目（20号分岐点） （富士吉田市上吉田字上町 富士吉田下吉田字新田を除く）
中日本高速道路株式会社	中央自動車道西宮線・富士吉田線、東富士五湖道路、中部横断自動車道山梨県全線
県	上記以外の国道、県道及び林道
市町村	市町村道

4 交通規制の標示

- (1) 県公安委員会は、災害対策基本法等に定められた標示等を設置する。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官が指示する。
- (2) 道路管理者は、「道路標識、区面線及び道路標示に関する命令」（昭和35年12月17日総理府、建設省令第3号）に定められた標識等を設置して行う。

5 交通規制の措置

- (1) 道路の破損及び決壊その他の状況により通行の規制を要すると認められたときは、次の事項を明示し、一般通行に支障のないようにする。

ア 規制の対象

イ 規制する区域又は区間

ウ 規制する期間

- (2) 県公安委員会は、前項の規制を行うときは、あらかじめ当該道路の管理者に規制の対象等必要な事項について通知するとともに、地域住民に周知する。

また、道路管理者が対策をとったときは、地域を管轄する警察署長に通知する。

6 道路標識の設置基準

- (1) 道路標識を設ける位置

標識の種別	位 置
通行の禁止	歩行者又は車両等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央又は左側の道路
通行制限	通行を制限する前面の道路
迂回路線	迂回路線の入口及び迂回路の途中交差点

- (2) 道路標識の構造

堅固なもので作り、所定の位置に設置し、修理及び塗装等の維持管理を常に行い、夜間は遠方から確認しうるように照明又は反射装置を施すものとする。

7 警察官等の措置命令等

警察官、自衛官及び消防吏員は、災害対策基本法第76条の3の規定に基づき、通行禁止区域等において次の措置をとることができる。

- (1) 警察官の措置命令等

ア 警察官は、通行禁止区域等において車両等が緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両等の占有者、所有者又は管理者に対し、車等の移動を命ずるものとする。

イ 命ぜられた者が措置をとらないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することができる。

- (2) 自衛官の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合には、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

- (3) 消防吏員の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、消防用緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合には、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又はその措置をとることができる。

第3 運転者のとるべき措置

1 走行中の運転者の措置

- (1) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。
- (2) 停止後は、カーラジオ等により災害情報を聴取し、その情報及び周辺の状況に応じて行動する。
- (3) 車両において避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、キーはつけたままとし、ロックはしない。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 避難時の運転者の措置

避難のために車両を使用しない。

3 通行禁止区域内の運転者の措置

- (1) 速やかに車両を次の場所に移動させる。
 - ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- (2) 速やかな移動が困難のときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
- (3) 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

第4 緊急通行車両の確認申請

1 緊急交通路の通行を認める車両の分類

- (1) 緊急通行車両（災害対策基本法施行令第32条の2）

緊急自動車、災害応急対策に使用される車両

◆ 第一局面から緊急交通路の通行が可能

※ 第一局面＝大規模災害発生直後

- (2) 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意志決定により通行を認めるもの。（アの車両を除く。）

なお、規制除外車両は、次に掲げる2種類に分類される。

ア 自動車番号標（ナンバープレート）により、外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両（標章及び規制除外車両の確認証明書は要しない。）

（ア）自衛隊車両等（＝災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両）

◆ 第一局面から緊急交通路の通行が可能

自衛隊車両等であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、緊急交通路の通行に際し確認標章の掲示を不要とするため、規制除外車両として取り扱う。

（イ）大型貨物自動車、事業用自動車等

◆ 第二局面において緊急交通路の交通容量に余裕が見られる場合は、大型貨物自動車、事業用自動車等を一律に除外するなど、規制除外車両の範囲の拡大を図る。

※ 第二局面＝交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面

イ ア以外の車両（標章及び規制除外車両の確認証明書は必要）

（ア）規制除外の事前届対象となる車両

◆ 第一局面から緊急交通路の通行が可能

- 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

（イ）規制除外の事前届対象とならない車両

◆ 第二局面において、緊急交通路の交通量や道路状況、被災や復旧の状況、被災地のニーズ等を踏まえ、緊急度、重要度を考慮しつつ、交通規制の対象から除外する車両

- 燃料を輸送する車両（タンクローリー）
- 路線バス・高速バス
- 霊柩車
- 一定の物資を輸送する大型貨物自動車

※ 搬送する物資の例

- ・医薬品、医療機器、医療用資材等
- ・食料品、日用品等の消費財
- ・建築用資材
- ・金融機関の現金
- ・家畜の飼料
- ・新聞、新聞用ロール紙

2 緊急通行車両の確認手続き

災害対策基本法第76条に基づき、県公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第33条の規定に基づく知事又は県公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続きは、県防災危機管理課又は警察本部交通規制課、日下部警察署及び交通検問所等において実施する。

3 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、災害発生時の交通検問所等現場における確認手続きの効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付するので、本市においても市有車両については事前に公安委員会に確認申請を行い、交付を受けておくものとする。

4 事前届出済証の交付を受けている車両について確認申請をした場合は、確認のため必要な審査は省略される。

5 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

(1) 確認の申出

車両の使用者は、当該車両が緊急通行車両であることの確認を申し出るものとする。

(2) 標章及び証明書の交付

前項において確認したときは、知事又は県公安委員会から申出者に対し、災害対策基本法施行規則で定めた標章（別図）及び証明書（別記様式）が交付される。

(3) 標章の掲示

標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示するものとする。

第5 交通情報及び広報活動

災害発生時における道路の被害状況及び交通状況等交通情報の把握に努めるとともに、市防災行政無線、市ホームページ・SNS等を活用して、また山梨CATV(株)へ協力を依頼して、交通情報等に関する広報を迅速かつ的確に実施する。

広報内容

- 道路被害状況及び交通状況等の交通事情
- 交通規制の実施状況
- 車両の使用の抑制その他運転者のとるべき措置

第6 災害出動車両の有料道路の取扱い

道路交通法施行令第13条の緊急自動車及び災害対策基本法施行令第33条の緊急通行車両以外の車両で、救助補助、水防活動等に出動するため、有料道路を通行するときの取扱いは、次のとおりとする。

1 緊急出動の取扱い

災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、若しくは発生直後に緊急出動するときは、以下のとおりとする。

(山梨県道路公社の場合)

通行車両の責任者が作成した右の表示を添付した車両を無料とする。

※ 標章の右下に「消防団等作成団体名及び責任者職氏名」を記載する。

(中日本高速道路(株)八王子支社の場合)

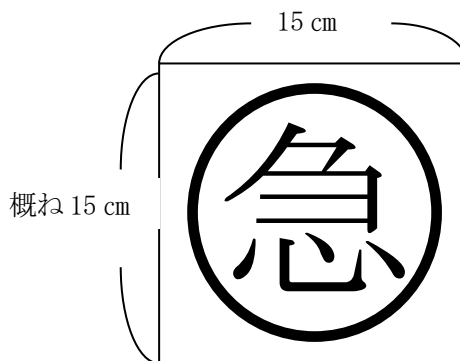
ア 山梨県は、中日本高速道路(株)八王子支社に速やかに災害派遣等従事車両の取扱いについて協議を行う。

イ 中日本高速道路㈱災害派遣従事車両の取扱いの回答に基づき、山梨県の災害派遣命令者は「災害派遣等従事車両証明書」の発行を行う。

ウ 災害派遣等従事車両証明書を携帯する車両は、入口では通行券を受け取り、料金を支払う料金所ごとに一時停止した後証明書を提出し、料金を徴収しない車両としての取扱いを受けるものとする。ただし、証明書の紛失その他特別の事情により証明書の不携帯が生じた場合は、料金所において一時停止したうえで、その旨を申し出るものとする。この場合①通行区間（道路名、流出・流入IC）、②車両番号、③通行車の所属機関、氏名等を料金所係員に申し出、証明書を後日料金所に提出するものとする。

2 災害復旧等の出動の取扱い

(1) 災害応急復旧等に出勤する車両が有料道路を通行するときは、峡東地域県民センター、峡東建設事務所、市、消防本部及び消防団（以下「関係機関」という。）に申し出る。



(通行車両の責任者が作成して貼付する。)

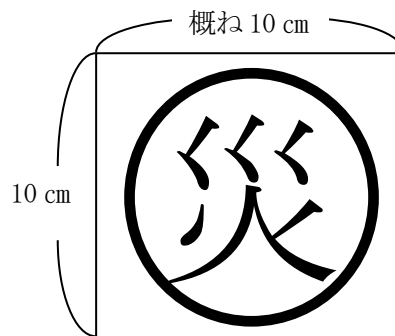
(2) 申し出を受けた関係機関は、山梨県道路公社（055-226-3835）に速やかに通報する。
通報内容は、通行予定時刻、目的、行先、車両数、通行区間及び代表者氏名とする。

(3) 通報を受けた有料道路管理者は、適当と認めたとき通行料を無料とする。

(4) 通行する当該車両は、通行車両の責任者が作成した右の表示を貼付する。

※ 標章の右下に「各災害対策本部等関係機関名及び責任者職氏名」を記載する。

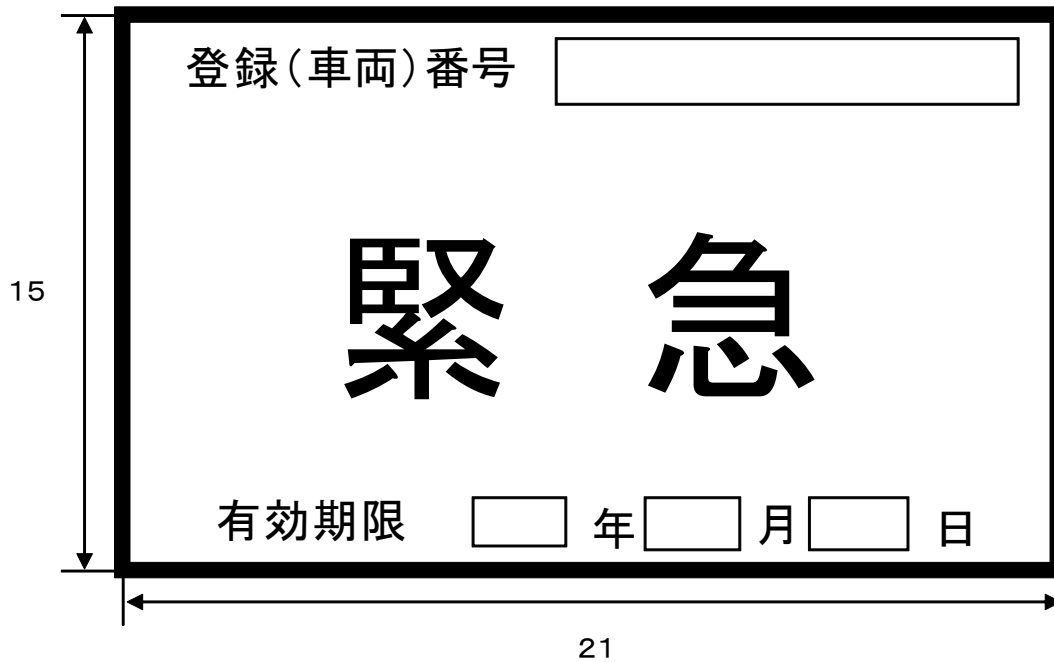
(5) 中日本高速道路㈱八王子支社が管理する道路の場合は「1 緊急出動の取扱い」と同様とする。



(通行車両の責任者が作成して貼付する。)

別図

緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 ⑩ 公安委員会 ⑩	
番号標に表示 されている番号			
車両の用途（緊急輸送 を行う車両にあって は、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	(電話)	
	氏 名		
通行日時			
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

第15節 災害救助法による救助計画

一定規模以上の災害が発生した場合、速やかに災害救助法の適用申請を行い、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を図る。

第1 災害救助法の適用基準等

災害救助法及び同法施行令の定めるところによるが、本市における適用基準は概ね次のとおりである。

1 災害救助法の適用基準

(1) 本市の住家の滅失した世帯数の数が、次の世帯数以上であること。

人 口	住家滅失世帯数
30,000人以上 50,000人未満	60世帯

(2) 同一災害により県下に1,000世帯以上の滅失を生じた場合で、本市の住家の滅失した世帯数の数が、次の世帯数以上であること。

人 口	住家滅失世帯数
30,000人以上 50,000人未満	30世帯

(3) 被害世帯数が(1)又は(2)の基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が5,000世帯以上に達した場合であって、市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。

(4) 市の被害が、(1)、(2)又は(3)に該当しないが、知事において特に救助を実施する必要があると認めた場合

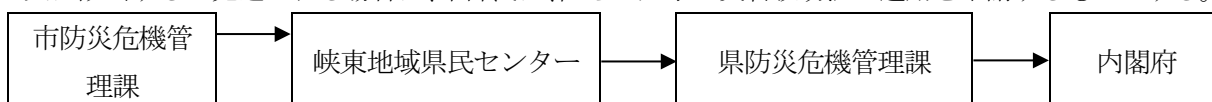
2 滅失世帯の算定基準

住家が滅失した世帯数の算定基準は、次のとおりである。

- ①全壊（又は全焼・流失）住家1世帯で、住宅滅失1世帯として換算
- ②半壊（又は半焼）住家2世帯で、住宅滅失1世帯として換算
- ③床上浸水及び土砂の堆積により、一時的に住居できない状態になった住家3世帯で、住宅滅失1世帯として換算

第2 災害救助法の適用手続き

1 災害に際し、市域における災害が前記第1の「1 災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれる場合は、本部長は、直ちに知事に災害救助法の適用を申請するものとする。



2 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、本部長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

第3 災害救助法の実施機関

災害救助法に基づく救助の実施は、知事がこれを行い、市長は知事が行う救助を補助する。

ただし、迅速かつ適切な救助の実施を行うため必要があるときは、知事は、知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。この場合、知事は市長が行うこととする事務の内容及び当該事務の実施期間を市長に通知するとともに、物資や土地の収用等に係る事務の一部を市長が行うこととした場合は直ちにその旨を公示する。

第4 各種救助に係る様式

災害応急対策（災害救助法）に係る各種様式については、資料編に掲載の様式1から様式22までのとおりである。

- ・地区別被害状況調査票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式1
- ・世帯別被害調査票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式2
- ・救助活動の種類別実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式3
- ・被災世帯調査原票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式4
- ・救助の種目別物資受払状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式5
- ・避難所設置及び収容状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式6
- ・応急仮設住宅台帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式7
- ・炊き出し給与状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式8
- ・飲料水の供給簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式9
- ・物資の給与状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式10
- ・救護班活動状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式11
- ・病院診療所医療実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式12
- ・助産台帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式13
- ・被災者救出状況記録簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式14
- ・住宅応急修理記録簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式15
- ・学用品の給与台帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式16
- ・埋葬台帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式17
- ・死体検索状況記録簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式18
- ・死体処理台帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式19
- ・障害物の除去状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式20
- ・輸送記録簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式21
- ・賃金職員等雇上台帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式22

資料編 ・ 各種救助に係る様式

第5 災害救助法による救助

1 避難（学校教育部・生涯学習部）

（1）避難所収容対象者

現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者

（2）避難場所

学校、公会堂、公民館、神社、寺院、旅館等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等

(3) 避難場所設置の方法

- ア 既存建物を応急的に整備して使用するが、適当な施設を得難いときは、野外に仮設物を又は天幕を借上げ設置する。
- イ 災害の状況により、市で処理が困難なときは、隣接市町村へ収容を委託する。
- ウ 公用令書により土地建物を強制的に使用するときもある。

(4) 開設期間

災害発生の日から7日以内とするが、やむを得ないときに限り、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで最小限の期間を延長できる。

(5) 費用

1人1日当たり 330円以内	天幕借上料、便所設置費等すべての経費を含む。
----------------	------------------------

2 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理

(1) 応急仮設住宅の供与（建設部）

- ア 応急仮設住宅供与の対象者
 - (ア) 住宅が全壊又は流失した者
 - (イ) 住居する住家がない者
 - (ウ) 自らの資力をもってしても住宅を確保できない者

イ 応急仮設住宅の種類

a 建設型仮設住宅

- (a) 敷地
 - 原則として、公有地を利用する。
- (b) 規模
 - 地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。
- (c) 費用
 - 設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、1戸当たり571万4千円以内の額とする。
- (d) 着工期限
 - 災害発生の日から20日以内に着工する。
- (e) 供与期間
 - 2年以内とする。

b 賃貸型仮設住宅

- (a) 規模
 - 世帯の人数に応じて、建設型仮設住宅に準ずる。
- (b) 費用
 - 家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他の民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な費用とし、その額は、地域の実情に応じた額とする。
- (c) 供与期間
 - 2年以内とする。

c その他

被災者や被災状況及び民間賃貸住宅の供給戸数を勘案し、建設型との供給の調整を行い、民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の供給を行う。

(2) 被災した住宅の応急修理（都市計画部）

ア 応急修理の対象者等

基準	費用	応急修理の期間	修理の規模	備考
・災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ・大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者	1戸当たり 平均 595,000円以内	災害発生の日から 1か月以内	居室、炊事場、 便所等 日常生活に必要な最小限度の部分	現物をもって行う
半壊または半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯	1戸当たり 300,000円以内			

3 炊き出しその他による食品の給与（農林部）

(1) 給与を受けるもの

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等で炊事のできない者
- ウ その他滞留者等給付を必要と認められる者

(2) 給与できる食品

直ちに食すことのできる現物

(3) 給与の期間

災害発生の日から7日以内。ただし、大規模な災害のときは、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで必要最小限の期間を延長できる。

(4) 費用

1人1日1,160円以内（主食費、副食費、燃料費、雑費）

4 飲料水の供給（水道部）

(1) 給与を受ける者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

(2) 給与の期間

災害発生の日から7日以内

(3) 費用

水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費

5 生活必需品の給与又は貸与（商工労政部）

(1) 給与(貸与)を受ける者

- ア 全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水の被害を受けた者
- イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を失った者
- ウ 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 給与（貸与）の期間

災害発生の日から10日以内

(3) 給与（貸与）費用の限度額

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すご とに加算
全全流	壊焼失						
	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半半床	壊焼						
	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

※夏期（4月～9月） 冬期（10月～3月）

6 医療（健康増進部）

(1) 医療を受ける者

災害のため医療の方途を失った者で、医療を必要とする状態にある者

(2) 医療の方法

救護班によって行うことを原則とする。

(3) 医療の範囲

- ・診察
- ・薬剤又は治療材料の支給
- ・処置、手術その他治療及び施術
- ・病院又は診療所への収容
- ・看護

(4) 費用の限度額

救護班	使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費
病院又は診療所	国民健康保険の診療報酬の額以内
施術者	その地域における協定料金の額以内

(5) 医療の期間

災害発生の日から14日以内

7 助産（健康増進部）

(1) 助産を受ける者

災害発生日以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のため助産の方途を失った者（死産及び流産を含む。）

(2) 助産の範囲

- ・分娩の介助
- ・分娩前後の処置
- ・必要な衛生材料の支給

(3) 助産の方法

救護班及び助産師によるほか、産院又は一般の医療機関によってもよい。

(4) 費用の限度額

- ア 使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合を除く。）等の実費
- イ 助産師の場合は、その地域の慣行料金の8割以内

8 救出（消防団）

(1) 救出を受ける者

- ア 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
- イ 災害のため、生死不明の状態にある者

(2) 費用の範囲

救出のための機械器具の借上費、修繕費、燃料費等の経費

(3) 救出期間

災害発生の日から3日以内

9 障害物の除去（環境部・建設部）

(1) 対象

- ア 当面の日常生活が営みえない状態にあること。
- イ 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去であること
- ウ 自らの資力をもってしても障害物の除去ができないこと。
- エ 住家は、半壊又は床上浸水であること。

(2) 実施期間及び費用の限度額

実施期間	費用の限度額	備 考
災害発生の日から 10日以内	市内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が 137,900円以内	ロープ、スコップ等除去に必要な機械器具の借上費、輸送費及び賃金職員等雇上費等

10 輸送（管財部）

(1) 輸送の範囲

- ア 被災者を避難させるための輸送
- イ 医療及び助産のための輸送
- ウ 被災者救出のための輸送
- エ 飲料水供給のための輸送
- オ 救済用物資の輸送
- カ 死体の捜索のための輸送
- キ 死体の処理のための輸送

(2) 輸送の期間

各救助種目別に定められている救助期間の範囲内とする。

(3) 費用

当該地域における通常の実費

11 死体の捜索（消防団）

- (1) 捜索を受ける者
行方不明の状態にあるもので、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者
- (2) 捜索期間
災害発生の日から 10 日以内
- (3) 費用
捜索のための機械器具の借上費、修繕費及び燃料費等

12 死体の処理（健康増進部）

- (1) 処理を行う場合
災害の際死亡した者について、通常埋葬の前提として行うもの
- (2) 処理の方法
救助の実施機関が、現物給付として死体の洗浄、縫合、消毒、死体の一時保存、検案等を行う。
- (3) 処理期間
災害発生の日から 10 日以内
- (4) 死体処理に要する費用の限度

区 分	限度条件
洗 浄 、 縫 合 、 消 毒	死体 1 体当たり 3,500 円以内
死 体 の 一 時 保 存	既存建物利用の場合は、通常の借上料 既存建物が利用できない場合、1 体当たり 5,400 円以内
検 案 の 費 用	救護班の活動として行われる場合は費用を必要としないが、救護班でない場合はその区域の慣行料金とする。

13 死体の埋葬（環境部）

- (1) 死体の埋葬を行うとき
 - ア 災害時の混乱の際に死亡した者であること。
 - イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合
- (2) 埋葬の方法
救助の実施機関が現物給付として行う応急的な仮葬で、土葬でも火葬でもよい。
- (3) 埋葬の期間
災害発生の日から 10 日以内
- (4) 費用の限度額

大人（12 歳以上）	小人（12 歳未満）	備考
1 体当たり 215,200 円以内	1 体当たり 172,100 円以内	棺、骨壺、火葬代、賃金職員等雇上費、輸送費を含む

14 学用品の給与（学校教育部）

- (1) 給与を受ける者
住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により、学用品を喪失し、又はき損し、就学に支障を生じている小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒

（2）給与の品目、期間及び費用

品 目	期 間	費用の限度額
教科書・教材	災害発生の日から1か月以内	小学校児童及び中学校生徒：教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 高等学校等生徒：正規の授業で使用する教材実費
文 房 具	災害発生の日から15日以内	小学校児童1人当たり4,500円以内
通 学 用 品	災害発生の日から15日以内	中学校生徒1人当たり4,800円以内 高等学校等生徒1人当たり5,200円以内

資料編 ・山梨県災害救助法施行細則（別表）

第16節 避難対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民に危険が急迫している場合には、直ちに避難のための立退きを勧告・指示し、地域住民の生命又は身体を災害から保護し、必要に応じ避難に関する可能な限りの措置をとるものとする。

特に、市長は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、地域住民に対して避難準備を呼びかけると同時に、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難開始の情報の伝達を行うものとする。

（台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達するとともに、夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯に情報の提供に努める。また災害の状況に応じて避難勧告等を発令したうえで、避難時の周囲の状況等により近隣のより安全な建物への「緊急的退避」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民が取れるようにも努める。）

訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

避難勧告等を発令する際に、県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、災害の状況等により、帰宅困難者等の保護、被災動物等の救護を行うものとする。

市は、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者等が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、避難所管理運営及び必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

第1 避難誘導體制の整備

1 避難基準の設定

市は、県等の関係機関から必要な助言を受け、土砂災害警戒区域や浸水が予想される地域の住民に対する避難勧告等を行う場合の基準を、あらかじめ降雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報及び洪水予報の基準等により検討し、設定する。また、必要に応じ見直す。

2 「避難準備・高齢者等避難開始」発令体制の確立

市は、県等の関係機関から必要な助言、支援を受け、気象警報、降水量、河川水位その他情報から判断して、避難を要する状況になる可能性がある場合には、自主的な避難の促進を図るため、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（避難行危険予想地域の住民に避難勧告

を発令する準備に入ったことを知らせる「避難準備・高齢者等避難開始」を発令する体制の確立に努める。

<避難情報>

避難情報	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ○上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	○通常の避難行動ができる者が、避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示（緊急）	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○土砂災害の危険地域等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○人的被害の発生した状況	○避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な逃避行動を直ちに完了 ○いまだ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

3 避難基準

避難基準は、別途「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に定めるものとする。なお、避難基準は必要に応じて随時検証し、見直すものとする。

第2 避難勧告・指示

1 実施責任者等

避難のための実施責任者及び報告者は、次表のとおりとする。なお、緊急の場合には、市長は、消防吏員に避難のための立退きの勧告及び指示を代行させることができる。

区分	実施責任者	災害の種別	報告先	根拠法
勧告・指示	市長	災害全般	知事	災害対策基本法第60条
勧告・指示	知事	災害全般	市長	災害対策基本法第60条第6項
指示	警察官	災害全般	市長 公安委員会	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
指示	知事又はその命を	洪水、	警察署長	水防法第29条

	受けた県職員	地すべり		地すべり等防止法第25条
指 示	水防管理者（市長）	洪 水	警 察 署 長	水防法第29条
指 示	自 衛 官	災 害 全 般	防 衛 大 臣 の 指 定 す る 者	自衛隊法第94条

2 避難勧告・指示の実施時期等

（1）市長の勧告・指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要が認められるときは、市長は立退きを勧告し、急を要すると認められるときは、立退きを指示する。

なお、立退きを勧告・指示したとき、並びに避難の必要がなくなったとき、及び警察官が避難の指示をしたときで市長に通知があったときは、市長は知事にその旨を報告する。

（2）知事の勧告・指示

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。

（3）水防管理者（市長）の指示

洪水により著しく危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（市長）は、立退きを指示する。この場合、日下部警察署長に速やかに通知する。

（4）知事又はその命を受けた県職員の指示

洪水により、又は地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた県職員は、立退きを指示する。この場合、日下部警察署長に速やかに通知する。

（5）警察官の指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められる事態において、市長が指示できないと認められるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は直ちに立退きを指示する。この場合、その旨を市長に速やかに通知する。

（6）自衛官の指示

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で警察官がその場にいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させるものとする。

3 避難の勧告・指示の内容

避難の勧告・指示は次の内容を明示して行う。しかし、緊急時においてすべての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部を省略して迅速な避難の勧告、指示を行うよう努める。

避難勧告時等の明示内容

- | | |
|---------|---------------|
| ①避難対象地域 | ④避難の勧告又は指示の理由 |
| ②避難先 | ⑤その他必要な事項 |
| ③避難経路 | |

4 屋内での退避等の安全確保措置の指示

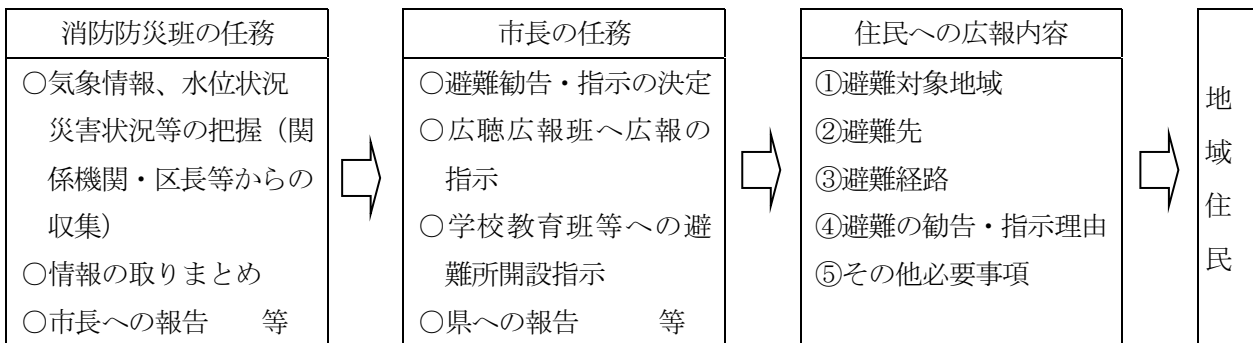
災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合で、屋外を移動して避難することにより、かえって被災するおそれがあるときは、自宅の上階部分等、一定の安全が確保された屋内にとどまる避難行動である「屋内での避難等の安全確保措置」を指示する。

5 避難の勧告・指示の伝達方法

市本部は、次の伝達方法を活用し、住民等に対して避難場所、避難時の心得等の周知徹底を図る。

- | | |
|---------------|------------------|
| ○市防災行政無線 | ○山梨CATV(株)への放送依頼 |
| ○広報車 | ○その他 |
| ○市ホームページ・SNS等 | |

避難勧告・指示の流れ



6 「避難準備・高齢者等避難開始」の任務の発令

高齢者・障害者等の要配慮者は、避難所への移動に時間がかかるため、市は、状況（災害の発生する可能性が高まった段階）により、避難勧告を発令する前に「避難準備・高齢者等避難開始」を発令し、災害危険地域等にいる要配慮者を速やかに避難させるものとする。

7 関係機関等への連絡

避難の勧告又は指示を行った場合には、当該地域の住民等への広報の実施と同時に関係機関等に通知又は連絡する。

(1) 知事への報告

避難の勧告又は指示を行った場合には、速やかに知事に報告する。

(2) 警察、消防機関等への連絡

住民の周知とともに、避難住民の誘導、整理等について協力を求める。

(3) 施設管理者等への連絡

避難所として指定している学校等の施設管理者等に対し、速やかに連絡し開設準備等を求める。

(4) 近隣市等への連絡

災害の状況により、住民が近隣市等へ避難する場合もあるため、近隣市等にその旨を連絡し、協力を求めるものとする。

第3 避難計画の作成

1 避難計画の概要

避難計画に定める主な内容は、次のとおりである。

避難計画の概要
①防災用具、非常持ち出し品、食料等の準備及び点検
②災害別・地域別の指定緊急避難場所及び指定避難所の所在、名称、収容可能人員
③危険区域、危険物施設等の所在場所
④避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
⑤避難経路、誘導方法及び避難の際の携帯品の制限
⑥収容者の安全管理及び負傷者の救護方法
⑦障害者や高齢者等避難行動要支援者に対する避難支援計画の具体化（避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プランの策定、迅速な安否確認等）
⑧市、県の区域を越える避難の実施方法等

2 避難所の選定基準等

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公共的施設等を対象に、その施設の管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において被災者の安全が確保される「指定緊急避難場所」及び避難生活を送るための「指定避難所」について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。また、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、事前に施設の利用方法等を関係者と調整を図るものとする。なお、指定する施設等の耐震化については建物の構造体だけでなく、照明器具や天井等の非構造部材も併せて対策を実施する。

指定緊急避難場所は、国が示す災害に対して安全な構造を有する施設等であって災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

指定避難所は、速やかに被災者を受け入れること及び安全な避難生活を送ること等が可能な構造又は設備を有し、概ね次に掲げる基準により、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。

○ 指定緊急避難場所

災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保するため、災害の危険が及ばない場所又は施設を地震、洪水等の災害の種類ごとに緊急時の避難場所として市長が指定するもの。（複数の異常な現象の種類を対象に指定可能）

○ 指定避難所

被災者が一定期間滞在する場であり、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保するため、公共施設等のうち市長が指定するもの。

- (1) 指定避難所における被災者の1人当たりの必要面積は、6㎡以上とする。
- (2) 指定避難所は、要避難地区のすべての住民を収容できるよう配置する。
- (3) 指定避難所は、崖崩れや浸水等の危険のおそれがない所とする。

- (4) 指定避難所に利用する建物については、天井材や照明器具など高所に設置されたものの落下防止、ガラスの飛散防止等、非構造部材の耐震化を図り、避難住民の安全に配慮された施設とする。
- (5) 指定避難所は、要避難住民の避難経路等を考慮し、主要道路、河川等を横断する場所はできる限り避けて選定する。
- (6) 災害が発生した場合において、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保された施設を福祉避難所として指定しておくこととする。
- (7) 市は、一般の指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。
- (8) 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

3 指定避難所の整備

指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等の他、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努めるものとともに、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な指定避難所を確保する。

市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者等が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、避難所管理運営及び必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

4 避難道路

- (1) 避難道路沿いには、崖崩れや出水等のおそれがないものとする。
- (2) 避難道路の選択にあたっては、多数の避難者の集中や混乱にも配慮すること。
- (3) 避難道路は、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案すること。
- (4) 誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく、災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるか明示するように努める。

第4 避難誘導

1 避難誘導方法

市は、要所に消防団員等を配備し、また夜間時には投光器を設置するなど、地域住民が迅速かつ安全に避難できるよう措置する。特に、障害者や高齢者等の要配慮者については、自主防災会

等の中からあらかじめ定めた複数の支援員によって介助等の適切な措置をとり、速やかな避難誘導を行う。

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

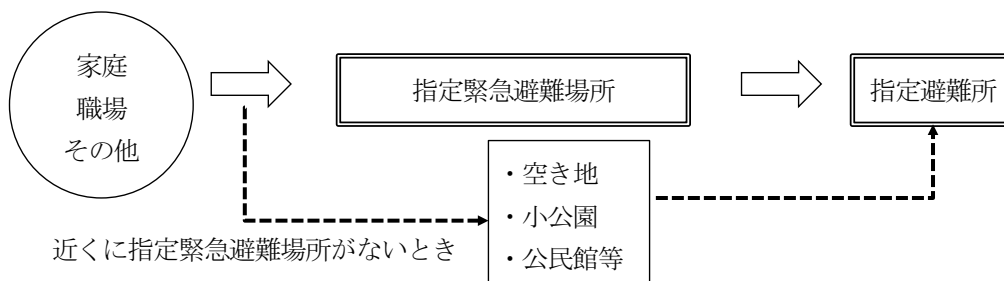
なお、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は計画された一時・広域避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、特に風水害発生状況下においては、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することも選択肢とする。

2 住民の措置

住民は、延焼等により避難が必要と判断した場合には、直ちに必要最低限の非常持ち出し品を所持し、戸締り等をした後、自主防災会単位で、あらかじめ指定されている指定緊急避難場所に避難する。身近に指定緊急避難場所がない場合は、近くの空き地や小公園に避難して安否確認等を行う。

その後に気象状況や市の広報等に注意し、消防団等の協力を得ながら、火災等から身の安全が確保できるスペースを有する学校等の指定避難所に避難する。

なお、大雨、洪水等の状況によっては、指定避難所に直接避難する。この際、被害の状況によって市外への避難が最善と判断できるときは、市外の安全な場所に避難するものとする。



3 所持品の制限

携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な立退きに支障のない最小限度のものとする。

4 避難終了後の確認措置

避難の勧告・指示を発した地域に対しては、警察官等の協力を得て状況の許す限り巡回を行い、犯罪の予防に努めるとともに、立退きの遅れた者等の有無の確認に努め、救出等の措置をとるものとする。

避難の勧告・指示に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために必要があるときは、警察官に連絡するなど必要な措置をとる。

第5 指定避難所の開設及び運営

1 指定避難所の開設

- (1) 災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある者が避難を必要とする場合は、市は一時的に収容し保護するため指定避難所を開設する。
- (2) 指定避難所の開設にあたっては、市は指定避難所の中から災害の状況に応じた安全な指定避難所を選定し、「山梨市避難所開設・運営マニュアル」に基づき開設する。

施設が不足する場合には、応援協定等に基づき、協定締結市等に指定避難所の提供を求めるものとする。また、災害の状況等によっては公会堂、公民館、神社、仏閣等の既存建物を応急的に使用する。

なお、指定避難所を指定する場合は、当該施設管理者と管理運営方法について事前に協議を行うものとする。特に、学校を指定避難所に指定する場合は、市教育委員会、学校長と施設の使用区分及び教員の役割等について、事前に協議を行い、教育の再開に支障のないようにする。
- (3) 市長は、指定避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を広報し、避難所に収容する者を誘導、保護する。

資料編	・ 指定緊急避難場所・指定避難所一覧
	・ 応援協定締結先連絡担当部署一覧

2 指定避難所の管理運営

(1) 指定避難所への職員派遣

指定避難所を開設し、避難住民を収容したときは、指定避難所管理職員として選定されている市職員を、直ちに指定避難所に派遣し、当該施設管理者と協力して避難所の管理運営にあたる。

(2) 指定避難所管理職員の責務

- ア 指定避難所管理職員は、避難者の人員・安否、必要とする物資・数量等の実態把握等必要な情報を収集するとともに、避難者の保護にあたる。また、収集した情報は、市本部に電話等により直ちに連絡する。
- イ 他自治体からの避難者を確認した場合は、その情報を住所地の自治体に速やかに連絡する。その際には、個人情報の取扱いに留意しながら、効率的な情報共有を行う。それぞれの指定避難所で受入れている避難者にかかる情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の安否の確認に努め、把握した情報について市と共有する。
- ウ 指定避難所の運営にあたっては、指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、仕切り板を設置するなど避難者のプライバシーの保護、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所の安全性の確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点や多様な性にも配慮する。また、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者等のニーズの把握、これらの者への情報提供、さらには、粉ミルクや柔らかい食品、アレルギー対応食品等特別な食事を必要とする者に対する食料の提供等にも配慮する。そのため食事供与の状況、トイレの設置状況等の把

握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシー確保保護、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、暑さ寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、し尿及びゴミの処理状況など、避難者の健康状態や栄養状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

エ 必要に応じて要配慮者の福祉施設への入所や各種支援を行う者（又は職員）の配備等、支援体制の強化に努める。

オ 指定避難所における避難者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための職員配備に努める。

カ 応急仮設住宅の迅速な提供等による避難者の住宅確保を図り、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

キ 指定避難所における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点や多様な性にも配慮する、特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

ク 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

ケ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえた発熱者等が滞在する場所（専用スペース・トイレ等）の確保に努める。

（3）避難者等による自主運営の推進

市は平時からマニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

市は指定避難所の適切な運営管理に努める。また、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織、指定避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ他の地方公共団体に対して協力を求める。また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからない要配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与できる運営体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

（4）指定避難所に滞在できない被災者への配慮

市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

災害の規模等にかんがみて、被災者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き屋等利用可能な既存住宅の斡旋、活用等により指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

3 要配慮者対策

市は、避難所開設時には、「山梨市避難行動要支援者支援マニュアル」に基づき、環境衛生の確保や健康状態の把握、情報の提供等について要配慮者には十分配慮するものとする。

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等ができるように努める。

なお、障害者、寝たきりの高齢者等一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者等については、必要により「晴風園」等への入所や社会福祉施設へ入所を依頼する。このために市は、あらかじめ市内の社会福祉施設等と協議し、当該施設を民間福祉避難所として位置づけ、事前の受入態勢の構築を図る。

また、避難誘導、指定避難所での生活環境、応急仮設住宅の提供にあたっては、要配慮者に十分配慮し、特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障害者向けの応急仮設住宅の設置に努める。さらに、要配慮者に向けた情報の提供についても十分に配慮する。

当該施設への入所が困難な場合には、次の措置を行うものとする。

(1) 福祉避難所の開設

次の施設を福祉避難所として開設して、要配慮者を受け入れ、福祉関係者等の協力を得て管理運営する。

資料編 ・ 福祉避難所開設予定施設一覧

(2) 福祉避難室の開設

状況によっては、福祉避難所以外の指定避難所についても、施設の一部の部屋等を要配慮者用の「福祉避難室」として開設するものとする。

(3) 福祉避難所相談員

福祉避難所等の運営にあたっては、市保健師、医療関係者、施設の保健医療担当者から選任された福祉避難所相談員を巡回させ、避難した要配慮者や管内の要配慮者の健康管理や相談等にあたらせるものとする。

第6 警戒区域の設定

1 市長の措置

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

2 警察官、自衛官の措置

市長等が現場にいないとき、又は市長から要求があったとき、警察官及び自衛官は、災害対策基本法第63条第2項及び第3項の規定により、市長の職権を代行することができる。

3 知事の措置

知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基

本法第73条第1項の規定により市長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令等を実施する。

第7 防火対象物等の避難対策

学校、病院等多数の者が出入りし、勤務し、又は住居する施設管理者、また高齢者、障害者その他特に防災上配慮を要する者が利用する施設管理者は、施設利用者等の避難が必要と認める場合は、当該利用者等の生命・身体の安全を第一義とした必要な措置を行い、円滑かつ迅速に避難するものとする。

特に、学校における避難は、次の事項に留意して行う。

1 臨時休校等の措置

台風等の接近により、被害の発生が予想される時は、学校長は、状況に応じて臨時休校、一斉早退等の措置を行う。

2 登下校時の措置

豪雨による浸水等、児童・生徒の登下校に危険のおそれがある場合は、教職員の引率による集団登下校、保護者への連絡・引渡し等、適切な措置を行う。

3 集団避難時の措置

危急の場合、やむを得ず校舎外に避難する場合は、児童・生徒が集団からはぐれないよう、教職員を適切に配備するなど、必要な措置をとる。

第8 帰宅困難者等の保護

自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客等、帰宅困難者等が発生したときには、市、警察、道路管理者、バス運行機関等関係機関は、相互に密接な連携をとりつつ情報提供、広報活動等による不安の解消と安全確保に努める。

また、食料等は、帰宅困難者等が自助努力によって確保するものとするが、不足するときは市において斡旋等の便宜を図るものとする。

滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予想される時は、「街の駅やまなし」・「エコハウス」・「食鮮館りゅうきょう」又は、最寄りの指定避難所等安全な施設に誘導し保護する。

なお、滞り場所の確保にあたっては、男女ニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮するものとする。

第9 被災動物等救護対策

大規模災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、峡東保健福祉事務所等関係機関や愛護者団体等関係団体との協力体制を構築する。

1 被災地域における動物の保護

飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、峡東保健福祉事務所、愛護者団体等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護に努める。

2 避難所における動物の適正な飼育

市は、避難所を設置した場合、峡東保健福祉事務所及び関係機関と協力し、飼い主とともに避難した動物の受け入れの可否や飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるため、次のことを実施する。

- (1) 各地域の被害状況、避難所での動物の数、飼育状況の把握を行い、飼育に必要な資材、えさ等を調達する。市内での調達が難しい場合は、県及び関係機関、近隣市町村へ協力要請を行う。
- (2) 動物を一時的に預かってくれる市内外の実家の斡旋、保護施設への受け入れ及び譲渡等の調整を行う。
- (3) 動物の負傷、病気等に伴う人間への感染防止に努める。
- (4) 動物の糞尿等を適切に処理することにより環境衛生の維持に努める。

第10 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、避難に関する救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編 ・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）

第11 市域外への避難者の受入要請

1 県内他市町村への受入要請

- (1) 市長は、災害が発生し、本市避難者について県内他市町村における一時的な滞在の必要がある場合は、あらかじめその旨を知事に報告し、当該市町村の市町村長（以下「協議先市町村長」という。）あてに協議する。

知事にあらかじめ報告することが困難な場合は、協議の開始の後、遅滞なく報告する。

- (2) 協議先の市町村における受入施設の決定及び通知

市長は、協議先市町村長から受入施設について決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、知事あてに報告する。

- (3) 本市避難者への情報提供

本市避難者に対しては、避難先の市町村と連携して、本市からの必要な情報の提供に努める。

- (4) 本市避難者の受入要請が不要となった場合

市長は、本市避難者の市域外における一時的な滞在が必要なくなった場合は、速やかにその

旨を協議先市町村長及びその他の内閣府令で定める者に通知し、公示を行うとともに、知事あてに報告する。

2 県外市町村への受入要請

- (1) 市長は、災害が発生し、本市避難者について県外市町村における一時的な滞在の必要がある場合は、県知事に対し、当該都道府県の都道府県知事と本市避難者の受け入れについて協議することを求める。
- (2) 県外市町村における受入施設の決定及び通知
市長は、知事から県外市町村における受入施設について決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を公示し、内閣府令で定める者に通知する。
- (3) 本市避難者への情報提供
本市避難者に対しては、避難先の市町村と連携して、本市からの必要な情報の提供に努める。
- (4) 本市避難者の受入要請が不要となった場合
市長は、本市避難者の県外市町村における一時的な滞在が必要なくなった場合は、速やかにその旨を知事に報告し、及びその他の内閣府令で定める者に通知する。

第17節 医療対策計画

災害のため医療機関が混乱し、被災した住民が、医療及び助産の途を失った場合に、応急的に医療を施し、及び助産の処置を確保し、被災者への保護に万全を図る。

第1 実施責任者

被災者に対する医療の実施は市長が行うものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は必要な要員、資器材の応援を要請する。

また、災害救助法が適用されたときは、救助の実施は知事が行うが、迅速かつ適切な救助の実施を行うため、知事から実施を通知された市長が行うものとする。

第2 応急医療対策

1 災害医療情報等の収集・伝達

- (1) 医療救護活動を迅速かつ効果的に実施するため、EMIS（広域災害救急医療情報システム）等を活用し、初動期において県、東山梨消防本部、山梨市医師会等から次の情報を収集し、関係部班等に伝達を行う。

初動期の情報収集内容

- ①震度その他自然災害の規模、地域性及び広域性
- ②死傷病者の発生状況
- ③住民の避難状況（場所、人数等）
- ④医療機関の被害、診察・収容能力
- ⑤医薬品卸売業者、薬局等の被災状況、供給能力
- ⑥被災地域の通信、交通、水道、電気、ガス等の被害状況
- ⑦出動可能な医療救護班の数、配備
- ⑧関係機関との連絡先・連絡方法の確認
- ⑨周辺市等の状況
- ⑩医療機関の医薬品の需給状況
- ⑪医療機関における受診状況
- ⑫医療救護活動班等の派遣機関、派遣先、派遣件数、巡回診療の状況
- ⑬避難所等の生活、保健、医療情報

(2) 住民への情報提供

市は、収集した医療機関の被災状況及び活動状況等を、市防災行政無線、広報車、市ホームページ、SNS、また山梨CATV(株)への放送依頼等により地域住民に提供する。

2 医療救護班の出動要請等

災害により人的被害が発生した場合には、健康増進部は、直ちに応急医療活動を実施する。災害の状況により災害現場等に医療救護所を設置した場合は、医療救護班を編成、出動し、応急医

療活動にあたる。

なお、被災の状況によっては、山梨市医師会、山梨市歯科医師会及び東山梨薬剤師会に医療救護班及び歯科医療救護班の出動を要請し、連携・協力して応急医療活動を実施するものとするが、市のみでは迅速な対応が困難な場合には、地区医療救護対策本部（保健所）に応援を要請するものとする。

3 応急医療救護業務

災害時の応急医療救護業務は、次のとおりとする。

区 分	応急医療救護業務
医療救護班	①傷病者の応急処置 ②後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定（トリアージ※） ③軽症患者や転送困難な患者等の治療及び衛生指導 ④助産救護 ⑤死亡の確認及び死体検案並びに死体処理への協力
歯科医療救護班	①歯科医療を必要とする傷病者の応急処置及び衛生指導 ②軽症患者や転送困難な患者等の治療 ③検視・検案に際しての協力
医療機関	①被害情報の収集及び伝達 ②応需情報（診療可能状況）の報告 ※ 病院については、峡東地区医療救護対策本部（峡東保健所）に報告 ③傷病者の検査及びトリアージ ④重症患者の後方医療機関への搬送 ⑤傷病者の処置及び治療 ⑥助産救護 ⑦医療救護班、医療スタッフの派遣 ⑧死亡の確認及び死体検案並びに死体処理への協力

※「トリアージ」とは、患者の重傷度や緊急度によって治療の優先順位を決めること。通常は、1枚のトリアージダグ（ふだ）に、重症度・緊急度に応じて色分けされ、状態部分を切り残すことにより優先順位がわかるようになっている。

4 医療救護所の設置・運営

応急医療は、市内医療機関で行うものとするが、医療機関の被災等により初期医療に対応できない状況が認められ、又は予想される場合には、必要に応じて医療救護所を設置するとともに、医療救護班の出動を要請し、傷病者の応急処置や治療等にあたる。また、新型コロナウイルス感染症を考慮した診療・検査体制及び新型コロナウイルス患者を含む感染症発生時の対応を構築しておく。

市災害対策本部長又は地区保健医療救護対策本部長は、以下の基準等を目安に、医療救護所を設置・運営するものとする。

（1）設置基準

- ① 医療施設の収容能力を超える多数の傷病者が一度に発生したとき。

- ② 医療施設が多数被災し、医療施設が不足すると判断したとき。
- ③ 時間の経過とともに、傷病者が増加するおそれがあると見込まれるとき。
- ④ 災害救助法が適用されるおそれがある災害が発生したとき。
- ⑤ 被災地と医療機関との距離あるいは搬送能力により、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要なとき。

(2) 設置数及び設置場所

広域に被害が生じている場合は、特に以下の点に留意して設置場所を決定する。設置数の目安としては、傷病者の発生見込み数を勘案して、1日当たり50～100人の傷病者の応急処置が可能な範囲内で設置数を決定する。

設置場所については、以下の事項を勘案して決定する。

- ① 特に被害の甚大な地域
- ② 傷病者が多数見込まれる地域
- ③ 医療施設の稼働率の低い地域
- ④ 傷病者が集まりやすい場所
- ⑤ 二次災害を受けにくい場所
- ⑥ 医療救護班を派遣しやすい場所（医師、看護師等が集合しやすい場所）
- ⑦ ライフラインの確保しやすい場所
- ⑧ トリアージや応急処置が実施できる十分な広さの確保できる場所
- ⑨ 搬送体制、情報連絡体制の確保しやすい場所

医療救護所設置時の留意事項

- ①被災傷病者の発生及び避難状況
- ②医療救護班の配備体制及び医療スタッフの派遣体制
- ③被災地の医療機関の稼働状況
- ④医療資器材、水、非常用電源等の確保の見直し
- ⑤搬送体制、情報連絡体制の確保の見直し

(3) 医療救護所の役割

- ①傷病者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）
- ②軽症患者の受入れ及び処置
- ③中等症患者及び重症患者の災害拠点病院等への搬送手配

(4) 広報活動

医療救護所を設置した場合には、その旨の標識を掲示するとともに、速やかに当該場所を市防災行政無線、広報車、市ホームページ・SNS等を活用して地域住民に周知する。

5 医薬品等の確保

医療、助産の実施に必要な医薬品及び衛生材料は、原則として保健センター等に設置されているものを使用し、不足する場合には市内薬店等から調達する。ただし、調達が不可能な場合は、協定締結市等から調達し、又は県地区医療救護対策本部（峡東保健所）に要請して確保する。

資料編 ・ 応援協定締結先連絡担当部署一覧

6 傷病者の搬送

(1) 傷病者の後方医療機関への搬送方法

ア 医療救護班から傷病者搬送の要請があった場合には、消防機関の救急車等により搬送するものとするが、対応が困難な場合は、市の公用車両のほか、応援協定に基づき、必要数の車両を協定締結市等から緊急調達して搬送する。

イ 重症者等の場合は、必要に応じて、県に消防防災ヘリコプター並びに、ドクターヘリの出動を要請し、あるいは県を通じて自衛隊による搬送を要請する。

(2) 傷病者搬送体制の整備

災害発生時に傷病者を迅速に搬送できるよう、あらかじめ次の事項等に留意して傷病者搬送体制を整備しておくものとする。

搬送体制整備上の留意事項	
○情報連絡体制	・・・ 傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。
○医療内容等の把握	・・・ あらかじめ市内の医療機関はもちろんのこと、近隣市の医療機関の規模、位置及び診療科目等を把握し、およその搬送順位を決定しておく。
○搬送経路確保体制	・・・ 災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、緊急輸送道路の確保に係わる関係道路管理者との連携体制を図るとともに、日下部警察署からの交通規制状況を把握する等の搬送経路の確保体制を確立する。

(3) 災害拠点病院等の指定状況等

県は、災害時の医療活動の拠点施設として災害拠点病院を、また災害拠点病院を支援する医療機関として災害支援病院を指定している。

区 分	指定状況
災害拠点病院	災害拠点病院は、基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院があり、基幹災害拠点病院として「県立中央病院」が指定され、また地域災害拠点病院として二次医療圏に1病院、県下で8病院が指定されている。
災害支援病院	災害支援病院は、基幹災害支援病院及び地域災害支援病院があり、基幹災害支援病院として「山梨大学医学部附属病院」と「山梨赤十字病院」が指定され、地域災害支援病院として県下で30病院が指定されている。

市内には、東山梨地区の地域災害拠点病院として「山梨厚生病院」が、地域災害支援病院として「市立牧丘病院」・「加納岩総合病院」が指定されている。

区 分	病院名	医療救護班編成数	一般病床数
地域災害拠点病院	山梨厚生病院	6班	293床
地域災害支援病院	加納岩総合病院	2班	160床
	市立牧丘病院	2班	30床

市は、重症患者等の受入体制を確保するとともに、状況に応じて上記の医療機関に迅速に搬送ができるよう、搬送体制の確立を図る。

なお、重篤な救急患者の受け入れや医療スタッフの全県派遣を行う県指定基幹災害拠点病院等の状況は、次のとおりである。

区分	病院名	一般病床数	備考
基幹災害拠点病院	山梨県立中央病院	622床	<ul style="list-style-type: none"> ・重篤な救急患者の受け入れ ・県外基幹施設との連携 ・医療スタッフ全県派遣
基幹災害支援病院	山梨大学医学部附属病院	578床	<ul style="list-style-type: none"> ・県立中央病院とともに重篤な救急患者の受け入れ ・医療スタッフ全県派遣
	山梨赤十字病院	224床	<ul style="list-style-type: none"> ・富士山麓・東部医療圏を広域カバー ・医療スタッフ全県派遣

7 精神保健医療対策

大規模災害時において、精神保健医療機能が一時的に低下し、更に災害ストレス等による新たな精神的問題が生じるなど、精神保健医療への需要が高まることから、被災地域のニーズに対応し継続した精神科医療の提供及び精神保健活動を行う。対応が困難な場合等には、県医療救護本部（障害福祉課）に対して精神科救護班の派遣、精神科病院の空床の確保等を要請する。

8 地域保健対策

市災害対策本部は、被災状況や避難所の医療ニーズに応じて、各保健医療救護活動を行う各チームの派遣を地区保健医療救護対策本部を通して県保健医療救護対策本部に要請する。

9 医療用水の確保

医療機関では、飲料水以外に医療のため大量の水が必要となる。

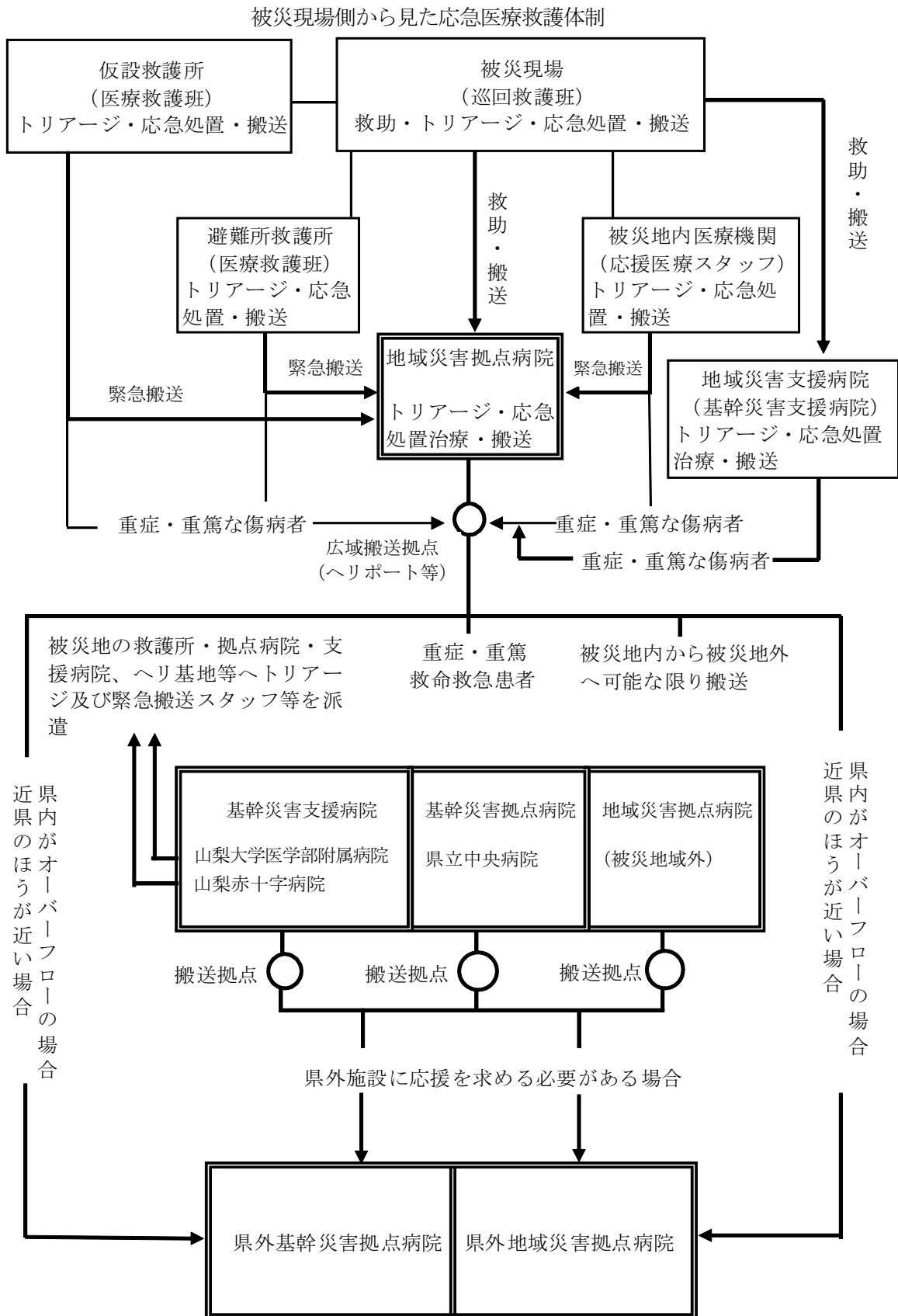
災害時に医療機関が断水等により水の供給が受けられなくなった場合は、給水車等による応急給水を実施する必要がある。このため、健康増進班は医療機関から給水の要請があった場合は、水道部と連絡調整を行い水の確保を行う。

第3 災害救助法による救助

災害救助法が適用された場合の、医療及び助産に関する救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編 ・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）

別図



第18節 防疫対策計画

災害時には生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件となるため、防疫措置を確実に実施し、感染症発生の未然防止及びまん延の防止に万全を期するものとする。

第1 実施責任者

被災地における防疫は、市長が実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に要員、資器材の応援を要請し、実施する。

第2 防疫活動

1 市の防疫組織

環境部生活環境班は、峡東保健所の指示のもと保健師及び山梨市医師会の協力を得て防疫組織を編成し、防疫活動を迅速に実施する。

2 感染症予防業務の実施方法

市は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、この節において「法」という。）の規定に基づき、知事の指示に従って次の措置を実施する。

（1）感染症の病原菌に汚染された場所の消毒

法第27条第2項の規定により、知事の指示に基づき消毒方法を実施する。実施にあたっては、同法施行規則第14条に定めるところに従って行うものとする。

（2）ねずみ族、昆虫等の駆除

法第28条第2項の規定により、知事の指定区域内で知事の指示に基づき実施する。実施にあたっては、同法施行規則第15条に定めるところに従って行うものとする。

（3）物件に係る措置

法第29条第2項の規定により、知事の指示に基づき必要な措置を講ずる。実施にあたっては同法施行規則第16条に定めるところに従って行うものとする。

（4）生活の用に供される水の供給

法第31条第2項の規定により、知事の指示に基づき、生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行うものとする。

3 臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施する。

4 指定避難所の防疫指導等

指定避難所は、多数の避難者を収容するため、また応急的なため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生のおそれが高い。市は、避難所の衛生状態を良好に保つため、防疫活動、衛生指導等を実施する。この際、避難者による自治組織を編成し、その協力を得て防疫の徹底を図るものとする。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策については、感染症患者等が発生した場合の対応

を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、指定避難所の対策の検討等を行う。また、必要な場合には指定避難所以外にホテルや旅館等の活用を含めて検討するよう努めるものとする。

5 広報等の実施

市は、地域住民に対して、飲食物等の衛生に注意し、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう、市防災行政無線、広報車、市ホームページ、SNS、山梨CATV(株)への放送依頼、パンフレットの配布等により広報を行う。

6 その他

- (1) 法及び予防接種法並びにこれらの法の施行令、施行規則等の規定に従って措置するとともに、災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）により防疫措置に万全を期す。
- (2) 食中毒の発生を防止するために必要があると認められるときは、峡東保健福祉事務所の協力を得て、食品衛生関係団体等と連携し飲食物の衛生確保のための指導を実施する。

第3 防疫用資機材及び薬剤の確保

1 防疫用資機材

防疫用資機材は、市保有防疫用機器を使用する。不足する場合は、関係業者から調達する。

2 防疫用薬剤

防疫用薬剤は、市が備蓄しているものを使用する。不足する場合は、取扱業者から調達する。

3 応援協定に基づく緊急調達

市内等で必要な防疫用資機材等が確保できない場合は、応援協定に基づき、協定締結市等から緊急調達する。それでもなお不足する場合は、県に調達の斡旋を要請する。

資料編 ・ 応援協定締結先連絡担当部署一覧

第19節 食料供給対策計画

災害により、食料品の確保ができない、又は自宅で炊飯等ができない被災者に速やかに食料の供給を行い、一時的な食生活の保護を図るものとする。

第1 実施責任者

被災者及び災害応急業務の従事者に対する食料の確保及び炊き出しの実施、その他食品の提供は、市長が実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには市長が行う。

第2 災害時における食料の供給基準

1 炊き出しの対象者

- (1) 避難所収容者
- (2) 住家の災害のため全壊又は滅失し、炊事ができない者
- (3) 災害応急対策活動従事者

2 供給品目

供給品目は、炊き出し用の米穀、弁当、乾パン、缶詰、インスタント食品等とする。

3 被災者等への供給基準

被災者等に対して供給する基準は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助用米穀の基準は、1食あたり玄米200グラム（精米180グラム）を1食分とする。
- (2) 災害救助用乾パンの基準は、115グラムを1食分とする。
- (3) 乳児及び幼児用粉乳については、必要量を市内の薬局等から調達する。

第3 食料の供給計画

1 事前措置

市は、食料の供給計画の策定にあたっては、「山梨県東海地震被害想定調査報告書」における本市の避難者数等を参照するなど必要数量等を把握し、計画的に備蓄を推進するとともに、不足した場合に備え、調達先、調達数量、輸送方法、その他必要事項について、生産者、販売業者及び輸送業者等と協議を進めるものとする。また、アレルギー、腎疾患、透析患者、糖尿病、高血圧等食事制限のある被災者にも供給できるよう、市の管理栄養士等を中心に計画するものとする。

2 備蓄物資の放出

山梨市役所及び両支所の備蓄倉庫に設備しているアルファ化米を被災者等に必要量を放出する。

3 米穀の調達

市の備蓄分では不足する場合には、次により必要量を確保する。

- (1) 市内の米穀販売業者から購入する。
- (2) 協定締結市への応援要請

協定締結市に対して、必要量の米穀の供給を依頼する。

(3) 知事への供給通知

(1)、(2)によっても必要量の米穀の確保が不可能な場合、又は緊急を要する場合には、給食を必要とする応急用米穀の数量等を知事に通知し、必要量を確保する。

(4) 災害救助法適用時の措置

「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省総合食料局長は知事からの通知を受けて延納売却を行うものとする。

市長は、通信等の途絶のため知事の指定を受けることができない場合、農林水産省総合食料局長に対し、所定の文書をもって緊急引渡しを要請を行い、現品を受領するものとする。

このほか、引渡し処理等の方法については、「災害時における食糧供給対策実施要領」によるものとする。

4 弁当及びパンの確保

被災者への食料供給は、状況により弁当、パン等の供給が適当と判断した場合は、市内の仕出し業者、食料販売業者、製パン業者、また山梨市商工会等に協力を要請し、弁当及びパンを確保する。

5 副食、調味料等の確保

市内の食料販売業者、また山梨市商工会等に協力を要請し、確保するものとする。また、状況により協定締結市等から必要な副食等の供給を依頼する。

調達時の留意事項

- ①被災者の年齢、季節等に配慮して調達する（高齢者に対して柔らかなもの、乳児に対して調製粉乳等、また寒い時期には温かいもの等）。
- ②梅雨時期等特に食品が傷みやすい季節には、保存可能な食品を調達する。

資料編 ・ 応援協定締結先連絡担当部署一覧

第4 食品集積所の確保

他市町村から搬送される救援食料及び調達食料は、次の施設を物資集積所として開設して集積するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

当該施設に搬送された救援食料等は、農林部が中心となり他部班の協力を得て仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自主防災会やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。なお、当該施設に管理責任者を配備し、食品の衛生管理に万全を期すものとする。

救援物資集積予定施設

施設名	所在地	電話番号	責任者
山梨市民総合体育館	山梨市上石森 701	0553-22-5600	生涯学習課長
山梨市花かげホール	山梨市牧丘町窪平 453-1	0553-35-4888	牧丘教育事務所長
山梨市三富温泉休憩施設 「みとみ笛吹の湯」	山梨市三富下釜口 447	0553-39-2610	観光課長

第5 炊き出しの実施

1 炊き出し場所

炊き出しは、山梨市学校給食センター及び公民館の調理室を利用する。

また、状況によっては各指定避難所で炊き出しを実施する。

2 炊き出し従事者

炊き出しの従事者は、市職員をもって充てるほか、日赤奉仕団、自主防災会、ボランティア等の協力を得るものとする。

第6 住民による備蓄の推進

大規模災害が発生した場合は、発生直後の食料確保は困難が予想されることから、住民に対し家族構成に応じた食料の備蓄を行うよう広報を実施する。

第7 災害救助法による救助

災害救助法が適用された場合の、食品給与の救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編 ・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）

第20節 生活必需物資供給対策計画

災害により、住家に被害を受け、日常欠くことのできない被服、寝具等の生活必需物資を喪失又は損傷し、日常生活を営むことが困難である者に対し、一時の急場をしのご程度の被服・寝具その他の衣料品及び生活必需物資を給与又は貸与し、被災者の生活の確保を図るものとする。

被災者の生活の維持のために必要な生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給配分を行えるよう、市、県及び関係機関はその備蓄する物資・資器材の供給に関し相互に協力するよう努める。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、空調器具や燃料など実情を考慮するとともに、要配慮者ニーズや男女のニーズの違いに配慮する。

第1 実施責任者

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資の供給は、市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、救助の実施は知事が市長の協力を得て行うが、知事から実施を通知された場合は市長が行うものとする。

第2 実施方法

1 給（貸）与対象者

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必要物資を喪失し、又は損傷したため、直ちに日常生活を営むことが困難である者に対して行う。

2 給（貸）与対象品目

被服、寝具その他生活必需物資の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

- (1) 寝具（毛布、布団等）
- (2) 被服（作業衣、婦人服、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、ズボン下等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭、靴下、サンダル等）
- (5) 炊事用具（鍋、炊飯器、包丁等）
- (6) 食器（茶わん、皿、はし等）
- (7) 日用品（石けん、歯ブラシ、歯ミガキ粉等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ローソク、固形燃料等）

3 必要物資の把握

指定避難所管理職員は、自主防災会、ボランティア等の協力を得て、速やかに避難所が必要とする生活必需物資の品目・数量を把握し、電話、急便等により、市（危機管理対策部）に報告する。

危機管理対策部は、直ちに避難者ニーズを商工労政部に連絡する。

4 備蓄物資の給与等

市は、直ちに防災倉庫に備蓄している毛布等の生活必需物資を被災者に給与又は貸与する。

5 生活必需物資の確保

（1）市内業者等からの調達

市（商工労政部）は、フルーツ山梨農業協同組合、山梨市商工会等の関係団体に協力を依頼して、必要な生活必需物資を調達する。

（2）応援協定に基づく調達

上記（1）でも必要な生活必需物資が確保できない場合には、協定締結市、企業等に対して必要な生活必需物資の供給を依頼する。

（3）県への応援要請

ア 市長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄する物資等が不足し、必要な災害応急対策の実施が困難と認めるときは、知事に対し、必要な物資の供給等を求めるものとする。

イ 市長は、事態の緊急性等に照らし必要な場合には、国に物資等の供給等を直接依頼するものとする。

ウ 国は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要すると認められるときは、知事又は市長からの要請等を待たずに、物資の供給等について必要な措置を講ずるものとする。

エ 知事は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要すると認められるときは、市長からの要請等を待たずに、物資の供給等について必要な措置を講ずるものとする。

オ 国、県、市及びその他防災関係機関等は所掌事務又は業務について、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄物資等の供給に関し、相互に協力するよう努める。

カ 県及び市は、物資の供給、輸送については、被災地のニーズを把握し、優先すべき案件を整理し、輸送ルートの確保、配送、分配を適切に行う。

キ 県は広域物資輸送拠点を、市は地域内輸送拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保するものとする。

（4）販売業者への指導

生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、販売業者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて、物資を特定し、その確保のための指導を行う。

調整時の留意点

- ①被災者ニーズをできるだけ正確に把握（必要品目・量）し、重複等しないようにする。
- ②季節、被災者の年齢に配慮した物資を調達する。
- ③仕分け、配給に時間がかからないよう、調達時には箱等に中身の品名やサイズ等を書いておく。

第3 救援物資集積所の確保

他市町村等から搬送される救援物資及び調達物資は、次の施設を救援物資集積所として開設して集積するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

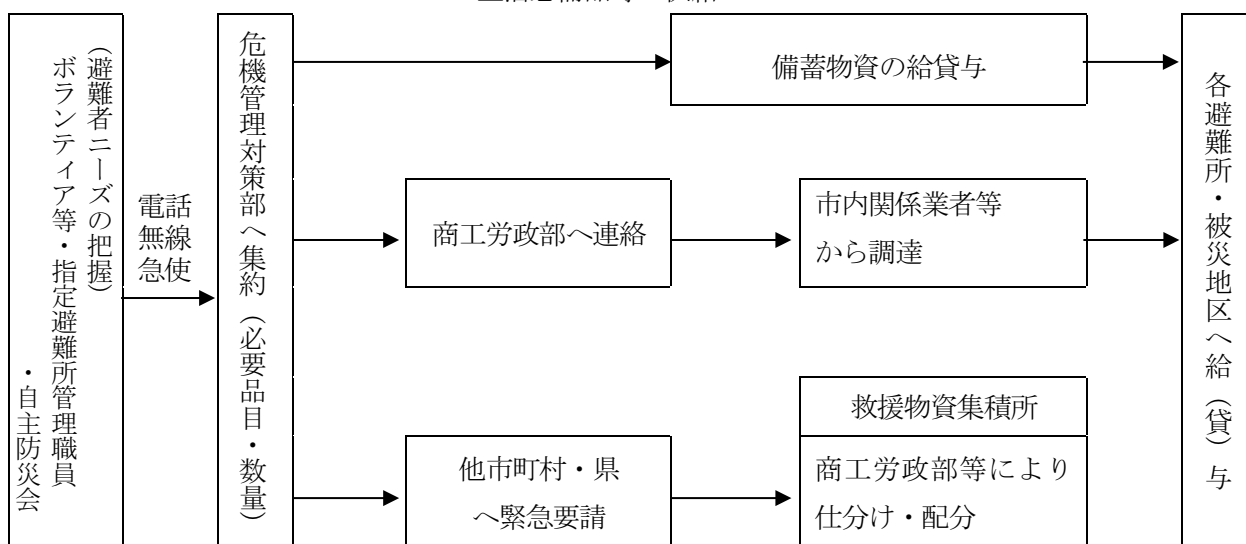
当該施設に搬送された救援物資等は、商工労政部が中心となり他班の協力を得て仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自主防災会やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。

なお、集積所に管理責任者を配備し、物資の管理に万全を期するものとする。

救援物資集積予定施設

施設名	所在地	電話番号	責任者
山梨市民総合体育館	山梨市上石森 701	0553-22-5600	生涯学習課長
山梨市花かげホール	山梨市牧丘町窪平 453-1	0553-35-4888	牧丘教育事務所長
山梨市三富温泉休憩施設 「みとみ笛吹の湯」	山梨市三富下釜口 447	0553-39-2610	観光課長

生活必需品等の供給フロー



第4 災害救助法による救助

災害救助法が適用された場合の、生活必需品の供・貸与の救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編 ・山梨県災害救助法施行細則（別表）

第5 災害救助法の適用に当たらない場合の給与

災害救助法の適用を受けるほどでない一定基準以上の災害については、「山梨県小災害内規」に基づき、県から被災者への生活必需品の給与及び見舞金等の支給が、また適用区域外の被災者への見舞金等の支給が行われるため、市は、災害の状況によっては県に対して「山梨県小災害内規」に基づく応急的援助を要請するものとする。

第21節 飲料水確保対策計画

災害のため飲料水を得ることができない者に対し、最小限度必要量の飲料水の供給を行い、同時に給水施設の早期応急復旧を実施する。

第1 実施責任者

被災者に対する飲料水供給の実施は、市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときは市長が行うものとする。

第2 給水活動

1 給水方法

災害により水道水の使用不能の場合には、水道部は次により給水活動を実施する。

(1) 搬水による給水

近隣の水道から給水車等を使用して搬水し、消毒のうえ緊急給水を実施する。

(2) ろ水機による給水

河川水、貯水槽の水等をろ水機によりろ過し、消毒のうえ給水を実施する。

※ 緊急時の給水活動のため、小原スポーツ広場に耐震性貯水槽（100 t）を設置し、約2,000人分の飲料水を確保する。

(3) 応援協定に基づく緊急調達

必要量の飲料水が確保できない場合は、協定に基づき、協定締結市、企業等から緊急調達し、被災者に供給する。

供給時の留意事項

①給水の優先順位

給水は、指定避難所、医療機関、社会福祉施設等緊急性の高い所から行う。

②要配慮者への配慮

一人暮らし高齢者や障害者等の要配慮者に対しては、状況により福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て、ポリタンク等による戸別給水を実施するなど、要配慮者に配慮した給水活動を行う。

資料編 ・ 応援協定締結先連絡担当部署一覧

2 必要給水量

給水は、1人1日3リットルを確保するものとする。

3 給水場所

市役所及び指定避難所において給水を行うものとする。

4 応急給水用資機材等の確保

給水車及び応急給水用資機材は、市保有のものを活用して応急給水を行うものとするが、不足する場合には、市内業者あるいは協定締結市等から必要な応急給水用資機材等を確保する。

応急給水用資機材保有状況

	給水タンク積載車	給水タンク	応急給水コンテナ	ポリタンク	ポリ袋
山梨市役所	1台	1.0 m ³ ×1基 0.5 m ³ ×1基 0.3 m ³ ×1基	1000ℓ×3台	20.0ℓ×10個	10.0ℓ×100枚
牧丘支所	1台	1.0 m ³ ×1基	—	—	—
三富支所	—	—	—	—	—

注 上記のほか、浄水器48台が30か所の防災倉庫に備蓄されている。

第3 水質の保全

災害時には、衛生的環境の悪化のおそれがあるので、水道水についても水質検査を強化するとともに、必要に応じて塩素の注入量を増加するなど、水質の保持に万全を期する。

1 運搬給水の水質

運搬給水にあたり、運搬用具の洗浄、消毒を行う。

2 応急復旧後の検査

配水管路の破損箇所の復旧、臨時配水管及び応急給水栓の設置が完了した場合は、給水開始前に十分な洗浄と水質検査を行う。

第4 給水施設の応急復旧

1 被害状況等の把握

水道部は、災害発生後、直ちに水道施設・設備の被害状況を調査するとともに、電力の供給状況等についても把握する。また、住民からの通報等により断水地域の把握に努める。

把握した被害状況等は速やかに市本部に報告し、水道施設に被害が発生した場合には県にも報告する。

2 応急復旧活動の実施

応急復旧にあたっては、可能な限り早期、広範囲に管路による応急給水を行えるよう、作業を進める。また、応急復旧の優先順位を定めるなど効率的な応急復旧活動を行う。

復旧資材又は復旧作業技術者等が不足する場合には、他の水道事業者に応援を要請し、早期復旧に努める。

(1) 送・配水管路

管路の復旧作業は早期通水の観点から管の破壊、継手の離脱等、管路の切断状態の復旧を最優先し、継手漏水等については通水可能な限り、二次的なものとして扱う。

また、復旧方式については、管路の被害状況により既設管の応急復旧と仮設配水管の布設を併用し、原則として上流から作業を進める。

(2) 給水装置

給水装置の応急復旧は、配水管路の応急復旧と並行して、道路部分の復旧を行うとともに、給水拠点、その他必要場所への応急給水栓の設置を行う。また、倒壊家屋及び焼失家屋の給水装置についても、必要に応じて止水栓又は給水管の一時閉止等の応急処置を行う。

第5 広報の実施

1 断水時の広報

水道施設の被災により断水した場合は、断水地区の住民に対して、市防災行政無線、広報車、市ホームページ・SNS等により断水状況、復旧見込み、また水質についての注意事項等の広報を行う。

2 応急給水実施時の広報

応急給水を実施する場合には、市防災行政無線、広報車、市ホームページ・SNS等により給水場所・時間、給水方法等について被災地の住民に周知を図る。

第6 住民による備蓄の推進

大規模な災害が発生した場合には、発生直後の給水が困難であることから、住民に対し家庭内での必要量の飲料水・ポリ容器等の備蓄、また浴槽等に風呂水の汲み置きをするなどの措置を行うよう、広報紙等を通じて広報を行う。

第7 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、飲料水供給の救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編 ・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）

第22節 応急教育対策計画

災害により、通常の教育の確保を図ることが不可能な場合、教育施設の応急復旧及び被災児童・生徒への学用品の給与等を行い、応急教育を実施する。

第1 実施責任者

市立学校における災害応急教育は、市長が実施するものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは、救助の実施は知事が市長の協力を得て行うが、知事から実施を委任されたときは、市長が市教育委員会及び各学校長の協力を得て実施するものとする。

第2 応急教育体制の確保

1 応急教育の実施予定場所の確保

市教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断することのないよう、災害の程度に応じ、概ね次表のような方法により、あらかじめ応急教育の実施予定場所を選定する。

災害の程度	応急教育の実施予定場所
学校の一部が被災したとき	特別教室、空き教室、体育館、講堂の利用 二部授業の実施
学校の全部が被災したとき	公民館、公共施設等の利用 近隣学校の校舎の利用
特定の地区全体が被災したとき	災害の受けなかった地区又は避難先の最寄りの学校、公民館、公共施設等の利用 応急仮校舎の建築
市内の大部分が被災したとき	応急仮校舎の建築 避難先の最寄りの学校、公民館、公共施設等の利用

2 教職員の確保

市教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、県教育委員会と連携して次により教職員を確保する。

- (1) 欠員者の少ない場合は、学校内で操作する。
- (2) 隣接校との操作を行う。
- (3) 短期、臨時的には退職教員等の協力を求める。
- (4) 欠員が多数のため、(1) から (3) までの方途が講じられない場合は、県教育委員会に要請する。

第3 災害時の応急措置

1 被害状況の把握等

発災時には、校長は、災害の規模、児童・生徒等、教職員の被災状況及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、市教育委員会に報告する。

なお、児童・生徒等が負傷した場合は、速やかに応急手当を実施するとともに、必要により医

療機関への搬送、救急車の手配等適切に対処する。

2 児童・生徒等への対応

校長は、災害の状況に応じ、市教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置をとる。

(1) 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、電話連絡網等によって保護者等に確実に伝える。

(2) 授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、校長は市教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底したうえ、集団下校させるものとするが、低学年児童については、教職員が地区別に付き添う等の適切な措置をとる。

(3) 校内保護

校長は、災害の状況により児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者へ連絡を行う。なお、この場合、速やかに市教育委員会に保護した児童・生徒数その他必要な事項を報告する。

(4) その他

状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、校長は、市教育委員会と協議し、児童・生徒の安全を第一に考え決定する。

3 避難措置

校長は、災害の状況により避難が必要と判断した場合には、各学校であらかじめ定めた計画により、児童・生徒等を適切に避難させる。

4 健康管理

(1) 学校においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症等の予防に万全を期する。

(2) 被災児童・生徒等の心の相談等が必要な場合には、保健室等において養護教諭等によるカウンセリングを実施する。

(3) 浸水被害を受けた学校については、教室、給食施設、トイレ等防疫上必要な箇所の消毒を早急に実施する。

5 危険防止措置

(1) 理科室、実験室、保健室等に保管している化学薬品・器具等について、速やかに安全確認を行う。

(2) 学校の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生したときは、立入禁止措置、迂回路の選定等の措置を行う。

6 給食等の措置

(1) 山梨市学校給食センターが被災した場合は、速やかに応急処置を行い学校給食の再開に努める。

(2) 衛生管理に十分注意し、給食に起因する伝染病、食中毒の発生のないよう努める。

7 避難所管理運営への支援

学校内に避難所が開設された場合は、校長は、市及び市教育委員会との事前協議に基づき、避難所の運営管理を支援するものとする。

第4 学用品等の確保

市（学校教育班）は、災害により住家に被害を受け、学用品を失い、又は破損し、就学上支障をきたした児童・生徒に対し、被害の実情に応じて必要な教科書、文房具及び通学用品を調達し、支給する。

第5 応急教育計画作成上留意すべき点

- 1 児童・生徒等に対する地震予知情報又は災害情報の伝達、避難又は下校の督励、施設設備の整備点検、消防水利の確保、火気の使用及び実験実習の中止、応急医薬品の整備等を学校で策定する応急計画で定めるものとする。
- 2 各学校長は、被害の程度に応じて、教育の場所、教職員を確保し、臨時の学級編制、日課表、指導計画、担任計画等を作成する。
- 3 休業の実施及び授業の不可能になる事態が予想される場合の学習内容・方法について指導する。
- 4 授業不可能な事態が長期にわたるときは、連絡の方法、組織（子供クラブ等）の整備工夫を行うものとする。
- 5 被災地域の幼児、児童・生徒が転入学を希望するときは、関係機関の指示に基づき、可能な限り弾力的に取扱い、受け入れ及び許可等を速やかに行う。

第6 災害に対する児童・生徒等の事前指導

- 1 関係機関の実施する災害予防等の行事と呼称して、ポスター標語等を通じ事故防止について認識させる。
- 2 学校は常に児童・生徒等の事故防止のため計画的な教育活動の実施を図るとともに、正しい規律の確立に努め、外部諸機関との協調、家庭、PTAとの密接なる連絡を図るものとする。
- 3 各学校は、防災に対する計画を樹立して、災害による事故防止に努めるとともに、児童・生徒等の避難訓練を実施して、人命保護の体制確立に万全を期するものとする。

第7 災害救助法による救助

災害救助法が適用された場合の、学用品給与の救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編 ・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）

第23節 廃棄物処理計画

被災地から排出されたごみ、し尿、災害廃棄物（がれき）等の廃棄物を適正に処理し、災害地の環境衛生の保全と早期の復興を図る。

なお、市は、自らが被災自治体になることを想定し、平常時、応急対応時、復旧・復興時における、処理手順や処理の実施方法等、災害廃棄物の処理に必要な事項を取りまとめた災害廃棄物処理計画を平常時に作成する。

第1 実施責任者

ごみの処理は一部事務組合と協力して市長が行うものとするが、被害甚大で市で処理不可能の場合は、峡東林務環境事務所環境課に連絡し、他市町村、応援団体又は県の応援を求めて実施する。

第2 廃棄物処理量の算出基準

災害により発生する廃棄物処理量の算出基準は、概ね次のとおりである。

区分	算出基準																								
し尿処理量の算出基準	し尿収集必要量（リットル／日）＝（仮設トイレ必要人数＋非水洗化区域し尿収集人口）×発生源単位（1.7 リットル／人・日）																								
がれき発生量の算出基準	<p>がれき発生量（t）＝被害棟数（棟）×1棟当りの平均床面積（㎡）×発生源単位</p> <p>※被害区分：全壊、半壊、焼失</p> <p>平均床面積：全壊・半壊</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>木造</td> <td>127㎡／棟</td> </tr> <tr> <td>鉄筋</td> <td>1,454㎡／棟</td> </tr> <tr> <td>鉄骨</td> <td>281㎡／棟</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>102㎡／棟</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">焼 失</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>木造</td> <td>127㎡／棟</td> </tr> <tr> <td>非木造</td> <td>322㎡／棟</td> </tr> </table> <p>がれき発生源単位：全壊・半壊</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>木造</td> <td>0.696t／㎡</td> </tr> <tr> <td>鉄筋</td> <td>1.107t／㎡</td> </tr> <tr> <td>鉄骨</td> <td>0.712t／㎡</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0.696t／㎡</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">焼 失</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>木造</td> <td>0.696t／㎡</td> </tr> <tr> <td>非木造</td> <td>0.805t／㎡</td> </tr> </table>	木造	127㎡／棟	鉄筋	1,454㎡／棟	鉄骨	281㎡／棟	その他	102㎡／棟	木造	127㎡／棟	非木造	322㎡／棟	木造	0.696t／㎡	鉄筋	1.107t／㎡	鉄骨	0.712t／㎡	その他	0.696t／㎡	木造	0.696t／㎡	非木造	0.805t／㎡
木造	127㎡／棟																								
鉄筋	1,454㎡／棟																								
鉄骨	281㎡／棟																								
その他	102㎡／棟																								
木造	127㎡／棟																								
非木造	322㎡／棟																								
木造	0.696t／㎡																								
鉄筋	1.107t／㎡																								
鉄骨	0.712t／㎡																								
その他	0.696t／㎡																								
木造	0.696t／㎡																								
非木造	0.805t／㎡																								

第3 ごみ処理

1 被害状況等の把握

災害発生後、環境部は速やかにごみ処理施設等の被害状況を把握するとともに、道路の被害状況、交通規制情報等を収集して、収集運搬ルートを確認する。また、避難所を始め被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

2 収集方法

- (1) 災害時のごみの収集は、委託・許可業者に協力を要請し、緊急を要する地域から速やかに収集、運搬する。なお、収集する際には、委託・許可業者と収集分担区域、収集運搬ルート等について協議を図るものとする。
- (2) 収集場所は指定のごみ収集停留所とするが、被災地の状況に応じて臨時集積所を設置し、緊急に収集、処理する必要がある地区から実施する。

なお、ごみ集積所の管理・衛生については、自主防災会等に協力を依頼する。

3 収集順位

保健衛生上の点から次のものを優先して収集する。

- (1) 腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ
- (2) 浸水地域のごみや重要性の高い施設（避難所等）のごみ

4 処理方法

- (1) 可燃ごみ及び不燃ごみは、ごみ処理施設で処理する。
- (2) ごみ処理施設が被災した場合、あるいは処理能力を超えるごみが排出された場合は、県を通じ、他市町村長及び民間に協力・支援を求める。

ごみ処理施設等

施設名	所在地	電話番号	処理能力	備考
山梨市環境センターストックヤード	山梨市南 2160	0553-23-1555	中間置場 延床 610 m ²	
甲府・峡東クリーンセンター	笛吹市境川町寺尾 1440-1	055-266-7744	約 369 t / 日	

5 仮置場の選定

処理施設の処理能力を超えるごみが発生した場合は、避難所のうち避難が完了した公共用地の中からごみの仮置場を確保し、収集したごみを集積する。仮置場を選定する際には、次に掲げる点に留意して選定する。

なお、仮置場については定期的な消毒を行うなど、衛生面の管理に留意する。

仮置場の選定条件

- ①他の応急対策事業に支障のないこと。
- ②環境衛生に支障がないこと。
- ③搬入に便利なこと。
- ④飛散防止、安全管理が容易なこと。
- ⑤中長期の使用ができること。
- ⑥再利用・焼却等の搬出に便利なこと。

6 広報の実施

収集方法やごみ集積場所等の変更があった場合には、市防災行政無線や広報車、市ホームページ・SNS等により住民に対して広報を行うとともに、ごみの分別の徹底を周知する。

第4 し尿処理

1 被害状況等の把握

災害発生後、環境部は速やかにし尿処理施設の被害状況を把握するとともに、道路の被害状況、交通規制情報等を収集して、収集ルートを確認する。また、水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、指定避難所を始め被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

2 収集方法

し尿の収集は、許可業者に協力を要請し、緊急を要する地域から速やかに収集、運搬する。なお、収集する際には、許可業者と収集分担区域、収集運搬ルート等について協議を図るものとする。

3 処理方法

- (1) 収集したし尿は、し尿処理施設で処理する。
- (2) 災害が大規模なため処理能力を超えるとき、若しくは処理施設が被災により処理が困難な場合は、県を通じ、他市町村長及び民間に協力・支援を求める。

し尿処理施設

施設名	所在地	電話番号	処理能力
山梨市環境センターし尿処理場	山梨市南 2160 番地	0553-23-1555	45kl/日

4 仮設トイレの設置

市（環境部）は、被災によりトイレが使用できない等の場合は、速やかに仮設トイレを確保し、指定避難所、被災地域等に設置する。なお、仮設トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

5 広報の実施

仮設トイレを設置した場合には、住民に対して設置場所等を市防災行政無線や広報車、市ホームページ・SNS等により周知を図るものとする。

第5 災害廃棄物処理

1 発生量の把握

大規模災害発生後に、家屋の倒壊等により大量の災害廃棄物が発生した場合には、環境部は被害の状況等から速やかに災害廃棄物の発生量を把握し、必要な機材や仮置場等を確保する。

2 処置順位

道路上等に排出された災害廃棄物等、災害応急活動の実施に支障が生じるものから優先して処理するものとする。

処理にあたっては、山梨県建設協力会等の協力を得て迅速に行う。

3 仮置場の確保

災害時において発生する倒壊家屋等の災害廃棄物は、処理に長時間を要するため、災害廃棄物の発生量、道路状況等を勘案し、避難場所のうち避難所への避難が完了した場所の中から仮置場を確保する。

4 分別収集体制の構築等

災害時に大量に発生する災害廃棄物を効率よく処理・処分するには、発生現場において危険物、資源物を分けて集める等、可能な限り分別を行った後に仮置場等に搬入し、混合状態の廃棄物の量を少なくする。

また、仮置場等において、混合状態の廃棄物を可燃物、不燃物、資源物、危険物等に分別し、それぞれの特性に応じた適切な処理を行うとともに、再生利用が可能なものは極力再生利用し、最終処分量の削減等に資する。分別収集体制を構築するとともに、地域住民に対して分別の徹底を図る。

5 災害廃棄物のリサイクル

市は、災害廃棄物の処理・処分の進捗状況を踏まえ、破碎・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルに努める。

6 有害な廃棄物の処理等

建築物等に使用されているアスベスト等人体に有害な廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正な処理等を図る。

7 平常時の対応

市は、近隣をはじめとする市町村等と廃棄物の処理に関する災害支援協定の締結に努める。

一般廃棄物処理施設については、地震等大規模災害に強い廃棄物処理施設とするため、既存の施設については、耐震診断を実施するとともに、耐震性能の向上、不燃堅牢化、浸水対策を図り、新設の場合は、災害対策に配慮した施設づくりに努める。また、廃棄物処理施設が被災した場合に対処するため、補修等に必要な資機材の備蓄に努めるとともに、点検や修復に備え、プラントメーカー等との協力体制を確保する。

さらに、災害廃棄物処理に係る応急体制を整備するため、災害想定に応じた発生量を推計する。想定される災害規模に応じて仮置場の必要面積を算定し、平常時に仮置場の候補地を設定する。また、仮置場は、主に一時的な仮置きをする場所と、主に破碎・選別等を行う場所とに分けて設置することが考えられるため、場所ごとの具体的な利用方法をあらかじめ定めておくとともに、災害廃棄物発生量や処理可能量等の推計をもとに災害廃棄物の処理スケジュールと処理フローを定める。

また、災害時において優先的に回収する災害廃棄物の種類、処理方法等について定める。

8 応急対応

ア 組織体制の確立

平常時に定めた組織体制、指揮命令系統、情報収集、連絡体制を確立する。

イ 被災状況等の情報収集

災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理を行うため、災害発生直後から、廃棄物処理施設の被災状況や収集運搬車両の状況等の収集運搬体制、廃棄物発生量の推計に必要な情報等を把握し、県に報告する。

ウ 協力・支援の要請

被害が甚大で区内での処理が不可能なときは、峡東林務環境事務所を通じ、協力・支援を求める。

エ 災害廃棄物処理実行計画の作成

平常時に作成した災害廃棄物処理計画を基に、廃棄物の発生量と処理施設の被害状況を把握したうえで、実行計画を作成する。

オ 災害廃棄物の処理方法

① 収集運搬

道路の復旧状況や優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬ルートなどを踏まえ収集運搬体制を整備し、必要な分別排出を住民に周知する。

② 仮置場

被害状況を反映した発生推計量をもとに必要な面積の見直しを行い、効率的な受け入れ、分別・処理等が可能な搬入導線等を考慮し、設置場所を確保する。

③ 分別・処理・再資源化

廃棄物の種類毎の性状や特徴等に応じた適切な方法を選択し、復興計画や復興事業の進捗に合わせて分別・処理・再資源化を行う。

カ 環境対策、モニタリング

地域住民の生活環境への影響を防止するために、大気質、騒音、振動、臭気、水質等のモニタリングを行い、被災後の状況を確認し、情報の提供を行う。

9 復旧・復興時の対応

市は、災害廃棄物処理の進捗に応じて、適宜災害廃棄物処理実行計画の見直しを行う。

第6 応援協力要請

市のみではごみ・し尿等の処理業務が不可能又は困難な場合は、峡東林務環境事務所環境課に連絡し、県、他市町村に応援を要請して速やかに収集・処理を行う。

また、市は、あらかじめ民間の清掃業者、し尿処理業者及び仮設トイレ等を扱うリース業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制の整備に努める。

第24節 応急住宅対策計画

災害により住宅が全壊（全焼、流出、埋没）し、自力では住宅を確保できない者に対して応急仮設住宅を設置して給与し、また住宅のき損等に対し、自力では応急修理ができない者に対して日常生活の可能な程度の応急修理を実施し、住生活の安定に努める。

第1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の修理は、市長が実施するものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、建設資機材について応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、救助の実施は知事が市長の協力を得て行うが、知事から実施を委任された場合は市長が行うものとする。

第2 実施方法

1 供与及び修理の対象者

(1) 応急仮設住宅を供与する被災者

- ア 住家が全焼、全壊又は流失した者であること。
- イ 居住する住家がない者であること。
- ウ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること。
 - (ア) 特定の資産のない失業者
 - (イ) 特定の資産のない一人親家庭
 - (ウ) 特定の資産のない高齢者、病弱者、身体障害者
 - (エ) 特定の資産のない勤労者
 - (オ) 特定の資産のない小企業者
 - (カ) (ア) から (オ) までに準ずる者

(2) 応急処理を受ける者

- ア 災害によって住家が半焼、半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者
- イ 自らの資力をもってしては、応急修理ができない者

2 設置場所の選定及び確保

市は、資料編に掲載のとおり、すでに仮設住宅の建設候補地を選定している。災害の状況、災害発生場所等を勘案し、当該用地の中から適切な場所に、かつ迅速に建設するものとする。

災害の状況により、当該用地に建設ができない場合、あるいは当該用地だけでは不足する場合には、他の建設用地を選定するものとするが、応急仮設住宅の建設場所の選定にあたっては、次の事項等に留意して選定するものとする。

なお、応急仮設住宅は原則として公有地に建設するものとするが、やむを得ない場合には私有地に建設する。この場合には、後日問題の起こらないよう十分協議のうえ選定するものとする。

建設場所の選定条件

- ①飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適切な場所
- ②相当数の世帯が集团的に住居するときは、交通の便、児童・生徒の教育に支障のない場所
- ③被災者の生業の見通しに配慮した場所
- ④崖崩れ等の二次災害のおそれがない場所

資料編 ・ 応急仮設住宅建設候補地一覧

3 建設資機材及び業者の確保

市は、山梨市建設協力会等の協力により仮設住宅の建設又は応急修理を行うものとするが、災害時の混乱等で資材、労務等の確保が困難な場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。

4 建設時の要配慮者対策

応急仮設住宅を建設する際、建設の構造及び仕様については、障害者や高齢者の要配慮者に配慮するよう努める。

また、状況によっては、介護事業等に利用しやすい構造及び設備を有し、日常生活上特別な配慮を要する高齢者等を収容する福祉仮設住宅を設置することとする。

5 県への応援要請

市本部は、市のみでは応急仮設住宅の建設が困難と判断した場合は、必要な応急仮設住宅の戸数及び建設用地を選定し、県建築住宅課へ建設を依頼する。

6 入居者及び修理対象者の選考

応急仮設住宅の入居者及び被災住宅の応急修理対象者の選考にあたっては、選考委員会等を受け、障害者や高齢者等の要配慮者を優先的に入居させるとともに、被災者の資力その他の実情を十分調査し、必要に応じ区長、民生委員・児童委員等の意見を徹する等、公平な選考に努める。

7 管理及び処分

(1) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

(2) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

第3 災害救助法による救助

災害救助法が適用された場合の、応急仮設住宅の給与又は応急修理の救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編 ・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）

第25節 救出計画

災害により生命、身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者を直ちに医療機関に収容するなど負傷者等の生命、身体の保護に万全を図る。

第1 実施責任者

被災者の救出は、警察署、消防署等と連携して市長が行う。ただし市で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、資器材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、救助の実施は知事が市長の協力を得て行い、知事から実施を委任された場合には市長が行うものとする。

第2 救出の対象者

災害のため、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者とする。なお、災害のため、現に生命、身体が危険にさらされ、客観的にも明らかに救出を要する状態とは、例えば、次のような場合である。

- 1 火災の際に火中に取り残されたような場合
- 2 地震の際に倒壊家屋の下敷きになったような場合
- 3 水害の際に、流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合
- 4 土砂災害により生き埋めになったような場合

第3 救出計画

1 関係機関との連携による救出活動

災害により救出を必要とする事態が発生したときは、日下部警察署及び山梨消防署と緊急連絡をとり、速やかに救出活動を実施する。

救出活動は、市職員、消防団員が警察、消防署と連携して、また必要により自主防災会の協力を得て実施する。

負傷者の応急救護を必要とする場合は、本章第17節「医療対策計画」の定めるところにより実施する。

2 救出资機材の確保

要救助者の状況に応じて、救出作業に必要な人員、設備、機械器具等を活用して救出を行うものとするが、必要な救出资機材、要員が確保できない場合は、市内建設業者、関係機関及び地域住民等の協力を得て行う。

3 関係機関等への要請

災害が甚大で、市のみの動員又は市保有の資機材では救出が困難な場合は、「災害時における相互援助に関する協定」、「大規模災害発生時等における相互応援に関する協定」に基づき、締結市等から必要な救助要員や救出资機材等を確保し、救出活動を行う。

また、災害の状況により県、他市町村に協力を要請するとともに、必要によっては自衛隊の派遣要請を知事に要求する。

資料編	・ 応援協定締結先連絡担当部署一覧 ・ 大規模災害等発生時における相互援助に関する協定書（県内13市） ・ 大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書 ・ 大規模災害等発生時における山梨市・飯山市相互応援に関する協定書
-----	---

第4 地域住民による初期活動

1 救出活動

地域住民は、自らの存在地区において建物倒壊、火災炎上等により、現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見したときには、危険が及ばない範囲で緊急救助活動や負傷者に対する応急手当等の応急救護活動を実施する。

2 関係機関への通報

要救助者等を発見した場合には、速やかに市及び消防機関等関係機関に通報するとともに、警察、消防署の行う救急・救助活動に積極的に協力する。

3 要配慮者への救護

地区に住む高齢者や障害者等の要配慮者に対して、災害発生時には安全の確認や必要な介助等を行うなど、積極的に要配慮者の安全確保を図る。

第5 孤立地区対策

市は、孤立地区が発生した場合、まず集落との連絡手段を早期に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被災状況等を把握のうえ、住民の集団避難、支援物資の搬送等孤立地区に対し、必要な対策を行う。

1 孤立地区の把握

市は、孤立が予想される地区に対して、一般加入電話、市防災行政無線等を活用し、孤立状況の実態の把握に努める。

2 外部との通信手段を確保

県防災行政無線、消防無線等を活用し、外部との通信の確保を図る。

3 緊急救出手段の確保

孤立地区が発生し、緊急に救出をする必要があると認める場合には、県に県消防防災ヘリコプター、又は県を通じて自衛隊の災害派遣を要請する。

4 集団避難の検討

孤立状況が長期化した場合、孤立地区住民に対して集団避難の勧告・指示の実施について、県等関係機関と検討する。

5 防犯パトロールの強化

集団避難等を実施した場合は、避難住民の不安を払拭するため、警察、消防等と連携しながら、住民不在地域における防犯パトロールを強化する。

6 緊急支援物資の確保・搬送

市は、直ちに備蓄している物資を孤立地区に搬送するものとするが、市のみでは支援物資が不

足し、又は搬送の実施が困難な場合は、県及び近隣市町村に緊急支援物資の調達・斡旋、搬送手段の支援を要請する。

第6 災害救助法による救助

災害救助法が適用された場合の、救助に関する救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編 ・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）

第26節 死体の検索、処理及び埋葬計画

大規模な災害により死亡した者や行方不明者に対して、防災関係機関との相互連携により、検索、処理、埋葬等を速やかに行い、被災地の民心の安定を図る。

第1 実施責任者

死体の検索、処理及び埋葬は、市長が行うものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又はこれに要する要員及び資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、救助の実施は知事が市長の協力を得て行うが、知事から実施を委任された場合には市長が実施するものとする。

死体の見分、検視は、警察が行うものとする。

第2 行方不明者及び死体の検索

1 行方不明に関する相談窓口

家族等からの行方不明者の検索依頼・受付は、市役所・各支所に設置される住民相談窓口で行い、日下部警察署と連携を図りながら対処するものとする。なお、行方不明の届出の際には、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身体、着衣、その他の特徴等必要事項を記録した書面で日下部警察署に通知し、書面による通知が困難な場合には、電話等により連絡する。

2 検索活動

検索活動は、市職員、消防団員のほか日下部警察署等に協力を要請し、必要な機械器具を借上げ、検索班を編成し実施する。また、必要により地域住民の協力を得て行う。

人命救助、救急活動中及び死体、行方不明の検索中に死体を発見したときは、市本部及び日下部警察署に連絡するとともに身元確認を行うものとする。

3 検索の依頼

死体が他市町村に漂着していると考えられる場合は、近隣市及び死体漂着が予想される市等に対して、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等を明示して、検索を要請する。

第3 死体の処理

1 処理方法

死体の検案は、原則として健康増進部が医療機関に依頼し実施する。

洗浄、縫合、消毒等死体処理に必要な物資の調達から処理に関するすべての措置を実施するとともに、検案が医療機関によって行われた場合は、その実費代償を行う。

2 死体の輸送

警察官による検視（見分）及び医療機関による検案を終えた死体は、本部長が指定する死体収容（安置）所に輸送するものとする。

3 死体収容（安置）所の開設

（1）本部長は、公共建物、寺院又は公園等死体収容に適切な場所を選定し、死体収容（安置）所を開設するものとする。

死体収容のため適当な既存建物がないときは、天幕等を設置してこれの代用とする。

- (2) 死体収容（安置）所の開設にあたっては、葬儀業者に協力を要請し、納棺用品・仮葬祭用品、ドライアイス等必要な資機材を確保する。

死体収容（安置）所予定施設

施設名	所在地	収容可能面積
石原なち子記念体育館	山梨市市川 1514	656 m ²

4 身元確認

日下部警察署、自主防災会等の協力を得て、死体の身元引受人の発見に努め死体を引渡す。身元不明者については、死体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管するものとする。

第4 死体の埋・火葬

1 埋葬の実施基準

遺族等が災害のため埋・火葬することが困難な場合、応急措置として火葬又は埋葬を行う。

2 埋葬の実施方法

- (1) 火葬は、「東山聖苑」において行うものとするが、災害の状況により当該施設では対応が困難な場合は、他市町村の施設へ搬送して火葬を行う。
- (2) 縁故者の判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者がわかり次第、引き渡す。

第5 災害救助法による救助

災害救助法が適用された場合の、死体の検索・処理・埋葬に関する救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編 ・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）

第27節 障害物除去計画

災害により、住居、炊事場、玄関等に土石及び竹木等の障害物が運ばれ、一時的に住居できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては障害物を除去することができないときに、これを応急的に除去して、被災者の保護を図る。また、道路上あるいは河川に障害物がある場合は、迅速に当該障害物を除去し、緊急輸送の確保又は災害発生への防御を図る。

第1 実施責任者

1 在宅関係障害物

障害物の除去は、市が実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、救助の実施は知事が市長の協力を得て行うが、知事から実施を委任されたときには市長が行う。

2 道路等関係障害物

障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去する。

第2 障害物除去の要領

1 住宅関係障害物の除去

(1) 除去対象者

災害等により住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、次の条件に該当する住家を早急に調査のうえ実施する。

- ア 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたため、当面の日常生活が営みえない状態にあるもの
- イ 自らの資力をもってしても、障害物の除去ができないもの
- ウ 住家が半壊又は床上浸水したもの
- エ 原則として、当該災害により住家が直接被害を受けたもの

(2) 除去順位の決定

市は、障害物の除去を必要とする住家を調査するとともに、障害物による支障状況、また半壊・床上浸水状況の程度等を確認のうえ、除去の順位を決定する。

2 道路等関係障害物の除去

(1) 除去の優先順位

早急に被害状況を把握し、市所管の道路に障害物が堆積した場合は、速やかに県に報告するとともに、重要路線から除去し、道路機能の早期確保に努める。

(2) 道路管理者等に対する連絡

国道、県道に障害物が堆積し、通行不能となった場合、また河川に障害物が滞留し、水害のおそれがある場合は、当該維持管理者に通報し、障害物の速やかな除去を要請する。

第3 実施方法

障害物の除去は、建設部管理・土木班が担当し、市内建設業者等の協力を得て速やかに実施する。市のみでは障害物除去の実施が困難な場合には、県及び他市町村に協力を要請する。

第4 障害物の集積場所の確保

除去した障害物は、避難場所のうち避難所への避難が完了した場所の中から障害物の集積場所を確保し、集積する。なお、選定する際には、道路交通の便や住民の日常生活等にも十分留意する。

適当な場所がないときは、所有者の承認を得て私有地を使用する。その際には、後日問題が起こらないよう所有者との間で十分協議する。

第5 災害救助法による救助

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編 ・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）

第28節 生活関連事業等の応急対策計画

第1 電力事業施設応急対策（東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社）

1 防災体制

（1）非常態勢の区分

非常態勢の区分	非常態勢の条件
第1非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> 被害の発生が予想される場合 被害が発生した場合
第2非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な被害が発生した場合 (大規模な被害の発生が予想される場合を含む。)
第3非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な被害が発生し、停電復旧に長期化が予想される場合 警戒宣言が発せられた場合 県内並びに首都圏で震度6弱以上の地震が発生した場合

（2）災害対策組織

災害が発生したとき、東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社内に災害対策本部を設置する。

2 応急復旧対策

（1）応急対策要員、資機材の確保

応急対策に従事可能な人員をあらかじめ調査、把握しておき、定められたルートによって、速やかに対応する。

また、工具、車両、発電車、変圧器車等を整備して応急出動に備えるとともに、手持ち資機材の確保に努める。

（2）設備の予防強化

ア 洪水等の被害を受けるおそれのある変電所においては、諸施設の災害予防について応急施設を講じる。

イ 工事実施中のものは、速やかに工事を中止し、あるいは補強又は応急措置を講じる。

（3）災害時における危険予防措置

災害時においても原則として送電を継続するが、災害の拡大に伴い円滑な防災活動のため、警察・消防機関から送電停止の要請があった場合には、適切な危険防止措置を講じる。

（4）災害時における広報

次の事項について、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関に要請して広報を行うとともに、ホームページ上で災害状況を情報提供する。また必要に応じて、自治体との協力体制により防災行政無線放送にて周知する。

ア 感電事故及び漏電による出火の防止

イ 電力施設の被害状況、復旧予定等

（5）被害状況の収集及び復旧対策

あらゆる方法を通じて全般的被害状況の早期把握に努め、復旧計画を樹立する。

また、復旧計画に基づき、被害の早期復旧に努める。

第2 電気通信事業施設応急対策

（東日本電信電話㈱山梨支店、㈱NTTドコモ山梨支店）

1 防災体制

東日本電信電話㈱山梨支店及び㈱NTTドコモ山梨支店の長は、非常態勢が発令された場合は、速やかに対策組織を設置する。

2 災害応急対策

（1）被災地災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

「災害救助法」が適用された場合等には、避難所に、罹災者が利用する災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努める。

（2）携帯電話の貸出し

㈱NTTドコモは、「災害救助法」が適用された場合等には避難所、現地災害対策本部への携帯電話の貸出しに避難所での充電サービスに努める。

（3）災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

3 災害時における広報

（1）災害の発生が予想される場合、又は発生した場合に、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧状況等の広報を行い、通信ができないことによる社会不安の解消に努める。

（2）テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支店等前に設置している掲示板等により、直接当該被災地に周知する。

（3）災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳トーカー案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災行政無線等で利用案内を実施する。

4 設備の応急復旧

東地域会社、西地域会社、長距離会社及び㈱NTTドコモは、災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

資料編 ・ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置場所一覧

第3 ガス小売事業（旧簡易ガス）応急保安対策

1 特定製造所

（1）特定製造所に異常を認めたとき

ア 特定製造所のガス発生施設及び調整装置の外観及び漏洩検査を行う。

イ 異常を認めたときは速やかに応急修理を行う。

ウ 調査の結果応急修理不可能なときは仮設による供給を行う。

（2）特に周囲の被災が大きいと判断されるときは、供給を停止し以後の状況把握に努め状況を監視する。

2 導管

（1）本支管及び供給管

ア 不等沈下、地割れ、陥没等地盤に異常を認めたときは、供給継続のままボーリングによるガス漏れ調査を行う。

イ 特に周囲の被災状況が大きく、濁流その他により土砂の流出等地層に異変が認められたときは、供給を中断しガス圧による漏洩検査を行う。

（2）屋外管・屋内管

ア 災害による異常の有無が判別しがたいときは、ガス検知器及びボーリングによるガス漏れ調査を行う。

イ 特に周囲の被災状況が大きく、窓、壁その他建造物に損壊等の異常が認められるときは、供給を中断しガス圧による漏洩検査を行う。

（3）導管の調査の検査異常を認めたときは、速やかに復旧の作業を行う。

3 避難所への応急措置

市からの要請があり、また必要と認める場合は、市が指示する避難所へガスボンベ等の供給を行うものとする。

4 復旧体制

前記の応急対策を円滑に遂行するため、事業所内に特別組織を編成し、それぞれの状況に応じて出動し対処する。

資料編 ・ 市内簡易ガス事業者一覧

第4 液化石油ガス応急保安対策

1 災害対策組織

発災後、山梨県に「災害対策本部」が設置された場合、（一社）山梨県LPガス協会に「災害対策本部」を設置する。

2 応急対策

（1）関係機関との連絡

（2）一般消費者向け広報

（3）応急復旧資機材の調達

（4）復旧要員の派遣

第5 危険物等応急保安対策

1 火薬類の応急対策

（1）保管又は貯蔵中の火薬類を安全地帯に移す余裕のあるときはこれを速やかに移し、その周囲に適当な境界柵及び「立入禁止」等の警戒札を設け見張人をつける。

（2）運搬道路が危険なとき又は搬送の余裕がないときは、火薬類を付近の水中に沈める等の安全上の措置を講じる。

（3）前記の措置によらないときは、火薬庫又は貯蔵庫の入口、窓等を目塗土等で安全に密閉し、防火の措置を講じ、必要に応じて付近の住民に避難するよう警告する。

(4) 運搬中、火薬類が爆発又はそのおそれのあるときには、災害防止の応急措置を講じるとともに、警察署、消防署に通報する。

2 高圧ガスの応急対策

(1) 製造施設等においては、災害の状況に応じ、作業を直ちに中止するなど、ガスの特性に応じた措置を講じるとともに、作業に必要な者以外は退避させる。

(2) 充填容器が危険な状態となったときは、不燃性ガス以外のガスは、極力ガスの放出を避け、ガスの特性に応じた応急措置、安全な場所への移動、警察官等に協力を得て行う付近住民の避難等を実施する。

(3) 輸送中において災害が発生したときは、車両等の運転手等は、消防機関、警察及び荷受人等へ通報する。なお、緊急性が高く速やかな対応が必要であるときは、付近の高圧ガス地域防災協議会防災事業所へも通報し、防災要員の応援を得て災害の拡大防止活動を行う。

(4) 事業所、消費先等において応急措置に応援を要するときは、関係事務所の協力を得て行う。

3 危険物の応急対策

(1) 危険物施設の管理者等は、施設内の火気の使用を停止するとともに、状況に応じ保安回路を除く施設内の電源を切断する。

(2) 危険物施設の管理者等は、危険物の取扱いを中止し、移動搬出の準備、石油類の流出防止、防油堤の補強等の措置を講じる。

(3) 危険物施設の管理者等は、必要に応じて相互応援協定に基づく応援を要請する。

(4) 危険物運搬車両等の運転手等は、輸送中に危険物が漏れる等の災害が発生したときは、消防機関、警察等に速やかに通報する。

(5) 市は、引火、爆発又はそのおそれがあるときは、施設関係者及び県等関係機関と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定するとともに、付近住民に対し避難等の指示又は勧告をする。

4 毒物劇物の応急対策

毒物劇物の管理者等は、保健所、警察署、消防署等関係機関の協力を得て次の措置を講じる。

(1) 毒物劇物による汚染区域の拡大防止のため、危険区域を設定して関係者以外の立入りを禁止する。

(2) 状況に応じて交通遮断、緊急避難等、一般住民に対する広報活動を行う。

(3) 中和剤、吸収剤等を使用して毒物劇物の危険除去を行う。

(4) 飲料水が汚染したとき又はそのおそれがあるときは、下流の水道管理者、井戸水使用者等に通報する。

第6 郵政業務応急対策

日本郵便(株)山梨支店及び同管内所在の郵便局は、郵政事業の業務運行確保に全力を挙げるとともに、被災地の状況に応じて次のとおり災害特別業務を行う。

1 郵便関係

(1) 郵便葉書等の無償交付

集配郵便局長は、自局区内に非常災害が発生し災害救助法が発動されたときは、無償交付の決定を行い、局前掲示等で公示する。対象者は、避難施設に収容されている者又は被服、寝具

その他生活必需品の給与若しくは貸与を受けた者で、被災1世帯当たり通常葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内とする。

(2) 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除

ア 被災者が差し出す郵便物等の料金免除

当該被災地域の被災者（法人を除く。）が差し出す第一種郵便物、通常葉書又は盲人用点字のみを掲げたものを内容とする郵便物で、見やすい所に「災害用」と記載された郵便物の料金を免除する。速達及び電子郵便の特殊取扱いを行う。

イ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体及び日本赤十字社等にあてた救助用寄付金・見舞金を内容とした現金書留郵便物及び救助用物資を内容とする普通小包郵便物で見やすい所に「救助用」と記載された郵便物の料金を免除する。

引受局は、簡易郵便局を含むすべての郵便局とする。

(3) 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の取扱いを確保するため、必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止する。

2 電報・電話関係

市に災害救助法が発動された場合、市内の郵便局から被災者が発信する、被災状況の通知又は救助を求めることを内容としNTTが定める条件に適合する電報・電話は、その料金を免除する。

3 ゆうちょ銀行関係

市内の郵便局長は、市に災害救助法が発動されたときは、直ちに「貯金の非常払い」や「非常貸付」等の非常取扱いを実施し、その旨を局前に提示するなどして周知する。

4 かんぽ生命保険関係

市内の郵便局長は、市に災害救助法が発動されたときは、直ちに「保険料等の払込猶予期間の延伸」や「保険金（倍額保険金を含む。）、貸付金等の非常即払」等の非常取扱いを実施し、その旨を局前に掲示するなどして周知する。

5 災害寄付金の料金免除の取扱い

地方公共団体、中央共同募金会等からの申請を待って、被災者救護を目的とする寄付金を郵便振替により送金するときは、通常払込及び通常振替の料金の免除の取扱いを実施する。

第29節 民生安定事業計画

第1 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者の自立した生活の開始を支援するため、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、県から被災者生活再建支援金が支給される。

1 被災者生活再建支援法の適用要件

(1) 対象になる自然災害

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害
- ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害
- エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- オ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、ア～ウの区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はエの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害

※ エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可等の特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

(2) 対象となる被災世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住居不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- オ 住宅が半壊し、室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

2 被災者生活再建支援金の支給条件

(1) 支援金支給の基準

対象世帯と支給額

支給額は、以下の2つの支援額の合計額となる。

- ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単数世帯
全壊世帯（法第2条第2号イ）	100万円	75万円
解体世帯（法第2条第2号ロ）	100万円	75万円

長期避難世帯（法第2条第2号ハ）	100万円	75万円
大規模半壊世帯（法第2条第2号ニ）	50万円	37.5万円
中規模半壊世帯（法第2条第2号ホ）	—	—

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	支給額(全壊、大規模半壊)		支給額(中規模半壊)	
	複数世帯	単身世帯	複数世帯	単身世帯
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 (法第3条第2項第1号)	200万円	150万円	100万円	75万円
居住する住宅を補修する世帯 (法第3条第2項第2号)	100万円	75万円	50万円	37.5万円
居住する住宅を賃借する世帯 (公営住宅を除く)(法第3条第2項第3号)	50万円	37.5万円	25万円	18.75万円

※ 住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

第2 山梨県・市町村被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法が適用されない自然災害の被災世帯に対し、県と県内市町村で支援金を支給することにより、被災者の自立した生活の開始を支援する。

1 適用要件

(1) 対象とする自然災害

県内で1世帯でも住宅全壊が生じた自然災害

(2) 対象となる被災世帯

被災者生活再建支援法と同一

2 支給条件

被災者生活再建支援法と同一

第3 中小企業金融対策

1 融資一覧表

実施機関及び金融機関名	資金名	融資対象	限度額	利率	期間	担保等	備考
中小企業金融公庫 甲府支店 中小企業事業 (代理店) 山梨中央銀行本店 商工中金 各都市銀行 各信用金庫 各信用組合	災害復旧貸付	災害救助法発動地域のうち、公庫、金庫が特に指定した地域に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者	既往貸付の残高に係わらず (直貸) 一般 15,000万円以内 組合 45,000万円以内 (代理貸) 一般 7,500万円以内 組合 22,500万円以内	基準利率。 ただし、特定の激甚災害の場合は、その都度定める。	設備資金 15年以内 (2年以内の措置期間を含む。) 運転資金 10年以内 (2年以内の据置期間を含む。)	り担保及び保証人の徴求にあたっては、個別中小企業の実情に応じ、弾力的に取	特別利率を適用する場合は市長の発行する罹災証明書が必要
日本政策金融公庫 甲府支店 国民生活事業 (代理店) 各信用金庫 各信用組合	災害貸付		(1) 各融資制度の融資限度額に1災害3,000万円を加えた額 (2) 特に異例の災害の場合は、その都度定める。 (3) 代理店取扱1,500万円	各融資制度に定められた利率(代理貸付については基準利率) ただし、特定の激甚災害の場合はその都度定める。	普通貸付 10年以内 (2年以内の据置期間を含む。) 特別貸付各融資制度に定められた期間内		(1) 直接被害者は原則として市長の発行する罹災証明書が必要 (2) 災害の発生した日から6か月目の月末まで
商工組合中央金庫 甲府支店 (代理店) 各信用組合	災害復旧資金		その都度定める	商工中金所定の利率。ただし、特定の激甚災害等についてはその都度定める。	設備資金 20年以内 運転資金 10年以内 (各3年以内の据置期間を含む。)		
山梨県 (取扱店) 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 商工中金	経済変動対策融資(災害復旧関係)	政令で指定する被災区域又は被災区域外に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者	設備資金 5,000万円 運転資金 5,000万円 (一企業限度額 5,000万円)	1.40%	設備資金 10年以内 (1年以内の据置期間を含む。) 運転資金 7年以内 (1年以内の据置期間を含む。)	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる	直接被害者は原則として市町村長の発行する証明書が必要。
	経済変動対策融資(東日災復興関係)		設備資金 3,000万円 運転資金 3,000万円 (一企業限度額 3,000万円)	1.60%	設備資金 10年以内 (2年以内の据置期間を含む。) 運転資金 10年以内 (2年以内の据置期間を含む。)		

2 信用保証について

○ 法令に基づき指定された被災地域に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者に対する災害関係保証の特例

(1) 機関名 山梨県信用保証協会

(2) 概要

ア 災害関係保証に係る中小企業者1人当たりの保証限度額は、一般保証限度額と同額の別枠とする。

イ 信用保証料の低減措置をとる。

第4 山梨県個人住宅災害緊急建設資金貸付制度（県建築住宅課）

1 新築住宅 400万円、18年償還（うち3年据置）

2 改修住宅 200万円、11年償還（うち1年据置）

※住宅金融支援機構と併せ貸し

※資受付時の支援機構の融資金利と同率

第5 農業災害関係金融対策

災害の程度、規模等によって異なるが、概ね次のとおりである。

1 山梨県農業災害対策資金

資金の目的	自然災害により被害を受けた農業者の経営の安定を図る。
貸付対象者	自然災害により被害を受けた農業者（法人を含む。）で、市町村長が被害を認定し、市町村からの利子補給が確実な者
資金の用途	経営安定のための経費及び農業施設等の復旧にかかる経費
貸付限度額	500万円以内（個人・法人とも）
貸付利率	無利子（県・市町村・融資機関が負担） ※保証料も融資機関負担
据置期間	1年以内（復旧資金は3年以内）
償還期限	5年以内（復旧資金は10年以内）
資金源	J A

2 天災資金

貸付対象	天災融資法が発動された場合で、農作物減収量30%以上で、その損失額が平年農業総収入の10%以上の被害農業者及び林産物損失額10%以上又は林産施設損失額50%以上の被害林業者で市長の認定を受けた者及び在庫に著しい被害を受けた農協、同連合会等
資金の用途	種苗、肥料、飼料、農薬、小農機具、家畜、家禽、薪炭原木及び椎茸ほだの木の購入資金、炭釜構築資金その他政令で定めるもの 被害組合の事業運営に必要な資金
貸付限度額	（被害農林業者の経営に必要な資金） 農林業者 個人200万円、法人2,000万円（法令で定める資金として貸し付けられる場合は500万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円）の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 激甚災害の場合、個人250万円、法人2,000万円（政令で定める資金として貸し付けられる場合は600万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円）の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 （被害組合の運営に必要な資金） 農協、同連合会等 農協2,500万円（連合会5,000万円） 激甚災害の場合、農協5,000万円（連合会7,500万円）
貸付利率	知事が告示する特別被害地域内の特別被害農林業者（損失額が平年総収入の50%以上の者）に対しては年3%以内、他の者に対しては年6.5%以内又は年5.5%以内
措置期間	なし
償還期限	特別被害農林業者は6年以内、他は5年以内で政令で定める。 激甚災害の場合については7年以内
資金源	J A又は金融機関

3 農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金）

（令和2年10月現在）

貸付対象	天災により農業用施設が流亡、滅失又は大破を被った農業者、認定農業者、認定就農者等
資金の用途	災害により被害を受けた経営の再建に必要なもの等
限度額	600万円 ただし、簿記記帳を行っている者については、年間経営費の6/12に相当する額、
貸付利率	年0.16～0.24%
措置期間	3年以内
償還期限	10年以内
資金源	国の財投資金を日本政策金融公庫が貸し付ける。

第6 災害援護資金等貸与計画

区 分	生活福祉資金	災害援護資金	母子及び父子並びに寡婦福祉資金
対象者	罹災低所得世帯（原則官公署の発行する被災証明書が必要）	災害救助法その他政令で定める災害により災害を受けた世帯（所得制限あり）	災害により住宅及び家財等に被害を受けた母子及び父子並びに寡婦世帯
貸付世帯数	予算の範囲内	制限なし	予算の範囲内
資金の種別	福祉資金・福祉費（災害を受けたことにより臨時に必要な経費）		住宅資金、事業開始・継続資金
貸付限度額	150万円以内	350万円以内	住宅200万円以内 事業開始285万円 事業継続143万円
貸付期間	7年以内 （6月以内の据置）	10年以内 （うち3年据置）	住宅7年以内、 6ヶ月～2年据置 開始7年以内、 1年～2年据置 継続7年以内、 6ヶ月～2年据置
償還方法	月賦等	年賦又は半年賦	月賦等
貸付利率	年1.5%（保証人がいる場合は無利子）	年3%	年1.0%（保証人がいる場合は無利子）
その他	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子
実施機関	山梨県社会福祉協議会	山梨市（県は全額市に貸与、国はそのうち2/3を貸与する。）	県（峡東保健福祉事務所）

第7 義援金品募集配分計画

1 実施団体

次の関係機関、団体等をもって配分委員会を構成して実施する。

県・市町村・日本赤十字社県支部・共同募金会・社会福祉協議会・報道機関その他

2 募集及び配分

配分委員会において、被害の程度、範囲及び県内外別に応じてその方法等を協議し、それぞれ関係機関、団体の特色を生かしながら公平に実施する。

なお、平時から災害時に速やかな配分等ができるよう、その方法等について検討に努めるものとする。

3 募集及び配分結果の公表

配分委員会は、決定した義援金品の募集及び配分結果を公表する。

第8 労働力確保対策

1 公共職業安定所の労働力の確保対策

- (1) 公共職業安定所ハローワーク塩山は、労働力の確保を円滑に行うため、次の措置をとる。
- ア 斡旋業務の円滑を期し、緊急計画を樹立する。
 - イ 関係機関との緊密な連携をもって、所要労働力の募集についての求人広告に関する所要の措置をとる。
 - ウ 必要により他の公共職業安定所へ求人連絡を行う。
 - エ 常時土木関係等災害関連職種に従事する求職者については、あらかじめ居住地、連絡先、連絡方法等を整備する。
- (2) 市長は、公共職業安定所ハローワーク塩山所長の措置する労働力の確保について、資料の提供及び連絡等について協力する。

2 市の災害応急対策求人確保対策

(1) 雇上げ方法

市長は、ハローワーク塩山に対し、次の事項を明らかにし、文書又は口頭で申し込むものとする。

明示事項	
①職種別所要求人の数	④宿泊施設の状況
②作業場所及び作業内容	⑤必要とする期間
③作業時間、賃金等の労働条件	⑥その他必要な事項

(2) 賃金水準

災害応急対策に公共職業安定所の斡旋により就労する者の賃金は、同一地域における同種業務及び技能について支払われる一般賃金水準を基とする。

第9 罹災証明書の交付等

市は、被災者生活再建支援金の支給、各種減免措置その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹災証明書の交付体制等を確立し、被災者に罹災証明書の交付等を行う。

このため、平時より、住家被害の調査の担当者の育成等を計画的に進めるなど、必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

第10 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

また、県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者からの情報を提供するものとする。

第11 各種行政サービスの実施体制の整備

避難の長期化等に対応するため、市は国、県と連携し、避難者の様々な行政手続きが一か所で行える体制整備に向けて検討する。

第30節 災害ボランティア支援対策計画

第1 災害ボランティアの受け入れ

市、県及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。ボランティアの受け入れに際して、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等ボランティアの活動の円滑な実施が図られるような支援に努めるものとする。

また、広域的なボランティアの受入調整等について、速やかに実施できるよう、県及び関係団体等との情報共有体制等の連携を強化する。

さらに、市、県及び関係団体は、被災地入りしているNPO・ボランティア等と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。

第2 山梨市社協福祉救援対策本部（山梨市災害ボランティアセンター）の活動

市社会福祉協議会会長は、被災地での被災状況を把握のうえ、市災害対策本部と協議して、市社会福祉協議会を事務局とする山梨市社協福祉救援対策本部（山梨市災害ボランティアセンター）を設置する。

主な活動内容は、次のとおりである。

- 1 被災地外からのボランティア（個人・グループ）受入窓口の設置運営
- 2 生活支援ニーズとボランティア活動のコーディネートやそのための具体的な取り組み
- 3 救援ボランティア活動に関する情報の被災地外への発信
- 4 救援にあたるボランティア団体、企業・労組、NPO等とのネットワークづくり
- 5 福祉救援活動拠点、活動用備品・機材、スペース等の確保

第3 市の活動

市災害対策本部は、山梨市社協福祉救援対策本部（山梨市災害ボランティアセンター）の協力を得ながら、以下の活動に努める。

- 1 要配慮者等のニーズ把握、安否確認
- 2 相談窓口等による生活ニーズへの相談対応
- 3 被災者向けの生活支援サービスに関する情報提供
- 4 要配慮者への緊急在宅サービスの実施、提供（食事サービス、入浴サービス、外出介助、在宅補修サービス等）
- 5 「福祉避難所」の設置運営
- 6 ボランティアや近隣住民等と連携した生活支援活動の実施（民生・児童委員地元ボランティア等との連携）
- 7 保健・医療・心理・保育・障害等の専門職と連携した生活支援活動のコーディネート業務
- 8 車椅子用トイレ、入浴設備等、バリアフリー化への対応

第4章 災害復旧・復興対策計画

第1節 災害復旧事業計画の作成

災害復旧事業計画は、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を十分検討して作成するものであるため、本計画には事項別計画項目を掲げて、今後における災害の実態の把握と併せて恒久的計画を立てるものとする。

第1 災害復旧事業計画作成の基本方針

災害発生後、被災した各施設の原型復旧に併せ、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える観点から、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を十分検討して事業計画を策定し行うものとする。なお、市内に著しく異常かつ激甚な災害が発生したときは、必要に応じて、県に工事の代行を要請する。

なお、平時より民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、関係機関は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。さらに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

なお、復興計画の作成にあたっては、男女共同参画の視点を生かしたものとする。

第2 災害復旧事業計画の事項別項目

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川災害復旧事業計画
 - (2) 砂防設備災害復旧事業計画
 - (3) 道路、橋梁災害復旧事業計画
 - (4) 下水道災害復旧事業計画
 - (5) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
 - (1) 農地、農業用施設災害復旧事業計画
 - (2) 林業用施設災害復旧事業計画
 - (3) 共同利用施設災害復旧計画
- 3 中小企業施設災害復旧事業計画
- 4 都市災害復旧事業計画
- 5 上水道等災害復旧事業計画

- 6 住宅災害復旧事業計画
- 7 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 8 公立医療施設・病院等災害復旧事業計画
- 9 学校教育施設災害復旧事業計画
- 10 社会教育施設災害復旧事業計画
- 11 その他災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定に関する計画

第1 計画の方針

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように努める。

第2 激甚災害に関する調査協力

知事は、市の被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせるので、市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、積極的に協力する。

地震編

第1章 地震編の概要

本編の各節において、一般災害編の計画と内容が同じ計画については、一般災害編の各計画を準用することとする。

大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づく地震防災強化計画については、本編第4章「東海地震に関する事前対策計画」をもって充て、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」、及び首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第21条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」については、その定められるべき基本項目が本編に含まれるため、本編はこれら2つの計画を兼ねる。

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 市

市は、次の地震災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸対策を樹立して災害に対処するものとする。

ただし、災害救助法が適用され、救助を迅速に行う必要があるため、知事はその権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市が行うこととした事務を除くほか、市長は、知事が行う救助を補助する。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制等を整備する。

1 地震災害予防対策

- (1) 地震防災に関する組織の準備
- (2) 地震防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
- (3) 大規模な地震防災訓練の実施
- (4) 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- (5) 地震防災に関する施設及び設備の整備、点検
- (6) 地震防災上必要な調査及び被害想定を作成
- (7) 建築物等の長寿命化計画の作成・実施等による、適切な管理及び耐震対策の強化促進
- (8) 危険物等災害予防対策の推進
- (9) 地震防災応急計画の作成指導
- (10) 自主防災会の育成、指導、その他住民が実施する地震対策の推進
- (11) 大震火災対策の推進
- (12) 前各号のほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善

2 地震防災応急対策

- (1) 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
- (2) 警戒宣言及び地震情報等の伝達及び広報の実施
- (3) 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
- (4) 地震時に備えた人員、資機材の配備手配
- (5) 避難の勧告及び指示
- (6) 被災者の救助その他の保護

- (7) 被災者からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出
- (8) 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置
- (9) 清掃、防疫その他の保健衛生措置
- (10) 防犯、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- (11) 緊急輸送の確保
- (12) 地震災害を受けた児童・生徒の応急教育の実施
- (13) 市の施設等の安全措置及び応急復旧
- (14) 県その他関係機関への応援要請
- (15) 前各号のほか、災害防止又は災害拡大防御の措置

3 災害復旧対策

- (1) 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進
- (2) 激甚災害に関する調査及び指定への協力

第2 県

次の事項を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。

1 地震災害予防対策

- (1) 地震防災に関する組織の整備
- (2) 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (3) 地震防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
- (4) 大規模な地震防災訓練の実施
- (5) 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- (6) 地震防災に関する施設及び設備の整備、点検
- (7) 地震防災上必要な調査及び被害想定を作成
- (8) 建築物等の長寿命化計画の作成・実施等による、適切な管理及び耐震対策の強化促進
- (9) 危険物等災害予防対策の推進
- (10) 地震防災応急計画の作成指導
- (11) 自主防災組織の育成、指導、その他県民が実施する地震対策の推進
- (12) 大震火災対策の推進
- (13) 前各号のほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善

2 地震防災応急対策

- (1) 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
- (2) 警戒宣言及び地震情報等の伝達及び広報の実施
- (3) 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
- (4) 地震時に備えた人員、資機材の配備手配
- (5) 避難の勧告及び指示
- (6) 被災者の救助その他の保護

- (7) 市町村長からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出
- (8) 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置
- (9) 清掃、防疫その他の保健衛生措置
- (10) 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- (11) 緊急輸送の確保
- (12) 地震災害を受けた児童・生徒の応急教育の実施
- (13) 県の施設等の安全措置及び応急復旧
- (14) 広域一時滞在に関する協定の締結
- (15) 他機関への応援要請
- (16) 前各号のほか、災害防止又は災害拡大防御の措置

3 災害復旧対策

- (1) 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進
- (2) 激甚災害に関する調査及び指定の促進

第3 指定地方行政機関

1 関東農政局（山梨県拠点）

- (1) 災害時における食料の供給の実施準備について関係機関に協力を求める措置
- (2) 自ら管理又は運営する施設、設備の保守
- (3) 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導
- (4) 地震防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備
- (5) 地震防災に関する情報の収集及び報告
- (6) 主要食料及び食料品（パン、麺、味噌、醤油等）等の在庫状況把握

2 関東森林管理局（山梨森林管理事務所）

- (1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）の維持・造成
- (2) 国有林直轄治山事業の実施
- (3) 災害復旧用材（国有林材）の供給

3 東京管区气象台（甲府地方气象台）

- (1) 南海トラフ地震（東海地震）に関連する情報等の通報
- (2) 地震の観測並びにその成果の収集及び発表
- (3) 地震情報の発表と伝達
- (4) 緊急地震速報の利用の心得等の周知・広報、地震防災知識の普及
- (5) 異常現象発見の通報に対する適切な措置

4 山梨労働局（山梨労働基準監督署）

- (1) 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導
- (2) 事業場内労働者の二次災害の防止

5 国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所）

一般災害編の記載事項のほか、震災対策として下記の事項を行う。

- (1) 防災上必要な教育及び訓練
- (2) 通信施設等の整備

- (3) 災害危険区域等の関係機関への通知
- (4) 官庁施設の災害予防措置
- (5) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等
- (6) 水防活動、土砂災害防止活動
- (7) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握
- (8) 災害時における復旧資材の確保
- (9) 災害発生が予想される時又は災害時における応急工事等
- (10) 災害時のための応急復旧資機材の備蓄
- (11) 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画
 - ア 地震防災応急対策に係る措置
 - イ 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備
 - ウ 中央防災会議主事会議の申合せ
 - エ 大規模な地震に係る防災訓練
 - オ 地震防災上必要な教育及び広報
- (12) 南海トラフ地震防災対策推進計画
 - ア 初動体制の立ち上げ
 - イ 避難支援（住民等の安全確保）
 - ウ 被災状況等の把握
 - エ 被災者の救命・救助
 - オ 被害の拡大防止・軽減
 - カ 被災した地方公共団体支援
 - キ 被災者・避難者の生活支援
 - ク 施設等の復旧、被災地域の復興
 - ケ 強い揺れへの備え
 - コ 巨大な津波への備え
- (13) 首都直下地震対策計画
 - ア 首都中枢機能の継続
 - イ 避難支援（住民等の安全確保）
 - ウ 所管施設・事業者における利用者の安全確保
 - エ 被災状況等の把握
 - オ 被災者の救命・救助
 - カ 被害の拡大防止・軽減
 - キ 被災した地方公共団体支援

- ク 被災者・避難者の生活支援
 - ケ 施設等の復旧、首都圏の復興
 - コ 強い揺れへの備え
 - サ 巨大な津波への備え
- (14) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

第4 自衛隊（陸上自衛隊第1特科隊）

- 1 平時における準備
 - (1) 防災関係資料の整備
 - (2) 関係機関との連絡・調整
 - (3) 災害派遣計画の作成
 - (4) 防災に関する教育訓練
 - (5) その他
 - ア 防災関係資機材の点検・整備
 - イ 隊員の非常参集態勢の整備
- 2 災害派遣の準備
 - (1) 県地震災害警戒本部会議への参加
 - (2) 警戒宣言、地震予知に関する情報の伝達
 - (3) 災害派遣発動の準備
 - (4) 災害等情報の収集
 - (5) 通信の確保
 - (6) 要請等の確認及び派遣要請の決定
- 3 災害派遣の実施

要請又は被災の状況に応ずる部隊の派遣
- 4 撤収及び撤収後の措置

第5 指定公共機関

- 1 東日本旅客鉄道株式会社（甲府地区センター）
 - (1) 列車運転規制措置
 - (2) 旅客の避難、救護体制の確立
 - (3) 列車の運行状況等の広報
 - (4) 発災後に備えた資機材、人員等の配備体制
 - (5) 災害発生のおそれのある河川の水位観測
 - (6) 生鮮食料品及び生活必需物資の輸送確保
- 2 東日本電信電話株式会社（山梨支店）、㈱NTTドコモ（山梨支店）
 - (1) 主要通信の確保
 - (2) 通信疎通状況等の広報
 - (3) 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配

- (4) 気象警報等の市町村長への伝達
- 3 日本赤十字社（山梨県支部）
 - (1) 被災者に対する医療、助産、死体の処理その他の救助の実施
 - (2) 応援救助班の体制確立とその準備
 - (3) 血液製剤の確保及び供給のための措置
 - (4) 赤十字奉仕団（日赤ボランティア）による救護活動の連絡調整
 - (5) 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
 - (6) 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
 - (7) 義援金の募集及び配分
- 4 日本放送協会（甲府放送局）
 - (1) 警戒宣言の伝達及び状況報告（部内）
 - (2) 非常組織の整備
 - (3) 地震防災応急対策のための動員及び準備活動
 - (4) 地震予知に関する情報等の発信、ニュースの可及的速やかな報道
- 5 日本通運株式会社（山梨支店）
 - (1) 安全輸送の確保
 - (2) 災害対策用物資等の輸送のための車両の確保
 - (3) 知事及び各機関からの車両借上げ要請に対処しうる体制の確立
- 6 東京電力パワーグリッド株式会社（山梨総支社）
 - (1) 電力供給施設の災害予防措置
 - (2) 災害発生に備える人員等の確保、配備手配
 - (3) 災害発生時及びその前後における電力供給の確保
- 7 日本郵便株式会社（市内各郵便局）
 - (1) 地方公共団体又は日本郵便株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
 - (2) 避難所における臨時の郵便差立箱の設置
 - (3) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - (4) 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - (5) 郵便局窓口業務の維持
 - (6) 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。）
 - (7) 郵便局ネットワークを活用した広報活用
 - (8) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

第6 指定地方公共機関

- 1 放送機関（株式会社山梨放送、株式会社テレビ山梨、株式会社エフエム富士）
 - (1) 地域住民に対する各種情報等の報道
 - (2) 地域住民に対する情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道のための体制の確立

- (3) 日本放送協会に準ずる措置
- 2 輸送機関（一般社団法人山梨県トラック協会）
 - (1) 安全輸送の確保
 - (2) 災害対策用物資等の輸送体制の確立手配
 - (3) 知事及び各機関からの車両借上げ要請に可及的速やかに即応しうる体制の整備
- 3 ガス供給機関（一般社団法人日本コミュニティーガス協会関東支部山梨県部会、一般社団法人山梨県LPガス協会）
 - (1) ガス供給施設の保安整備
 - (2) 災害発生後の点検のための人員確保、配備手配
 - (3) 被災地に対するガス供給体制の確立
- 4 医師会・薬剤師会（山梨市医師会・東山梨薬剤師会）
 - (1) 被災者に対する救護活動の実施
 - (2) 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達
- 5 山梨県道路公社
 - (1) 警戒宣言、地震予知に関する情報等の伝達
 - (2) 有料道路の利用者への広報
 - (3) 有料道路の復旧資材と人員等の配備手配
 - (4) 緊急輸送を確保するための有料道路の整備

第7 日下部警察署

- 1 災害広報並びに避難の指示及び誘導
- 2 被災者の救出、救護
- 3 行方不明者の検索
- 4 死体の検視（見分）
- 5 交通規制及び交通秩序の確保
- 6 緊急通行（輸送）車両の確認及び証明書等の交付
- 7 治安の維持、犯罪の予防、その他社会秩序の維持

第8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- 1 農業協同組合
 - (1) 農作物の災害応急対策の指導
 - (2) 被災農家に対する融資又は斡旋体制の確立
 - (3) 農業生産資材等の確保、斡旋体制の確立
 - (4) 農作物の供給調整体制の確立
- 2 商工会（山梨市商工会）
 - (1) 市が行う商工業関係被害調査、融資の斡旋の協力体制の確立
 - (2) 災害時における物価安定についての協力体制の確立
 - (3) 救助用物資、復旧資材の確保、斡旋についての協力体制の確立

3 病院等医療施設の管理者

- (1) 医療救護班の編成及び携行医薬品等の整備点検
- (2) 災害等における病人等の収容、保護体制の準備
- (3) 必要に応じた入院患者の避難体制の確立と来院者への伝達

4 社会福祉施設及び学校施設の管理者

- (1) 児童・生徒に対する地震予知に関する情報等の伝達
- (2) 避難計画による避難又は状況に応じた下校の監励
- (3) 施設設備の整備点検並びに消防水利の確保
- (4) 災害時における収容者の保護受け入れの準備
- (5) 火気使用及び実験学習の中止
- (6) 応急医薬品の整備

5 公共施設等の施設管理者

- (1) 避難訓練の実施
- (2) 災害時における応急対策

6 (公財) 山梨県下水道公社

- (1) 災害発生時の情報収集、緊急点検、緊急調査、緊急対応の策定
- (2) 緊急対应用資機材の整備、配置計画
- (3) 関係機関との連絡調整

第9 その他の公共的団体

1 社会福祉協議会（山梨県社会福祉協議会、山梨市社会福祉協議会）

- (1) 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
- (2) ボランティアの登録・受付等とその受入体制の確保

2 山梨県ボランティア協会、山梨市ボランティア協会

- (1) 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
- (2) ボランティアの登録・受付等とその受入体制の確保

第10 市民・企業等

1 市民

- (1) 減災・防災に向けた自助・共助の実践
- (2) 地域における自主防災組織等の防災活動への参加

2 自主防災組織

- (1) 防災及び災害に関する知識の普及啓発
- (2) 地域における防災訓練、避難、救助、初期消火その他の災害応急対策の実施
- (3) 市が実施する防災対策への協力

3 企業等

- (1) 来所者、従業員及び企業の周辺地域に生活する住民の安全確保対策
- (2) 災害時において事業を継続することができる体制の整備
- (3) 地域における自主防災組織等の防災活動への協力
- (4) 災害応急対策の実施
- (5) 市が実施する防災対策への協力

第2節 山梨市の地盤の特質と過去の地震災害

一般災害編第1章第2節「山梨市の概況」を準用する。

第3節 被害想定を活用

本市に大きな被害を及ぼす可能性がある大規模地震について、県は、これまで「山梨県地震被害想定調査報告書」（平成8年）、「山梨県東海地震被害想定調査報告書」（平成17年）を作成している。

市では、これら報告書における本市の被害想定を基に、大規模地震対策を推進する。

なお、今後、新たな被害想定が行われたときは、想定内容を新たな根拠として、大規模地震対策に取り組むものとする。

資料編 ・「山梨県地震被害想定調査報告書」による被害想定
 ・「山梨県東海地震被害想定調査報告書」による被害想定

第4節 南海トラフ地震及び首都直下地震対策

本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」及び首都直下地震対策特別措置法に基づく「首都直下地震緊急対策区域」に指定されている。

市では、県その他関係機関との協力のもと、これまでの地震対策と合わせ、法の主旨に基づき平時から地震防災対策を進める。

第2章 災害予防計画

第1節 防火組織の充実計画

一般災害編第2章第1節「防災組織の充実計画」を準用する。

第2節 地震に強いまちづくり推進計画

市は、関係機関と協力して、道路、公園等の骨格的な都市基盤としての公共施設を整備するとともに、良好な市街地の形成を図るなど総合的な施策を展開し、地震に強いまちづくりを推進する。

第1 道路施設等の対策

県が公表した「山梨県東海地震被害想定調査報告書」によると、東海地震が発生すると、国道140号、国道411号、主要地方道甲府山梨線等の一部区間で軽微な被害が発生する可能性がある（影響度Bランク）との判定がなされている。

国道140号は、本市の広域幹線道路としての役目を果たしているため、軽微な被害が発生しても応急対策活動に大きな影響が生じるおそれがある。

また、県の本調査は、第1次、第2次緊急輸送道路指定路線及びその延長路線を対象にしているため、山梨市役所前通り線以外の市道は調査の対象となっていない。市道の中には、緊急車両の通行が困難な狭隘な道路や危険な箇所もあるため、今後とも計画的に改良を行っていくものとするが、さらに次により道路施設等の安全強化を推進していく。

1 道路の整備

市は、地震発生時における道路機能を確保するため、管理道路について危険箇所を把握し、早急に対策が必要な箇所を優先して、計画的に工事等を実施する。

また、国道及び県道については、各道路管理者に実施の推進を要請する。

2 橋梁の整備

市は、大規模地震発生時において物資輸送等の中軸となる緊急輸送道路や容易に更新ができない15m以上の橋梁等を優先的に耐震補強や補修を実施する。

また、今後、新設する橋梁については、過去の大規模地震を踏まえた国の設計基準に基づいて整備を行う。

3 トンネルの整備

市は、地震発生時におけるトンネルの安全確保のために、管理トンネルについて点検を実施し、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

4 都市計画道路の建設推進

地震の規模が甚大であるほど、緊急輸送路の役割を担い、また火災発生時の焼け止まりの機能をもつ幅員の広い道路が必要となるので、都市計画道路の早期実現の推進を図っていく。

第2 ため池等の対策

市内には、下表のとおり老朽ため池が1か所ある。

ため池は、災害の際に決壊流失すると、家屋や公共施設等に人的被害をもたらす可能性もある。

このため、市は、引き続き定期的な調査を実施し、老朽化や耐震不足のため池については速やかに必要な整備等を行う。

市内老朽ため池の所在地及び整備状況

名称	形式	所在地	貯水量	整備及び老朽状態
ちどり湖	コンクリート堰堤	山梨市万力	22,000 m ³	漏水なし

第3 土砂災害警戒区域対策

県が公表した「山梨県東海地震被害想定調査報告書」（平成17年）によると、市内には危険性が高いとされる危険度ランクAの急傾斜地崩壊危険箇所が0か所、地すべり危険箇所が1か所、このほか、危険性があるとされる危険度ランクBがそれぞれ4か所及び3か所あるとされ、急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所の斜面崩壊によって全壊する家屋は10棟、半壊する家屋は25棟と想定されている。

市は、地震を要因とした崖崩れ等に備えるため、県が実施する土砂災害危険箇所の実態調査の結果等に基づき実態の把握に努めるとともに、県調査箇所以外についても危険箇所の把握に努め、把握した危険箇所については、県等の関係機関と連携して次の土砂災害防止対策を推進し、被害の発生防止に努めるものとする。

1 土石流危険渓流の災害防止

市内には土石流危険渓流が132渓流あるが、危険が予想される渓流に対し、砂防ダム、流路工等一連の砂防事業を積極的に推進するよう県に働きかけ、地域の安全と避難路及び緊急輸送路の確保を図る。

2 急傾斜地崩壊危険区域の災害防止

市内には、急傾斜地崩壊危険箇所が61か所あり、このうち14か所（17指定区分）が「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき急傾斜地崩壊危険区域として指定されている。

指定区域には、県により標識版等の設置による地域住民への周知徹底、定期的な防災パトロールの実施等の崩壊危険区域の保全が図られるとともに、崖崩れを誘発又は助長させるおそれのある行為の規制等の崖地の安全対策が図られる。

今後、未指定の急傾斜地崩壊危険箇所については、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定の促進を図り、急傾斜地等災害危険地における災害防止を推進する。

3 地すべり防止区域の災害防止

市内には、地すべり危険箇所が6か所あり、このうち1か所が「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止区域に指定されている。

「地すべり防止区域」に指定されると、県により次のような対策がとられる。

- (1) 地すべり防止工事の施工
- (2) 地すべり防止区域を表示する標識の設置
- (3) 地すべりを助長し、誘発する一定の行為の制限

（4）防災パトロールの実施

このため、市は、未指定の地すべり危険箇所については、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定の促進を働きかけていく。

4 土砂災害警戒区域における警戒・避難対策

市は、大規模地震対策特別措置法による警戒宣言発令時及び地震発生時の災害予防対策として、土砂災害警戒区域については、県の指導等を得ながら次の事項を考慮した警戒・避難対策計画を策定する。

（1）事前避難対象地区の指定

事前に避難が必要となる土砂災害危険区域等をあらかじめ事前避難対象地区として指定する。

（2）指定避難所の指定

ア 事前避難対象地区を指定するときは、当該事前避難対象地区の住民及び滞留者等（以下「避難者」という。）を収容する指定避難所を併せて指定する。

イ 避難所の指定にあたっては、次の事項に留意して安全適切な場所とする。

（ア）地域の実情を踏まえ、耐震・耐火の建築物とすること。

なお、設備（電気、給排水）についても十分配慮すること。

（イ）事前避難対象地区との経路が比較的近距离でかつ安全なこと。

（ウ）当該施設の所有者若しくは管理者の承諾が得られること。

（3）避難路の設定

ア 避難者が安全かつ迅速に避難できるよう、事前避難対象地区と指定避難所とを結ぶ避難経路を設定する。

イ 避難経路の設定にあたっては、次の事項に留意する。

（ア）避難路について、崖崩れ等の危険が予想されないこと。

（イ）崩壊、倒壊のおそれのある建造物、石垣、ブロック塀等、避難路周辺の危険要因の把握に努め、極力これを避けること。

（ウ）その他、避難の障害となる事由の存しないこと。

5 地域住民への周知

市は、危険な箇所に居住する地域住民に対し、地震による危険性を周知徹底するとともに、警戒宣言発令時、あるいは地震発生時に速やかに避難体制がとれるよう、円滑な警戒避難態勢を確保するうえで必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップ等、印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

資料編	・地すべり防止区域一覧
	・急傾斜地危険区域一覧
	・山地災害危険地一覧
	・土石流危険溪流一覧

第4 公共・公益施設等の液状化対策

県が公表した「山梨県東海地震被害想定調査報告書」によると、揺れ・液状化によって全壊する棟数は市内全体で46棟とされ、このうち31棟が液状化によるものと想定されている。

地盤の液状化による公共・公益施設の機能障害を最小限にするため、各施設の管理者等は、施設

の設置にあたって、当該地盤の特性を考慮して地盤改良、基礎杭の打設等により、被害を防止する対策を適切に実施する。

第5 市街地対策

1 市街地の整備

狭隘で緊急車両が通行できない道路については拡幅等の道路整備を計画的に実施するなど、健全な市街地の造成と防災機能の一層の充実を図る。

2 公園の整備

都市公園や緑地は、市街地において緑のオープンスペースとして、住民のレクリエーションやスポーツ等の場として重要な役割を持っている。

都市公園の適切な配置及び量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、今後も小規模の公園も含めて都市公園の新設、既設公園の拡充、再整備を積極的に推進するとともに、緑地空間の確保及び保全を図る。

3 緑化の推進

（1）避難場所等の緑化

災害時に避難場所として利用される公共施設・学校等の緑化に際しては、樹木の延焼阻止機能等を生かし、常用広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い緑地の整備に努める。

（2）災害に強い緑づくり

樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで緑化を推進し、災害に強いまちづくりを推進する。

第3節 大震火災対策推進計画

地震発生時には、火源や着火物の転倒、落下、接触等により、同時に多くの火災が発生し、時間、季節、風向によっては、延焼が拡大する可能性もある。

市は、出火、延焼拡大予防のため、初期消火等の指導の徹底、消防力の充実強化及び消防水利の整備を図る。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第2章第5節「消防予防計画」の定めるところによる。

第1 出火予防対策の推進

1 家庭に対する指導

市は、「市民防災マニュアル」等を配布し、また自主防災会等を通して家庭に対して消火器具・消火用水及び防火思想の普及徹底を図る。

また、次の事項について指導し、初期消火活動の重要性を認識させ、地震発生時における災害予防の徹底を図る。

家庭への周知事項

- ①地震防災に関する知識の習得
- ②家庭における防火防災計画の策定及び住宅用火災警報器の設置の推進
- ③耐震自動消火装置付き石油燃焼器具、及び耐震自動ガス遮断装置付きガスメータ並びに安全装置付きガス燃焼器具及び電気用品等の火災予防装置
- ④防災訓練等への積極的参加の促進

2 建築同意制度の効果的活用

東山梨消防本部は、建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安全性を確保できるよう、建築基準法第6条に基づく建築確認申請と同時に、消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行い「地震災害に強いまちづくり」を推進する。

3 防火対象物の防火体制の推進

- (1) 不特定多数の者が利用する防火対象物については、火災が発生したとき、危険が大きい。
このため、東山梨消防本部は、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選定させ、その者に震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、当該対象物における防火体制の推進を図る。
- (2) 防火管理者は、消防計画に基づく消火、避難等訓練の実施、消防設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行う。
- (3) 防火対象物について、消防法の規定に基づく消防用施設等の設置に対する指導の徹底を図る。

4 予防査察の強化指導

東山梨消防本部は、消防法に規定する予防査察を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災発生の排除に努め、予防対策の万全な指導を行う。

5 危険物等の保安確保の指導

東山梨消防本部は、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配備、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について、必要の都度消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

なお、東山梨行政事務組合火災予防条例に規定されている少量危険物等の管理及び取扱いについても、所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努める。

6 防火防災思想、知識の普及強化

市は、防災関係機関、関係団体等の協力を得て、各種防災訓練や防災週間をはじめ、各地で開催される消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火防災思想並びに知識の普及に努める。

第2 延焼予防対策の推進

1 初期消火体制の確立

市は、地震直後には、交通障害等により消防自動車の活動が制限されることが予想されるため、地震直後の初期消火に対応するため、自主防災会に防水用水、可搬式小型動力ポンプ等を整備する。

また、山梨消防署、消防団及び自主防災会の有機的な連携による初期消火体制の確立を図る。

(1) 市は、危険地域、住宅密集地等における耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、既設の防火水槽についても耐震化されていないものについては耐震化し、地震発生時の水利の確保を図る。

(2) 市は、耐震性貯水槽の適正配置を積極的に推進するとともに、河川、池等の自然水をはじめ、プール、井戸等も消防水利として利用できるよう、年次計画に基づき施設整備を進める。

また、消防水利の位置が地域住民等に明確化できるよう、消防水利の表示等を行う。

2 消防力等の充実整備

(1) 消防力の充実整備

市は、警戒宣言発令時、又は地震発生時の速やかに部隊を編成し、消火活動が行えるよう、消防組織と消防力の充実整備を図る。

また、同時多発火災、交通障害、水利の破損等の特徴を持つ地震災害に対応して、施設整備事業（起債事業）等により、計画的に消防施設等の整備を推進する。

資料編 ・ 消防施設等実施計画一覧

(2) 応援協力体制の整備

本市は、近隣市町村と消防相互応援協定を締結しているが、大規模地震発生時にも迅速に応援要請ができるよう、連絡体制の整備を図る。

資料編 ・ 応援協定締結先連絡担当部署一覧
・ 山梨市・甲州市・笛吹市消防団消防相互応援協定書

第4節 生活関連施設の安全対策推進計画

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、ライフライン施設の耐震性の確保を図るとともに、代替性の確保を進めるものとする。

第1 水道施設安全対策の推進

「山梨県東海地震被害想定調査報告書」によると、地震発生直後には3,319戸(26.9%)が断水すると想定されている。

市は、水道施設の一層の耐震化を図り、水道水の安全供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図るものとする。

1 水道施設の被害予想

取水、配水池、調整池等の基幹施設については、構造自体が耐震性を考慮して造られているので大きな被害は考えられないが、配・送水管は、創設当時布設された地震に弱い石綿セメント管がほとんどであるので被害が発生するおそれがある。

2 水道水の確保

- (1) 取水、浄水、配水施設等の耐震性の強化を図り、消毒施設を併設した予備水源の確保と貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁装置を設置するよう努める。
- (2) 緊急時用貯水槽や大口径配水管の整備により、貯水機能の強化に努める。

3 送・配水管の新設、改良

送・配水管の敷設にあたっては、耐震性の高い管を採用し、水管橋等特に必要な部分には耐震工法を施すほか、石綿セメント管等の老朽管は計画的に布設替えを推進し、送・配水管の耐震性の強化に努める。

4 配水系統の相互連絡

2以上の配水系統を有する水道施設にあつては、幹線で各系統相互の連絡を図るよう努める。また、隣接の水道事業者間で協定を締結し、緊急連絡管を整備して相互援助給水を行いうるよう努める。

5 電力設備の確保

水道施設用電力の停電に配慮した受電設備（自家用発電機を含む。）の整備に努める。

6 復旧工事用資機材の整備

復旧工事を速やかに施工するために、あらかじめ必要な復旧工事用資機材を備蓄する。また、平時から製造業者と工事用資機材の優先調達体制の確立や、隣接の水道事業者との応援協力体制の確立に努める。

7 応急給水用機材の備蓄

災害時に、迅速な応急給水活動ができるよう、給水タンク等の整備に努める。

第2 下水道施設安全対策の推進

市は、下水道施設のより一層の耐震化を図り、排水及び処理機能を確保するとともに、下水道の

有する施設、資源を活用し地域の防災機能の向上を図るため、次の対策を実施する。

1 下水道施設の被害予想

基幹施設である処理場（峡東浄化センター）は広域で利用し、（公財）山梨県下水道公社が管理している。機能維持のため順次耐震化を進めており、被害は少ないものと予想されるが、市が管理する管路施設については、継手部のズレ、ひび割れ等の被害が一部発生するものと予想される。

2 耐震性の向上

下水道施設設置場所周辺地盤の液状化判定を行うとともに、管継手部を抜けにくい構造とし、継手部には可とう性継手の採用により耐震性の向上を図り、震災時の被害軽減に努める。

3 災害時における処理機能の確保

基幹施設は、被災したときにも必要最小限の処理が行えるよう応急対策を加味した整備を図る。また、水道、電気が被災したときでも下水道としての機能を確保するための対策に努める。

さらに、電力供給の停止に備え、マンホールポンプ用の可搬式発電機を整備する。

4 施設の維持管理

点検等による危険箇所の早期発見とこれの改善を行い、施設の機能保持を図る。

5 協力体制の確立

下水道施設の機能維持を図るため、点検計画を定め、これに基づいて施設、機器の保守点検に努めるとともに、応急復旧用資材、車両等について指定工事業者等と連絡協力体制を確立しておく。

第3 電気施設安全対策の推進

東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社は、地震発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の予防対策を実施する。

1 電力供給施設の耐震性確保

電力供給施設は、各法令、基準に基づいた耐震設計がなされているが、既往災害例等を参考に、各施設の耐震性の確保を図る。

2 防災資機材及び緊急用資材の整備

災害時に備え、復旧用資材、各種工具、車両等の防災用資機材の整備を図るとともに、無線設備の整備を図る。

3 要員の確保

(1) 緊急連絡体制の整備

(2) 交通途絶時等の出動体制の確立

第4 ガス小売事業（旧簡易ガス）安全対策の推進

簡易ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施する。

1 施設・整備の安全確保

(1) 保安規程（旧簡易ガス）に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施する。

- (2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化を図る。
- (3) 特定製造所の耐震化の促進及びボンベ転倒阻止措置の強化を促進する。
- 2 災害発生時の留意事項の広報の徹底
 - ガス小売事業（旧簡易ガス）の場合、個別の使用者の適切な対応が二次災害防止に大きな役割を果たすことから、ガス使用者に対して、地震発生時の知識普及に努める。
- 3 要員の確保
 - 緊急連絡体制の整備を図るとともに、地震防災に係る訓練を実施する。

資料編 ・ 市内簡易ガス事業者一覧

第5 液化石油ガス安全対策の推進

液化石油ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施する。

- 1 施設・設備の安全確保
 - (1) 地震防災規定等に基づく自主点検及び訓練の実施
 - (2) 緊急遮断弁等耐震機器及び消火設備の整備
 - (3) 容器・収納庫の耐震化の促進及び容器転倒防止措置の強化促進
 - (4) 保安要員の確保
- 2 連絡体制の確立及び応急用資機材の整備
 - (1) 緊急用の社内及び関係団体との連絡体制の整備
 - (2) 応急用資機材、工具類の整備
- 3 消費先の安全確保
 - (1) 容器転倒防止措置の強化
 - (2) 地震防災機器の設置促進と消費者啓発の強化
 - (3) 消費者に対する地震発生時におけるガス栓及び容器バルブ閉止等の緊急措置及び二次災害防止のための知識啓発
 - (4) 消費者との通報連絡体制を整える。

第6 通信施設安全対策の推進

東日本電信電話(株)山梨支店は、地震発生時の電気通信の途絶及び混乱等を防止するとともに、被災した電気通信施設の早期復旧のため、次の予防対策を実施する。

- 1 施設・設備の安全確保
 - (1) 電気通信施設の耐震化
 - (2) 主要伝送路の他ルート・分散化
- 2 通信途絶防止対策
 - 県内各地の公共的施設及び防災関係機関等へ緊急連絡のため無線電話を配備し、通信の途絶を防止する。
 - (1) 災害時優先電話の確保
 - (2) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

3 通信の輻輳対策

地震発生によって安否確認や見舞い電話等の殺到による通信機能のマヒ状態を防止するため、地震等災害発生時の通話規制措置実施における利用案内等の周知に努める。

4 応急復旧用資機材の配備

電気通信施設が被災した場合、早期に復旧活動ができるよう、各事業所へ応急復旧資機材等を配備する。

- (1) 車載型衛星通信地球局
- (2) 非常用移動電話局装置
- (3) 移動電源車及び可搬型電源装置
- (4) 応急復旧ケーブル
- (5) 特殊車両

また、大規模停電発生時に、電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、災害対応の拠点となる庁舎や病院等の人命に関わる重要施設が保有する非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行う。

5 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備
- (2) 交通途絶時等の出動体制の確立
- (3) 県外等からの全社的復旧支援体制の確立

第7 鉄道施設安全対策の推進

東日本旅客鉄道（株）は、地震発生時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の予防対策を推進する。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 耐震性を考慮した線区防災強化を促進し、耐震構造への改良を促進するとともに、地震発生時における要注意構造物の点検を実施する。

ア 橋梁の維持、補修

イ のり面、土留の維持及び改良強化

ウ トンネルの維持、補修及び改良強化

エ 建設設備の維持、補修

オ 通信設備の維持

- (2) 地震計の設置

地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図る。

- (3) 耐震列車防護措置等の整備

一定以上の震度を感知したとき、列車を自動的に、又は信号を発することにより停止させる耐震列車防護装置を整備する。

2 防災資機材の整備

- (1) クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類等の整備を図る。
- (2) 重機械類、その他必要な資機材の確保を図る。

3 要員の確保

- （1）緊急連絡体制の整備
- （2）交通途絶時等の出動体制の確立

第5節 地震災害の防止・軽減対策推進計画

都市化の進展等により、大規模な地震が発生した場合には、建築物・建造物等の倒壊・転倒・落下等により、甚大な被害の発生が予想される。このため、建築物の耐震性の確保対策、施設の安全対策等を推進し、被害の発生防止、軽減を図るものとする。

第1 公共施設災害予防対策

1 老朽建築物の改築促進

老朽度の著しい建物については、市の整備計画に併せて改築の推進を図る。改築にあたっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建物の促進を図る。

建物の定期点検等を実施して、破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

2 市有施設の耐震診断・耐震補強

災害応急活動の拠点となる市庁舎、避難所となる学校等の市有施設等は耐震化を行ってきたが、残りの指定避難所となっている学校等やその他の市有施設等を優先して耐震調査を実施し、必要に応じて耐震補強を実施する。

また、これ以外の耐震改修の必要が認められる建物については、緊急度や建替計画等を考慮する中で、順次、耐震補強を実施する。

3 建替時等の留意事項

改修や建替え、あるいは新築の際には、耐震化を図るのはもちろんのこと、スロープ化等による段差解消や、手すり・障害者用トイレ・点字ブロック等の設置等、高齢者や障害者に配慮したものとする。

4 建物以外の施設の補強及び整備

(1) 建物以外の施設の定期点検及び臨時点検を実施し、危険なものには必ず補強工事を実施するとともに、移動しやすいものは格納するなどして災害の防止に努める。

(2) 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。

5 公共施設の災害予防対策の推進

公共施設等の耐震性の強化並びに不燃化等の促進を行う場合には、県の公共施設防災計画に準じて実施するものとする。

また、学校施設の安全確保を図るとともに、避難所としての機能を確保するため、市立小中学校の校舎や体育館の耐震化及び非構造部材の落下防止対策の推進に努める。

6 医療施設の耐震化の促進

山梨県医療機関耐震改修促進計画に基づき、医療活動の拠点となる病院の耐震改修等を促進する。

7 その他の施設の耐震化の促進

社会福祉施設等の耐震化を促進する。

第2 一般建築災害予防対策

建築物全般及び特定の工作物（一定の高さ以上の擁壁、煙突及び遊戯施設等）の安全性の確保については、建築基準法及びその他関係法令の関係防災規定等により、その設計段階等において審査、確認、指導が行われ、その実効が図られているところである。

しかし、県が発表した「山梨県東海地震被害想定調査報告書」によると、本市における建物の86%以上が木造住宅で、しかも多くが建築年代の古いものとなっている。また、本市の死傷原因は、ほとんどが建物被害によるものとされている。

このため、市は、地域住民に対して建築物の耐震性についての啓発を次により推進していく。

1 木造住宅耐震診断等の促進

昭和56年以前に建築された木造住宅への耐震診断の実施、また当該耐震診断の結果に基づく耐震改修工事の実施について県の補助が受けられるため、市は、市ホームページや広報紙等を通じて、住民に対して当該事業の周知を図り、既存木造住宅の耐震診断の実施、また耐震改修工事の実施を促進し、地震に強いまちづくりを推進する。

2 簡易耐震診断の実施促進

市は、広報紙等により県ホームページに掲載されている「簡易耐震診断表」の周知を図り、住民自らによる自宅の自己診断の実施を推進する。

3 耐震性に関する知識の普及

市は、建築物の耐震性強化に関する知識を普及させるため、広報誌やパンフレットの配布等により、耐震補強等の重要性を啓発していく。

4 地震相談窓口の利用

必要により、建設課に「地震相談窓口」を開設し、住民の地震に関する相談に応じるものとする。

なお、県は、建築住宅課、各建設事務所及び建築士会に「地震相談窓口」を開設し、県民の相談に応じているほか、パンフレットやホームページ等において情報提供を行っているので、市は、広報紙等により県の当該サービスの周知を図るものとする。

5 講習会等の開催

建物の耐震性の向上を推進するため、また耐震性確保の重要性を住民に周知を図るため、講習会等を開催する。

第3 ブロック塀・石塀等対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震では、建物の損壊と電気、ガス、水道等ライフラインの障害等大きな被害を生じたが、特に多くのブロック塀・石塀が倒壊し、新たな災害要因としてその危険性が注目された。しかしながら、建築基準法に基づき施工されたものは被害を受けていなかったことから、建築基準法の規定を遵守した構造とするよう指導していく。

また、特に通学路・避難路沿い及び避難場所周辺のブロック塀等については、その安全性の確保を啓発するとともに、倒壊のおそれのあるものに対しては、改善や生け垣化等の措置を啓発、推奨していく。

震災の発生に備え、倒壊の危険のあるブロック塀等の所有者に、撤去・改修を促すため、社会資

本整備総合交付金が活用できる補助制度（上限 20 万円）を創設し、ブロック塀等の安全確保対策に取り組んでいく。なお、詳細は「山梨市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付要綱（令和2年8月）」によるものとする。

第4 落下・倒壊危険物対策

道路上及び周辺の建築物が落下、倒壊することによる被害を阻止し、避難路、緊急輸送路を確保するため、道路管理者、公安委員会、電力会社、電信電話会社は、それぞれ道路周辺等の建築物等の点検、補修、補強を行うものとする。

また、市は、県と連携して下記物件等の設置者等に対し、同様の措置を実施するよう指導・啓発する。

物件等	対策実施者	措置等
横断歩道橋	道路管理者	耐震診断等を行い、落橋防止を図る。
交通信号		施設の点検を行い、危険の防止を図る。
枯街路樹等		樹木除去等適切な管理措置をとる。
電柱街灯等		点検を実施し、倒壊等の防止を図る。
アーケード等		新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各管理者による点検、補強を実施する。
看板広告物		安全管理の実施を許可条件とする。
ブロック塀	所有者	点検を実施し、危険なものは改良工事を行う。新設にあたっては安全なものを設置する。
ガラス窓	所有者・管理者	落下等により通行人に被害を与えないよう補強する。
自動販売機		転倒等で道路の通行、安全に支障のないよう設置する。
樹木・煙突	所有者	倒壊のおそれのあるもの、不要のものは除去する。

第5 危険物施設等災害予防対策

震災時における危険物施設等からの火災、爆発、漏洩等による被害の発生及び拡大を防止するため、次の対策を推進する。

1 市の措置

市は、山梨消防署と連携して、各種法令及び技術基準法に基づく安全確保対策を、施設等の維持管理及び危険物等の生産、流通、貯蔵・取扱いの実態に即して徹底させるため、事業者に対して、防災指導、査察、検査等により、次の地震対策を指導する。

- (1) 施設の耐震化の促進
- (2) 緊急措置作成に対する指導
- (3) 関係行政機関、関係団体との密接な連携
- (4) 地震防災教育、訓練の充実

2 事業所の措置

事業者は、自主保安体制の充実のため、次の地震対策を実施するものとする。

- (1) 自衛消防組織の充実強化
- (2) 防火資機材の整備充実

第6 被災建築物応急危険度判定体制の整備

市は、市職員、市内建築士等を対象に応急危険度判定士養成のための講習会等への参加を積極的に促し、被災建築物応急判定士の養成・登録を推進する。

第7 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、市は、その制度の普及促進に努める。

第6節 防災施設及び防災資機材の整備・拡充計画

一般災害編第2章第4節「防災施設及び防災資機材の整備・拡充計画」を準用する。

第7節 広域応援体制整備計画

大規模地震発生時に、迅速な応援要請により適切な応急対策が実施できるよう、応援体制の整備を行う。

第1 応援協定締結状況

本市の応援協定締結状況は、次のとおりである。

資料編 ・ 応援協定締結先連絡担当部署一覧
・ 応援協定等に基づく要請内容一覧

第2 協定の充実等

1 協定内容の見直し

市は、協定締結市等と、締結している相互応援協定内容を適宜見直し、内容の充実を図る。

2 防災訓練等の実施

平時から協定締結市との間で、防災訓練、情報交換等を実施し、災害時における協力・連携体制の強化を図る。

3 協定締結の推進

市は、近隣市等と応急活動及び復旧活動に関する相互応援協定の締結促進に努めるとともに、大規模地震発生時には近隣市町村も同時に被災するおそれが高いため、同時に被災する可能性の少ない県内外の市町村との相互応援協定の締結について、今後検討を図っていく。

第3 応援要請等の整備

1 応援要請手続き等の周知

災害時において、協定締結市等への応援要請等の手続きが円滑に行えるよう、あらかじめ関係職員に要請手続き、要請内容等の周知を図っておく。

2 受入体制の整備

他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、消防防災班は平時から管内地図や消防水利位置図等を準備しておくとともに、消防防災班長を応援部隊との連絡責任者に定めるなど、受入体制の整備を図る。

3 その他

応援要請方法等の具体的な対策は、一般災害編第3章第3節「応援要請計画」の定めるところによる。

第8節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進計画

地震防災応急対策及び災害応急対策の円滑な実施のため、危機管理対策に携わる市職員の資質を高め、防災関係機関の職員に対する防災教育の徹底を行う。特に、先進自治体等の研究、調査を実施するなど、防災知識の向上を図る。また、自らの安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民がその自覚を持ち食料・飲料水等の備蓄など、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また住民が、災害時には初期消火や近隣の負傷者及び避難行動要支援者の支援、避難所で自ら行動、あるいは市町村等の防災活動に協力するなど防災への寄与が必要となる。このため、県や市町村は、防災に携わる職員の資質を高めることと合わせて、住民に自主防災思想の普及を図っていく。

この際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点や多様な性にも十分配慮するよう努める。

さらに、初期消火、近隣負傷者の救出救護、避難支援等災害時に活躍する自主防災会の育成強化に努める。

第1 防災知識の普及

1 市職員に対する教育

市は、職員に地震災害応急対策及び警戒宣言発令時対策に万全を期すため、次の事項について研修会等により防災に関する教育を行う。また、職員が積極的に地震防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施できるよう、「職員防災マニュアル」等を作成・配布し、災害発生時に必要な知識や心構え等の普及啓発を図る。

市職員への教育内容

- ①地震に対する基礎知識
- ②南海トラフ地震、南海トラフ地震に関連する情報とこれに基づく措置及び情報伝達
- ③市及び各機関が実施している地震対策と課題
- ④南海トラフ地震に関連する情報が出されたとき及び地震が発生したときに具体的にとるべき行動に関する知識（職員の動員体制、任務分担等）
- ⑤緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得
- ⑥その他

※④については、年度当初に職員に周知徹底する。

2 住民に対する防災知識の普及

市は、住民が、防災週間、防災訓練等を通じて、災害発生時に的確な判断に基づいた行動がとれるよう、次により地震発生時の場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動等について、より具体的な手法により、実践的な教育や防災知識の普及を図る。

（1）普及の方法

- ア 「広報やまなし」の活用、防災関係資料（「市民防災マニュアル等」）の作成・配布
- イ 市ホームページ・SNS等の活用、山梨CATV(株)への協力依頼

- ウ 生涯学習の場の活用
- エ 県立防災安全センターの活用
- オ 講演会等の開催、自主防災会に対する指導
- カ SNSを利用した防災・気象情報の配信

（2）普及内容

- ア 南海トラフ地震（東海地震）及び地震に関する基礎知識
- イ 危険地域及び避難方法や避難生活に関する知識
- ウ 南海トラフ地震に関連する情報の内容等及び情報の正確な入手方法
- エ 警戒宣言が発せられたとき及び地震発生時の行動指針、応急対策に関する知識
- オ 防災関係機関が講じる地震防災応急対策の概要
- カ 住宅の耐震診断と補強、応急手当、家具の固定、火災予防、非常持ち出し品の準備等、平時における準備
- キ 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得
- ク 災害伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識
- ケ 過去の災害に係る教訓
- コ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

3 幼児、児童・生徒等に対する教育

市は、幼児、児童・生徒に対し、災害に関する過去の教訓を生かした防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して地震発生時の避難、保護の措置について、防災知識の普及を図る。

4 防災関係機関による防災知識の普及

JR東日本、東日本電信電話㈱、東京電力パワーグリッド㈱、ガス会社等の防災関係機関は、それぞれの地震防災対策及び利用者にとるべき措置等について、防災知識の普及を図る。

5 企業防災の促進

企業は、地震発生時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献、男女共同参画の視点を重視した対応等）を十分認識して、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、地震発生時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組やを通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

国、地方公共団体及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の

防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、国及び地方公共団体は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

事業所における自主防災活動は、概ね次のとおりである。

○防災訓練の実施	○火災その他災害予防対策
○従業員等の防災教育	○情報の収集、伝達体制の確立
○施設及び設備の耐震性の確保	○避難対策の確立
○飲料水、食料、生活必需品等の備蓄	○市の防災活動への協力

第2 自主防災会活動の推進

大規模地震の際には、次のような事象が起こり、防災関係機関の活動が困難になることが予想される。

地震発生時に予想される事象
①電話が不通になり、出動指示・通報等が困難になる。
②道路が遮断され、消防活動、救出活動等の迅速な応急活動が困難になる。
③各地で同時に火災が発生し、消防力が分散される。
④水道管の破損や停電等により、消防活動、情報の確保等が困難になる。

このような状況の中で、被害の防止又は軽減を図るには、住民の自主的な防災活動が必要になる。

このため、市は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」趣旨のもと結成された自主防災会の充実強化を推進する。

市及び各地区の自主防災会は、大規模地震発生時に自主防災会が組織的な防災活動ができるよう、次のような措置を行うことによって組織の充実強化を図るものとする。

1 自主防災会の構成及び活動

(1) 構成と災害時の活動

自主防災会は、行政区等を母体として組織し、地域の実情に応じて編成するが、概ね次のとおりとする。

会 長	情報連絡班	・正しい情報の収集、伝達 ・ボランティアに対する被災地のニーズの把握
	初期消火班	・火気の使用禁止、出火状況に応じた迅速な消火
	救出救護班	・資機材を活用し、被災者の救出
	避難誘導班	・危険箇所を避けて指定緊急避難場所等への迅速、安全な避難
	給食給水班	・飲料水、非常食品の確保、炊き出し

（2）平時の活動

平時には概ね次のような活動を実施し、地域の防災力の向上を図る。

平時の活動内容	
○防災知識の普及	○防災用資機材の備蓄
○防災訓練の実施	○情報の受伝達体制の確立
○地域の危険物の点検	○地域内の要配慮者の把握
○災害危険箇所の調査	○防災マップの作成・配布等

2 市の事業

市は、地域の防災活動の推進や組織強化を図るため、自主防災会が行う防災訓練、また自主防災会の運営に対して補助を行っている。

市は、当該補助事業の活用を推進し、地域防災力の強化に努めるものとする。

3 市の指導

市は、防災関係機関と連携して次の措置を推進し、自主防災会の充実強化に努める。

- （1）防災訓練を通じ、防災用資機材の使用方法、避難方法の習得
- （2）消防署で行う普通救命講習等への参加促進
- （3）県立防災安全センター等を活用した研修会の開催等による自主防災会指導者の育成（研修には女性の参画の促進に努める。また、研修内容は男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容とする。）
- （4）自主防災会と東山梨消防本部及び消防団の連携による防災訓練の実施
- （5）市は県と連携し、自主防災組織の育成強化を図り、消防団とこれらの組織との連携などを通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、資格取得講座の開催や研修会を開催することにより、地域における防災啓発活動や住民主体の防災対策を積極的に推進できる人材を養成するとともに、地域住民が地域の防災訓練など防災活動に参加するように促す。
- （6）衛生や育児・介護のニーズやプライバシーの問題等にきめ細やかに対応していく必要があるため、女性の積極的な参画を進める。特に平常時から女性の避難所運営リーダーを育成し、女性の視点から、避難所の運営に必要な設備等を事前に検討するとともに、災害時にも避難所運営において、指導力が発揮できるように努める。
- （7）市は、自主防災組織の活動を推進し、防災資機材等の配備についても計画的に行うなど、自主防災組織の育成強化に努める。
- （8）市は、それぞれの地区の実情に応じて居住者や事業者が共同して行う防災活動に関して規定した「地区防災計画」を、地区居住者等からの計画提案により作成が進められるように、地区を積極的に支援・助言する。

4 地区防災計画の策定

自主防災組織は、災害時等に迅速且つ的確な活動を行うために、市の一定の地区内の居住者等が行う自発的な防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）の策定の促進に努め、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進を図る。

市防災会議において、地区居住者や自主防災組織等から地域防災計画に地区防災計画を定める提案が行われた時は、当該計画提案を踏まえて、本計画に地区防災計画を定める必要があるかど

うかを判断し、地区居住者等の自発的な防災活動の内容を最大限尊重した上で、その必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

市は、地区防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域における防災体制の強化に関する事項等の地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めることとする。

第9節 災害ボランティア育成強化計画

阪神・淡路大震災において、災害ボランティアの活動が地震災害の軽減に大きな役割を果たすことが明らかにされた。

災害ボランティアは、自主防災会等既存の防災体制を補完し、効果的な地震対策を推進するうえで大きな役割を果たすことが期待される。

市は、県、市社会福祉協議会等と連携のもと、災害ボランティアの育成強化に努める。

第1 災害ボランティアの登録

市は、市社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアの登録を推進する。

第2 災害ボランティアの育成

1 活動内容の周知

市は、研修会の実施、市が実施する防災訓練への参加等により、災害時における災害ボランティアの活動内容等の周知を図る。

2 関係機関と連携した災害ボランティアの育成

現在、県や日本赤十字社山梨支部において災害ボランティアの育成が行われており、また平時にはボランティア登録及び研修、災害時にはボランティア活動の調整等のため、山梨県社会福祉協議会等が組織する山梨県災害救援ボランティア本部が設置される。

市においても、平時から県及び関係機関と連携して災害ボランティアの育成に努める。

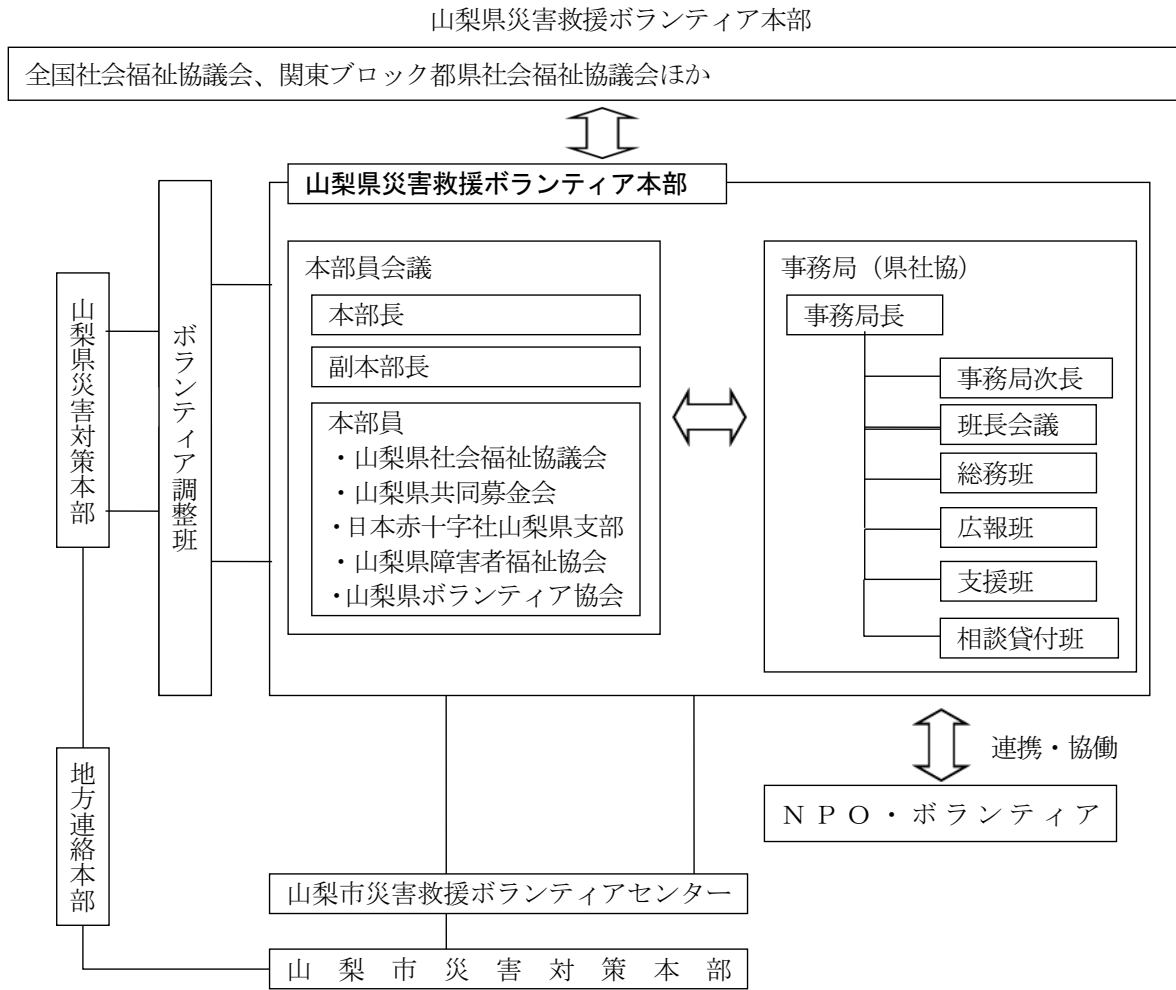
3 ボランティア団体等の組織化の推進及び啓発

市は、市社会福祉協議会と連携して地域ボランティア団体等の組織化を推進し、その連絡会等を通じて地域の防災に関する知識の普及、啓発を図り、災害支援の意識を高める。

第3 災害ボランティアの活動内容

災害時に災害ボランティアが行う活動は、概ね次のとおりである。

主な活動内容	
○災害・安否情報等の収集、伝達	○救援物資の仕分け
○炊き出し	○物資等の輸送
○応急救護活動	○避難所における物資配布
○高齢者・障害者等への支援及び介助	○外国人への通訳



第10節 防災訓練計画

一般災害編第2章第3節「防災訓練計画」の定めるところによるものとするが、南海トラフ地震（東海地震）の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画に基づく訓練を年1回以上実施するものとする。

第11節 要配慮者対策の推進計画

一般災害編第2章第16節「要配慮者対策の推進計画」を準用する。

第12節 防災拠点整備計画

一般災害編第2章第14節「防災拠点整備計画」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制計画

市は、地震が発生した場合に、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、被害の状況等により直ちに災害対策本部を設置し、県、防災関係機関等と緊密な連携のもと、応急活動体制を確立する。

第1 山梨市災害対策本部の設置

地震が発生し、災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、市長は、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、山梨市災害対策本部（以下「市本部」という。）を設置する。

1 市本部の設置基準

次の各号のいずれかに該当する場合に市本部を設置する。

- ①災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするとき。
- ②災害が広域な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき。
- ③震度6弱以上の地震が市内に発生したとき。
- ④「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。
- ⑤その他、市長が必要と認めるとき。

2 市本部廃止の時期

市本部は、市内において災害発生のおそれが解消したと認めたとき、又は市の地震災害応急対策が概ね完了したと認められるときに廃止する。

3 設置及び廃止の通知

市本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表する。

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通知及び公表先	連絡方法
庁内職員	庁内放送、電話、口頭
牧丘支所・三富支所	衛星携帯電話、消防無線、電話、FAX、連絡員
市出先機関	電話、FAX、連絡員
一般住民	市防災行政無線、広報車、市ホームページ、SNS、データ放送、CATVへの依頼、口頭（区長等を通じて）
近隣市町村	県防災行政無線、電話、山梨県総合防災情報システム（Lアラート）
県・県関係出先機関	県防災行政無線、電話、FAX、山梨県総合防災情報システム（Lアラート）
東山梨消防本部	県防災行政無線、消防無線、電話、FAX、山梨県総合防災情報システム（Lアラート）
日下部警察署	電話、連絡員、山梨県総合防災情報システム（Lアラート）
報道機関	電話、FAX、文書、口頭、山梨県総合防災情報システム（Lアラート）

4 市本部の標識の掲出等

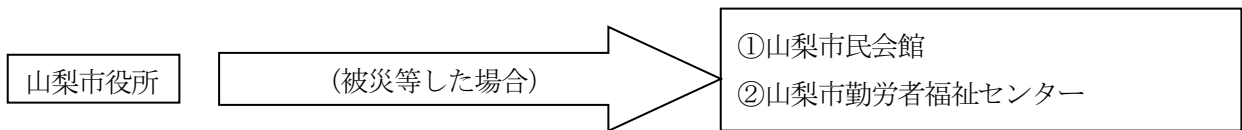
市本部を設置した場合は、市役所本庁舎に「山梨市災害対策本部」の標識を掲げる。

また、本部長、副本部長、現地本部長、各部長、各班長、各班員は、災害応急活動に従事するときは、それぞれ所定の腕章を着用し、自動車を使用する際には所定の標旗を自動車の前部に掲げるものとする。

資料編 ・ 山梨市災害対策本部活動要領

5 市本部の設置場所

山梨市役所西館4階第401会議室に設置する。ただし、本庁舎が被災した場合には、次の施設に設置する。



※上記の順番で市本部を設置

第2 市本部の組織、分掌事務等

市本部の分担任務、組織、分掌事務等は、一般災害編第3章第1節「応急活動体制計画」の定めるところによる。

第3 地震発生時の応急活動体制

市は地震による災害が発生したときは、法令又は本計画の定めるところにより防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る地震災害応急対策を速やかに実施する。

地震発生時の応急活動体制は、次のとおりである。

	震度4の地震発生時	震度5弱及び5強の地震発生時	震度6弱以上の地震発生時
勤務時間内の体制	1 市防災行政無線により市内一斉放送を行うほか、市ホームページにより周知を図る。 (1) 地震情報 (2) 地震防災対策 ア 火の始末 イ パニック防止 ウ テレビ等による情報収集 2 市内の被害状況等の情報を収集する。 3 県へ被害状況を報告する。	1 左欄の1～3を実施する（震度5強の場合には、県のほか消防庁にも報告）。 2 必要な場合には、遅滞なく市本部を設置する。 市本部の設置は、市長が決定する。不在の場合は次の順位で決定する。 (1) 副市長 (2) 教育長 (3) 防災危機管理課長 3 本部は山梨市役所西館4階第401会議室に設置する。	左欄の1～3を実施する。 なお、市役所が地震災害により使用不能の場合は、「山梨市民会館」又は「山梨市勤労者福祉センター」に市本部を設置する。

勤務時間外の体制	第1 配備体制により配備につく。	第2 配備体制により配備につく。	第3 配備体制により配備につく。
----------	------------------	------------------	------------------

第4 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

1 現地本部の構成

現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地本部の設置場所

現地本部は、必要に応じ、被災地に近い学校、公民館等公共施設に現地本部を設置する。この場合、できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とする。

3 現地本部の任務

現地本部は、防災関係機関と連携し、災害現場の被害状況の収集等、本部長の特命事項を処理するものとする。

4 県の現地災害対策本部との連携

市本部は、市内に大規模災害が発生し、県の現地災害対策本部が設置される場合は、県の現地災害対策本部を山梨市役所5階501会議室において受け入れ、密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。

第2節 職員配備計画

災害応急対策活動の実施に必要な人員を配備し、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第2節「職員配備計画」の定めるところによる。

第1 職員の配備体制

市職員の配備体制は、次の配備基準による。

災害対策本部配備基準

体制	配備基準	活動内容	配備要員
第1配備	1 震度4地震を観測したとき。 2 その他市長が配備を指示したとき。	1 地震情報等の収集・伝達 2 被害発生状況の把握 3 必要により住民への広報 4 震度4の地震を観測したときは、県に被害報告	次の所属は、2名以上の配備とする。 防災危機管理課、建設課、農林課、支所総務担当 ※上記以外の所属においても被害状況により必要な場合は、所属長の判断で配備につくものとする。
第2配備	1 震度5弱・5強の地震を観測したとき。 2 その他市長が配備を指示したとき。	1 地震情報等の収集・伝達 2 被害発生状況の把握 3 住民への広報 4 応急資機材の配備 5 防災関係機関との連絡 6 必要な応急対策活動の実施 7 震度5強以上の地震を観測したときは、県のほか消防庁にも報告	第1配備の所属を4名以上の配備とする。 上記以外の所属は2名以上の配備とする。 ※災害状況により必要な場合は、所属長の判断で配備につくものとする。
第3配備	1 震度6弱以上の地震を観測したとき。 2 その他市長が配備を指示したとき。	情報収集・伝達、避難、輸送、医療、救護等の応急対策活動の速やかな実施	各所属職員の全員の配備とする。

第2 職員への伝達及び配備

職員への伝達及び配備は、次により行う。

1 勤務時間内における伝達及び配備

(1) 伝達・配備

ア 大規模な地震が発生した場合は、震度に応じた自動配備とし、該当職員は、速やかに所定の

場所へ配備につくものとする。

防災危機管理部長（防災危機管理課長）は、本部長（市長）に連絡するとともに、庁内放送、電話等により職員への周知を図る。

イ 被害等の状況により、本部長が震度と異なった配備体制をとる決定をした場合は、防災危機管理部長は、直ちに関係部長に当該体制を通知するとともに、庁内放送、電話等により周知する。

関係部長は、防災危機管理部長から緊急連絡があった場合は、直ちに各班長に連絡し、班員にあらかじめ定められた所掌事務を行うよう指示する。

(2) 初動期における留意事項

各班員は、身の安全を確保しつつ次の事項に留意して冷静に所定の配備につき、応急対策を実施する。

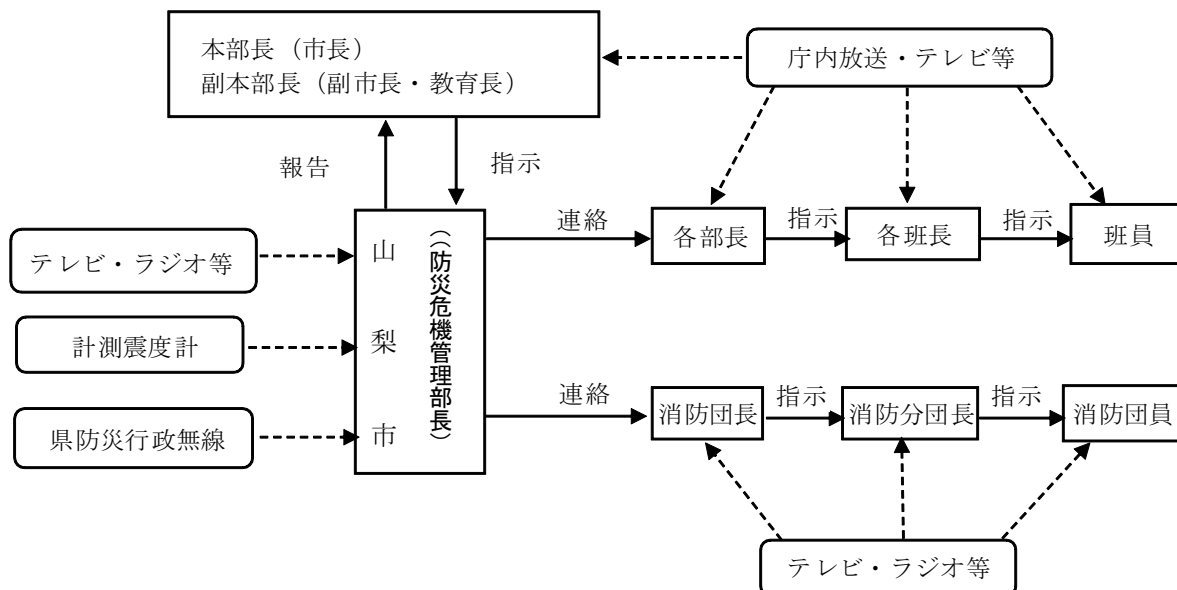
<p>配備時の留意事項</p> <p>①来庁者、施設利用者へのパニック防止措置、避難誘導</p> <p>②火災発生防止措置</p> <p>③余震による落下物への注意</p>
--

(3) 班員の服務

班員は、配備体制がとられた場合、次の事項を遵守するものとする。

<p>勤務時間内における遵守事項</p> <p>①常に地震に関する情報、市本部からの指示に注意する。</p> <p>②不急の行事・会議・出張等を中止する。</p> <p>③勤務場所を離れる場合には、所属班長と連絡をとり、常に所在を明らかにする。</p> <p>④災害現場に出動する場合は、所定の腕章を着用し、また、自動車には所定の標旗を使用する。</p>

勤務時間内における緊急招集系統



2 勤務時間外における伝達及び配備

(1) 市職員の対応

勤務時間外における職員の配備は、発生した地震の震度に応じて、緊急参集あるいは自宅待機とする。

なお、甚大な被害が発生し、配備体制の引上げ等により職員を緊急招集する場合には、緊急連絡系統に基づき緊急招集する。

ア 震度3の地震発生

各職員は、テレビ、ラジオ等で地震情報に注意するとともに、緊急配備命令にも対応できるように自宅待機する。

イ 震度4の地震発生

防災危機管理課・建設課・農林課・支所総務担当の指名されている職員は、市役所又は支所に速やかに参集し、地震情報の収集及び被害状況等の把握に努める。

ウ 震度5弱又は5強の地震発生

前記イの職員のほか、各課の指名されている職員は、速やかに市役所、支所に参集する。

エ 震度6弱以上の地震発生

全職員は、直ちにあらかじめ定められた市庁舎、支所等に参集する。

なお、初動活動要員に指名されている職員（徒歩で30分以内に駆けつけることのできる職員）は、速やかに市役所又は支所に参集し、初期応急活動にあたる。

初動期に必要な業務は、主に次のとおりである。

- (ア) 地震情報・被害状況等の収集、把握（県、消防署、警察等と連絡）
- (イ) 本部員会議の開催準備（管内地図、ホワイトボード、テレビ・ラジオ、標識、腕章等）
- (ウ) 住民への広報活動（余震等の二次災害の注意、デマへの注意等）
- (エ) 応急対策資機材の確保（手持ち資機材の確認、調達先のリストアップ）
- (オ) 指定避難所の開設（住民の避難状況、指定避難所の被災状況の把握）
- (カ) ライフラインの供給状況の把握（電気、電話、上・下水道等）

(2) 宿直者の対応

宿直者は、初期活動要員が登庁するまで、地震災害の情報収集、関係機関との連絡等を行う。

(3) 職員の参集

夜間に地震が発生した場合には、被害状況の把握等にも時間がかかり、また要員の参集も容易ではない。このため、被害の発生を覚知した場合、又は発生が予測される場合には、職員は自主的に市庁舎、支所等に参集する。

(4) 参集場所

職員は、直ちに庁舎等に参集する。

区 分	参集場所
本庁舎勤務職員	市役所
支所勤務職員	支所
指定避難所勤務職員	当該施設
保育園、幼稚園勤務職員	当該施設が所在する市役所又は支所

参集時の留意事項

① 参集時期

配備基準に該当する地震情報を覚知したときは、自主的に所属の勤務場所に参集する。

② 参集困難な場合の措置

災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの支所又は公共施設に参集し、支所又は各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。

また、負傷その他やむを得ない状態によりいずれかの施設にも参集が不可能な場合は、なんらかの手段をもってその旨を所属課長若しくは最寄りの施設責任者へ連絡する。

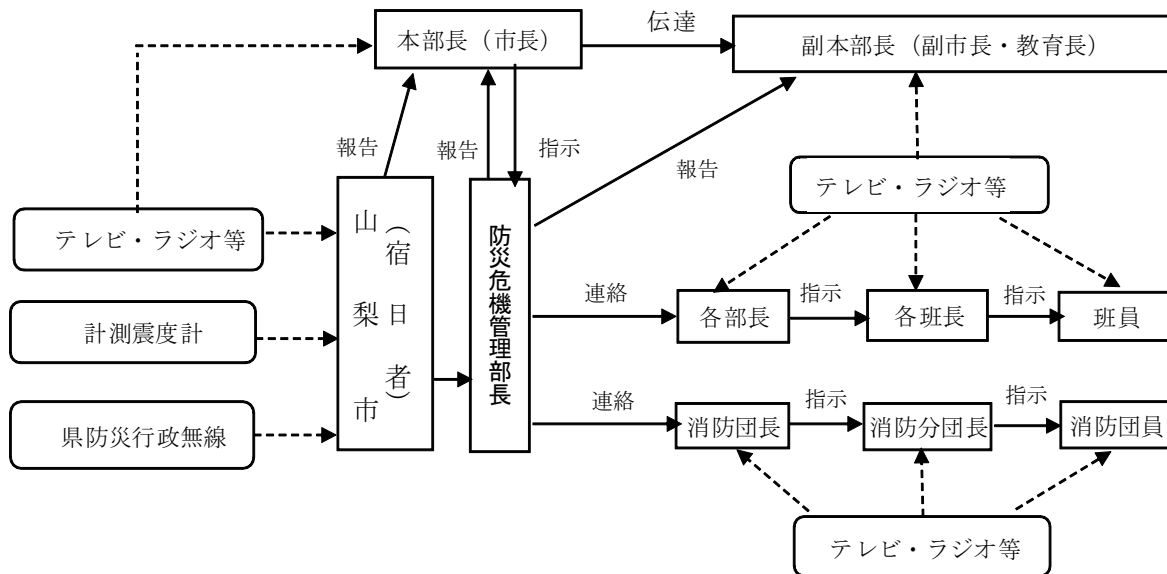
③ 参集時の服装等

応急活動に適した服を着用のうえ参集する。また、参集時の携行品は、身分証、手袋、懐中電灯等を努めて持参する。なお、職員は、速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れておくなど、平時から準備しておく。

④ 参集途上の情報収集

参集途上においては、可能な限り道路の通行可能状況、各地区被害状況等の災害情報の把握に努め、参集後直ちに所属長に報告する。

勤務時間外における緊急連絡系統



第3 部相互間の応援動員

災害応急対策を行うにあたって、対策要員が不足する場合は部内で調整するものとするが、部内の調整だけでは応急対策の実施が困難な場合は、次により他部からの応援を得て実施する。

1 動員要請

各部長は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して防災危機管理部長に要請し、実際の人員調整については防災危機管理部長が総務部（人事給与班）に指示を行う。

明示事項	
①応援内容	④出動場所
②応援を要する人数	⑤その他必要事項
③応援を要する日時	

2 動員の措置

総務部（人事給与班）は、応援要請内容により、緊急の応急活動事務が少ない部から動員の指示を行う。

応援のための動員指示を受けた部は、部内の実情に応じて、所要の応援を行う。

第3節 応援要請計画

一般災害編第3章第3節「応援要請計画」を準用する。

第4節 自衛隊災害派遣要請計画

一般災害編第3章第4節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

第5節 県消防防災ヘリコプター出動要請計画

一般災害編第3章第5節「県消防防災ヘリコプター出動要請計画」を準用する。

第6節 地震災害情報等の収集伝達計画

地震が発生したとき、効果的に応急対策を実施するうえで、地震情報（震度、震源、規模、余震の状況等）、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は不可欠である。

このため、市は、地震の規模や被害の程度に応じて、市の所有する通信手段、機材を効果的に用い、又は防災関係機関との連携により概括的な情報も含め多くの情報を収集し、被害規模の早期把握に努めるとともに、正確な情報や的確な指示等を職員・住民等に伝達するものとする。

第1 異常現象発見時の通報、伝達

1 異常現象発見時の通報、伝達

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市長又は警察官に通報する。通報を受けた市長又は警察官は、できるだけその現象を確認し実情把握に努めるとともに、関係機関に伝達する。

2 消防機関等への通報殺到時の措置

地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、市長はその状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。

第2 地震に関する情報等の伝達

1 甲府地方気象台による地震に関する情報等の伝達及び発表

甲府地方気象台は、気象庁本庁又は大阪管区気象台からの「地震・津波に関する情報」等に基づき、山梨県に關係する地震に関する情報等を伝達又は発表するものとする。ただし、通信手段の障害等により、本庁から情報等を適時に入手できず、緊急性が高く速やかな対応が必要であるときは独自に発表するものとする。

（1）地震情報について

情報等の種類	内 容	
①震度速報	発表基準	震度3以上
	内容	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
②震源に関する情報	発表基準	震度3以上（大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない）
	内容	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
③震源・震度に関する情報	発表基準	以下のいずれかを満たした場合 <ul style="list-style-type: none"> ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合

	内容	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
④各地の震度に関する情報	発表基準	震度1以上
	内容	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
⑤推計震度分布図	発表基準	震度5弱以上
	内容	観測した各地の震度データを基に、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
⑥長周期地震動に関する観測情報	発表基準	・震度3以上
	内容	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
⑦遠地地震に関する情報	発表基準	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測したとき
	内容	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波に関しても記述して発表。
⑧その他の情報	発表基準	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等
	内容	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

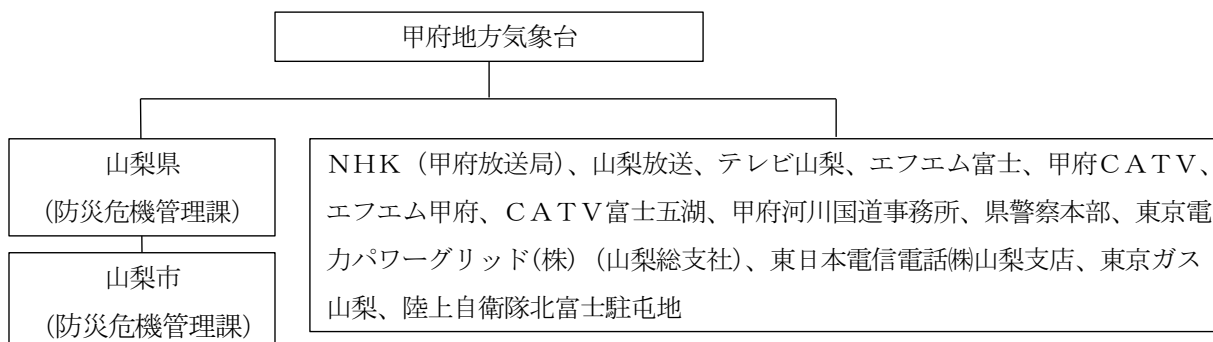
（2）甲府地方気象台が発表する地震情報の発表基準について

情報の種類	内 容	
①震度速報	発表基準	全国のいずれかで震度3以上を観測し、山梨県内で震度1以上を観測した場合
	情報の内容	震度3以上を観測した地域名と観測された震度
②震源に関する情報	発表基準	本州中部付近で震度3以上を観測した地震で、津波警報・注意報を発表しないとき。 ※本州中部付近（関東・甲信・北陸・東海地方及びその沿岸）
	情報の内容	震源要素（発生時刻・緯度・経度・深さ・地震の規模（マグニチュード）） 津波のない旨の付加文
③震源・震度に関する情報	発表基準	県内の最大震度3以上、隣接県で震度4以上、その他の地域で震度5弱以上を観測したとき ※隣接県（神奈川県・静岡県・長野県・埼玉県・東京都（島嶼部を除く））

地震編（第3章 災害応急対策計画）

	情報の内容	震源要素（発生時刻・緯度・経度・深さ・地震の規模（マグニチュード）） 震央地名、地域震度と震度3以上が観測された市町村名
④各地の震度に関する情報	発表基準	県内で最大震度1以上を観測したとき
	情報の内容	山梨県と隣接都県の震度 ※隣接県（神奈川県・静岡県・長野県・埼玉県・東京都（島嶼部を除く）） ※震源要素（発生時刻・緯度・経度・深さ・地震の規模（マグニチュード）） 震央地名、観測点ごとの震度
⑤地震回数に関する情報	発表基準	県内や隣接地域で活発な群発地震や余震活動があったとき ※県内と隣接地域（「山梨県東部・富士五湖」「山梨県中・西部」「神奈川県西部」「静岡県東部」「静岡県中部」「長野県南部」「長野県中部」「群馬県南部」「埼玉県秩父地方」「東京都多摩西部」「駿河湾」「駿河湾南方沖」「遠州灘」）
	情報の内容	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報、顕著な地震の震源要素更新のお知らせ等
⑥地震の活動状況等に関する情報	発表基準	伊豆東部で群発的な地震活動が発生した場合等に配信
⑦南海トラフ地震臨時情報及び南海トラフ地震関連解説情報	発表基準	南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合

(3) 伝達先



2 地震解説資料

甲府地方気象台は、山梨県内で震度4以上の揺れを観測したとき等に、防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

3 緊急地震速報（警報）

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は地震動特別警報に位置づけられる。

甲府地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得等の周知・広報に努める。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

4 地震情報の収集

市は、市庁舎に設置された計測震度計から震度を確認し、また気象庁の発表する正確な地震情報を県防災行政無線、テレビ・ラジオ等により一刻も早く入手し、速やかに地震発生後の初動体制をとることとする。

5 支所等への伝達

市本部は、支所、市出先機関にも収集した災害情報の共有化を図るため、速やかにデジタル簡易無線（登録局）、電話、衛星携帯電話等で伝達する。

支所等への主な伝達事項	
①地震情報（震度、震源、規模等）	③道路通行状況
②災害発生状況	④ライフライン供給状況

6 住民への地震情報の伝達

住民の不安を解消するとともに、適切な行動がとられるよう、市防災行政無線、市ホームページ・SNS等を活用して地震情報を伝達する。また、可能な場合は広報車により伝達する。

住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

伝達内容は、主に次のとおりとする。

住民への主な伝達事項
①地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）
②火災の発生、ガス爆発等に注意すること。
③電話・自動車の使用を自粛すること。
④テレビ、ラジオの地震情報に注意すること。
⑤被害が発生した場合は、直接又は区長を通じて市役所・支所に報告すること。
⑥被害状況に応じて自主防災会の活動を開始すること。

第7節 被害状況等報告計画

地震災害時に、災害応急対策を適切に実施するため、市は防災関係機関と相互に密接な連携を図り、迅速かつ的確に被害状況等を収集し、県等に報告するものとする。

第1 被害状況の調査

被害状況の正確な情報は、災害応急対策等の基礎的要件として不可欠のものであるので、市は、次により被害状況等を迅速かつ的確に収集して、早期に市内の被害状況等を把握する。

なお、収集・伝達にあたっては、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）の活用に努める。

1 初期段階に収集する情報

大規模な地震が発生した場合には、次の方法により速やかに被害状況等を収集する。

なお、収集にあたっては、人的被害の状況、建築物の被害状況、火災・土砂被害の発生状況等の情報を収集する。

（1）防災関係機関からの情報収集

各防災関係機関から次のような情報を収集する。

情報の種類	被害状況等収集先
①地震に関する情報	甲府地方気象台、県、報道機関
②火災の発生状況	山梨消防署、消防団、自主防災会
③死者、負傷者等の人的被災状況	山梨消防署、日下部警察署、市内医療機関（山梨市医師会）、県（県内市町村等の被災状況）
④ライフライン施設の被災状況及び応急復旧状況	東日本電信電話(株)山梨支店、東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社、(一社)山梨県LPガス協会、市水道課、峡東地域広域水道企業団、市下水道課
⑤道路、鉄道等の交通施設の被災状況及び交通支障状況	山梨県道路公社、峡東建設事務所、東日本旅客鉄道(株)日下部警察署
⑥堤防、護岸等の被災状況	甲府河川国道事務所、峡東建設事務所、消防団
⑦住民の避難状況	施設管理者、自主防災会、日下部警察署
⑧学校、医療機関等の重要な施設の被災状況	市教育委員会、施設管理者、山梨市医師会 峡東地区医療救護対策本部（峡東保健所）

（2）災害時優先電話による収集

消防防災班は、登録されている災害時優先電話を活用し、指定避難所等市の防災活動拠点施設を中心に、施設職員、施設自体、また施設周辺の被害状況等を把握する。

（3）自主防災会からの情報収集

各地区の自主防災会は、初期消火や救出活動とともに、地域の被害状況等を把握し、電話等により市本部又は支所に報告する。

（4）郵便局との情報の相互提供

市は、山梨郵便局とあらかじめ締結している覚書に基づき、市及び市内の各郵便局が収集し

た被害状況等の情報を相互に提供し、市内の被害状況等を把握する。

(5) 職員の登庁途中での情報収集

休日、夜間等の場合には、職員は、登庁途中における被害状況等の把握に努めるとともに、登庁後直ちに所属長に報告する。

資料編 ・ 災害時における山梨郵便局、山梨市間の協力に関する覚書

2 第2段階に収集する情報

(1) 各部班における被害状況調査

初期段階における被災状況の調査等により被害の規模を推定した後、各部班は関係団体等の協力を得て、所管の被害状況調査を実施する。

なお、被害状況の調査を行うにあたっては、今後の応急復旧活動等を行ううえでの重要な資料となり、また災害救助法の適用基準等の資料ともなるので、被害調査を行うにあたっては、できるだけ正確に被害状況を把握する。

担当		協力団体等	調査事項
実施部	調査責任者		
防災危機管理部	消 防 防 災 班 長		・ 一般被害及び応急対策状況の総括
総 務 部	人 事 給 与 班 長		・ 職員の被災状況
管 財 部	管 財 ・ 営 繕 班 長		・ 庁舎及び市有財産の被害状況
健康増進部	健康増進班長	医師会等	・ 医療機関の被害状況 ・ 負傷者・死者等人命に関する情報
環 境 部	施 設 管 理 班 長	甲府・峡東クリーンセンター	・ ごみ処理施設等の被害状況
観 光 部	観 光 班 長	観光協会	・ 観光施設、観光客の被害状況
農 林 部	農 林 ・ 農 地 班 長	農業委員会、農協、森林組合	・ 農作物、農業用施設の被害状況・林産物、林産施設の被害状況
	農 林 土 木 班 長		・ 農道、林道、農業用水路の被害状況
商工労政部	商 工 労 政 班 長	商工会、各事業所	・ 商工業関係の被害状況
建 設 部	市 営 住 宅 班 長	自主防災会	・ 市営住宅の被害状況
	管 理 ・ 土 木 班 長	土木委員会、建設協力会	・ 道路、河川、橋梁等公共土木施設の被害状況
都市計画部	公 園 班 長		・ 公園、動物園の被害状況
下水道部	工 務 班 長		・ 下水道施設の被害状況
子育て支援部	保 育 ・ 児 童 班 長		・ 保育園、保育児童の被害状況 (幼保連携型認定こども園も含む)
	子 育 て 支 援 班 長		・ 児童センター、その他管理施設の被害状況
福 祉 部	福 祉 班 長	民生委員・児童委員、社会福祉施設管理者	・ 社会福祉施設の被害状況
			・ 管理施設の被害状況
介護保険部	介 護 保 険 班 長	介護保険施設管理者	・ 介護保険施設の被害状況
水 道 部	管 理 班 長	自主防災会、水道建設協力会、牧丘町水道安全協力会	・ 上水道施設の被害状況
	工 務 班 長		・ 簡易水道施設の被害状況

学校教育部	学校教育班長	学校長	・幼稚園児、児童・生徒の被災状況
			・幼稚園、小・中学校の被災状況
生涯学習部	生涯学習班長		・社会教育施設の被害状況
	文化財班長	文化財所有者	・文化財の被害状況
	市民会館・図書館班長		・市民会館の被害状況
	根津記念館班長		・根津記念館の被害状況
	スポーツ振興班長		・社会体育施設の被害状況
支所	総務班長	自主防災会、農協、森林組合、建設協力会	・支所管内の道路、河川、農林・商工関係等の被害状況
各担当部	各担当班長		・所管施設の被害状況

（2）被害状況不明地区等への措置

各地区の被害状況は、防災危機管理部消防防災班長及び支所総務班等が地区の消防団及び自主防災会の協力を得て速やかに収集するものとするが、大規模な地震が発生し、地区全体が混乱して必要な情報の収集が困難な場合は、状況により調査班を編成して、被害状況の不明な地区又は不十分な地区に出動し、当該地区の被害状況を把握する。

（3）被害調査についての協力要請

市は、建物の被害状況を把握する場合、必要に応じて、山梨県家屋調査士会、山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に対して、協定に基づき、被害調査の協力を求めるものとする。

第2 被害状況等の取りまとめ

各部が収集した被害状況や関係機関から入手した情報等は、防災危機管理部長が取りまとめ、本部長に報告する。

第3 災害情報の報告等

1 県等への報告

本部長は、防災危機管理部長からの報告に基づき、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報を直ちに県に報告する。

ただし、通信の途絶等により県に報告が不可能なとき、又は震度5強以上の地震が発生した場合には、消防庁に直接報告する。

2 消防機関への通報殺到時の措置

市は、消防機関へ通報が殺到する情報を覚書したときは、その状況を直ちに電話により県へ報告する。

県への連絡先

名 称	電話番号	F A X 番号	県防災行政無線番号
県防災局防災危機管理課	055-223-1432	055-223-1429	(地上系) 99-2513 (衛星系) 200-2513
峡東地域県民センター	0553-20-2700	0553-20-2705	(地上系) 9-300-2021 (衛星系) 916-300-2021

消防庁への連絡先

回線別		区分	通常時 (9:30~18:15) ※消防庁応急対策室	夜間・休日等 ※消防庁宿直室
		NTT回線	電 話	03-5253-7527
F A X	03-5253-7537		03-5253-7553	
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	916-048-500-90-49013	916-048-500-90-49102	
	F A X	916-048-500-90-49033	916-048-500-90-49036	

3 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、本部の設置状況等を連絡し、応援の必要性を連絡する。

4 報告の種類・様式

市は、県の定める「被害情報収集・伝達マニュアル」に基づき、次により県等に災害報告を行う。

(1) 「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告

市は、火災・災害等の即報にあたっては、次の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告する。ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められる。

- ア 火災等即報・・・・・・・・・・第1号様式及び第2号様式
- イ 救急、救助事故報告・・・・・・・・第3号様式
- ウ 災害即報・・・・・・・・・・第4号様式(その1、2)

(2) 「災害報告取扱要領」に基づく被害報告

市は、「災害報告取扱要領」に基づき、把握した被害状況について必要な事項を県に報告する。

- ア 災害確定報告・・・・・・・・・・第1号様式
- イ 災害中間報告・・・・・・・・・・第2号様式
- ウ 災害年報・・・・・・・・・・第3号様式

(3) 県指定に基づく被害報告

県指定に基づく被害の報告は、次の様式によって行う。なお、報告ルートは、一般災害編第3章第7節「被害状況等報告計画」の定めるところによる。

- ア 市町村被害状況票(様式3-4-2)
- イ 市町村災害対策本部等設置状況・職員参集状況票(様式3-4-5)
- ウ 指定避難所開設状況一覧表(様式3-4-6)

資料編 ・「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式
 ・「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式
 ・県指定に基づく被害報告様式

5 報告項目の順位

災害の規模等により異なるが、被害状況の報告項目のうち、概ね人的被害及び住家の被害状況等を優先的に報告するものとする。

ただし、この順位によることができないときは、判明したものから逐次報告するものとする。

第4 被害程度の判定基準

被害程度の判定基準等は、一般災害編第3章第7節「被害状況等報告計画」の定めるところによる。

第8節 災害広報計画

地震発生時には、地震災害の特性に応じた適切な、かつ正確な情報を住民に提供し、民心の安定を図る。

第1 実施機関

災害時の広報活動は、政策秘書部広聴広報班において行う。

広聴広報班は、消防防災班から正確な災害情報、市域の被害状況等を収集、把握し、住民に対して適切な広報を行う。

なお、広報を行うにあたっては、報道機関等の協力を得て、被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報の適切な提供に努めるとともに、外国人や障害者・高齢者等の要配慮者に対しても十分留意し、適切な広報に努める。

第2 広報の方法

市は、震災の状況に応じた適切な広報手段を用い、住民に広報を行う。なお、車両の使用が可能な場合は、広報車も併用して行う。

- 1 市防災行政無線による放送
- 2 市ホームページ・SNS等への掲載

※ 市が被災し、インターネット回線が断線すると、ホームページの更新ができなくなることがあるので、こうした事態に対応するため、大規模災害時相互応援協定を締結している飯山市ホームページに、山梨市の被災状況・避難情報等を掲載する。

飯山市ホームページアドレス

https://www.city.iiyama.nagano.jp/soshiki/kikikanribousai/bousaisyoubou/bousaikyoutei/saigai_hp_renkei

- 3 NTT ドコモ緊急エリアメール配信
- 4 山梨市防災防犯メール配信
- 5 山梨CATV(株)への放送協力要請
- 6 臨時広報紙・チラシの配布
- 7 掲示板への掲示等
- 8 Lアラート（災害情報共有システム）
- 9 スマートフォン用アプリ「Yahoo!防災速報」による配信

第3 広報内容

市は、地震の規模、態様等に応じて、住民生活に関係する次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。

- 1 地震情報（震度、震源、規模、余震の状況等）及び各地の被害状況
- 2 市の応急対策状況
- 3 余震、二次災害危険の注意事項

- 4 ガス漏れ、漏油、火気使用、電線の感電注意等の留意事項
- 5 自動車使用の自粛協力依頼
- 6 電話使用の自粛協力依頼
- 7 上水道の飲用注意事項
- 8 ライフライン被害と復旧の見込み
- 9 家庭において実施すべき応急対策
- 10 指定避難所の開設状況
- 11 避難者情報
- 12 デマによる混乱防止の協力依頼
- 13 被害発生時における市役所・支所への報告
- 14 その他必要と認められる情報

第4 地震発生時における広報の留意事項

1 簡潔な広報

民心の安定を図るため、また誤報等による混乱の未然防止を図るため、直ちに被害の状況及び当該応急対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的にわかりやすくまとめ広報する。

なお、緊急を要するもので特別の必要があるときは、県を通じて報道機関に対して報道依頼する。

ただし、県を通じて放送要請を求めるとまがないときは、市長が直接放送局に対して放送要請することができる。

資料編 ・ 放送要請様式

2 広報車による広報

広報車を利用する場合は、関係機関等から道路状況（交通規制状況、通行不能状況等）を把握し、広報を行うものとする。道路の被害状況によっては、車ではなく、オートバイ・自転車等を活用して行う。

広報を行うにあたっては、余震情報や安否情報等、住民が必要とする情報を提供するほか、電気・水道等の復旧見込み情報等、各地区の被害状況に応じた広報に留意する。

3 要配慮者への広報

山梨CATV㈱に障害者や外国人用の放送（手話放送・字幕入り放送・外国語放送）を行うよう依頼する。

また、在宅の要配慮者に対して、民生委員・児童委員、自主防災会、ボランティアの協力を得て、戸別訪問や外国語の併記した臨時広報誌・チラシ等の戸別配布によって必要な情報の提供等を行う。

第5 「災害用伝言ダイヤル」、「災害用伝言板」の周知

災害発生時には、東日本電信電話㈱が「災害用伝言ダイヤル」（※1）を、携帯電話各社が「災

害用伝言板」(※2)を開設するので、活用方法を広報紙への掲載、市役所、避難場所等への掲示等により、住民に周知を図るものとする。

※1 日本国内で大規模な災害が発生した場合に、声の伝言板の役割を果たす東日本電信電話㈱等が提供するシステムで、災害時の安否確認等による電話の輻輳状態に対処する。

※2 日本国内で震度6弱以上の地震等大規模な災害が発生した場合に、メッセージの伝言板を果たす携帯電話各社が提供するシステムで、一種の電子伝言板(BBS)で、災害時の安否確認等による電話の輻輳状態に対処する。

資料編 ・「災害用伝言ダイヤル171」の利用方法

第6 住民からの問い合わせへの対応

市(市民部、支所住民生活班)は、必要に応じ発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する相談窓口を市役所、支所等に開設し、住民等からの情報ニーズを見極め、必要な情報の収集・整理を行う。

また、被災者の安否について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に係わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に影響を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するものとする。

ただし、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

なお、平時からすべての住民に広報が伝達されるよう、防災行政無線の一斉メール(登録制)等、広報方法について随時検討に努めるものとする。

第9節 災害通信確保計画

一般災害編第3章第9節「災害通信確保計画」を準用する。

第10節 消防対策計画

大規模発生時には、火災の同時多発により、住民の生命・身体及び財産に危険が及ぶおそれがあるため、各地区住民による出火防止と初期消火、防災関係機関との連携等により、地震火災発生時における住民の人命保護と火災による被害の軽減を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第11節「消防対策計画」の定めるところによる。

第1 地震火災の特徴及びその対処

過去の地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災に次のような特徴が認められるためである。

- ① 火災が、同時に各所で発生すること。
- ② 地震動や建物の倒壊から身を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが難しいこと。
- ③ 危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大するおそれがあること。
- ④ 消防施設等の損傷、水道管の亀裂等による消火栓の使用が困難となるおそれがあること。
- ⑤ 倒壊建物による道路の遮断や通信の途絶が、迅速な消防活動を阻害すること。

このような悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するため、消防体制を整備し、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止に努める。

第2 警防活動の基本方針

地震災害発生時における警防活動の基本方針は、次のとおりである。

活動区分	警防活動の基本方針
1 倒壊建築物からの救出	地震が大規模なほど建築物の倒壊による負傷者の救出は一刻を争う事態となる。救出が遅れたことにより火災に巻き込まれる例も当然予想され、救出には消防機関だけでなく、住民の迅速な対応が不可欠である。 消防団員は、近隣住民の初期救出に指導役として全力を注ぎ、消防団員、市本部、消防署等との連絡に努める。
2 消火活動の優先	地震災害は、人命に対する危険現象が複合的に発生するが、さらに被害を増大させるものとして、二次的に発生する火災がある。 震災時における警防活動は、倒壊建築物からの救出とともに人命の安全を確保するための消火活動の優先を原則とし、消防の全機能を挙げて出火防止、火災の早期鎮圧及び延焼拡大防止を図る。 また、火災が各地域に多発した場合は、避難の安全確保活動を展開する。
3 避難の安全確保	最悪の状態にあっても避難者の安全を確保することが消防の責務である。 したがって、災害の初期には避難者が広場や空き地等に殺到する事態が予測されるので、混乱防止と避難援護のための防御活動に全力を傾注する。
4 人命救助活動	災害時には建築物の倒壊の他に障害物の落下、交通機関の衝突等不測の事態が複合して発生するため、大規模な人身災害に発展することが予測される。

	したがって、消防活動においては、これらを十分に配慮するとともに、消火活動と人命救助活動の緩急を考慮し、必要に応じて人員、資機材の配置換え等を実施し、人身災害の拡大防止を図る。
--	---

第3 消防活動

1 火災発生状況等の早期把握

市本部は、電話通報、かけこみ通報、登庁職員、自主防災会、また消防、警察等から次の情報を収集し、市域の火災発生状況等を早期に把握して初動体制を整えるとともに、市で把握した災害情報については消防署等防災関係機関に速やかに報告する。

- (1) 火災発生状況、延焼火災の状況
- (2) 消防施設及び消防水利等の使用可能状況
- (3) 道路の通行状況
- (4) 地域住民等の活動状況

2 非常招集

消防団員の非常招集は、一般災害編第3章第11節「消防対策計画」に定めるとおりであるが、地震により火災が発生すると覚知した場合は、消防団員は自主的に消防詰所に参集し、指揮を受けるものとする。

なお、大規模地震が発生した場合には、消防団長及び消防副団長は市役所に登庁し、災害情報を共有するなど市本部と協働して災害対策にあたるものとする。

3 消防団の活動

地震発生時における消防団の活動は、次のとおりである。

(1) 情報収集活動

直ちに火の見やぐら等付近の耐火高層建築物を利用して高所見張りを実施し、火災発生状況を把握するとともに、オートバイ・自転車等を活用しながら、火災の発生状況、道路の通行不能箇所、要援助者等の被災状況の情報を収集し、市本部・支所、消防署・警察署等に報告する。

(2) 出火防止措置

地震の発生により、火災等の災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火防止措置（火気の停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火に努める。

(3) 消火活動

分団担当区域内の消火活動あるいは避難路、避難場所確保のための消火活動を行う。

(4) 救出救助

要救助者の救出救助や負傷者に対する止血その他の応急手当を行い、安全な場所に搬送する。

(5) 避難誘導

避難勧告・指示が発せられた場合は、これを地域住民に伝達するとともに、市本部と連絡をとりながら避難場所まで安全に住民を避難誘導する。

4 自主防災会の活動

被害状況を収集して市本部、消防機関等に連絡するとともに、各家庭に出火の防止を呼びかけ

る。火災が発生したときは消防署に通報するとともに、消火器や可搬式ポンプ等を活用して初期消火に努める。

また、要救助者の救助及び負傷者への応急手当等を行う。

なお、消防機関が到着したときは、その長の指揮に従って活動する。

5 住民の活動

まずは、身の安全を確保し、出火の防止に努める。

- (1) 使用中のガス、電気ストーブ、電気ヒーター等は、直ちに使用を中止し、ガス栓の閉鎖等の適切な処置を行う。
- (2) プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。
- (3) 電気器具はプラグをコンセントからはずす。また、停電後の通電再開時における電気器具の取扱いに万全の注意を払う。
- (4) 火災が発生した場合は消火器等で初期消火活動を行うとともに、隣人等に応援を求めて火災の延焼・拡大を阻止する。
- (5) 避難の際には、電気のブレーカーを切ってから避難する。
- (6) 地震発生直後は消防署等に電話が殺到することが予想されるので、119番通報等の緊急通報以外は電話の使用を自粛する。

第4 応援要請

1 消防相互応援協定による応援要請

地震発生時において、同時多発火災や延焼火災等が発生し、市の消防力だけでは対応できないときは、あらかじめ締結している消防相互応援協定に基づき、協定締結市に応援を要請する。

資料編 ・ 山梨市・甲州市・笛吹市消防団消防相互応援協定書

2 ヘリコプターの出動要請

火災の様相により、ヘリコプターによる消火活動が最も効果があると判断した場合は、県に県消防防災ヘリコプターの出動要請又は自衛隊の災害派遣要請を要求するものとする。

第11節 緊急輸送対策計画

一般災害編第3章第13節「緊急輸送対策計画」を準用する。

第12節 交通対策計画

一般災害編第3章第14節「交通対策計画」を準用する。

第13節 災害救助法による救助計画

一般災害編第3章第15節「災害救助法による救助計画」を準用する。

第14節 避難対策計画

一般災害編第3章第16節「避難対策計画」の定めるところによるものとするが、特に地震が大規模である場合の避難方法と指定避難所の開設等について、次のとおり定めるものとする。

第1 避難方法等

1 住民の役割

地震は、いつ、どこで発生するかわからないため、また地震の規模、住家の建築年数等によっても被害の状況が異なるため、市の避難勧告・指示を待っていては避難すべき時機を失することも考えられる。

このため、住民は、地震が発生し、避難が必要と認める場合には、自らの判断により避難することがなによりも重要であり、そのためにも日頃から指定緊急避難場所、指定避難所、避難方法等をよく熟知し、地震発生時にあっても落ち着いて避難できるよう努める。

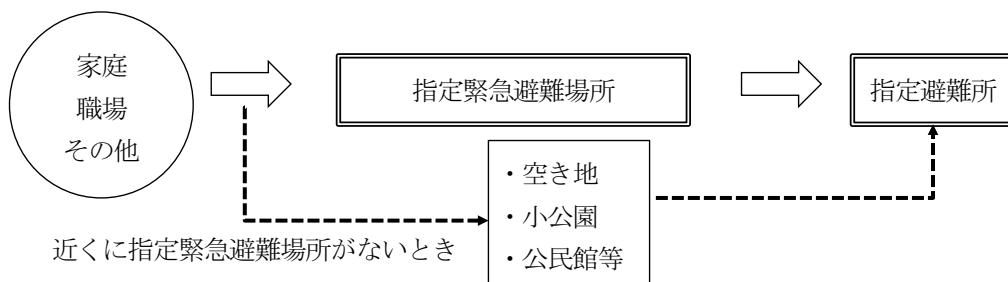
2 市の役割

平時から避難のあり方を検証し、住民に対し地震発生時における避難方法の周知徹底を図る。また、地震発生時にあっては、火災の発生状況等被害状況の把握に努め、避難勧告又は指示の必要がある場合は迅速にこれを決定するとともに、避難行動中における住民の安全が確保できるよう各防災関係機関、自主防災会等との連携により、勧告・指示の周知徹底や、避難誘導に努める。

3 避難方法

大規模な地震が発生した場合は、同時に各所で火災が発生し、大火災に発展することが予測される。

地震が発生し、避難が必要と判断した場合は、住民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末をした後、まずは近くの空き地や小公園に避難して安否確認等を行い、その後に火災による輻射熱等から身の安全が確保できるスペースを有する学校のグラウンド等に避難し正確な災害情報等の収集や不在者の確認等を行う。状況により、安全が確認された指定避難所に避難する。



第2 指定避難所の開設、運営

「山梨市避難所開設・運営マニュアル」に基づき行う。

指定避難所の運営にあたっては、指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点や多様な性にも十分配慮して指定避難所の設営及び運営を行う。

また、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者等のニーズの把握、これらの者への情報提供等については、必要により個別に対応する等の措置を行うものとする。

1 指定避難所の整備

市は、指定避難所の整備について、次の点に留意するものとする。

- ア 指定避難所に利用する建物については、天井材や照明器具など高所に設置されたものの落下防止、ガラスの飛散防止等、非構造部材の耐震化を図り、避難住民の安全に配慮された施設とする。
- イ 指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等の他、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。
- ウ 要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努めるものとともに、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を指定避難所として借り上げる等、多様な指定避難所を確保する。

2 避難状況等の把握

災害時優先電話等を活用して、施設管理者から被災者の避難状況、施設の被害状況等を把握する。また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員が最寄りの避難施設に立ち寄り、被災者の避難状況を把握する。

さらに、他市町村からの避難者を確認した場合は、その情報を住所地の市町村に速やかに伝達する。

3 開設予定避難施設の安全性の確認

指定避難所開設に先立ち、開設予定避難施設が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

(1) 施設管理者によるチェック

開設予定避難施設の管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を本部に報告する。

なお、使用が困難な場合は、市本部への報告のほか次の措置を行う。

ア 立入禁止措置

イ 安全が確認された他指定避難所の案内図の貼付

(2) 応急危険度判定士によるチェック

(1)のチェックでは、施設の安全性の確認に判断がつかかねる場合は、施設管理者は、市本部に応急危険度判定士の派遣を要請する。

市本部は、施設の安全性を確認するため、直ちに県に対して応急危険度判定士の派遣を要請する。

(3) 避難住民への措置

すでに指定避難所に避難住民が集まっている場合は、施設の安全が確認できるまで、とりあえずグラウンド等の安全な場所に待機させる。

4 職員の派遣

市は、安全が確認された指定避難所から順次、指定避難所管理職員（学校教育部及び生涯学習

部）を派遣させ、指定避難所の開設に必要な業務にあたらせる。【協力職員（福祉部・観光部・各支所）】

5 指定避難所の運営管理

- ・市は平時からマニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、地域住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。
- ・市は指定避難所の適切な運営管理に努める。また、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織、指定避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ他の地方公共団体に対して協力を求める。また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与できる運営体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- ・それぞれの指定避難所で受入れている避難者にかかる情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の安否の確認に努め、把握した情報について市と共有する。
- ・指定避難所における生活環境が常に良好なものであるように努める。そのため食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシー確保保護、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、暑さ寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、し尿及びゴミの処理状況など、避難者の健康状態や栄養状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- ・指定避難所における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点や多様な性にも配慮する、特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。
- ・市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- ・市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- ・災害の規模等にかんがみて、被災者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き屋等利用可能な既存住宅の斡旋、活用等により指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

6 学校機能の早期回復

大規模な地震災害により指定避難所を開設した場合は、避難生活が長期化するおそれがある。指定避難所が学校の場合は、避難者の立入禁止区域（職員室・校長室・理科室等、また、児童・生徒が在校時は児童・生徒のいる教室等）を設定するなど、避難者と児童・生徒との住み分けを行い、あるいは応急仮設住宅を早期に建設して学校機能の早期回復に配慮する。

7 要配慮者の保護

障害者、寝たきりの高齢者等一般の避難者との共同生活が難しく、また介護が必要な者に対しては、必要により介護体制の整った「晴風園」への入所や社会福祉施設等へ入所を依頼して保護するものとする。このために市は、あらかじめ市内の社会福祉施設等と協議し、当該施設を民間福祉避難所として位置づけ、事前の受入態勢の構築を図る。

当該施設への入所が困難な場合は、次の措置を行うものとする。

（1）福祉避難所の開設

次の施設を福祉避難所として開設して、要配慮者を受け入れ、福祉関係者等の協力を得て管理運営する。

資料編 ・ 福祉避難所開設予定施設一覧

（2）福祉避難室の開設

状況によっては、福祉避難所以外の指定避難所についても、施設の一画、あるいは一部の部屋等を要配慮者用の「福祉避難室」として開設するものとする。

（3）福祉避難所相談員

福祉避難所等の運営にあたっては、健康増進班を福祉避難所相談員として巡回させ、避難した要配慮者や管内の要配慮者の健康管理や相談等にあたらせるものとする。

8 仮設トイレの設置等

指定避難所のトイレが使用不能の場合又は不足する場合は、他の公共施設のトイレの利用や避難者数に対応した仮設トイレの設置を行う。

9 避難者のプライバシー確保

避難生活が長期化する可能性があることから、指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、仕切り板や更衣室の設置等避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの違い等男女双方の視点や多様な性にも配慮を行う。

10 避難者による自治組織発足への支援

指定避難所運営にあたって、避難生活が長期に及ぶ場合、市は、避難者主体の自治組織の発足を促し、指定避難所における情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等については、当該自治組織によって自主管理運営がなされるよう必要な支援を行う。また、必要に応じてボランティア等に協力を求める。

第3 市域外への避難者の受入要請

1 県内各市町村への受入要請

- (1) 市長は、災害が発生し、本市避難者について県内各市町村における一時的な滞在の必要がある場合は、あらかじめその旨を県知事に報告し、当該市町村の市町村長（以下「協議先市町村長」という。）あてに協議する。

知事にあらかじめ報告することが困難な場合は、協議の開始の後、遅滞なく報告する。

- (2) 協議先の市町村における受入施設の決定及び通知

市長は、協議先市町村長から受入施設について決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、知事あてに報告する。

- (3) 本市避難者への情報提供

本市避難者に対しては、避難先の市町村と連携して、本市からの必要な情報の提供に努める。

- (4) 本市避難者の受入要請が不要となった場合

市長は、本市避難者の市域外における一時的な滞在が必要なくなった場合は、速やかにその旨を協議先市町村長及びその他の内閣府令で定める者に通知し、公示を行うとともに、知事あてに報告する。

2 県外各市町村への受入要請

- (1) 市長は、災害が発生し、本市避難者について県外各市町村における一時的な滞在の必要がある場合は、知事に対し、当該都道府県の都道府県知事と本市避難者の受け入れについて協議することを求める。

- (2) 県外各市町村における受入施設の決定及び通知

市長は、知事から県外各市町村における受入施設について決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を公示し、内閣府令で定める者に通知する。

- (3) 本市避難者への情報提供

本市避難者に対しては、避難先の市町村と連携して、本市からの必要な情報の提供に努める。

- (4) 本市避難者の受入要請が不要となった場合

市長は、本市避難者の県外各市町村における一時的な滞在が必要なくなった場合は、速やかにその旨を知事に報告し、及びその他の内閣府令で定める者に通知する。

第 15 節 医療対策計画

一般災害編第 3 章第 17 節「医療対策計画」を準用する。

第 16 節 防疫対策計画

一般災害編第 3 章第 18 節「防疫対策計画」を準用する。

第 17 節 食料供給対策計画

一般災害編第 3 章第 19 節「食料供給対策計画」を準用する。

第 18 節 生活必需物資供給対策計画

一般災害編第 3 章第 20 節「生活必需物資供給対策計画」を準用する。

第 19 節 飲料水確保対策計画

一般災害編第 3 章第 21 節「飲料水確保対策計画」を準用する。

第20節 応急教育対策計画

一般災害編第3章第22節「応急教育対策計画」に定めるところによるものとするが、大規模地震発生時に児童・生徒、施設利用者等の安全を第一に、とるべき事項について定める。

第1 市教育委員会の震災対策

1 被害状況の把握と応急体制

直ちに文教施設の被害状況を調査、把握し、被害状況に応じた必要な応急措置を実施するとともに、人的被害に即応した救急計画を立てるものとする。

2 情報収集と指示連絡

学校及び社会教育施設等の被害情報の収集に努め、応急措置について指示連絡するとともに、復旧計画を策定するものとする。

第2 学校の震災対策

1 緊急避難等の対策

（1）避難措置

校長は、授業中に地震が発生した場合は、児童・生徒を机の下等に一時身を隠れさせ、教室内外の状況を判断し、必要により屋外等へ応急避難する。

応急避難した場合は、速やかに児童・生徒及び教職員の人数確認、負傷状況等の確認を行う。

（2）応急救護

児童・生徒及び教職員が被害を受けた場合は、直ちに応急手当を行うとともに、必要により医療機関への搬送等応急救護の万全を図る。

（3）地震情報等の収集

市本部から市域内の被害状況や地震情報を収集し、また周辺の被害の状況を把握して、児童・生徒を帰宅させるかどうか市教育委員会との協議等により決定する。

（4）下校時の危険防止

児童・生徒を帰宅させる場合は、安全確保に留意し、帰宅の際の注意事項を十分徹底し、集団下校させる。下校の際には、地区担当教職員が地区別に引率するなど、児童・生徒の安全を第一に必要な措置を講じる。

（5）校内保護

災害の状況により児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者への連絡に努める。

なお、この場合、速やかに市教育委員会に保護児童・生徒数その他必要な事項を報告する。

2 被害状況の把握、報告

地震が発生した場合、速やかに児童・生徒や教職員の被災状況及び施設設備の被害状況を把握し、市教育委員会へ報告する。

施設の被害状況を把握する際には、地震後にも学校教育が実施できるかどうか、また指定避難所として使用可能かどうかについても確認し、市教育委員会に報告する。必要によっては応急危

険度判定士の派遣を要請して施設の安全確保を図る。

3 臨時休校等の措置

被害状況によっては、市教育委員会と連絡・協議のうえ、臨時休校等の適切な措置をとる。

4 危険箇所の安全点検等

校長は、火気使用場所（家庭科教室・湯沸し所等）及び薬品類保管場所（理科教室・実験室・保健室等）について、速やかに安全点検を行う。危険な箇所にはロープ等による立入禁止措置等必要な措置を行う。

また、浸水被害を受けた場所には、トイレ、手洗い場等防疫上必要な箇所の消毒を早急を実施する。

第3 社会教育施設等の震災対策

1 緊急避難等の措置

(1) 避難措置

施設管理者は、開館時に地震が発生した場合は、直ちに火気の始末を行うとともに、施設利用者の混乱防止措置を行い、状況により、屋外等の安全な場所に避難誘導を行う。

(2) 応急救護

施設利用者及び在勤職員が被害を受けた場合は、直ちに応急手当を行うとともに、必要により医療機関への搬送等応急救護を実施する。

(3) 地震情報等の収集・広報

市本部から市域内の被害状況、道路の通行可能状況や地震情報を収集し、施設使用者に広報する。

2 被害状況の把握、報告

開館時の場合は、速やかに施設利用者及び在勤職員、施設及び設備並びに保有資料等の被害状況を把握し、市教育委員会に報告する。

閉館時の場合は、直ちに出勤して、施設、設備、保有資料等の被害状況を把握し、市教育委員会に報告する。

なお、指定避難所に指定されている社会教育施設等については、当該施設管理者は、指定避難所として使用可能の有無についても市本部に報告する。

3 臨時休館等の措置

施設管理者及び市教育委員会は、市域の被害状況等から臨時休館等の措置をとることが適切と判断した場合は、関係機関等に連絡をするとともに、市本部を通じて住民への広報を行う。

第21節 廃棄物処理計画

一般災害編第3章第23節「廃棄物処理計画」を準用する。

第22節 応急住宅対策計画

一般災害編第3章第24節「応急住宅対策計画」の定めるところによるものとするが、特に大規模地震等が発生した場合に、余震等による被災建築物の倒壊、また被災宅地の二次災害の防止を図るため、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定について定めるものとする。

第1 住宅対策

1 応急危険度判定

大規模な地震により被災した建物は、その後に発生する余震等で倒壊したり物が落下して、人命に危険を及ぼすおそれがあるため、被災建物の調査をし、その建物が使用できるか否かの判定を行う。

応急危険度の判定方法は、次のとおりである。

- ①県に登録されている応急危険度判定士が、被災した宅地の危険度を調査する。
- ②危険度の判定は、応急危険度判定調査票に基づき行う。
- ③応急危険度判定士による調査結果は、「調査済」・「要注意」・「危険」の3種類のステッカーで、建物の出入口等の見やすい場所に表示される。

2 派遣要請

市本部は、大規模な地震により公共施設の使用可否の判断が必要なときは、直ちに県本部（建築住宅課）に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

公共施設の応急危険度判定は、市庁舎、支所、病院、指定避難所等防災上重要な施設を優先して行う。

なお、県への派遣要請に基づく被災建築物応急危険度判定フローは、別表1のとおりである。

第2 宅地対策

1 被災宅地危険度判定

大規模な地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し住民の安全の確保を図るため、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を行う。

危険度判定の方法は、次のとおりである。

- ①県に登録されている被災宅地危険度判定士が、被災した宅地の危険度を調査する。
- ②危険度の判定は、応急危険度判定調査票に基づき行う。
- ③被災宅地危険度判定士による調査結果は、「調査済」・「要注意」・「危険」の3種類のステッカーで、宅地等の見やすい場所に表示される。

2 派遣要請

市本部は、大規模な地震又は降雨等の災害により、必要と判断した場合は、住民の安全を確保するため、県に被災宅地危険度判定士の出動を要請し、宅地の危険度判定を実施する。

なお、県への派遣要請に基づく応急危険度判定フローは、別表2のとおりである。

第3 広報活動及び広聴体制の確立

市（広報広聴班）は、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止を図るため、また被災宅地の二次災害の防止を図るため、住民に対して市ホームページ・SNS、臨時広報紙等により被災建築物に対する倒壊の危険性や事故防止措置、被災宅地の危険性等の広報活動等を行う。

また、市（都市計画班）は、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談等を行う広聴体制の確立、また被災宅地に関する相談等を行う広聴体制の確立に努める。

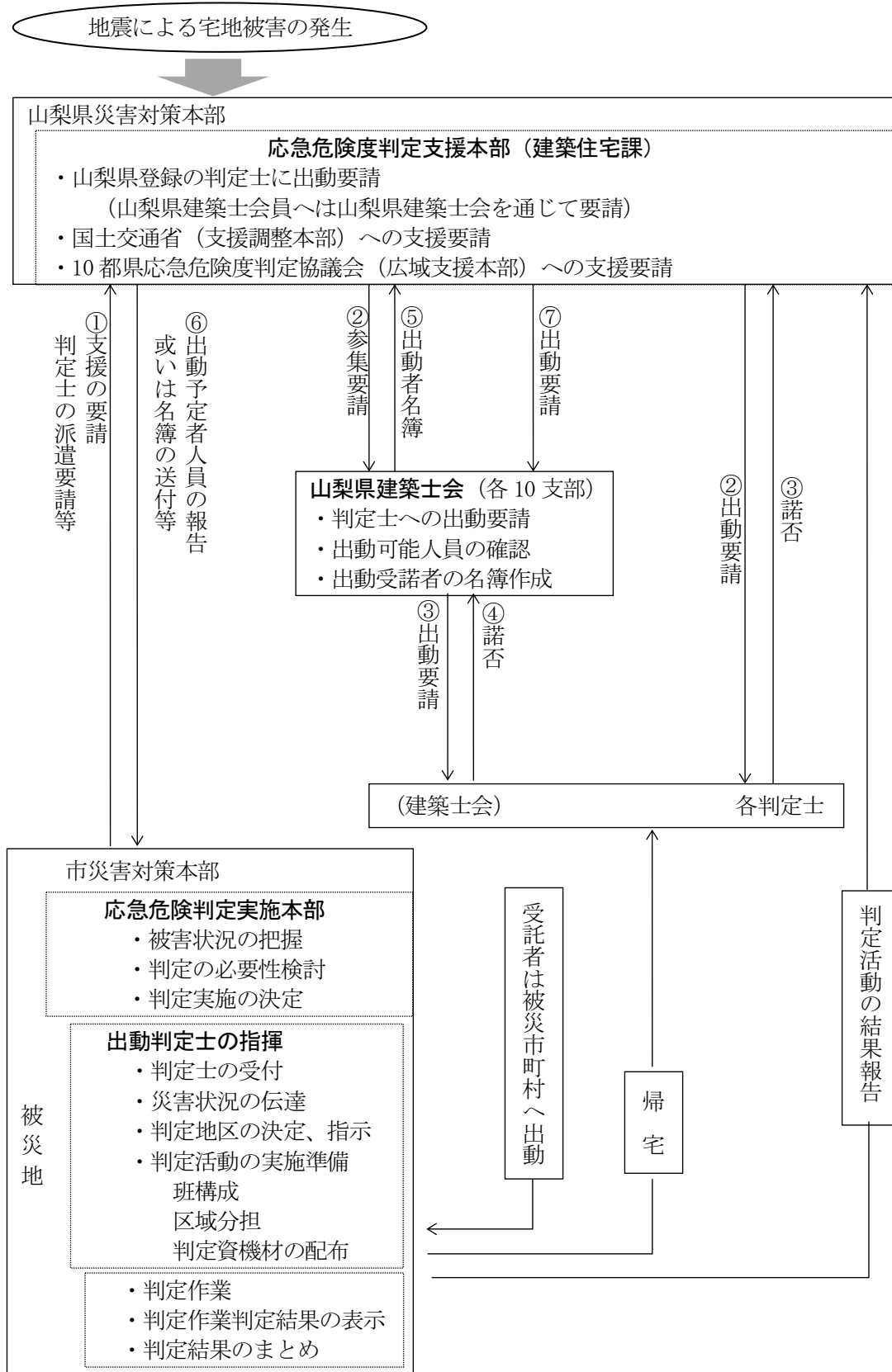
第4 民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の供給

市は、大規模な災害が発生し、県から要請を受けたときは、不動産関係団体の協力を得て、民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の供給を実施する。

また、自らの資力で住宅を得ることができる被災者のため、県から要請を受けたとき、又は必要と判断したときは、民間賃貸住宅の情報を提供する。

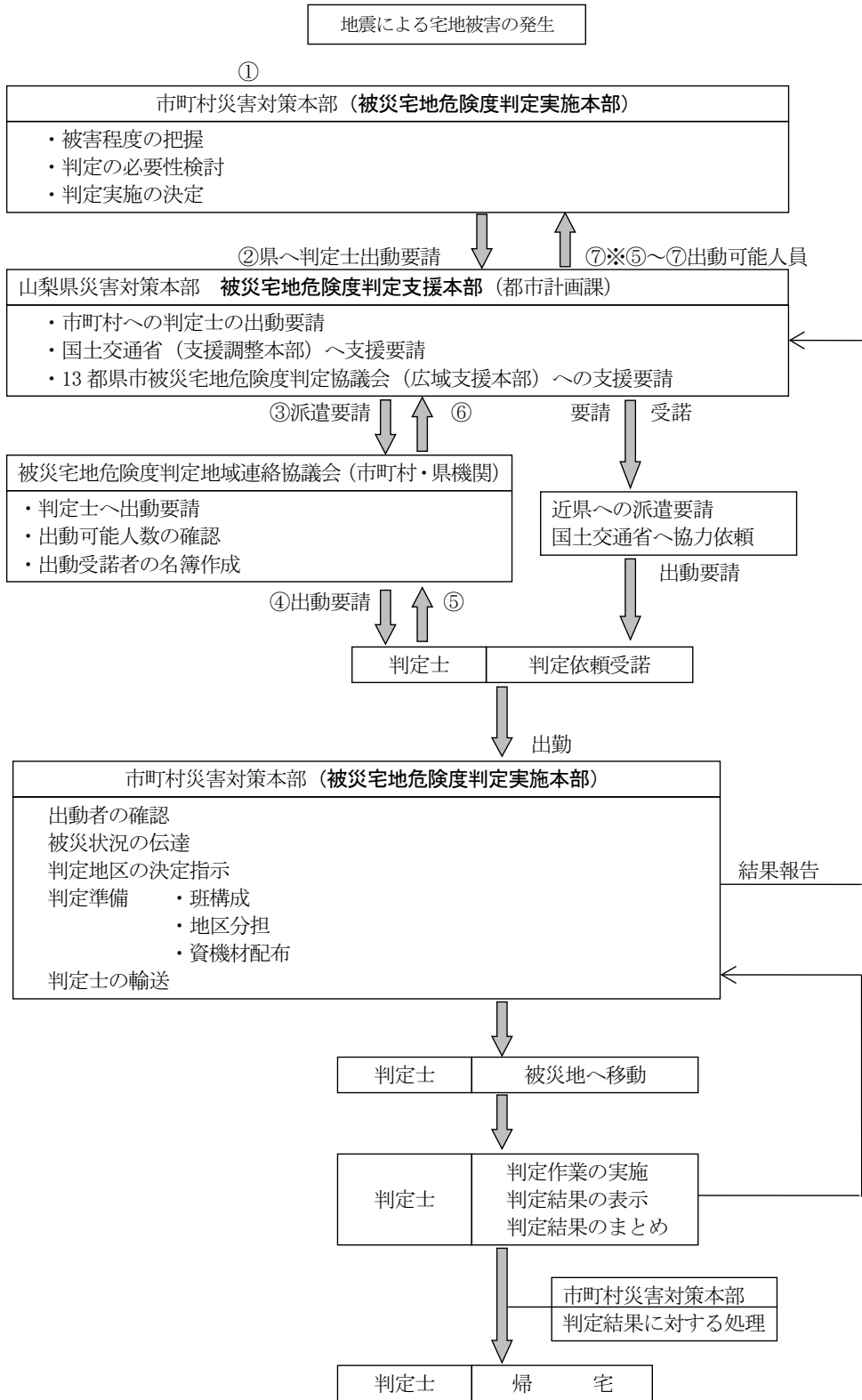
別表1

被災建築物 応急危険度判定フロー



別表2

被災宅地 応急危険度判定フロー



第23節 救出計画

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。

これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要であるため、市は、住民、消防機関等防災関係機関と相互に連携し、生命、身体が危険となった者を早急に救出・救助し、また負傷者を医療機関に搬送するなど、被災者の救護を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第25節「救出計画」の定めるところによる。

第1 地域住民の初期活動

1 救出活動

災害発生時には消防機関等が主体となって救出・救助活動を行うこととなるが、大規模地震が発生した場合は、道路の通行支障、通信の途絶等により各防災関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから、建物の倒壊からの救出には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなってくる。

このため、住民は、消防機関等が現場に到着するまで、自分の身に危険が及ばない範囲で、隣人等と協力して救出活動にあたるものとする。

2 救急活動

救出した負傷者に対して、救急関係機関が到着するまでの間、応急手当や人工呼吸等を行い、必要により医療機関への搬送等、負傷者等の応急活動に努める。

3 要配慮者への救護

地区に住む高齢者や障害者等の要配慮者に対して、支援員に積極的に協力して安全の確認や必要な介助等を行うなど、要配慮者の安全確保に努める。

第2 市の救出活動等

災害が広範囲にわたる等のため、消防機関等のみでは迅速な救出活動は困難と判断した場合は、市内の被害状況を速やかに把握し、次の措置を行う。

1 救出資機材の確保

救助が必要な生存者の情報の収集に努め、市内建設業者等の協力により、資機材等を確保して迅速、的確かつ計画的に救出活動を行う。

2 応援協定等に基づく応援要請

市職員のみ又は自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合は、応援協定締結市、団体等から必要な要員又は資機材を緊急要請し、迅速な救出活動を行う。

資料編	・ 応援協定締結先連絡担当部署一覧
	・ 大規模災害等発生時における相互援助に関する協定書（県内13市）
	・ 大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書
	・ 大規模災害等発生時における山梨市・飯山市相互応援に関する協定書

3 自衛隊の派遣要請

甚大な被害が発生し、緊急等を要する場合には、知事に対して自衛隊の派遣要請を要求し、要救出者の救助を行う。

第24節 死体の搜索、処理及び埋葬計画

一般災害編第3章第26節「死体の搜索、処理及び埋葬計画」を準用する。

第25節 障害物除去計画

一般災害編第3章第27節「障害物除去計画」を準用する。

第26節 生活関連事業等の応急対策計画

第1 上水道施設応急対策

市（水道部）は、地震が発生したとき、応急給水用飲料水の確保とともに、水道施設の早期応急復旧に努めるものとする。

1 要員の確保

市（水道部）が定める地震災害対策計画に基づき、応急復旧要員の確保を図る。

2 広報

給水を停止するとき、又は断水のおそれが生じたときは、住民及び消防機関等に対して影響区域を速やかに周知する。

また、復旧の時期についても、随時住民のほか、県及び関係機関に情報提供する。

3 工事業者等への協力要請

応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、市内工事業者等へ協力を要請する。

4 被害状況調査及び復旧計画の策定

被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水系統を考慮した復旧計画を定める。

5 送配水管等の復旧

送配水管等の復旧は、水源から浄水場及び配水池に至る幹線を優先し、次いで主要な配水管等順次復旧する。

6 仮設配水管の設置

仮設配水管は、応急復旧を迅速に行うため状況により設置し、また必要に応じて消火栓を設ける。

資料編 ・ 市内水道事業工事業者一覧

第2 下水道施設応急対策

災害が発生したときは、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次被害のおそれがあるものについて応急処置を行う。

1 要員の確保

市（下水道部）が定める地震災害対策計画に基づき、応急復旧要員の確保を図る。

2 工事業者等への協力要請

応急処置に必要な資機材の調達、工事の実施について、市内工事業者等へ協力を要請する。

3 応急処置計画の策定

市（下水道部）は、管路施設、ポンプ場及び処理場施設の態様に応じて、次の事項等を基準として応急処置計画を策定する。

（1）応急処置の緊急度及び工法

（2）処置資材及び作業員の確保

- (3) 設計及び監督技術者の確保
- (4) 復旧財源の措置
- (5) 非常電源（可搬式発電機）の確保
- 4 非常時の汚泥処理計画の策定

市は、放射能汚染等された下水汚泥の処理に際し、国が示す基準により適正に処理できるよう計画を策定する。
- 5 広報

市（下水道部）は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報し、利用者の生活排水の不安解消に努める。

第3 電気施設応急対策

- 1 県内の電力は、新潟県、静岡県及び長野県を電源とする送電線で受電するほか、県内各地の発電所から供給しており、これら電力施設に被害が発生しない限り送電は継続される。また、必要に応じて神奈川県から受電するほか、中部電力や関西電力等から緊急融通電力を受電する。
- 2 被害情報の早期把握に努め、復旧計画をたて実施する。
- 3 感電事故、漏電による出火等の防止、復旧計画等について適切な情報提供を行うため、報道機関、広報車等を利用した広報に努める。
- 4 指定避難所へ電力の供給を実施する。

第4 ガス小売事業（旧簡易ガス）施設応急対策

- 1 一定基準以上の地震が発生したときは、ガスの供給を停止し、安全が確認された区域から順次供給を再開する。
- 2 安全が確認されるまで、使用しないよう広報する。
- 3 安全点検を実施し、必要なときは、応急復旧工事を実施する。
- 4 指定避難所に必要な燃料を供給する。

第5 液化石油ガス施設応急対策

- 1 製造者は、ガスの製造停止等地震防災規定に基づく応急措置を講ずるとともに、必要に応じて応急復旧工事を実施する。
- 2 販売事業者は、(一社)山梨県LPガス協会が定める災害対策マニュアルに基づいた連絡体制を確立するとともに、被災状況の調査、点検を実施する。

消費先の被災状況に応じて復旧資機材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立する。

また、関係機関の要請に応じて指定避難所等に必要なガスの供給を確保する。
- 3 消費設備は、安全点検を実施し、必要なときは応急復旧工事を実施することとし、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
- 4 指定避難所等に必要なガスの供給を確保する。

第6 電気通信施設応急対策

災害が発生したときは、速やかに被災状況、疎通状況等の情報を収集し、通信の途絶の解消及び重要通信を確保するとともに、被災施設の早期応急復旧を図る。

1 復旧体制の確立

東日本電信電話(株)山梨支店長が定める東日本電信電話(株)山梨支店災害等対策規定に基づき、災害対策本部を設置し、被災規模に応じた復旧資機材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立する。

2 応急復旧措置

東日本電信電話(株)山梨支店長は、速やかに被災状況等を把握し、あらかじめ定める応急復旧計画に基づき応急復旧措置を講じるものとする。

(1) 通話規制措置

安否情報や見舞い電話の殺到等により通信が輻輳又はそのおそれが見込まれるときは、あらかじめ定める重要回線及び公衆電話を除き、輻輳規模に応じて市内外発着信の通話規制措置を行い、重要通信等を確保する。

(2) 応急復旧

ア 可搬型衛星通信地球局による途絶の解消（災害時用公衆電話（特設公衆電話）等、臨時回線の作成）

イ 応急復旧ケーブルによる被災ケーブルの応急復旧

ウ 可搬型中継無線システムによる中継伝送路の応急復旧

エ 非常用移動電話局装置及び移動電源車による交換機の応急復旧

オ 移動電源車、可搬型電源装置による給電故障の応急措置

(3) 広報

災害による通信の途絶、通信規制等により電気通信サービスの利用に影響が生じたときは、広報を実施し、利用者の不安を解消するとともに、社会的混乱の防止に努める。

第7 鉄道施設応急対策

災害が発生したときは、列車抑止、運転規制とともに、旅客避難誘導及び被害状況の調査、鉄道施設の点検を実施し、被害状況の把握と復旧手配、二次災害のおそれのあるものの早期復旧措置をとる。

1 要員の確保

J R東日本が定める地震防災計画に基づき、復旧及び応急処置要員の確保に努める。

2 広報

列車抑止は運転規制をするとき、又はそのおそれが生じたときは、県及び関係市町村と関係機関に対して影響箇所を速やかに伝達する。

また、復旧時期についても、県及び関係機関に情報を提供する。

3 工事業者等への協力要請

応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、管内工事業者に要請する。

4 被害状況調査及び復旧計画の策定

被害状況調査を速やかに実施し、列車運転支障の全容を把握するとともに、速やかに復旧工事

を行い、鉄道輸送機能の確保に努める。

第 27 節 民生安定事業計画

一般災害編第 3 章第 29 節「民生安定事業計画」を準用する。

第 28 節 災害ボランティア支援対策計画

一般災害編第 3 章第 30 節「災害ボランティア支援対策計画」を準用する。

第4章 東海地震に関する事前対策計画

第1節 東海地震に関する事前対策計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）において、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言が発せられたとき等にとるべき対策を定める。

なお、東海地震に係る防災訓練に関する事項、地震防災上必要な教育に関する事項及び緊急整備事業計画については、本編第2章「災害予防計画」による。

第1 東海地震に関連する情報の種類

1 東海地震に関連する調査情報（カラーレベル：青）

東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報

（1）東海地震に関連する調査情報（定例）

毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を発表。

（2）東海地震に関連する調査情報（臨時）

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報。その変化の原因についての調査の状況を発表。

2 東海地震注意情報（カラーレベル：黄）

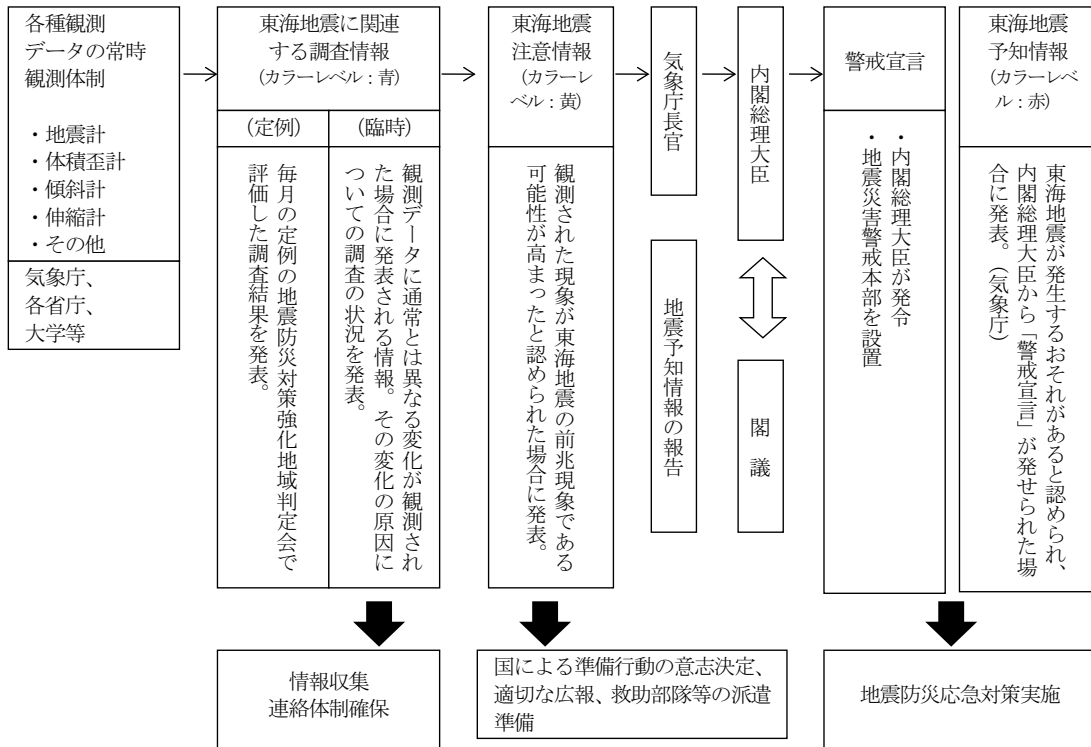
観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に発表される情報。

3 東海地震予知情報（カラーレベル：赤）

東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報。

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

東海地震に関する情報の発表の流れ



第2節 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時（東海地震予知情報）の対策体制及び活動

第1 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の体制

1 市職員の配備体制及び行動

東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、防災危機管理課長、防災危機管理課職員全員、支所長、支所総務担当職員全員は、直ちに所定の場所に配備につき、必要な情報を収集し、関係団体等に伝達しつつ、続報に備えるものとする。

2 県、防災関係機関との連絡体制の確保

市は、防災危機管理課職員の中から連絡用職員を指名、確保し、県、防災関係機関との連絡体制の確保を図る。

3 情報内容の周知

（1）職員への周知

庁内放送等により、東海地震に関連する調査情報（臨時）発表の周知を行い、平時の活動を行いつつ続報に注意する旨伝達する。

勤務時間外には、電話連絡網により配備該当職員に伝達する。

（2）住民への広報

市防災行政無線、広報車、市ホームページ等を活用し、また山梨CATV(株)の協力を得て、東海地震に関連する調査情報（臨時）の内容とその意味について周知を行い、平時の活動を行いつつ情報に注意する旨呼びかける。

第2 東海地震注意情報発表時の体制

1 準備行動

東海地震注意情報に基づき、政府の準備行動等を行う旨の意思表示を行った場合、市長は物資の点検、調達、児童・生徒の引渡し等の安全確保対策等の措置を講じるものとする。

2 市職員の配備体制及び活動

東海地震注意情報が発表された場合、直ちに庁内放送、電話連絡網等により全職員に周知を図り、全職員は所定の場所に配備につき、次の事務を行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①東海地震注意情報発表等に係る情報の収集及び伝達②地震災害警戒本部設置の準備③消火薬剤、水防資機材等、市が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握④警戒宣言発令時に避難の勧告又は指示の対象となる地区（以下「事前避難対象地区」という。）からの避難のための避難場所の開設準備⑤県及び防災関係機関が実施する準備行動との連絡調整⑥県への報告、必要な要請等⑦その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備 |
|--|

3 住民への広報

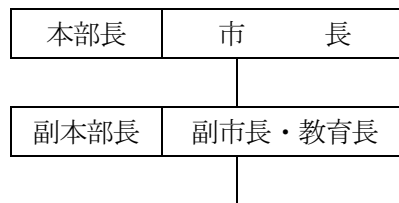
市防災行政無線、広報車、市ホームページ等を活用し、また山梨CATV(株)の協力を得て、東海地震注意情報の内容とその意味について周知を行い、旅行の自粛等適切な行動を呼びかけるものとする。また、市の準備体制の内容について、適切に情報提供を行う。

第3 警戒宣言発令時（東海地震予知情報発表）の体制

1 山梨市地震災害警戒本部の設置

警戒宣言が発令された場合、「山梨市地震災害警戒本部条例」に基づき、市長は直ちに山梨市地震災害警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を設置する。

市警戒本部の概要は、次のとおりである。



本 部 員	<ul style="list-style-type: none"> ・山梨県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者 ・市の教育委員会の教育長 ・市長がその部内の職員のうちから指名する者 ・市の区域において業務を行う大規模対策特別措置法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者 ・東山梨消防本部の消防長又は当該本部の消防吏員その他の職員のうちから市長が委嘱する者 ・市長が市の消防団員のうちから指名する者
-------------	---

資料編 ・ 山梨市地震災害警戒本部条例

2 市職員の配備

直ちに庁内放送、電話連絡網等により全職員に周知を図り、全職員は所定の場所に配備につく。

3 市警戒本部の事務

市警戒本部は、地震発生に備え、次の事務を実施する。

- ①地震予知に関する情報等の収集及び住民、防災機関等への伝達
- ②自主防災会や、防災関係機関等からの応急対策情報の収集及び県への報告
- ③避難の勧告又は指示
- ④事前避難対象地区からの避難のための指定避難所の開設
- ⑤帰宅困難者、滞留旅客の保護、指定避難所の設置及び帰宅支援対策の実施
- ⑥食料、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保や関係業者への指導
- ⑦救急救助のための体制確保
- ⑧その他市内での地震防災対策の実施

東海地震（予知あり）に係る配備体制

配備体制の名称	配備基準	配備を要する所属及び人員等
東海地震に関連する調査情報（臨時）配備体制	東海地震に関連する情報のうち、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき。	防災危機管理課長 防災危機管理課職員全員 支所長 支所総務担当職員全員
東海地震注意情報配備体制	東海地震に関連する情報のうち、東海地震注意情報が発表されたとき。	全職員
警戒宣言発令（東海地震予知情報）配備体制	警戒宣言が発令されたとき、又は本部長が指示したとき。	全職員

第4 地震発生時の体制

1 市本部（山梨市災害対策本部）

市長は、災害が発生したとき、災害応急対策を実施するため市本部を設置する。

市警戒本部から市本部に移行するときの市本部の運営にあたっては、事務の継続性の確保に努める。

2 組織及び分掌事務

市本部の組織及び分掌事務は、一般災害編第3章第1節「応急活動体制計画」に定めるところによる。

3 市本部の事務

市本部が実施する主な事務は、次のとおりである。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①地震情報、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達 ②被災者の救助・救護、その他の保護活動の連絡調整 ③火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防、その他の応急措置の指示 ④国、県、自衛隊、その他防災関係機関に対する支援の要請 ⑤避難路の確保、避難誘導、指定避難所の設置運営 ⑥生活必需品等の確保・供給、斡旋及び備蓄物資の放出 ⑦ボランティアの受け入れに関する連絡整備 ⑧自主防災会との連携及び指導 ⑨災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報 ⑩防疫、その他の保健衛生 ⑪緊急輸送道路の確保及び調整 ⑫施設及び施設の応急復旧 ⑬その他災害発生の防御、拡大防止のための措置等 |
|--|

第3節 情報活動

第1 地震予知に関する情報等の伝達

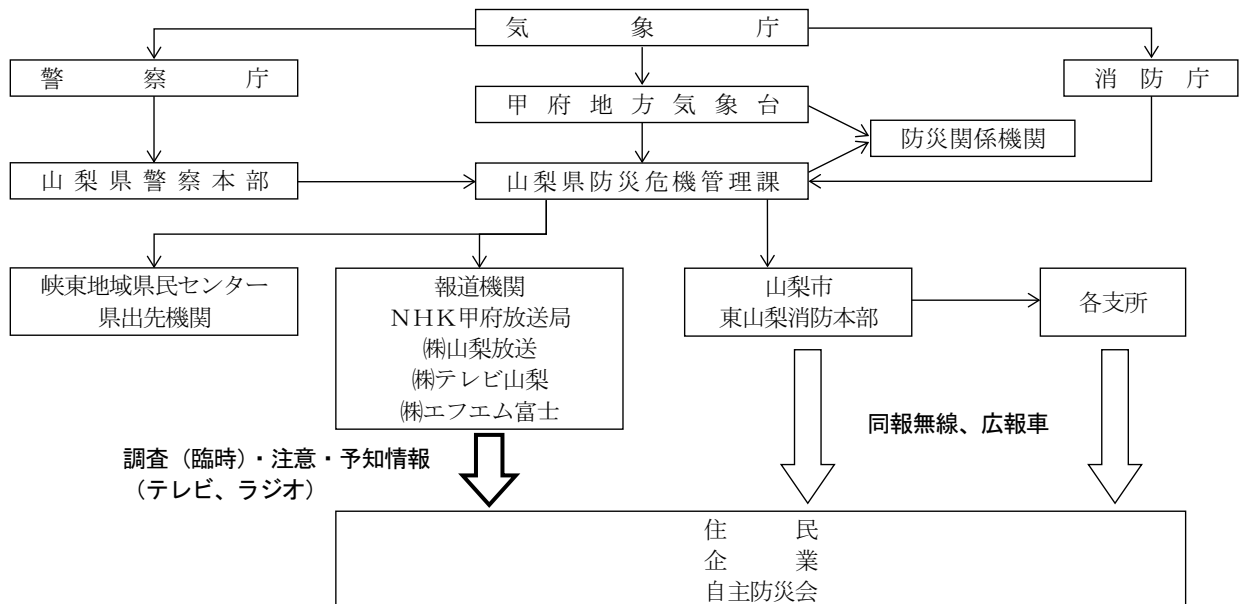
1 情報の種類及び内容

東海地震に関連する情報の種類及び内容は、次のとおりである。

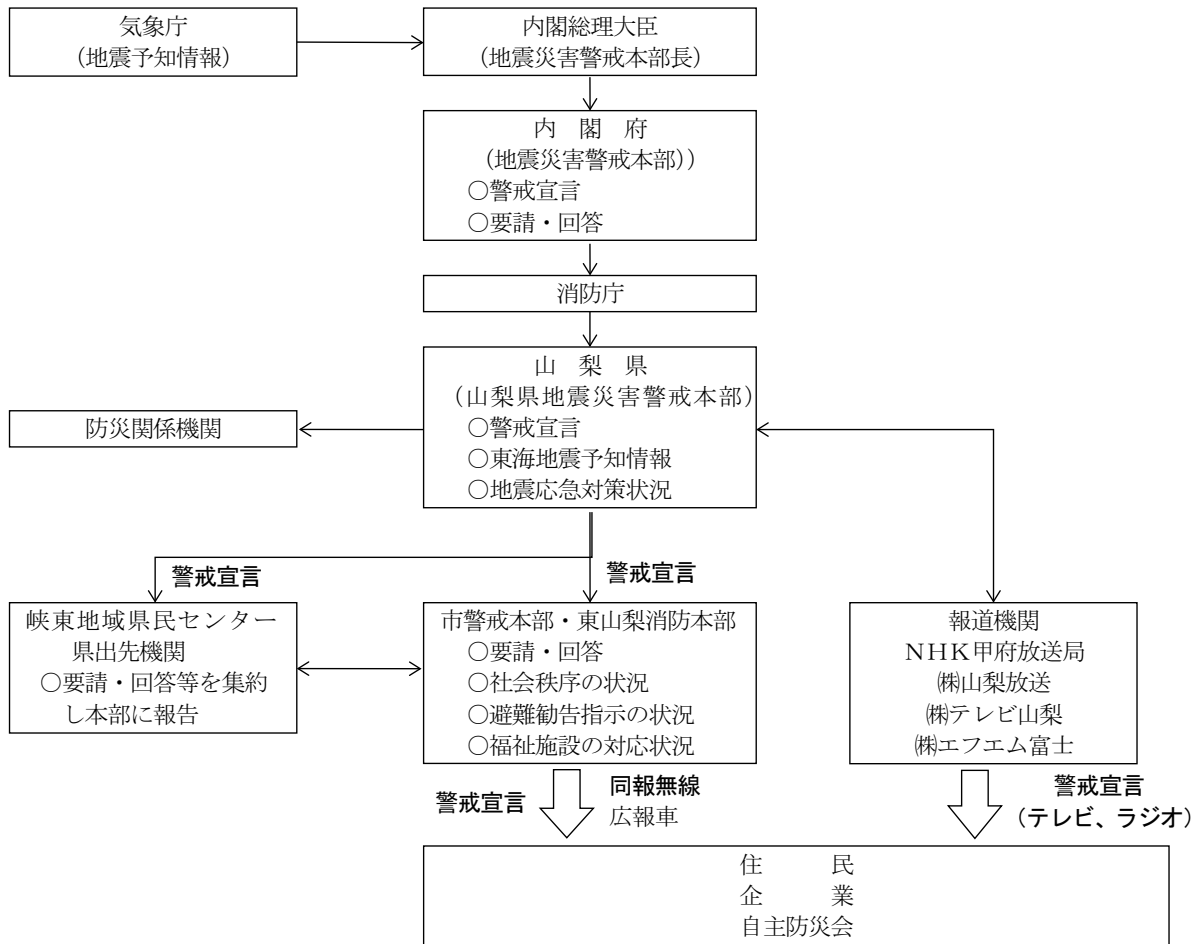
種 類	内 容
東海地震に関連する調査情報 (定例)	毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を公表。
東海地震に関連する調査情報 (臨時)	観測データには通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報。その変化の原因についての調査の状況を発表。
東海地震注意情報	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報。
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報。
警戒宣言	内閣総理大臣が地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めたとき、閣議を経て発するもので、強化地域内の居住者等に対する警戒体制をとるべき旨の公示及び地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知であり、関係機関へは内閣府から伝達される。

2 情報の連絡及び通報

(1) 東海地震に関連する調査情報 (臨時)、東海地震注意情報、東海地震予知情報発表時の情報伝達

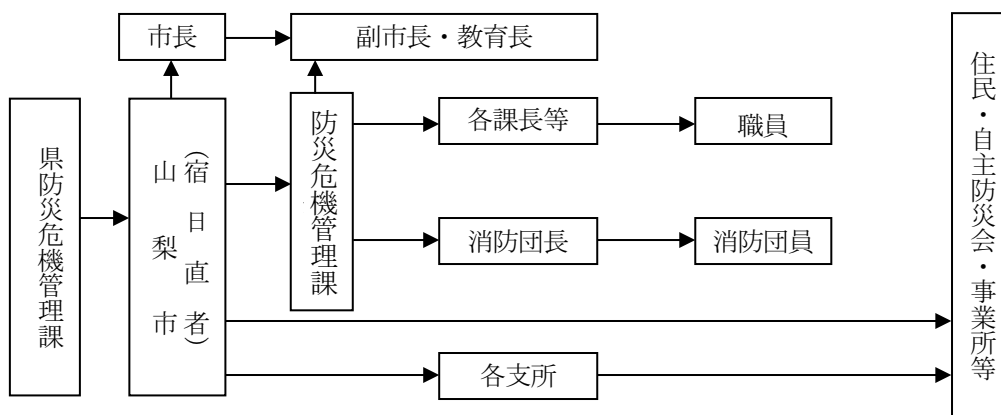


（2）警戒宣言発令時の情報伝達

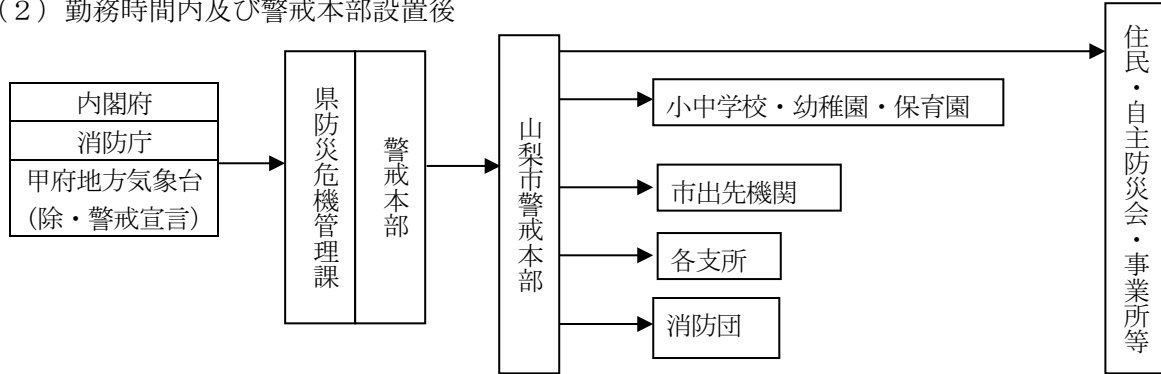


3 市域における伝達系統

（1）警戒本部設置以前の勤務時間外



(2) 勤務時間内及び警戒本部設置後



第2 応急対策実施状況等の収集伝達

1 防災関係機関との情報収集伝達

市は、県、防災関係機関と相互に連絡をとり、注意情報の発表による準備行動及び警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等の収集、伝達を行う。

2 収集、伝達の方法、内容等

(1) 関係機関等からの情報収集

市警戒本部は、防災関係機関等から次の情報等を収集する。

関係機関名	収集すべき情報
山梨市医師会	病院の診療停止状況及び緊急出動できる救護医療班の数
日下部警察署	交通規制の状況
JR東日本山梨市駅	運転を停止した列車本数、列車内及び駅構内に残留している旅客数
東日本電信電話(株)山梨支店	利用制限をした事業所数、利用者数及び電話疎通状況
山梨交通(株)	運転を停止したバス台数及び営業所に残留している旅客数
市子育て支援課	保育を停止した保育園数、保育園に残留している保育児童数（幼保連携型認定こども園も含む）
市教育委員会	授業を停止した市立幼稚園・小学校・中学校の数、市立幼稚園・学校に残留している児童・生徒数
避難場所の施設管理者	避難状況
山梨市商工会・牧丘三富商工会	主要スーパーの営業停止店舗数

（2）県警戒本部への報告

市警戒本部は、収集した情報を県警戒本部に報告する。

報告ルート			報告事項
県警戒本部設置状況	設置前	市防災危機管理課→峡東地域県民センター→県防災危機管理課	避難状況、救護状況、旅行者数（鉄道、定期バス（施設構内の者を除く。））通行規制等で停滞している車両数、ボランティアニーズの把握
	設置後	市警戒本部→県警戒本部	
	設置前	市子育て支援課→峡東保健福祉事務所→子育て支援局→県防災危機管理課	保育を停止した保育園数、保育園に残留している園児数（幼保連携型認定こども園も含む）
	設置後	市警戒本部→県警戒本部	
	設置前	市教育委員会→峡東教育事務所→県教育委員会→県防災危機管理課	授業を停止した市立幼稚園・小学校・中学校の数、市立幼稚園・学校に残留している児童・生徒数
	設置後	市警戒本部→県警戒本部	
	設置前	市商工労政課→峡東地域県民センター→県産業労働部→県防災危機管理課	主要スーパーの営業停止店舗数
設置後	市警戒本部→県警戒本部		

3 「東海地震に関連する情報」発表時の報告・様式

東海地震注意情報発表時

（1）市は、次の様式により各状況を峡東地域県民センターに対して報告する。

- ア 市町村職員参集状況（様式4-3-1）
- イ 地震防災応急対策実施等状況票（様式4-6-1）

（2）東海地震予知情報発表・警戒宣言発令時

市は、次の様式により各状況を峡東地方連絡本部に対して報告する。

- ア 市町村職員参集状況（様式4-3-1）
- イ 市町村別指定避難所開設状況一覧表（様式4-5-1）
- ウ 地震防災応急対策実施等状況票（様式4-6-1）

資料編 ・「東海地震に関連する情報」発表時の状況報告様式

第4節 広報活動

第1 市の広報活動

1 広報体制

市警戒本部（広聴広報班）は、住民に対して的確な広報を行い、適切な対応をとるよう促すものとする。

また、住民等の問い合わせに対応できるよう、市民部、支所住民生活班は、問い合わせ窓口等を開設する。

2 広報内容

市は、次の事項について広報を行う。

- ①東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言等に関する情報の周知及び内容説明
- ②主な交通機関の運行状況及び交通規制状況
- ③車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- ④ライフラインに関する情報
- ⑤緊急時以外の電話の自粛
- ⑥市内の生活関連情報
- ⑦事前避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- ⑧地震防災応急計画を作成すべき事務所への計画実施の呼びかけ
- ⑨地震防災応急計画を作成しない事業所がとるべき措置
- ⑩家庭において実施すべき事項
- ⑪自主防災会に対する防災活動の呼びかけ
- ⑫金融機関が講じた措置に関する情報
- ⑬市の準備体制の状況
- ⑭その他必要な事項

3 広報手段

次の広報手段を活用し、広報を行う。

- ①市防災行政無線
- ②広報車
- ③市ホームページ・SNS等
- ④山梨CATV(株)への放送協力
- ⑤臨時広報紙、チラシ
- ⑥支所等への住民相談窓口の開設
- ⑦自主防災会を通じた広報活動

4 広報文例等

東海地震に関連する情報についての放送文例は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ・「東海地震に関連する情報」に伴う広報

第2 県の広報活動

県は、東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報・東海地震予知情報及び警戒宣言等に関する情報、主な交通機関運行状況及び交通規制状況、ライフラインに関する情報、家庭において実施すべき事項等について、報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ、新聞等で行うほか、広報車、インターネット、冊子等様々な広報手段により実施する。

第3 県警察の広報活動

県警察は、車両運転の自粛と運転者のとるべき措置、交通の状況と交通規制の実施状況、犯罪予防等のために住民のとるべき措置等について、広報車、携帯拡声器等の広報機器の活用、ビラ、チラシの配布及び横断幕、立看板等の活用等により広報する。また、新聞、テレビ、ラジオ等への積極的な協力を要請するとともに、状況に応じてヘリコプターによる警戒宣言発令の広報を実施する。さらに、交番等を利用した住民相談窓口を開設する。

〈広報手段等〉

- ア 交番、パトカー勤務員による広報車、携帯拡声器等の広報機器の活用
- イ 署、交番等作成の広報紙の配布及び立看板等の活用
- ウ 警察施設等を利用した住民相談窓口の開設
- エ ホームページ、SNS等の活用
- オ 新聞、テレビ、ラジオ等への積極的協力要請
- カ 自主防災組織との連携
- キ ヘリコプターによる広報

第4 防災関係機関の広報活動

1 放送機関

臨時ニュース、特別番組等の措置を講じて、取材事項、協定に基づく報道要請事項及び防災関係機関からの通報事項等により放送を行う。

2 電力供給機関

報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全装置に関する広報を行う。

3 ガス供給機関

報道機関を通じて、発生時に備えてのガス機器等の安全装置に関する広報を行う。

4 東日本電信電話(株)

報道機関及び各事業所前掲示等を通じて、通信の疎通状況並びに利用制限措置等について広報を行う。

5 JR東日本

報道機関及び駅構内の案内板等を通じて、運転状況等について広報を行う。

6 市営バス（市総務部）

報道機関及び構内の案内板等を通じて、運転状況等について広報を行う。

7 道路管理者

報道機関及び道路情報板等を通じて通行規制等について広報を行う。

8 水道管理者（市水道部）

報道機関及び広報車を通じて、緊急貯水及び飲料水確保の指導、発災時の対応等について広報を行う。

9 その他防災関係機関

上記以外の防災関係機関は、状況に応じて随時適切な広報活動を行う。

第5節 避難活動

第1 避難勧告又は指示の基準等

警戒宣言発令時における避難勧告又は指示の基準は、次のとおりである。

なお、注意情報の発表時において、避難場所までの距離が遠い等により、警戒宣言発令後では迅速な避難ができない場合は、この段階で高齢者、障害者等の避難行動要支援者の避難を実施することができるものとする。

警戒宣言発令時に、地震による災害の発生が予想される地域（事前避難対象地区）の住民をあらかじめ避難させる必要があると認められるとき。

第2 市が行う避難活動

1 事前避難対象地区の指定

本市における警戒宣言発令時に避難の勧告又は指示の対象となる「事前避難対象地区」は、資料編に掲載の地域とする。

資料編 ・事前避難対象地区及び避難場所一覧

2 事前避難対象地区住民等への周知

市は、事前避難対象地区の住民等に、パンフレット、案内板等により、次の事項について周知徹底を図る。

事前避難対象地区住民への周知事項

- ①事前避難対象地区の範囲
- ②地区の指定避難所までの避難路
- ③要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物
- ④車両による避難が行われる地域及び対象者
- ⑤避難の勧告と伝達方法
- ⑥その他必要な事項

3 避難勧告・指示及び警戒区域の設定

市長は、警戒宣言発令時には、事前避難対象地区の住民に避難の勧告又は指示を行うとともに、必要と認める地域を危険防止のための警戒区域として設定する。

4 自主防災会への協力依頼

市長は、警戒宣言発令時には、自主防災会に対し次の活動の実施を求めるものとする。

自主防災会への協力依頼事項

- ①防災用具、非常持ち出し品及び食料の準備
- ②指定避難所、避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
- ③指定避難所の点検及び収容準備
- ④収容者の安全管理への協力
- ⑤負傷者の救護準備

⑥重度障害者、高齢者等介護を要する者の避難救護

⑦耐震性の不十分な建物からの避難の勧め

5 災害救助法の適用となる避難対策への対応

市長は、災害救助法が適用されるほどの地震が発生した場合に、適切な避難対策が実施できるよう、地区ごとの住家滅失世帯調査班の編成、適用申請用紙の準備等を行う。

6 外国人等に対する避難誘導等の対応

外国人、外来者等に対する避難誘導等については、広報車、山梨CATV(株)への協力依頼による外国語放送、市ホームページへの外国語掲載等、適切な措置を講ずる。

7 帰宅困難者及び滞留旅客対策

塩山駅長、観光協会等の関係事業者と連携して、帰宅困難者及び滞留旅客の現状を把握するとともに、各種情報の提供、帰宅困難者、滞留旅客の保護、避難場所の設置及び帰宅支援の対策を実施する。

8 指定避難所における避難生活の確保

- (1) 市が設置した指定避難所には、情報連絡、指定避難所運営のため、市職員を配置するとともに、救護所、夜間照明等の設置に努める。
- (2) ビニールシート、テント等の野営資材は住民、自主防災会等の協力によって準備する。
- (3) 食料等の生活必需品は、各人が3日分（保存できるものは1週間分）を用意する。
- (4) 市は、旅行等で滞留者となった者の避難生活について、関係事業者等（山梨市駅、観光協会等）と協議する。
- (5) 市は、生活必需品の不足している者への斡旋に努める。
- (6) 市は、トイレの近くや段差のない場所を要配慮者の避難スペースとして確保するなど要配慮者に配慮するとともに、保健師・ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等重度障害者、高齢者等介護を要する者の介護を支援する。
- (7) 避難場所では自主防災会単位で行動する。

資料編 ・ 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

第6節 市民生活防災応急活動

第1 食料及び生活必需品の調達

1 基本方針

警戒宣言発令時における食料及び生活必需品の調達の基本方針は、次のとおりである。

- ①警戒宣言発令時に必要な食料及び生活必需品は、住民が自主的に確保する。
- ②市は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資について斡旋する。
また、警戒宣言発令期間が長期化して、物資が逼迫したときには県と連携をとり緊急の措置を講ずる。

2 市の活動内容

警戒宣言発令時における市の活動内容は、次のとおりである。

- (1) 緊急避難等で、非常持ち出しができなかった住民等への物資の調達又は斡旋
- (2) 食料備蓄倉庫、防災倉庫の在庫状況の把握、供給協定の締結
- (3) 相互応援協定締結市のうち、地震防災対策強化地域以外の市からの必要物資の調達
- (4) 県に対する緊急物資の調達又は斡旋の要請
- (5) 救助物資の受入場所の確保と受入体制の整備
- (6) 生活必需品の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うとともに、当該事態が起こった場合には、県と連携して必要に応じて物資を特定し、その確保のための指導を行う。

資料編 ・ 応援協定締結先連絡担当部署一覧

第2 飲料水の確保、給水活動

警戒宣言発令時における市（水道部）の活動内容は、次のとおりである。

- 1 市（水道部）は、緊急貯水を実施する。警戒宣言発令後は、一時的に大量の水道水が必要となるので、予備水源の確保、他水利の一時的転用等により、必要量の確保に努める。
- 2 住民に対して、必要量の飲料水を確保するよう広報を行う。
- 3 市（水道部）は、応急給水班、施設復旧班を編成し、給水方法、給水地点及び応急復旧作業等の実施体制の確立を図る。
- 4 二次災害を防止するため、警戒宣言発令後、直ちに塩素注入設備、緊急遮断弁等の施設を点検するとともに、水道工事を中止する。
- 5 給水車、応急給水用資機材の点検及び給水体制の確立を図る。
- 6 水道工事業者及び電力会社等との協力体制を整える。

第3 医療活動

警戒宣言発令時における市の活動内容は、次のとおりである。

- 1 各地区の指定避難所に医療救護所を設置し、医薬品、衛生材料、応急医療救護用資機材（担架、発電機、投光器、テント、浄水器、暖房器具等）を配備し、受入体制について、峡東地区医療救護対策

本部（峡東保健所）に通知する。

- 2 市内医療機関の診療継続状況を把握する。
- 3 傷病者を搬送するための車両、要員を確保する。また、交通規制状況を把握する。
- 4 住民に対して、医療救護所、災害拠点病院、災害支援病院等の受入体制について広報を行う。

第4 清掃、防疫等保健衛生活動

1 市の活動内容

警戒宣言発令時における市の活動内容は、次のとおりである。

- (1) 仮設トイレの準備を行う。
- (2) 清掃、防疫のための資機材の準備を行う。
- (3) 関係業者との地震発生時における協力体制の構築を図る。

2 住民・自主防災会の活動内容

警戒宣言発令時における住民・自主防災会の活動内容は、次のとおりである。

- (1) し尿、ごみ等の自家処理に必要な器具等を準備する。
- (2) 必要に応じ、自主防災会において清掃班を編成し、清掃、防疫のための資機材の準備、仮設トイレの設置場所の確保等を行う。

第5 幼児、児童・生徒の保護活動

1 東海地震注意情報が発表されたときには、学校、幼稚園、保育園（以下「学校等」という。）は次の措置を講じる。

- (1) 授業（保育）又は学校行事を直ちに打ち切る。
- (2) 安全な場所に全員を誘導し、児童・生徒等の保護者へ連絡をとったうえで、帰宅等の対応措置を講じる。このとき、帰宅後の安全が確保された場合のみ、小学生以下は保護者へ直接引渡し、中学生以上は個別に帰宅させるものとする。なお、帰宅途中で安全が確保されないことが明らかになったときは、学校に引き返させ、学校内で保護するとともに、保護者に対してその状況を報告する。
- (3) 留守家族児童・生徒等は、学校等において保護し、保護者の来校を待って引き渡す。

2 警戒宣言が発令されたときには、学校等は次の措置を講じる。

- (1) 授業（保育）又は学校行事を直ちに打ち切る。
- (2) 安全な場所に全員を誘導し、児童・生徒等の保護者へ連絡をとったうえで、帰宅等の対応措置を講じる。このとき、原則として保護者へ直接引渡しとする。
- (3) 留守家族、交通機関等の理由により、保護者の引き取りがないときは、学校等において保護する。長期間保護するときの寝具、食料等の措置については、市警戒本部との連絡のうえ、対策を講じる。
- (4) 警戒宣言が登下校中に発令されたときに備え、次の事項を徹底しておく。

登下校中発令時の周知事項

- ①ブロック塀、橋、歩道橋等危険箇所から離れる。
- ②学校あるいは自宅のいずれか近い方に急いで避難する。

- ③留守家族の生徒等は、できるだけ学校に集合する。
- ④交通機関を利用している生徒等は、その場の指揮者（乗務員・車掌等）の指示により行動し、自分の判断による行動はとらない。

(5) 授業（保育）終了時に警戒宣言が発令されたときは、翌日からの授業（保育）又は学校行事を中止し、学校は注意情報又は予知情報が解除されるまでの間休校とする。

第6 自主防災活動

注意情報発表時から災害発生時までの間、市等が実施する準備行動及び地震防災応急対策に併行して、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各自主防災会は次のような活動を実施する。

1 東海地震注意情報が発表された場合

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備行動を実施する。

- (1) 自主防災会の役員等の所在確認等、連絡体制を確保する。
- (2) 警戒宣言発令時の自主防災会本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認を行う。
- (3) 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診断所での外来診療の受診を控えるよう呼びかける。
- (4) 住民等に注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動を呼びかける。
- (5) 注意情報発表時に、事前避難対象地区内の高齢者、障害者等要配慮者が避難を開始する場合は、必要により市保健師と連携を図り、自主防災会において避難場所まで搬送する等の対策を実施する。なお、避難の実施にあたっては、要配慮者の受入体制、必要な日常生活用品等の確保等、市や指定避難所の施設管理者等と十分な連携を確保する。

2 警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合

(1) 自主防災会の活動拠点整備

情報の収集・伝達等を迅速に実施するために、地区内に活動拠点を設ける。

(2) 情報の収集・伝達

- ア 市からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。
- イ テレビ・ラジオで各種情報を入手するように努める。
- ウ 地震防災応急対策実施状況について、必要に応じ市へ報告する。

(3) 初期消火の準備

可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備体制をとる。

(4) 防災用資機材等の配備・活用

防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。

(5) 家庭内対策の徹底

次の事項について、各家庭へ呼びかける。

- ア 家具の転倒防止対策
- イ タンス、食器棚等からの落下等防止対策
- ウ 出火防止及び防火対策

- エ 備蓄食料・飲料水の確認
- オ 病院・診療所の外来診療の受診を控える。

(6) 避難行動

- ア 事前避難対象地区の住民等に対して市長の避難勧告又は指示を伝達し、速やかに事前避難対象地区外のあらかじめ定められた指定避難所へ避難させる。避難後は避難状況を確認し、市警戒本部に報告する。

資料編 ・ 事前避難対象地区及び避難場所一覧

- イ 自力避難の困難な高齢者、障害者等避難行動要支援者については、必要な場合には、市保健師等と連携を図り、自主防災会において避難場所まで搬送する。

- ウ 指定避難所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な事前避難対象地区で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市長が認めた「戸市地区」、「切差地区」、「山口地区」においては、速やかに車両を利用して指定避難所まで避難する。

- エ 事前避難対象地区外であっても、耐震強度が不十分な家屋住民に対して、付近の安全な空き地等へ避難するよう勧める。

(7) 避難生活

- ア 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。
- イ 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。
- ウ 飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、市等と連絡をとり、その確保に努める。

(8) 社会秩序の維持

- ア ラジオ、テレビ、市防災行政無線等により正確な情報を収集し、地区住民への伝達に努め、流言飛語等の発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。
- イ 生活物資の買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかける。

第7 家庭における防災活動

家庭においては、東海地震の関連する情報に応じて、適切な防災活動を実施する。

- 1 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合
 - 市防災行政無線、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、落ち着いて普段と同じような行動をとる。
- 2 東海地震注意情報が発表された場合
 - (1) 地震発生に備え、次のような準備行動を実施する。
 - ア 不要不急の旅行、出張の自粛
 - イ 自動車の使用を控える
 - ウ 食料・飲料水等の確保
 - エ 浴槽等への水の汲み置き
 - オ 家族同士の連絡方法の確認
 - カ 室内の家具の固定
 - キ その他必要な準備行動の実施
 - (2) 市防災行政無線、テレビ・ラジオ等の情報に十分に注意し、正確な情報の把握に努める。

（3）高齢者、障害者等要配慮者は、家族と、あるいは自主防災会等の協力によって、事前に指定避難所に避難する。

3 警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合

（1）地震発生に備え、日頃の防災訓練の経験を生かして、慌てずに落ち着いて次のような行動を実施する。

ア 崖崩れ等の危険箇所及び耐震性のない建物からの避難

イ 飲料水の貯え、食料・医薬品・懐中電灯・ラジオ等の非常持ち出し品の確認

ウ 火元の点検、破損・転倒しやすいものの点検の実施

エ 指定避難所及び避難路の確認

オ 屋根の修理等の危険な作業を控える。

カ 交通規制等が実施されるため、自動車の使用を控える。

キ その他必要な防災行動の実施

（2）市防災行政無線、テレビ・ラジオ等の情報に十分に注意し、正確な情報の把握に努める。

（3）高齢者、障害者等要配慮者は、家族と、あるいは自主防災会議室等の協力によって、事前に指定避難所に避難する。

第7節 防災関係機関の講ずる措置

第1 電力（東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社）

- 1 東京電力パワーグリッド山梨総支社非常災害対策本部を設置する。
- 2 東海地震注意情報が発せられた場合
 - (1) 電力施設等に対する特別巡視、特別点検、機器調整等を実施する。
 - (2) 保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制を確立する。
また、公衆通信、鉄道、警察、消防、諸官庁等との連携を密にし、通信網の確保に努める。
 - (3) 仕掛かり中の工事及び作業中の各電力施設について、状況に応じた人身安全及び設備保安上の応急措置を実施する。
 - (4) 発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係市町村と連携のうえ、連絡並びに避難方法の徹底を図る等の確かな安全措置を講じる。
 - (5) ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。
- 3 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合
 - (1) 仕掛かり中の工事及び作業中の各電力施設について、人身安全及び設備保全上の応急措置を速やかに実施する。
 - (2) 発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係市町村と連携のうえ、連絡並びに避難方法の徹底を図る等の確かな安全措置を講じる。
 - (3) ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

第2 通信（東日本電信電話㈱、NTTドコモ）

- 1 東海地震注意情報が発せられた場合は「情報連絡室」、警戒宣言が発せられた場合は「地震災害警戒本部」を設置し、情報連絡体制の確立を図るとともに、情報連絡要員の配備及び防災上必要な要員を待機させるなど、その状況に応じた措置を講じる。
- 2 警戒宣言発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル等を提供する。また、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前から実施する。
- 3 通信のそ通が著しく困難となった場合には、重要通信を確保するため、利用制限等臨機の措置を講ずる。また、利用者に対し、通信のそ通状況等、テレビ、ラジオ等を通じて広報を行い、社会不安の解消に努める。
- 4 地震が発生した時に、市からの要請に基づき、指定避難所における通信が確保できるよう、直ちに災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置準備に努める。

第3 ガス（ガス供給機関）

- 1 東海地震注意情報が発表された場合
ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に備え、ガス供給設備の特別点検、

特別巡視体制を確立する。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

- (1) ガスの供給継続を確保する。
- (2) 速やかに地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配備して、非常体制を確立する。
- (3) ガス工作物の工事については、安全措置を講じて直ちに中止する。
- (4) 巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保する。
- (5) 利用者に対し、テレビ、ラジオ等を通じて、不使用ガス栓（容器弁）の閉止、発災時のガス栓（容器弁）の即時閉止について広報を行う。
- (6) 地震が発生した時に、市からの要請に基づき、指定避難所における炊き出しの熱源等が確保できるよう、直ちにガスボンベ等の輸送準備に努める。

資料編 ・ ガス小売事業（旧簡易ガス）者一覧

第4 金融機関

山梨県、関東財務局甲府財務事務所及び日本銀行甲府支店は、金融機関等に対して、東海地震注意情報の発表時、警戒宣言発令時及び発災後における金融機関等に対して、それぞれの所掌事務に応じ次に掲げる措置を講じるよう要請する。

1 東海地震注意情報が発表された場合

平常通り営業、業務を継続するとともに、注意情報の発表を顧客等に周知する。また、警戒宣言発令時における利用可能及び利用不可能な店舗・現金自動預払機の周知等、地震防災対策の準備的措置を講じる。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

- (1) 営業時間中に発令されたときは、正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、店内顧客への普通預金の払戻しを除き、すべての業務を停止することができる。
ただし、「事前避難対象地域」内の店舗については、直ちに普通預金の払戻しを停止する。
※注（1）は「山梨県東海地震臨時金融対策連絡協議会」の決定事項に基づくもの
- (2) 営業時間外に発令されたときは、その後の営業を停止する。
- (3) 上記の（1）及び（2）の場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮したうえで現金自動預払機等において預金の払い戻しを継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさない様な措置を講じる。
- (4) 預金等の関係書類の保管について万全を期すとともに、電算機についても耐震措置を講じる。
- (5) 手形交換又は不渡処分取扱いについては、平常に戻るまでの期間、手形期限の延長措置がとられることとなるので、手形交換所と連絡をとり、その指示に従う。
- (6) 預貯金、手形等の取扱いについて顧客への周知徹底を図る。

3 発災後

- (1) 資金の融資について融資相談所の開設、審査手続きの簡素化、貸出しの迅速化等の措置をとる。
- (2) 預貯金の払戻しについて、通帳等紛失した者への簡易な確認方法により、払戻しの利便を図る。
- (3) 定期預金等の中途解約又は当該預金を担保とする貸出しに応ずる措置をとる。

- （4）手形交換又は不渡処分取扱いについては、平常に戻るまでの期間、手形期限の延長措置がとられることとなるので、手形交換所と連絡をとり、その指示に従う。
- （5）生命損害保険金を迅速に支払うよう配慮する。また、保険料の払込について適宜猶予期間の延長措置を講じる。
- （6）預貯金、手形等の取扱いについて顧客へ周知徹底を図る。

第5 鉄道（JR東日本）

1 東海地震注意情報が発表された場合

- （1）平常通り運行を継続する。ただし、貨物列車については原則として最寄りの駅に抑止を行う。また、強化地域内を旅行目的としない夜行寝台列車については、強化地域への進入を抑止する。
- （2）旅客に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。
また、警戒宣言発令後の運転規制等の地震防災応急対策の内容について周知する。
- （3）警戒宣言発令後に想定される滞留旅客の避難方法、必要な資機材等の確認等の準備行動を実施する。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

- （1）列車内、駅内の旅客に地震に関する情報を伝達するとともに、運転状況等の問い合わせに対し、適切な案内を行う。
- （2）強化地域内への列車の入り込みは、原則として規制する。
- （3）強化地域内を運転中の列車は、地震防災上最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停止させる。

路線名	停車駅
JR中央本線	上野原～小淵沢（無人駅を除く。）

- （4）駅施設の旅客及び駅に停車した列車内旅客のうち、自己の責任において行動を希望する者以外は、原則として列車内又は駅舎内に待機させる。児童・生徒については、学校と連絡をとり、対応を協議する。
待機する旅客に対しては、食事の斡旋等を行う。食事の斡旋が不可能となったときには、関係自治体に食事の斡旋の援助を要請する。なお、斡旋方法や体制等については、あらかじめ関係自治体と協議しておくものとする。
待機が長期間となった場合、又は危険が見込まれるとき及び発災後は、当該市町村の定める指定避難所に避難させる。
- （5）病人発生等緊急を要するときは、応急措置を行い、指定救急医療機関に収容する。
- （6）輸送確保の見込み等について、利用者に広報をする。
- （7）その他滞留旅客の保護のため必要な事項は、当該市町村と連携した対策を行う。

第6 市営バス（総務課、教育委員会）

1 東海地震注意情報が発表された場合

- （1）平常通り運行を継続し、乗客に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行

や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の運転規制等の地震防災応急対策の内容について周知する。

(2) 帰宅困難者等が想定される場合は、臨時バス等の増発を検討・実施する。

(3) 警戒宣言発令後に想定される滞留旅客の避難方法、必要な資機材等の確認等の準備行動を実施する。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

(1) 主要ターミナル、営業所及び車内等の旅客に対し、掲示物、放送等により情報を伝達する。

(2) 警戒宣言発令の情報を入手したときには、車両の運行を中止し安全な場所に停車するとともに、旅客に指定避難所を教示する。児童・生徒については、スクールバス運転手は、学校と連絡をとり、必要な対応措置をとる。

第7 病院、診療所

1 病院、診療所の措置

健康増進部は、東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言発令時においては、市内医療機関に、次の基準に従って適切な措置を行うよう、山梨市医師会を通じて依頼する。

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

ア 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受け入れは原則として制限する。

なお、外来患者の受け入れを制限する施設にあつては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱をきたさない措置を十分に講じる。

イ 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講じるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講じる。

ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保等の準備的措置を講じる。なお、必要に応じて入院患者の引渡しを実施することができる。

エ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保等の準備的措置を講じる。なお、必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施することができる。

(2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

ア 救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。

イ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、災害発生時の重症患者等治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。

ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。

2 住民への広報

市は、医療機関における外来患者の受け入れは、原則として東海地震注意情報発表時には制限

され、また東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられたときは中止になるので、住民に対して外来診療は控えるよう、広報車、市ホームページ、SNS等を活用し、また自主防災会を通じて、理解と協力を求めるものとする。

第8 スーパー等

1 スーパー等に対する依頼

市は、スーパー等に対して、東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言発令時においては次の措置を行うよう、山梨市商工会等を通じて依頼する。

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

ア スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水・生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用具、防災資器材を販売する施設にあつては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して注意情報の発表を周知する。また、警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。

イ 営業の継続にあつては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講じるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講じる。

(2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

ア スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であつて、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。

イ 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続等の地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。

ウ 営業を継続する場合にあつては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講じる。

2 住民への広報

市は、住民に対して、不要な買い物や買い占めの自粛等、冷静な行動をとるよう、広報車、市ホームページ、SNS等を活用し、広報を実施するものとする。

第9 県・市社会福祉協議会、県・市ボランティア協会

- 1 速やかに地震災害等援助のための対策本部を設置し、支援体制を確立する。
- 2 ボランティアの総合受付、調整等を行う。
- 3 防災ボランティアに対するニーズ等の情報を提供する。
- 4 災害時のボランティア活動に関する連絡調整を行う。
- 5 要配慮者に関するニーズ把握を行う。

第8節 交通対策

注意情報発表時及び警戒宣言発令時における交通の混乱と交通事故等の発生の防止、住民等の円滑な避難と緊急輸送路の確保のため、県警察は、次の交通対策を実施する。

なお、市は、県警察が行う交通対策と連動して、住民に対して①テレビ等による交通情報等の視聴②不要不急の旅行の自粛、③車両運転の自粛、④運転者のとるべき措置等について、広報車、市ホームページ、SNS等の活用により、広報を行うものとする。

第1 交通規制等

1 基本方針

(1) 注意情報発表時

不要不急の旅行や出張等の自粛を要請するとともに、警戒宣言が発せられたときの交通規制等の状況を広報する。

(2) 警戒宣言発令時

警戒宣言発令時における交通規制等の基本方針は、次のとおりである。

市内での一般車両の走行は、極力抑制する。

市内への一般車両の流入は、極力制限する。

市外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

避難路及び緊急輸送道路については、優先的にその機能を確保する。

2 交通規制計画の策定

県警察は、次に掲げる道路について、避難計画、緊急輸送計画、道路啓開計画及び隣接する都県警察等の交通規制計画と整合性のとれた交通規制計画をあらかじめ定める。

(1) 警察庁が指定する広域交通規制対象道路

(2) 緊急輸送道路、避難路その他防災上重要な幹線道路

(3) 高速自動車道（インターチェンジについては、個々のインターチェンジごと）

(4) 広域的な指定避難所等防災上重要な施設の周辺道路

(5) 崖崩れ等の発生が予想される施設の周辺道路

(6) 発災時に重大な火災の発生が予想される施設の周辺道路

(7) その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路

3 交通規制の実施

(1) 交通規制の実施にあたっては、県警察は、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき速やかに実施する。

(2) 交通規制の実施にあたっては、大規模地震対策特別措置法等で定められた標示等を設置して行う。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官の指示により行う。

第2 運転者のとるべき措置

注意情報発表時及び警戒宣言発令時には、運転者は次の措置をとるよう、周知徹底を図る。

1 走行車両の行動

走行中の車両は、次の要領により行動すること。

（1）注意情報発表時

ア 注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 不要不急の旅行や出張等を自粛する。

（2）警戒宣言発令時

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーはつけたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

2 避難時の車両使用禁止

避難のために車両を使用しないこと。

第3 道路啓開

警察官は、警戒宣言が発せられたときは、一般車両の交通規制及び避難のために道路上に放置される車両その他の障害物が多くなることが予想されるので、緊急輸送道路確保のため、これらの交通障害物を排除する道路啓開を有効適切に実施する。

第4 交通検問

警戒宣言が発せられたときは、県警察は、交通規制の実効を担保し、交通の混乱と交通事故の発生を防止するため、県内の交通要点に警察官等を配備して交通検問を行い、緊急輸送車両の確認、交通整理、迂回、誘導交通規制及び運転者のとるべき措置等について指示、広報を実施する。

第5 交通情報及び広報活動

1 東海地震注意情報が発表された場合

（1）注意情報が発表されたときは、運転者に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

（2）警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

警戒宣言が発せられたときは、交通情報の収集に努めるとともに、これらの情報の提供、運転者のとるべき措置、交通規制の実施状況等についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。

第9節 事業所等対策計画

各事業所は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより、市域内の一定規模の事業所等では、あらかじめ地震防災応急計画を定め、それぞれ関係機関へ届け出るものとする。

また、一定規模以下の事業所等にあっても警戒宣言発令時の対応措置をあらかじめ定めるものとする。市においても、事業所等に対して必要な情報の伝達、要望等を行うものとする。

なお、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置をとる。

第1 東海地震注意情報が発表された場合

1 施設内の防災体制の確立

- (1) 施設の利用・営業等の中止・継続等の方針
- (2) 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
- (3) 施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
- (4) 避難誘導の方法、避難路等の確認

2 顧客、従業員等への対応

- (1) 注意情報の発表の周知、内容の説明
- (2) 警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容
- (3) 顧客等の避難、従業員への帰宅措置の確認

第2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

1 施設内の防災体制の確立

- (1) 原則、施設の利用・営業等を中止する。ただし、建物等の耐震性等の安全性が確保されている施設については、施設管理者の判断により施設の利用・営業等を継続することができる。
- (2) 予知情報、警戒宣言の周知、内容の説明
- (3) 地震防災応急計画に基づき、次の応急保安措置等を実施する。
 - ア 施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
 - イ 防災要員の確保、体制の設備及び情報収集・伝達体制の整備
 - ウ 顧客、利用者等への避難誘導の実施

2 従業員等への対応

保安要員を残し、道路交通状況を鑑み、徒歩・自転車等による従業員の避難を実施する。

第3 市の措置

市は、平時から、また東海地震の関連情報が発表されたときは、「広報やまなし」、広報車、市ホームページ、SNS等を活用して、事業所等に対して次の措置を行うものとする。

1 平時の措置

市は、事業者等に対して平時から次の地震防災応急対策の実施を推進するよう指導する。

- (1) 施設・設備の安全対策の推進
- (2) 警戒宣言発令時等における行動指針等の防災教育

- (3) 徒歩による帰宅訓練の実施
- (4) 従業員用の食料、飲料水等の備蓄
- (5) 防災訓練の実施

2 東海地震注意情報、東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられたときの措置

市は、東海地震注意情報、東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられたときは、必要により次の措置を行うよう、事業者等に対して要請、要望、周知を図る。

(1) 要請、要望事項

ア 施設・設備の転倒防止措置、看板等の落下防止措置、ガラス飛散防止措置等の適切な安全対策の実施

イ 早期退社の勧め

ウ 従業員への道路交通規制状況・公共交通運行状況等の周知

エ 自家用車による出勤、帰宅等の自粛

(2) 周知事項

ア 指定避難所及び避難路

イ NTTが地震発生時に設置する災害用伝言ダイヤル、携帯電話各社が設置する災害用伝言板の使用方法

第5章 南海トラフ地震に関する事前対策計画

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

第1節 計画作成の趣旨

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）において、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意報、巨大地震警報）が発表された場合にとるべき対策を定める。

なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項、関係者との連携協力の確保に関する事項、防災訓練に関する事項及び地震防災上必要な教育及び広報に関する事項については、地震編第2章による。

第2節 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

地震編第1章第1節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」のとおり。

第3節 南海トラフ地震臨時情報等について

1 情報の種類と発表条件

情報名	情報発表の条件
南海トラフ地震に関連する情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 ○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

2 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○1ヵ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり^{※4}が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒 巨大地震注意	<p>想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード^{※5}8.0以上の地震が発生したと評価した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震^{※2}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1:南海トラフの想定震源域の海溝軸外側50 km程度までの範囲

※2:モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始

※3:太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4:ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。南海トラフのプレート境界深部(30~40 km)では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日~1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

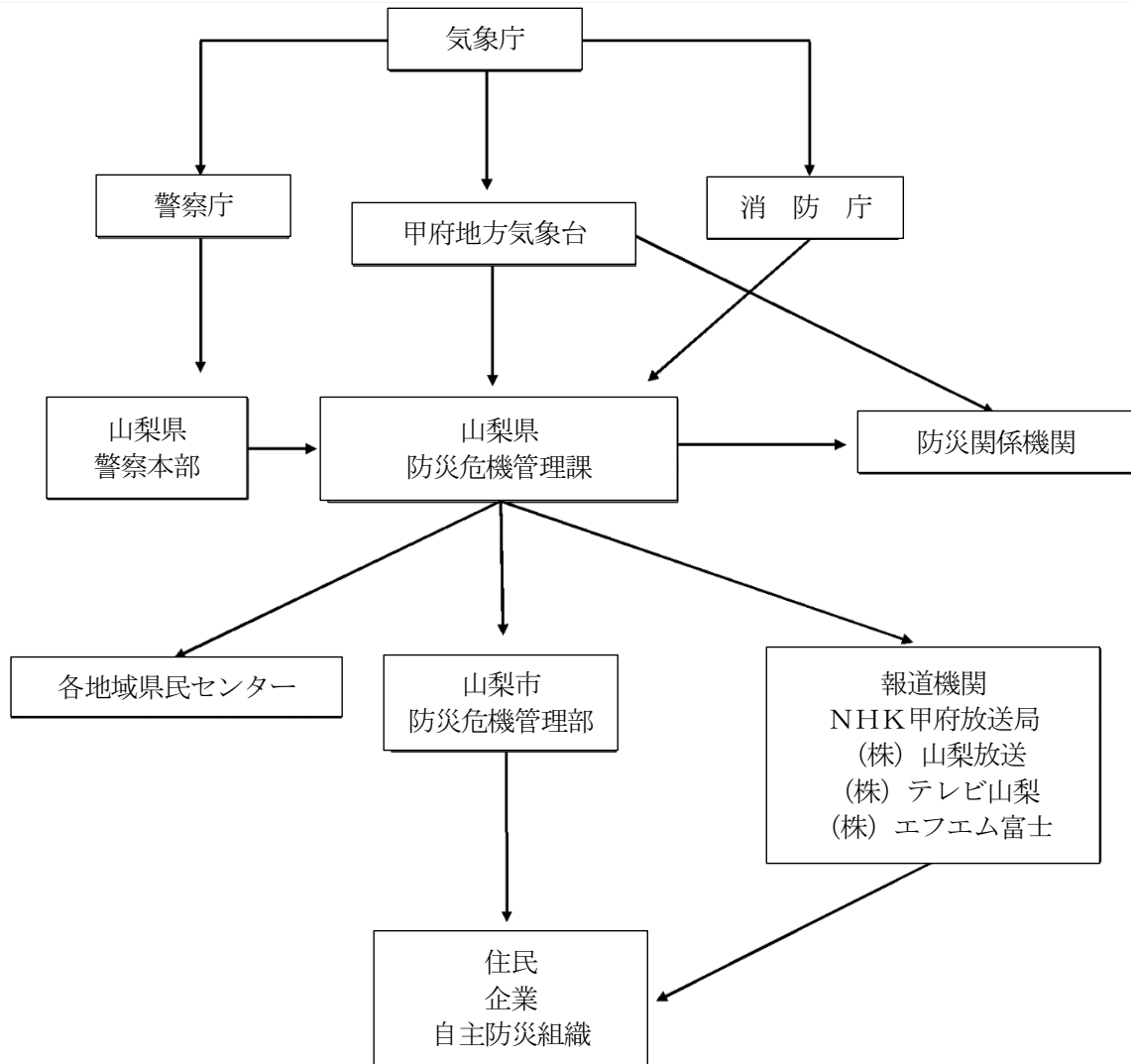
※5:断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴をもっている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

1 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)の伝達等

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の連絡体制は以下のとおり。



（2）南海トラフ地震臨時情報の種類ごとの対応

情報名	対応
南海トラフ地震臨時情報(調査中)※県内震度が4未満	<ul style="list-style-type: none"> ○庁内連絡会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・発表された情報の共有 ・情報収集・連絡体制の確認 等 ○情報収集態勢 <ul style="list-style-type: none"> ・防災危機管理部職員2名+宿日直職員【勤務時間外】
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)	<ul style="list-style-type: none"> ○庁内連絡会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・発表された情報の共有 ・応急対策の確認など、地震への備えの徹底 等 ○災害警戒本部態勢
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)	<ul style="list-style-type: none"> ○庁内連絡会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・発表された情報の共有 ・応急対策の確認など、地震への備えの徹底 等 ○災害対策本部態勢

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については以下のとおり。

（1）市の広報活動

市は市町村地域防災計画の定めるところにより、住民に対して広報を行う。

ア 広報体制

市民に対して的確な広報を行い、適切な対応を促すよう努めるものとする。

イ 広報内容

- a 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)及び南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)に関する情報の周知及び内容説明
- b 主な交通機関運行状況及び交通規制状況
- c ライフラインに関する情報
- d 地域内外の生活関連情報
- e 家庭において実施すべき事項
- f 自主防災組織に対する防災活動の呼びかけ
- g 金融機関が講じた措置に関する情報
- h 市の準備体制の状況
- i その他必要な事項

ウ 広報手段

広報は、広報車、サイレン、警鐘、市防災行政無線、市ホームページ、SNS、CATV等によるほか、自主防災組織を通じるなど様々な広報手段を活用して行う。

エ 報道機関との応援協力関係

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）の発表を受けたとき、必要に応じてテレビ、ラジオを通じて直接市民に呼びかけ、民心の安定を図る。

オ 住民等からの問い合わせに対する対応

速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話等を備えた窓口の開設、人員の配置等体制の整備を図る。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

市、県及び防災関係機関は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための情報の収集体制を整備するものとする。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

ア 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりを観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。

また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

イ 南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(4) 避難所の運営

一般災害編第3章第16節による。

(5) 水道、電気、ガス、通信、放送関係

ア 水道

水道事業者は、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

イ 電気

電力事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

ウ ガス

ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。

エ 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であるため、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を実施するものとする。

オ 放送

(ア) 放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

(イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。

(6) 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等の準備措置を実施するものとする。

(7) 交通

ア 道路

(ア) 県警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。

(イ) 市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

イ 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施するものとする。なお、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

(8) 市が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、河川、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、記念館、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制を定めるものとする。

(ア) 各施設に共通する事項

a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

<留意事項>

- ・ 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- ・ 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう

事前に検討すること。

- b 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- d 出火防止措置
- e 水、食料等の備蓄
- f 消防用設備の点検、整備
- g 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、パソコンなど情報を入手するための機器の整備
- h 各施設における緊急点検、巡視

(イ) 個別事項

- a 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- b 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十分に考慮した措置
- c 幼稚園、小・中学校等にあつては、次に掲げる事項
 - ・ 児童生徒等に対する保護の方法
 - ・ 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(ア) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、アの(ア)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

- a 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- b 無線通信機等通信手段の確保
- c 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(イ) 市地域防災計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(ウ) 市は、屋内避難に使用する建物の選定を行うものとする。

ウ 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を講じるものとする。

(9) 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

第6章 災害復旧・復興対策計画

第1節 災害復旧事業計画の作成

一般災害編第4章第1節「災害復旧事業計画の作成」を準用する。

第2節 激甚災害の指定に関する計画

一般災害編第4章第2節「激甚災害の指定に関する計画」を準用する。